

第 1 章 経済情勢	1
第 2 章 経済産業省の重点施策	6
我が国経済社会を取り巻く現状と施策展開の方向	6
1. 現状のスケッチと課題への取組	6
2. 施策展開の基本的な方向性	6
3. 行政改革の推進	7
平成 15 年度 経済産業省の重点施策	7
I. 我が国の産業競争力を強化する	7
- 1. 国際競争力のある企業を創出するとともに創業・新事業展開を促進する	7
1. 競争力ある企業を伸ばす	8
2. 創業・新事業を支援するとともに、サービス産業を活性化する	9
3. 企業や個人の「挑戦」を支え、ネックとなりがちな金融機能を確立する	11
- 2. 新市場創出を目指し、イノベーションを促す	12
1. 我が国を高付加価値拠点化する	12
2. 個人需要を拡大する	14
- 3. 内外一体の対外経済政策を推進する	14
1. 「東アジア自由ビジネス圏」を形成する	15
2. 内外の資本・頭脳を誘致する	16
3. WTO 及び開発問題への確に対応する	16
II. 環境・エネルギー問題への確に対応する	17
1. 環境問題への確に取り組む	17
2. エネルギー行政を的確に展開する	18
III. 質の高い公的サービスを実現する	20
1. 電子政府・電子自治体化を推進するとともに政策評価の実を上げる	20
2. 行政サービスのアウトソーシングを促進する	21
3. 独立行政法人の業績向上に努めるとともに、特殊法人改革を推進する	21
第 3 章 機構及び定員の改正	22
1. 機構	22
2. 定員	22
第 4 章 予算の概要	24
1. 概算要求に当たっての基本的な方針	24
2. 予算編成スケジュール	27
3. 概算要求の概要	28
4. 予算の概要	38
4.1. 平成 15 年度経済産業省予算の概要	38
4.2. 中小企業対策関連予算及び財政投融资計画の概要	49
4.3. 資源エネルギー関係予算の概要	54
4.4. 特許特別会計予算の概要	68
4.5. 産業技術関係予算の概要	71
4.6. 原子力安全・保安院予算の概要	82

第 5 章 特別会計	87
1. 貿易再保険特別会計	87
2. 石油並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	89
3. 電源開発促進対策特別会計	93
4. 特許特別会計	99
第 6 章 税制改正の概要	102
I. 経済活性化に向けた税制改革	102
1. 研究開発税制の抜本強化	102
2. IT投資促進税制の創設	103
3. 創業支援税制・私学支援税制の拡充	104
4. 産業再生税制（産業活力再生特別措置法に係る税制措置）の拡充	105
5. 相続税・贈与税の改革	105
6. 金融関連税制の整備	106
7. 土地関連税制の整備	106
8. 交際費課税の抜本軽減〔後掲「2. 中小・ベンチャー企業関連税制」部分〕	107
9. 連結付加税の撤廃	107
II. 中小企業・ベンチャー企業の挑戦を支援する税制	107
1. 留保金課税の停止措置	107
2. 事業承継税制：自社株に対する軽減措置に係る所要の規定の整備	107
3. 中小企業技術基盤強化税制の拡充	108
4. 中小企業の少額資産損金算入制度の拡充	108
5. 中小企業再生円滑化税制	108
6. 交際費支出の損金算入限度額の拡大	109
7. その他の中小企業関係租税特別措置	109
III. エネルギー税制・環境関連税制の整備	110
1. エネルギー政策の見直しに伴う石油税・電源開発促進税の見直し	110
2. 自動車関連税制	111
3. 環境・エネルギー関係主要租税特別措置	112
IV. その他の主要項目	113
V. 外形標準課税	115
VI. 消費税の中小事業者特例	115
第 7 章 財政投融资の概要	116
1. 我が国の産業競争力の強化	116
1.1. 国際競争力のある企業の創出と創業・新事業展開等の促進	116
1.2. 新市場を創出し、イノベーションを促す	117
2. 環境・エネルギー問題への的確な対応	117
第 8 章 法律の制定及び改正の概要	119
1. 第 156 回通常国会提出法律案等	119
2. 第 157 回臨時国会提出法律案等	120
3. 第 158 回特別国会提出法律案等	120
4. 第 159 回通常国会提出法律等	120

第 9 章 政策評価	123
1. 政策評価について	123
2. 独立行政法人制度について	123
3. 独立行政法人評価について	123
第 10 章 情報公開	124
1. 行政機関情報公開法の概要	124
2. 独立行政法人等情報公開法の概要	124
第 11 章 広報活動	126
1. ホームページによる広報	126
2. 各種媒体による広報	126
3. 政府広報の活用	126
4. 行政情報センター	126
第 12 章 情報システム	127
1. 概況	127
2. 具体的取組み	127
2.1. 国民の利便性・サービスの向上	127
2.2. 情報通信技術の活用による事務・手続きの簡素化、効率化及び行政運営の合理化	127
2.3. 経営資源の極大化のための環境・システム整備	128
第 13 章 経済産業研究所	129
1. 概要	129
2. 中期目標	129
3. 中期計画の見直し	129
第 14 章 調査統計	131
1. 調査統計の概要	131
2. 一次統計調査	131
2.1. 一次統計調査の概要	131
2.2. 主な一次統計調査の平成 15 年調査結果	133
3. 二次統計（統計解析業務等）	136
3.1. 二次統計関連業務の概要	136
3.2. 主な二次統計関連業務の平成 15 年結果	139
4. 統計調査に関するその他の業務	142
4.1. 統計調査の実施	142
4.2. 統計調査結果の公表	143
4.3. 国際統計業務	144
5. 省内統計の見直しに関する主な動き	145

第1章 経済情勢

我が国経済の動向を見ると、設備投資、輸出の増加に支えられて、内需、外需ともに増加しており、着実に回復している。世界経済が回復する中で我が国の景気回復は続いているが、為替レートの動向などに留意する必要がある。

我が国の国内総生産の実質成長率は、2002年の0.4%減から2003年には2.7%増となり、低水準ではあるものの回復の兆しが見られる（図1）。2003年第4四半期2次速

報に基づき、実質ベースで国民総生産の伸びを分析すると次のとおりとなる。すなわち、内需全体では、2002年の1.0%減から2003年には1.9%増と好転している。内需の主要項目について見ると、まず、民間最終消費支出は2002年の0.9%増に引き続き2003年には1.1%増となっている。また、民間企業設備は2002年の7.1%減から2003年は9.4%増と大きく回復している。外需(国民総生産のうちの純輸出)は2002年の36.3%増から2003年には28.3%増と世界経済の着実な回復に伴って引き続き増加している。

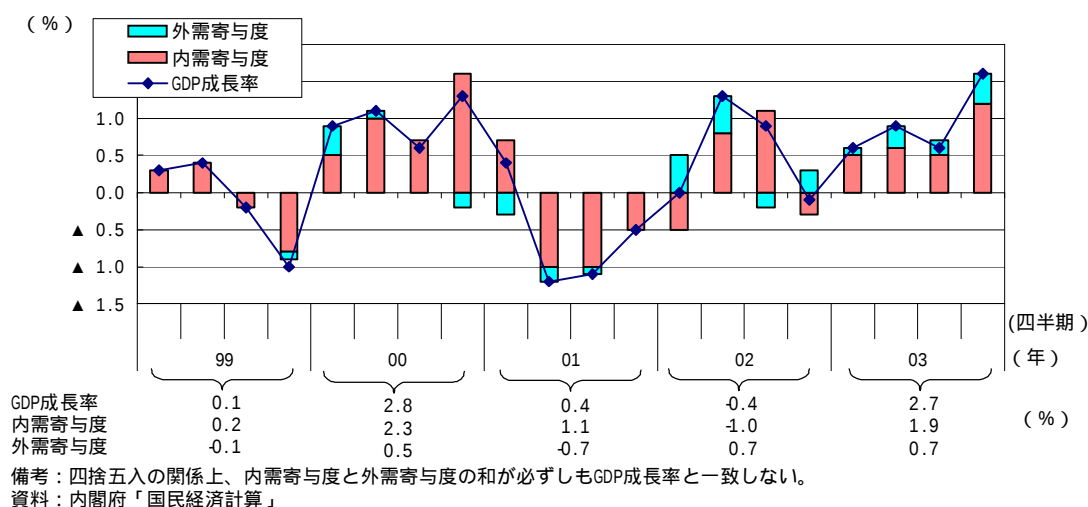


図1 GDP成長率と内需・外需寄与度

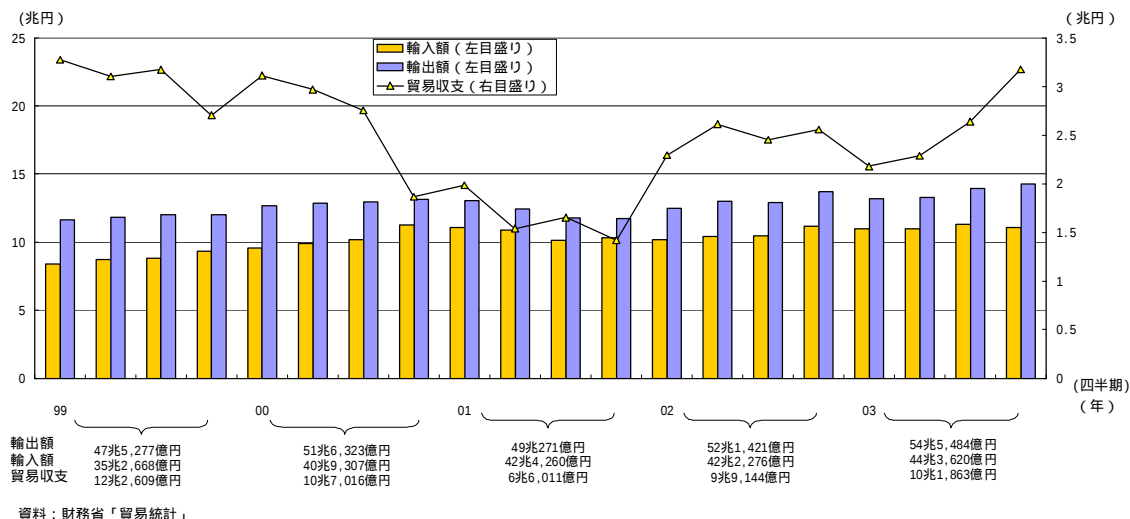


図2 輸出入額、貿易収支

輸出入の動向を見ると、2003年の我が国の輸出額は4.7%増の54兆5,484億円となっており、2001年の減少の後2年連続して前年を上回り、世界経済の回復の中で着実に増加している。また、2003年の輸入額は5.1%増の44兆3,620億円であり、2002年の減少から1年で再び増加に転じた。この結果、2003年の貿易収支は前年比3.1%

増の10兆1,863億円となっている（図2）。

2003年の我が国の実質民間企業設備投資は90兆9,988億円であり、2002年の減少から回復している。四半期ごとに見ると、2002年10～12月期以降の対前年同期比はプラスとなっており、特に2003年10～12月期は対前年同期比14.3%増となっている（図3）。

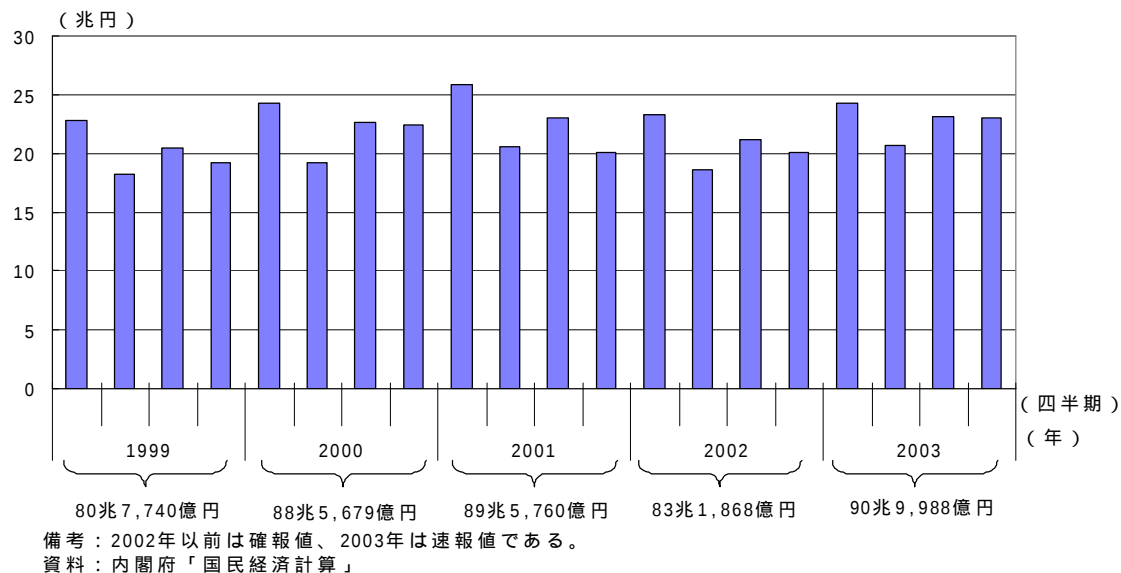


図3 実質設備投資

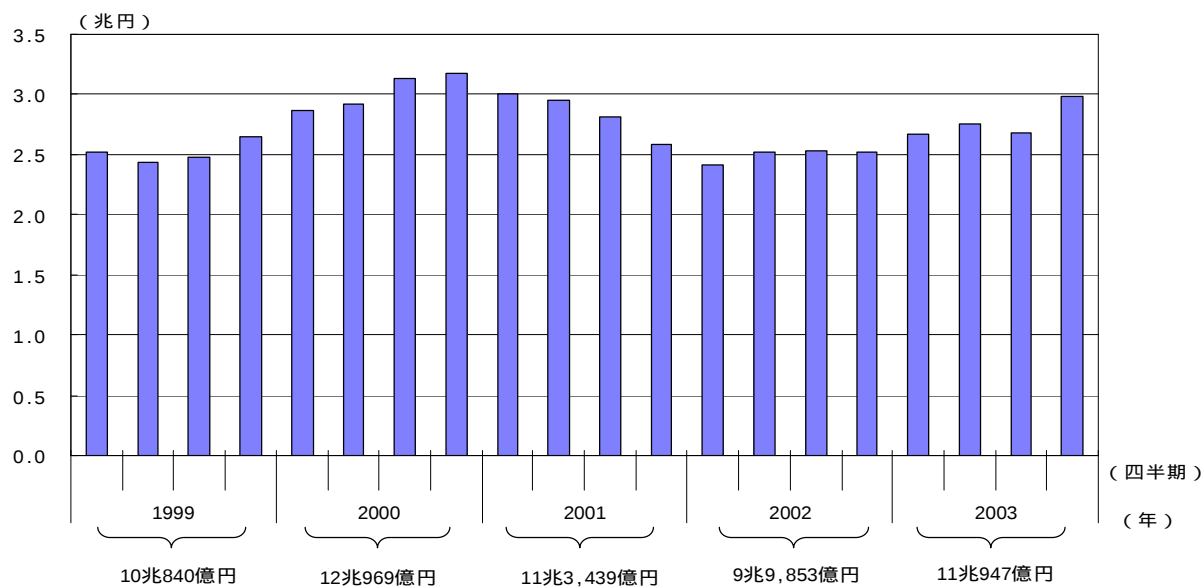


図4 機械受注額

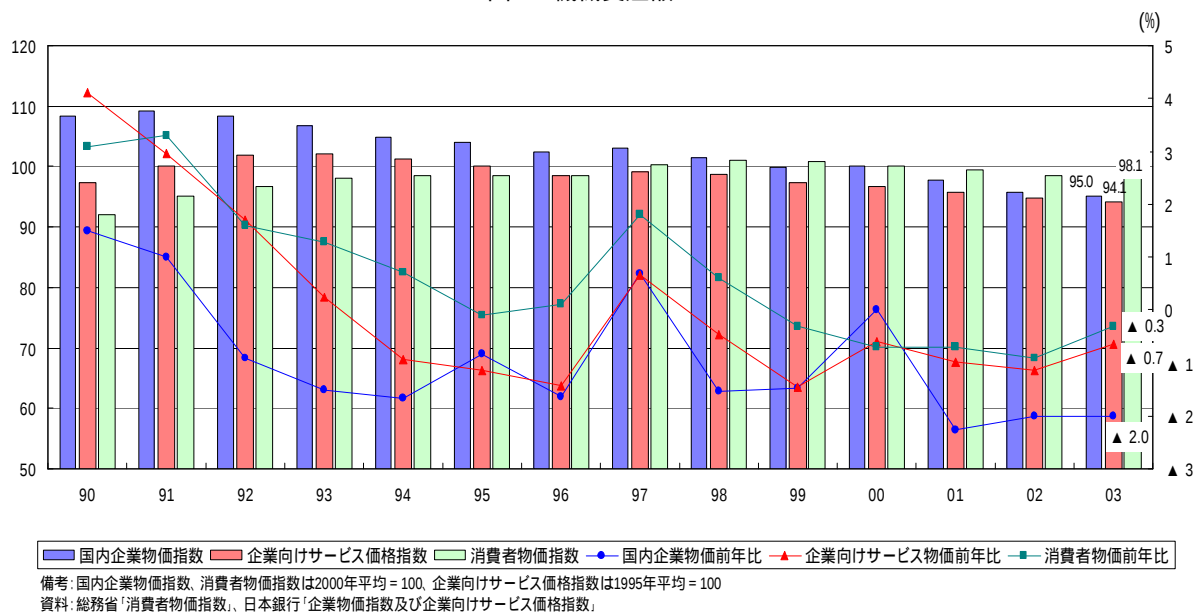


図5 物価指数

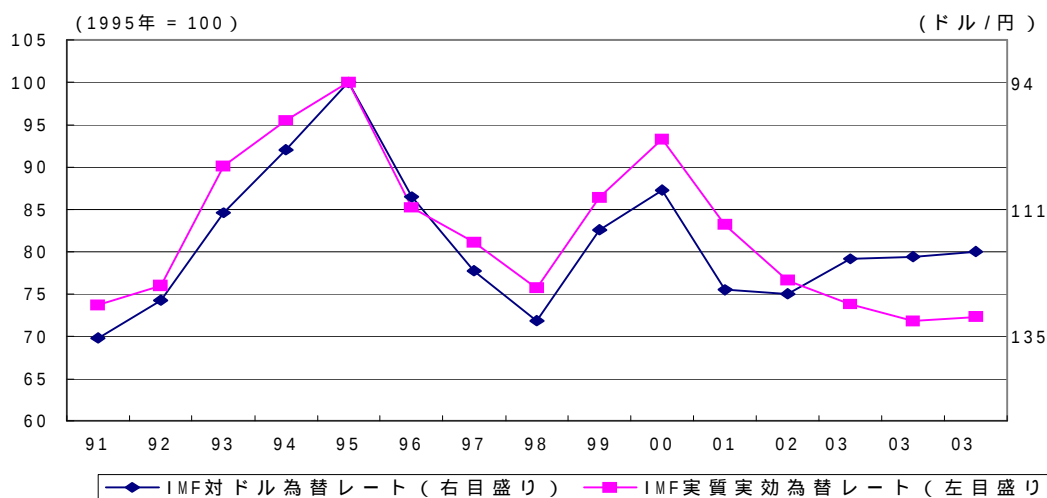
設備投資の先行指標である機械受注額も増加しており、引き続き設備投資は回復の兆しを見せる内需の牽引役としての役割を果たすものと見込まれる（図4）。

物価水準を見ると 2003 年の国内企業物価は前年比 0.7%の低下、企業向けサービス価格は前年比 0.7%の低下、消費者物価は前年比 0.3%低下となっており、引き続き緩やかなデフレが続いている（図5）。

対ドル為替レートは 2000 年以降円安傾向にあったが、2002 年以降は再び円高傾向となり、2004 年 3 月には 4 年振りに 1 ドル 103 円台となっている（図6）。ただし、実

質実効為替レートは、2003 年に入りユーロ高や内外の物価動向などを受けて円安傾向となっている。

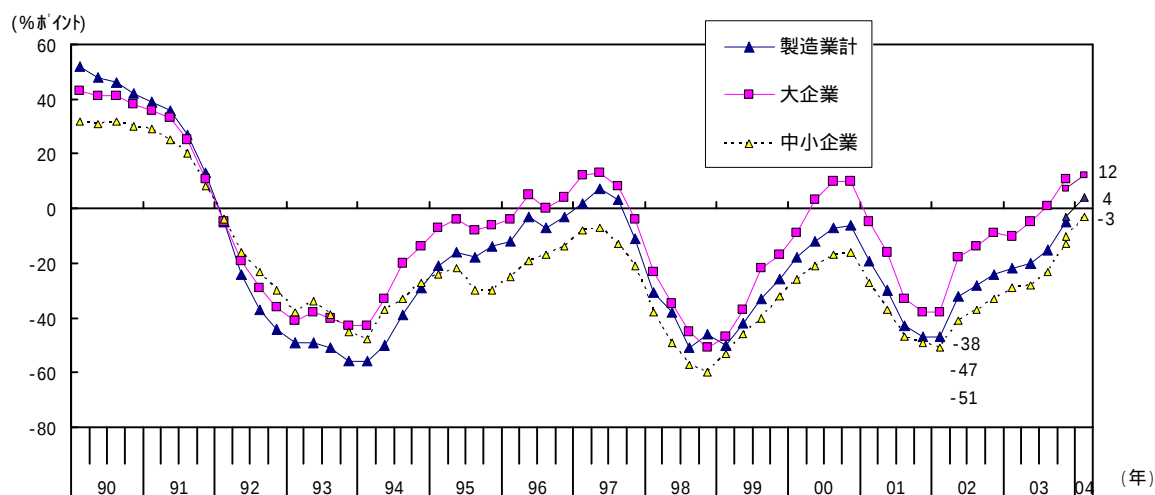
我が国経済の回復を受け、製造業は生産、輸出入、収益が増加し、企業債務、雇用にも好転の兆しが見られる。製造業の業況判断 D.I. を見ても改善傾向が継続している。これを企業の規模別に見ると、大企業では 2002 年 6 月調査よりマイナス幅が減少に転じ、2003 年 9 月期には景気回復の判断基準となる 0 を上回っている。一方で中小企業では大企業と同様に回復傾向にはあるものの、水準はマイナスとなっている（図7）。



備考：実質為替レートは、円と主要な他通貨間のそれぞれの為替レート(名目為替レート)を、当該相手国・地域の物価指数と日本の物価指数との比を乗じて実質化(実質為替レート)した上で、それぞれの実質為替レートを貿易ウェイトで加重平均し、基準時点を決めて指数化する形で算出した値である。

資料：IMF, "International Financial Statistics"

図6 対ドル為替レート、実質実効為替レートの推移



備考：1. D.I.は業況が「良い」と答えた企業の割合から「悪い」と答えた企業の割合を差し引いた値であり、数値が大きいほど業況が良いことを示している。

2. 大企業は、従業員数1,000人以上の企業。

中小企業は、従業員数50～299人の企業(卸売は20～99人、小売り・サービス・リースは20～49人)

3. 2004年3月調査より調査対象企業の見直し等により、2003年12月調査までのデータと2004年3月調査のデータは連続していない。

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

図7 業況判断 D.I. (製造業)

鉱工業生産（製造工業）は2001年に大幅に減少したものの、2002年に以降増加に転じ、2003年も輸出や設備投資の堅調な動きを受けて増加基調にある（図8）。また、在庫率も2001年の100.4ポイントから2003年には90.4ポイントと改善の傾向が見られる。

2003年の鉱工業生産を業種別に見ると、電子部品・デバイス工業はメモリ、CCDなど半導体集積回路やアクティブ型液晶素子の生産が増加したことから前年比18.2%増、一般機械工業はITバブルや生産拠点の海外移転の影響に

より低迷していたものの、2002年に続いて増加して7.2%増、化学工業は皮膚用化粧品や合成ゴムの生産が増加したことから1.5%増、輸送機械工業は、自動車部品の好調や自動車輸出の堅調な動きを反映して3.1%増となった。この結果、近年の鉱工業生産のピークである2000年と比較して、輸送機械工業は1.09倍、電子部品・デバイス工業は1.03倍、化学工業は1.01倍、一般機械工業は0.88倍となった（図9）。

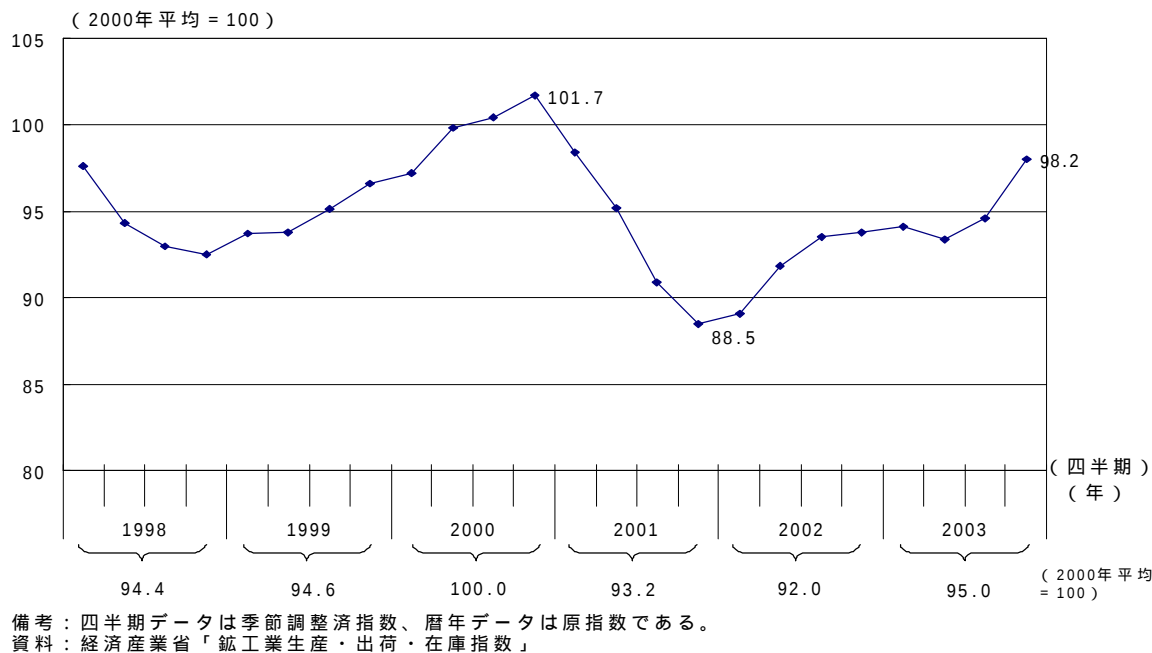


図8 鉱工業生産指数（製造工業）

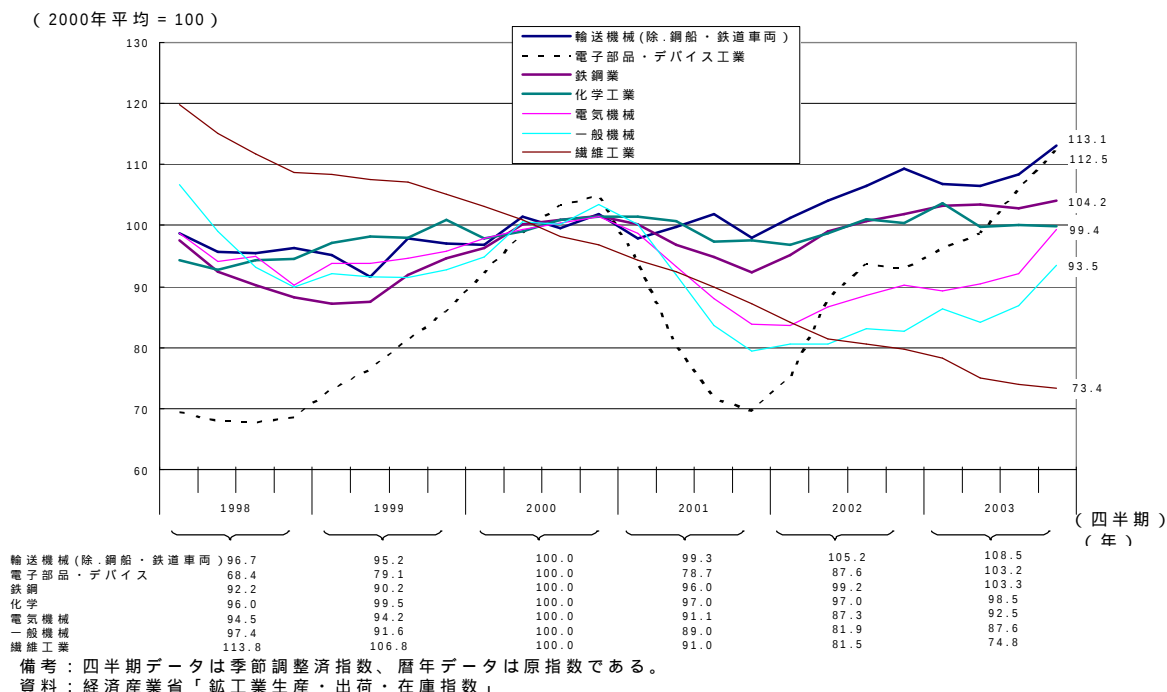


図9 鉱工業生産指数（業種別）

2003 年に 4.7%増加した我が国の輸出を品目別に見ると、増加に寄与した品目は、前年比 46.7%増加して増加寄与度 0.6 ポイントとなった音響・映像機器の部分品、5.4%増加して増加寄与度 0.4 ポイントとなった半導体などの電子部品、11.7%増加して増加寄与度 0.4 ポイントとなった映像機器、8.6%増加して増加寄与度 0.4 ポイントとなった自動車の部分品などである。輸出先別に見ると米国向けが 9.8%減の 13 兆 4,122 億円と 2 年ぶりの減少となったものの、アジア向けは 12.8%増の 25 兆 3,183 億円と 2002 年に引き続き大幅に増加し、EU 向けは 9.0%増の 8 兆 3,514 億円と 5 年ぶりの増加となった。

2003 年に 5.1%増加した我が国の輸入を品目別に見ると、増加に寄与した品目は 16.5%増加して増加寄与度 1.8 ポイントとなった原油及び粗油、13.6%増加して増加寄与度 0.5 ポイントとなった液化天然ガス、21.1%増加して増加寄与度 0.4 ポイントとなった石油製品など鉱物性燃料のほか、5.5%増加して増加寄与度 0.3 ポイントとなった半導体など電子部品などであった。輸入相手国別に見ると、米国からの輸入は 5.7%減の 6 兆 8,250 億円と 3 年連続の減少となったものの、アジアからは 7.5%増の 19 兆 7,268 億円と 5 年連続の増加、EU からは 3.4%増の 5 兆 6,700 億円と 4 年連続の増加となった（表 10）。

輸出(品目別)

増加品目	伸率(金額)	寄与度
音響・映像機器の部分品	46.7%	0.6
半導体等電子部品	5.4%	0.4
映像機器	11.7%	0.4
自動車の部分品	8.6%	0.4

輸出(地域別)

	金額	伸率
アジア	25兆3,183億円	12.8%
EU	8兆3,514億円	9.0%
米国	13兆4,122億円	-9.8%

輸入(品目別)

増加品目	伸率(金額)	寄与度
原油及び粗油	16.5%	1.8
液化天然ガス	13.6%	0.5
石油製品	21.1%	0.4
半導体等電子部品	5.5%	0.3

輸入(地域別)

	金額	伸率
アジア	19兆7,268億円	7.5%
EU	5兆6,700億円	3.4%
米国	6兆8,250億円	-5.7%

資料：財務省「貿易統計」

表 10 我が国の輸出入（2003 年）

第2章 経済産業省の重点施策

我が国経済社会を取り巻く現状と施策展開の方向

平成14年8月

経済産業省

1. 現状のスケッチと課題への取組

我が国の経済には、生産などの一部において持ち直しの動きが見られるが、この大半は外需に起因し、基盤は弱い。個人消費に一部明るさが見られるものの、内需は全体として盛り上がりには欠け、雇用情勢も依然として厳しい。さらに、持続的な物価下落が続いており、デフレの克服が重要な課題となっている。この背景には、不良債権問題等の長期化による資金供給の目詰まり感や、そのために引き起こされている新たな技術開発や設備投資の停滞がある。また、社会保障制度の持続性など、将来に対する不安により民間活力が制約を受けていることも大きな要因である。

世界経済についても、回復に向けた動きを示す一方、米国における企業会計不信に端を発した株安、ドル安が国内外の経済全般の回復の足取りに不透明感を与えており、予断を許さない。

さらに、構造的視点から、我が国経済社会を見ると、少子高齢化や国内産業のサービス経済化などが進展しており、従来型の経済発展の仕組みそのものを見直さざるを得なくなっている。また、世界的な経済成長、人口増大、質の高い生活への欲求は、エネルギー需要や廃棄物発生量を増大させ、国内的にも世界的規模でも地球温暖化問題や環境問題への対応を抜きにしては経済や社会の発展を語り得なくなっている。今後の我が国の発展を考えるに当たっては、これら諸問題への対応を当然の前提とした戦略の構築が必要となっている。

以上の状況に鑑み、厳しい財政制約の中で、民間活力を如何に引き出すかを基本的な視点とし、デフレの克服、競争力強化、内外一体の経済政策、環境・エネルギー問題等への取組の強化が政策の柱となっている。これらは相互に深く関連しているため、総合的なアプローチが必要である。

2. 施策展開の基本的な方向性

(デフレの克服)

経済活性化のためには、第一に、デフレ問題の解決が重要であり、そのためには需要喚起が必要である。従来型の財政政策による刺激が限界を迎える中で、金融政策の役割が期待されるが、より抜本的には民間活力を最大限に引き出す方策が求められている。そのためには、まずは研究開発投資やIT需要等を喚起する税制措置等が必要であり、イノベーションを産み出し、そのイノベーションが需要を創造するという「イノベーションと需要の好循環」の形成を目指し、デフレギャップの解消を図る。

(産業競争力の強化)

供給サイドにおいても、先進経済国として相応しいレベルの競争力が我が国の持続的な発展にとって不可欠である。このため、企業、個人及び企業が活動する事業環境の全てにおいてグローバルな競争力を高めることが求められる。政府としては、企業が3つの過剰から脱却し、経営革新や技術装備を進め、産業競争力の強化を図ることを積極的に後押しする。また、個人の能力の高度化や創業、新事業に挑む「挑戦」を積極的に支援する。さらに、事業環境については、インフラなどのコスト低減のみならず、一層の規制緩和など競争環境の整備を進め、グローバルに見てより競争力あるものとしていく。ただし、例えば国際的に見ても異様に多い我が国の特許出願件数が審査遅延の一因になっているように、民間においても、政府サイドで整備した制度の適切な利用が期待される。

（内外一体の経済政策）

このようにグローバルな競争力の強化が必要とされる状況のコインの裏には、人々の経済活動が国境を越えて融合し、世界を単一の場と捉えた市場の追求、生産過程の分業の進展がある。これに応じて、政府の施策や税制をはじめとする制度も、内外双方を睨んだ一体的な視点に立って構築されなければならない。特に東アジアの一体性の強化は待ったなしの状況にある。同時に、国際情勢には突発的な事態の変更を強いる要因も否定できなくなっており、突然の環境変化にも常に機動的に対応し得るよう、柔軟な政策対応が重要となっている。

（環境・エネルギー問題への対応）

地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題等の環境問題については、その対応を的確に図ることが、種々の経済活動を行うに当たっての所与の前提であるという考え方のフレームが確立しつつある。我が国の温暖化ガスの9割がエネルギー起源であることを踏まえ、地球温暖化問題とエネルギー問題とを一体的に推進するとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）対策により廃棄物問題に対応する。エネルギー政策については、上記の環境対応に加え、石油・天然ガスの安定供給の確保、電気・ガス分野の市場環境の整備等の政策展開を総合的にかつ確実に進めることが求められている。

3. 行政改革の推進

電子政府の実現や業務改革を通し、より質の高い公的サービスの実現に取り組む。また、今秋に国会審議の可能性のある特殊法人等の独立行政法人化に当たっても、各法人に課された使命を実現する経営理念を打ち立てた上で、改革を具体化する。

平成 15 年度 経済産業省の重点施策

平成 14 年 8 月

経済産業省

1. 我が国の産業競争力を強化する

・ 1. 国際競争力のある企業を創出するとともに創業・新事業展開を促進する

【基本方針】

これまで、我が国では一部の製造業が世界のトップレベルに達し、全体の付加価値創造を牽引してきた。しかしながら、近年、我が国製造業は先端技術分野で欧米に対して遅れをとっているほか、中国を初めとするアジア諸国がコストのみならず技術の両面でも追い上げている。大量生産型の製造業では今やアジア諸国が本格的なライバルと化し、アジア諸国と同レベルで競争していくことは限界に達している。現に、我が国製造業の多くが、価格競争力の強化等を求めてアジア諸国を初めとする海外に移転する「産業空洞化問題」が進展している。この問題に対しては、この流れを押しとどめようとする対応では通用しない。今後の我が国が豊かな経済社会を実現できるかどうかは一人一人の、国民、企業が、より高い付加価値を産み出す産業を実現できるかどうかにかかっている。

我が国企業は、3つの過剰に呻吟しながらも、「選択と集中」により経営資源を活性化し、高付加価値の技術や製品を不断に産み出す体質への転換を迫られている。経営判断の誤りから有利子負債が大きくなり、雇用への配慮など様々な事情から利益率が低下し、新規事業を行えない企業も存在する一方で、経営資源の集中や新たなビジネスモデルの開発等により高い利益率を上げる優良企業も存在する。我が国産業の可能性を現実の競争力としていくためには、各企業の事業再

構築や新事業への挑戦などの自助努力を促進し、産業再編と産業競争力の再生を図ることが鍵となる。政府としても、こうした民間の改革努力を促す施策を重点に置く。【→ 1 . 競争力ある企業を伸ばす】

また、新たな活力を産み出す源泉は「挑戦」であるとの認識のもと、中小企業施策の重点化を図り、中小企業や起業家の志を持つ人々の「挑戦」を支援する施策を抜本的に強化する。また、近年、我が国経済におけるサービス産業の比重が高まっているほか、IT 化の進展等により製造業等の企業内部においても、雇用や付加価値創造においてサービス部門の重要性が高まっている。こうしたサービス経済化の進展は、我が国経済の発展にとって、新たな雇用の受け皿となるとともに、産業競争力の強化にも資するものであり、政府としてもサービス産業の活性化に積極的に取り組む。【→ 2 . 創業・新事業を支援するとともに、サービス産業を活性化する】

我が国の民間金融部門は、土地担保主義から脱却しきれておらず、不良債権問題等により、ユーザーからの多様なニーズに対応しきれていない。政府としては、事業が産み出す価値に着目した金融手法の開発・普及を図っていくよう働きかけていくとともに、直接金融市場分野においても、質・量ともに厚みのある市場の構築を図っていく。一方、我が国の民間金融部門の機能が回復するまでの間、中小企業のセーフティネットの確保に万全を期する。【→ 3 . 企業や個人「挑戦」を支え、ネックとなりがちな金融機能を確立する】

1 . 競争力ある企業を伸ばす

(1) 事業再編・産業再編の促進

産業再生法の拡充

本年度中に産業活力再生特別措置法の改正を図り、税制・金融・商法等の特例措置及び雇用調整に対する支援措置を強化する。これにより、設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生（スピノフ等）を通じた事業再編・産業再編を促進する。

企業組織再編税制等の見直し

企業が会社分割や現物出資等の組織再編を実施した後に続けて組織再編を行うことが決まっているケースにおいて、前半の再編につき、適格要件が満たせずに課税繰延が受けられない場合がある。連続的な組織再編を阻害しないように、企業組織再編税制の適格要件を見直す。

また、連結納税制度の活用 of の大きな障害になっている連結付加税を撤廃する。

さらに、地域統括会社の設立等海外現地法人の組織編成の多層化が進んでいることを踏まえ、外国税額控除制度における間接税額控除の対象の曾孫会社までの拡大等を行うとともに、タックスヘイブン対策税制の適用除外基準を見直す。

(2) IT を活用した企業革新と産業再生

IT 投資促進税制の創設

IT 活用による業務の在り方、企業組織、企業間連携の改革等の経営革新を促進するため、ハードのみならずソフトへの投資も視野に入れた IT 投資促進税制を創設することにより、戦略的な IT 投資を推進する。

高度 IT 人材の育成・活用

IT 技術者の技能標準（スキル・スタンダード）の策定等により、高度 IT 人材の育成・活用を図るほか、経営と IT の双方に通じ経営者の立場に立って経営戦略を支援できる IT コーディネータとユーザー企業とのマッチングの場を創出する。

IT スキル標準策定・普及

3.0 億（1.8 億）

IT を活用した企業の経営革新の支援

経営革新に役立つ IT 活用の成功事例を抽出し分析・普及するとともに、他の企業のモデルになるような IT 投資プロジェクトへの支援、IT 活用に取り組む経営者への IT 専門家派遣の実施等により、IT を活用した企業の経営革新を促進する。

IT 活用等ビジネスモデル支援	11.6 億 (11.4 億)
戦略的情報化投資活性化支援事業	6.0 億 (5.2 億)

最適サプライチェーンマネジメントの推進

サプライチェーンマネジメントを通じた製造・配送・販売三層の最適化への取組について、IT 技術を活用した情報基盤整備により支援していく。

サプライチェーン全体最適化事業	4.0 億(新規)
-----------------	-----------

企業における IT ガバナンスの強化

企業が IT を効率的かつ安全に活用できるよう、企業の IT ガバナンス (IT 投資マネジメント、IT 標準の管理、IT 体制の構築など IT 投資に関わる一連の活動をコントロールすること) を確立するための手法の検討や、専門家の育成、情報システムのセキュリティ管理基準の整備等を図る。

(3) 企業の経営革新の奨励・普及

企業の経営革新を奨励すべく、優れた経営手法を評価する方法についての検討を進めるとともに、経営革新をリードする「変革型経営者」を表彰する制度を創設する。

(4) 競争力ある企業を伸ばすための国内インフラの整備

国際的に見て高コスト構造にあるインフラ分野について、規制緩和や競争政策の推進により、コストを含め、国際的に競争力のある水準のサービスの提供を目指す。

エネルギー分野

(後掲)

物流分野

主要港湾 24 時間利用の早期実現、内航海運のコスト低廉化・輸送サービスの高度化、港湾諸手続の一元化等を図る。

通信分野

電力会社が保有する未利用光ファイバーの一層の開放を促すとともに、波長や帯域単位での、より自由な設備の提供を可能とするため、規制改革・独禁法の運用強化を働きかける。

2. 創業・新事業を支援するとともに、サービス産業を活性化する

(1) 活力ある中小企業の育成 (創業・新事業の支援等)

中小企業施策の重点化を図り、以下のように、中小企業や起業家の「挑戦」を支援する施策を抜本的に強化する。さらに、ベンチャー支援策の一層の充実を図る。

研究開発・販路開拓支援

1) スピンオフ企業支援

民間企業の内部に埋没した技術の実用化に資するスピンオフによる起業を支援するため、研究開発リスクマネーの拡充等を行う。

産業技術実用化開発支援 (スピンオフ企業支援)	84.3 億 (61.5 億)
---------------------------	-------------------

2) 「大学発ベンチャー1000 社計画」の推進

起業家・経営人材の育成や大学連携型インキュベーション事業などを通じ、「大学発ベンチャー1000 社計画」を推進する。

「大学発ベンチャー1000 社計画」関連予算	総額 605.5 億 (475.7 億)
------------------------	------------------------

3) 中小企業の技術開発支援・販路開拓支援

我が国製造業の国際競争力を強化するため、金型等の中小企業が担う戦略的・基盤的な技術開発を集中的に支援するほか、産学官連携による実用化技術開発を強化する。また、新市場創出が期待される分野の販路開拓を支援する見本市を開催する。さらに、技術開発や経営革新を支援する中小企業関連税制を強化する。

戦略的基盤技術開発プロジェクト（金型、ロボット部品）	40.0 億(新規)
新市場創出見本市	2.5 億(新規)

4) SBIR（中小企業技術革新制度）制度の積極的活用

SBIR について、関係府省による一層積極的な活用を促すため、統一運用方針の策定等を行うとともに、同制度を通じて開発された製品の利用促進を図るため、関連情報の提供を一層充実させる。

起業と成長の円滑化に寄与する企業法制等制度面の整備

1) 商法特例の設置

新事業創出促進法を改正し、株式会社の最低資本金規定等の特例を導入することにより、起業とベンチャー企業の成長を促進する。

2) 会社設立の迅速化・ワンストップ化

我が国では、会社設立に係る時間や事務負担が大きく、機動的かつ活発な起業を阻害している。これらの負担を大幅に削減するため、関係省庁と協力し、電子化・業務合理化を通じて手続の簡素化に向けて作業を開始する。

3) 企業組合法制の制度改革

創業する上で、企業組合の活用を容易にするため、制度改革を行う。

4) 挑戦する中小企業を支援する税制の強化

資金調達難の中、リスクを乗り越えて創業、研究開発、経営革新等に取り組む中小企業を支援するため、留保金課税の撤廃、欠損金繰越し期間の延長等、税制面の強化を図る。

人材マッチング支援と中小企業の事業再構築の促進

1) 中小企業の人材マッチング支援

経営ノウハウ・技術を有する企業や国の研究機関のOB等の高度人材と、中小・ベンチャー企業とのマッチングを図る仕組みを構築する。整備に当たっては、OB人材とその活用を希望する中小企業との双方の情報をネット上に公開することにより、民間の知恵が発揮される仕組みの活用に努める。

中小・ベンチャー企業人材マッチング事業	11.8 億（4.0 億）
---------------------	---------------

2) 中小企業の事業再構築の促進

中小企業の事業再構築や廃業の早期見極めを促進するための経営実態把握サポートシステムの構築や、後継者探しや事業売却等の中小企業の「活路」開拓支援を行う。また、第二創業への支援にも資する事業承継税制の強化等、中小企業関連税制の強化・見直しを図る。

経営実態把握サポートサイトの構築・運営	1.9 億(新規)
後継者確保支援・M&A マッチングサポート事業	1.6 億(新規)

中心市街地の活性化による商業分野の新規創業の拡大

市町村等が行う商業施設・商業基盤施設整備に対する支援により、中心市街地の活性化を図り、商業分野の新規創出の拡大を図る。

中心市街地商業等活性化総合支援事業	54.3 億（35.0 億）
大型店空き店舗活用支援	2.5 億(新規)

(2) サービス産業の活性化と規制サービス分野における事業者の拡大

サービス産業の活性化

1) コンテンツ制作事業等における下請取引適正化等

放送局と映像プロダクションの間の取引等、コンテンツ制作事業等での下請取引の適正化を図るため、公正取引委員会と連携して対策を講じる。

また、ブロードバンドにおけるキラコンテンツの開発、プロデューサー人材の育成、資金調達環境の整備等、制作事業者の強化を図る。

市場開拓型ブロードバンドコンテンツ（映像・音楽ソフト等）開発支援	11.2 億(新規)
コンテンツプロデューサー人材養成	1.0 億(新規)

2) サービス分野のフランチャイズビジネス適正化

サービス分野のフランチャイズビジネスについて詳細な実態調査を実施中であるが、その調査結果を踏まえ、例えば契約締結時の情報開示制度の整備等、同ビジネスが適切に行われるよう環境を整備する。

規制サービス分野への新規参入の促進

近年、規制改革が進展し、これまで規制されていたサービス分野においても、中小事業者等の新規参入が増加している。こうした新事業に挑戦する中小企業を支援するため、ビジネスプランを審査し、無担保・無保証で融資を行う新創業融資制度の一層の利用拡大等を目指す。

3. 企業や個人の「挑戦」を支え、ネックとなりがちな金融機能を確立する

(1) 中小企業金融の円滑化・多様化

中小企業に対するセーフティネットの確保と再チャレンジ支援

中小企業に対する金融面のセーフティネットの確保に万全を期する。また、売掛債権担保融資保証の一層の普及促進や、中小企業信用リスク情報データベース（CRD：Credit Risk Database）の一層の情報蓄積や普及を図る。また、事業再生向けファイナンスについての制度の拡充等を行う。

ペイオフ解禁が中小企業に与える影響を注視しつつ、セーフティネット保証・貸付の充実や、事業再生向けのファイナンスの制度見直し等を図る。

セーフティネットの整備	22.0 億の内数(新規)
-------------	---------------

新事業に挑戦する中小企業に対する資金供給円滑化

ベンチャー企業だけでなく新事業に挑戦するあらゆる中小企業に対して、投資ファンド（有限責任組合）を通じた担保なしの事業資金供給を促進するため、有限責任組合制度の投資対象を株式会社から有限会社や個人等に拡大するとともに、投資内容についても、上場・公開等によるキャピタル・ゲイン（株式譲渡益）を目的とした株式投資だけでなく、事業の産み出す収益に着目した投資に拡大する。

(2) 直接金融市場の整備

健全な社債市場の整備

厚みのある社債市場を育成するため、日本政策投資銀行を活用し、例えば BBB 格以下の社債市場育成など、市場に歪みが生じる傾向にある社債市場の健全化のための支援措置を講ずる。

多様な人々が参加できる株式市場の構築

投資判断をする上で有用な情報開示が積極的になされるような仕組みを構築する等により、株式市場をより魅力的で多様な人々が参加できるものとする。

エンジェル税制の抜本的見直し

エンジェルの裾野を広げ、ベンチャー企業の資金調達を円滑化するため、投資段階での優遇措置ではない現行のエンジェル税制を見直し、投資段階での一定割合の税額を控除する制度を創設することにより投資誘発効果を高める。

私募規制の緩和

情報開示等に関する手続等が簡素なため中小・ベンチャー企業は私募による資金調達を活用するケースが多い。このため、一般投資家と異なり、投資家保護の必要性が低いプロ投資家について、その数を開示に係るコストが高い公募の判断基準から除外することをはじめとした規制緩和を進めることで、中小・ベンチャー企業が私募による資金調達をより活発に行うことを可能とする。

- 2 . 新市場創出を目指し、イノベーションを促す

【基本方針】

我が国経済が抱える構造的問題として、将来への不安に起因する個人消費の低迷と、企業の設備投資の不振とによる需要不足がある。この問題を解決するためには、単なる従来型の公共事業を中心とした需要喚起策ではなく、民間活力を最大限引き出すことにより、民間主導の自律的な経済成長を可能とする仕組みを創り出し、将来への不安を取り払うことが必要である。このため、イノベーションを誘発し、そこで産み出された魅力的な商品が需要を喚起し、新たな需要が更なるイノベーションを誘発するという、イノベーションと需要の好循環を産み出していくことが求められる。

我が国企業における創造的な技術開発を重点的に推進し、イノベーションの源となる産業技術力を強化するため、試験研究税制の抜本的な強化を図るほか、実用化段階における支援及び重点四分野（情報家電・ブロードバンド・IT、環境・エネルギー、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料）に政策資源を集中投入する。このため、重点化に馴染まない既存プロジェクトについては、思い切って削減する。併せて、研究開発成果が円滑に実用化され新たな産業に育っていくための環境を整備する。地域においては世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積（クラスター）を形成する。また、こうした研究開発の成果である知的財産が、新たな需要を誘発する新規事業の創出に大きく寄与するためには、知的財産を十分に保護し、その円滑な活用を支える制度環境、人的環境が整備されていることが不可欠である。さらに、国際的に我が国企業の知的財産権が保護されるようアジアを初め各国に働きかけることも重要である。加えて、研究開発成果を国際的に普及させ、新市場を獲得する観点から、積極的に国際標準化を図っていく。【→ 1 . 我が国を高付加価値拠点化する】さらに、誘発されたイノベーションの成果が需要に結びつくための環境を整備するため、これら重点四分野において、市場化のための取組も同時に行う等、新市場創出と潜在需要喚起とを一体的に進める。併せて、健全な個人市場を構築するため、消費者行政に的確に取り組む。【→ 2 . 個人需要を拡大する】

1 . 我が国を高付加価値拠点化する

(1) 産業技術力の強化

試験研究税制の抜本強化

産業全体の研究開発機能の底上げを図るため、米国の水準を超える研究開発税制を創設する。

「フォーカス 21」の推進

民間の研究開発を活性化するため試験研究税制の抜本強化を図る。また、研究開発プロジェクトについて既存施策を徹底的に見直し（既存施策を4割削減）、重点四分野の実用化に特化したフォーカス 21（市場化までのシナリオが明確で民間も資金等を負担する革新技术プロジェクト）へ資源を集中投入することによって、半導体微細加工や糖鎖エンジニアリングなどの重要技術に関し世界をリードする技術を産み出し、また世界に先駆けて実用化することを通じて、比較的短期間でデジタル家電や新薬開発などの有望市場を創出・拡大する。

○ フォーカス 21

情報家電・ブロードバンド・IT 分野	総額 338.4 億 (45.6 億)
健康・バイオテクノロジー分野	総額 160.0 億(新規)
環境・エネルギー分野	総額 49.0 億(新規)
ナノテクノロジー・材料分野	総額 214.9 億(新規)

○ 国際標準の獲得	総額 20.5 億 (12.1 億)
-----------	--------------------

産学連携の推進

TLO 等の活用により、大学を積極的に関与させる形での産学連携を推進するほか、マッチングファンドの拡充を図る。また、競争的資金の活用により、大学等における産業化を目指した研究を推進する。

競争的資金	72.2 億 (52.8 億)
マッチングファンド	42.0 億 (22.2 億)

研究開発型独立行政法人の体制強化

研究開発から実用化支援までを包括的に支援・マネージメントする産業技術開発の中核的かつ総合的な実施機関として組織の使命を明確化した上で、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)を独立行政法人化し、資金・人材面における運営自由度を増し、研究開発において最大限の成果が得られる組織を整備する。また、産業技術総合研究所では、工業技術院では扱いにくかった地域中小企業との連携強化や、知的財産の産業界への移転が進んでいるが、これらを更に促進する。

(2) 高付加価値拠点化を支える産業集積(クラスター)の形成促進

地域において、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積(クラスター)を形成するため、産学官の広域的な人的ネットワークを形成するとともに、地域における実用化技術開発の支援や起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)の整備等の施策を強化する。

「産業クラスター計画」関連予算	総額 425.1 億 (352.5 億)
-----------------	----------------------

(3) 知的財産立国の実現

「知的財産立国」実現のためには、知的財産の創造、保護、活用の知的創造サイクルを円滑かつ大規模に循環させることが必要である。このため、上記のような創造的な技術開発を促進するとともに、知的財産を保護・活用するための制度環境、人的環境を整備することが不可欠である。本年7月に知的財産戦略会議において策定された「知的財産戦略大綱」及び、その具体的実現のために提出される予定である知的財産基本法案(仮称)に沿って、施策の具体化を図る。

知的財産保護の充実・強化

知的財産の適切な保護の充実・強化	総額 230.4 億 (180.0 億)
------------------	----------------------

1) 特許審査の迅速化

知的創造の成果保護をさらに充実させるため、特許審査体制の強化や制度の見直しにより、迅速かつ的確な特許審査の実現を図る。あわせて、企業に対し、戦略的・重点的な特許出願を促す。

2) 審判制度の改革

知的財産を活用した事業を円滑に進め、侵害行為を効果的に抑止するためには、付与された権利を行使して迅速に紛争処理を行える環境が整備されていることが必要となる。このため、特許審判制度等の紛争処理体制を改善する制度改革を行う。

3) 営業秘密の保護強化

人材の流動化や情報のデジタル化に伴い、企業の営業秘密が国内外の競争他社に流出する等の問題が増大している。こ

のため、営業秘密保護の強化に向けて、不正競争防止法の改正法案を提出し、民事救済措置の強化や刑事罰の導入を図る。

4) 模倣品等の知的財産権侵害品対策

国際知的財産保護フォーラム等により、産業界と一体となった外国政府に対する働きかけを強化するほか、知的財産権侵害品の国境措置の改善を図る。

知的財産の創造・活用の促進

1) 日本版バイ・ドールの運用強化等

国家予算による技術開発の成果である技術の民間への移転を促進するため、日本版バイ・ドール条項の徹底を図り、各省庁における適用を促進する。また、電子政府向けソフトウェアに係る知的財産権を請負開発業者に帰属させることができる方法を検討し、その実現を目指す。

2) 知的財産戦略指針の策定

知的財産保護の強化の観点から、知的財産の取得・管理、営業秘密の管理、技術流出の管理等について、企業が戦略的に対応する上での参考となる指針を本年度中に策定し、公表する。

3) 知的財産の流動化のための制度・運用改善

知的財産の流動化の制度上・運用上の問題点を明らかにし、実現スキームの構築を目指す。

2. 個人需要を拡大する

(1) 21 世紀をリードする大きな市場（需要）の創出

情報家電・ブロードバンド・IT、環境・エネルギー、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料の重点四分野について、技術戦略、知的財産・標準化戦略、市場化戦略（規制・制度の設計、政府調達等）などを内容とする行動計画を本年度中に策定し、市場創出及び潜在需要の開拓を図る。

(2) 住宅取得等に関する贈与税の特例の新設による潜在需要の喚起

豊かな生活環境の実現に向けて潜在的な需要を喚起するため、住宅取得目的などの贈与について非課税限度額を 3000 万円までとするよう贈与税の特例措置を時限的に新設する。

(3) 健全な対個人市場の発展のための基盤構築

電子商取引を安心して利用できる環境を整備するため、インターネット通販事業者のサイトを網羅的に点検するほか、本年 4 月に改正された特定商取引法に基づき、迷惑メールに係る同法の遵守状況を点検し、悪質な事業者の取締りを実施する。また、インターネット通販に係る消費者トラブルの円滑な解決を促進するため、実験的に専門の窓口を設置して、紛争処理（ADR）を実施する。こうした施策を含め、消費者行政を的確に推進する。

加えて、電子商取引の基盤となる情報セキュリティやルール等を整備する。

的確な消費者行政の推進	総額 8.5 億（7.1 億）
情報セキュリティ、ルール等の基盤整備	総額 23.5 億（12.0 億）

- 3. 内外一体の対外経済政策を推進する

【基本方針】

経済成長の著しい東アジアと我が国は、経済的な相互依存関係を昨今、益々深めている。東アジアは、我が国との関係で輸出入では約 4 割、直接投資では約 3 割弱と高い比率を占めているほか、輸出入の内容でも中間財の取引量の割合が急激に高まっている。

今後、少子高齢化が本格化していく我が国としては、中国を初めとする東アジア地域をビジネスのパートナーとして捉

え、我が国の強みを生かせるような適切な国際分業を実現すべく、これらの地域と市場の一体化を目指した経済連携を押し進めることにより、我が国の経済成長・産業再生の原動力としていく。このため、東アジア地域との経済連携を図るための環境を整備し、貿易・投資障壁の排除、規制・制度の調和、知的財産や投資に係るルールの透明化を進めていく。これにより、シームレスで円滑な経済活動を可能とする「東アジア自由ビジネス圏」を形成し、我が国企業にとっての高収益環境を整える。【→ 1 . 「東アジア自由ビジネス圏」を形成する】

さらに、産業空洞化への懸念を払拭し、高付加価値産業の国内への集積を奨励すべく、「構造改革特区」の活用や、対内直接投資の促進、海外頭脳の誘致策の展開等により、内外の人材や企業が我が国に集まるような環境を整備する。【→ 2 . 内外の資本・頭脳を誘致する】

また、WTO の新ラウンドにおいて、2005 年（平成 17 年）1 月の交渉期限に向けて、世界大の貿易・投資の自由化・ルールの強化を進展させるよう交渉を進める。また、途上国の開発問題には、自由貿易拡大の観点からの的確に対応する。【→ 3 . WTO 及び開発問題への的確に対応する】

1 . 「東アジア自由ビジネス圏」を形成する

(1) 「東アジア自由ビジネス圏構想」実現のための枠組み作り

3 つの S (Seamless、Stable、Sustainable) の原則の下に、シームレスで円滑な経済活動を可能とする「東アジア自由ビジネス圏」を形成するため、幅広い分野での経済連携の取組を推進する。

3 つの S ・ Seamless : モノ、サービス、カネ、ヒトが障害なく移動可能なエリアを実現する。

・ Stable : 域内の安定的な経済活動確保のための仕組みを構築する。

・ Sustainable : 持続可能な発展のため、環境等地域の共通関心事項について共通制度づくり、取組を進める。

経済連携の推進

日アセアンについては、「日アセアン包括的経済連携構想」を具体化するため、連携可能な具体的分野や連携の枠組みについて検討を進め、首脳会合で経済連携の基本原則について合意することを目指す。

また、タイ、フィリピンなど各国との間でも並行して議論を進める。

日韓については、両国首脳の合意を受けて設置した FTA に関する産官学研究会において、引き続き経済連携の検討を進めていく。

アジア以外の地域についても、FTA がないために日系企業が不利益を受けているメキシコとの経済連携の実現につき、早期の協定交渉開始及び交渉妥結に向けて努力していく。

主な通商日程

・日アセアン : 日アセアン CEP(経済連携強化)専門家グループ会合での検討結果を本年 9 月中旬に開催される日アセアン経済大臣会合(ブルネイ)に報告する予定。経済大臣間での議論を経て、本年 11 月上旬の日アセアン首脳会議で経済連携の基本原則及びスケジュールについての合意を目指す。

・日韓 : 本年 10 月 1,2 日に産官学からなる第 2 回日韓 FTA 共同研究会が東京で開催予定。

・日墨 : 本年 10 月の APEC 首脳会議の際、両国首脳間で FTA を要素とする経済連携協定の交渉開始が合意される見込み。

ODA の戦略的活用

「東アジア自由ビジネス圏」の形成を図るため、我が国経済にもメリットをもたらす途上国の貿易投資環境整備等を進め、専門家派遣や研修等の技術協力を行うとともに、我が国の優れた技術・ノウハウを ODA に活用することを目的として本年新たに創設されたタイド借款制度である「本邦技術活用条件」の積極的实施を図る。

(2) 「東アジア自由ビジネス圏構想」実現のための具体的環境整備

トップセールスやハイレベル政府間協議を通じたビジネス支援

我が国の製品・サービスに対する関心の喚起等を図るため、各国に対し、ミッションの派遣等を行うほか、現地政府の関与の強いインフラ案件、許認可案件などに関し、産業界のニーズに応じ、政府幹部によるトップセールスを行う等日本企業の海外展開支援策を強化する。

アジアにおける貿易投資環境の整備

知的財産権・基準認証等のアジアにおけるソフトインフラ整備を図る。

物流の高度化・効率化、貿易円滑化の推進

アジア全域での日系企業の国際分業体制確立と最適なサプライチェーンマネジメントシステムの構築を図るため、物流分野の人材育成支援等により国際物流インフラを整備するほか、貿易金融 EDI (TEDI) と国内外政府の貿易関連手続システムとの連携を図る。

海外インフラ事業への参入促進

民間主導の海外インフラ事業への我が国企業の参入を促進するため、投資環境に係る政府間対話の強化、セクター改革の政策支援、重要案件への F/S 支援等を行う。

海外インフラ整備支援等	12.0 億(新規)
-------------	------------

ジェットロの活用による中小企業の国際展開を通じた収益性向上支援

海外市場での販路開拓支援、海外見本市の開催等により、特定の海外市場・産業分野のビジネスチャンスの拡大を促進するため、輸出や海外企業との提携等、海外展開を目指す元気な中小企業を支援する。

中小企業の海外ビジネス支援	3.4 億(0.8 億)
---------------	--------------

2. 内外の資本・頭脳を誘致する

(1) 対内直接投資・頭脳誘致の促進

内外の資本と頭脳を我が国に引きつけるため、国境を越えた M&A に関する制度を整備する等、阻害要因を是正する。また、ジェットロを活用した投資情報のワンストップ化や地方との連携等により、対内直接投資の誘致体制を強化する。

対内直接投資促進	総額 29.2 億(新規)
----------	---------------

(2) アジアの IT 人材の活用のための環境整備

アジア各国の IT 技術者試験と我が国の情報処理技術者試験の技能標準の相互認証や当該試験の合格者に対する入国要件の緩和等を通じ、我が国においてアジア各国の優秀な IT 技術者を活用できるようにする等、アジア大での IT 人材市場の活性化を図る。

アジア e-ラーニングの推進	9.0 億(2.5 億)
----------------	--------------

(3) 構造改革特区の実現

「構造改革特区」の実現に向け、自治体からの当省関連の要望については、率先して前向きに取り組む。

3. WTO 及び開発問題への確に対応する

(1) WTO 新ラウンド交渉等への戦略的対応

地域での取組みと並行してマルチの自由貿易体制を強化すべく、平成 17 年 1 月 1 日の交渉期限とする新ラウンド(中間的な節目として、平成 15 年 9 月にメキシコ・カンクンで開催される WTO 第 5 回閣僚会議)に向けて、既存貿易ルールの強化(AD 等)や投資ルールの新たな策定、諸外国の関税引き下げ等に重点を置き、産業界のニーズに留意した戦略的

交渉を実施していく。また、WTO の重要な機能である紛争解決システムの効果的な活用を図る。

(2) 途上国の開発問題への貿易・投資の観点からの的確な対応

途上国が自由貿易体制のパートナーとなるよう、途上国に対して WTO 新ラウンドへの積極的な関与を働きかけるとともに、WTO 協定遵守能力・交渉能力等の向上に向けた支援を行う。

11. 環境・エネルギー問題への確に対応する

【基本方針】

地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題などの環境問題は、21 世紀において不可避の問題である。こうした人類社会の持続的発展に不可欠な環境問題を、種々の経済活動の外部にある制約要因として捉えるのではなく、そうした経済活動の中に既に組み込まれた基本的な構成要素として捉え、経済・社会システムそれ自体を「経済と環境の両立」に向けて組み換えていく必要がある。このことは、大きな課題の克服に向けて、技術革新や新たな仕組み作りに挑戦する機会でもあり、我が国にとって経済発展の制約要因ではなく、新たな成長の機会ともなり得るものである。

我が国の温暖化ガスの 9 割はエネルギーの使用が起源であることを踏まえ、地球環境問題とエネルギー問題とを一体的に捉えたアプローチが必要である。具体的には、新エネルギーの開発や、省エネルギー技術の開発等の技術革新によるブレークスルーを中心に据え、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法など市場メカニズムを活用した効果的な制度枠組みを形成すること等により、化石燃料の使用を合理的かつ必要以上の無理が生じない方法で抑制していくことが重要である。既に、米国や途上国が不参加のまま、京都議定書の締結という段階に至り、対策の骨格を定めた新しい大綱も先般とりまとめられた。地球温暖化問題は、日本の産業界や国民にとって相当な負担となる可能性があるが、この制約要因を成長の機会として捉え、解決の仕組みの構築に取り組む。廃棄物問題についても、3R（リデュース、リユース、リサイクル）対策を推進し、環境と調和した経済社会を構築していくことが重要である。【→ 1. 環境問題への確に取り組む】

このような地球温暖化問題等への対応を念頭においたエネルギー使用による CO₂ 排出抑制への取組(Envi ronment)に加え、我が国の脆弱なエネルギー供給構造に鑑みたエネルギーの安定供給確保(Energy Secur ity)、さらには効率性の確保(Efficiency)という『3 つの E』を同時に達成していくことが我が国エネルギー政策の根幹である。

これら 3 つを実現するために相応しいエネルギー特別会計の歳出・歳入構造の見直しを行う。

さらには、原子力や、今後の本格的利用が期待される燃料電池などの新エネルギーについて、着実な推進対策を講じるとともに、安全の確保に万全を期す。【→ 2. エネルギー行政を的確に展開する】

1. 環境問題への確に取り組む

(1) 環境政策とエネルギー政策の一体的推進

我が国の温暖化ガスの 9 割はエネルギー起源であることを踏まえ、地球環境問題とエネルギー問題の解決に向けて、環境政策とエネルギー政策を一体的に推進する。

(2) 地球環境問題への取組

国内対策の充実

地球温暖化対策推進大綱（新大綱）に定められた、エネルギー起源 CO₂ 等に関する各分野の対策を着実に進めるため、民間の自主行動計画の円滑な達成を促し、また、合理的かつ経済効率的な排出削減に向けた一層の取り組みを推進するべく、市場メカニズムを有効に活用する方策に取り組む。加えて、地球温暖化防止につながる革新的な技術開発を積極的に進める。

地球温暖化防止事業関連国内対策費	総額 20.1 億 (2.5 億)
------------------	-------------------

実効性ある CDM (クリーン開発メカニズム)・JI (共同実施) プロジェクトの推進

CDM・JI プロジェクトの国内承認手続きのルールについて、その早期策定を目指すとともに、民間事業者が円滑なプロジェクトの実施を行えるよう利用者の視点に立った仕組み作りを行う。また、現行の海外省エネモデル事業については、主目的の省エネ効果に加え、京都メカニズムの活用により、副産物としてのクレジットを獲得できるよう努める。

海外地球温暖化防止及び国際エネルギー使用合理化対策	14.0 億 (新規)
国際エネルギー消費効率化等モデル事業関連	146.9 億 (144.9 億)

(3) 環境調和型経済社会の構築

環境配慮活動の促進

環境に配慮した企業経営を促進するための支援措置を講ずるとともに、循環型社会の構築に向け、事業者による 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の取組を促進するための環境整備等を図る。

リサイクル対策の推進	総額 26.3 億 (13.6 億)
環境配慮経営の推進	総額 10.1 億 (新規)

化学物質管理の推進

化学物質が人の健康や環境に影響を与えるリスクを適切に評価・管理するため、化学物質管理制度を改める。

愛・地球博の準備の推進

循環型社会の実験場として、平成 17 年に開催される愛・地球博の準備を本格的に進めていく。

愛・地球博の会場建設・政府出展事業等の推進	201.2 億 (85.1 億)
-----------------------	------------------

燃料電池自動車等の開発・普及

燃料電池自動車の世界に先駆けた早期実用化を図る観点から、試験的な市販第 1 号車の率先導入、実証試験等を実施する。また、その他の低公害車についても開発・普及を促進する。

2. エネルギー行政を的確に展開する

(1) エネルギー政策の推進

省エネルギー・新エネルギー政策、天然ガスシフトの推進

省エネ・新エネ政策については、以下のような取り組みを行うとともに、環境・エネルギー分野についての、内閣官房が取りまとめる行動計画の中に位置づける。

また、天然ガスシフト等を機軸とした次世代エネルギー需給構造の構築を図る。

1) 省エネルギー政策の推進

トップランナー制度及び省エネラベリング制度の対象機器の拡充、ESCO 事業 (省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として受けとる事業) の促進、IT を活用した需要マネジメントシステムの普及、技術の標準化等を図るほか、産業・社会構造そのものを省エネルギー化する技術開発を推進する。

省エネルギー対策	総額 1365.2 億 (1312.3 億)
住宅建築物における IT 技術を活用したエネルギーマネジメントシステム	52.4 億 (55.4 億)
高効率給湯器の導入支援補助	71.0 億 (62.0 億)
自治体・事業者による省エネルギーの取組に対する支援の重点化	147.8 億 (135.3 億)
省エネルギー技術戦略に基づく省エネルギー技術開発の推進	60.0 億 (新規)

2) 新エネルギー利用の推進

燃料電池の技術開発、実証研究、基盤整備等を通じた実用化・普及策に取り組むとともに、バイオマス、太陽光発電等につき、一層の技術開発、実証研究、導入促進を進める。

新エネルギー政策の推進	総額 1618.5 億 (1449.2 億)
燃料電池・水素エネルギー利用分野の技術開発及び実証研究の推進	321.8 億 (220.0 億)
バイオマスの実用化に向けた技術開発、実証研究等の推進	60.0 億 (31.0 億)
太陽光発電の一層のコスト低減に向けた技術開発、導入促進等の推進	272.8 億 (358.9 億)
新エネルギーを導入する自治体、事業者、NPO 等に対する支援等の拡充	590.9 億 (404.8 億)

電力・ガス事業における制度改革の推進

これまで電力・ガス事業ともに小売の部分自由化等を進めてきたところであるが、我が国経済活動及び国民生活の基盤となる電力・ガスについて、電気事業法、ガス事業法の改正を視野に入れ、広域流通の活性化・小売自由化範囲の拡大等により安定供給を図りつつ、競争的な市場に転換する。

原子力政策の推進

地元のニーズにより密着した立地政策の検討・充実、核燃料サイクルの確立に向けた取り組みの実施等により原子力発電の着実な推進を図る。

原子力立地の推進	1281.6 億 (1159.1 億)
核燃料サイクル及びバックエンド対策（高レベル放射性廃棄物処分等）の推進	80.5 億 (82.8 億)

石油・天然ガス政策

国際的な石油市場の発達等を踏まえ、総合的な石油・天然ガス資源戦略の展開等、適切なセキュリティ政策への転換を図る。

石油・天然ガス政策	総額 3569.8 億 (3766.7 億)
効果的・効率的な備蓄事業の実施	2638.2 億 (2768.2 億)
石油・天然ガスの資源開発の推進	407.3 億 (495.0 億)
産油・産ガス国との関係強化	231.6 億 (215.9 億)
天然ガス利用拡大の推進	135.5 億 (88.5 億)
石油産業の構造改善対策	165.0 億 (287.6 億)

エネルギー特会の見直し

21 世紀半ばまでを見通したエネルギー政策の基本方向について、今後、エネルギーセキュリティの確保、地球環境問題への対応、競争的市場環境整備の 3 点を基本軸として見直し、これらを実現するために相応しいエネルギー特別会計の歳出・歳入構造の見直しを行う。

(2) エネルギーに係る安全規制の着実な実施

原子力安全規制の高度化

検査の実効性を向上させるため、施設の健全性だけでなく施設の設置プロセスや事業者の保安活動全般を確認する等の検査制度の改善、原子力発電設備に係る技術基準の性能規定化など、技術進歩に的確に対応しうる規制の仕組みの整備等を行うとともに、原子力安全確保に資する安全性実証試験等の充実を図る。また、防災体制の整備を引き続き行う。さら

に、原子力安全規制の実施の一部を担う独立行政法人の設置により、検査や防災対応等の実施体制を強化する。

原子力安全確保・防災対策

311.7 億 (283.1 億)

新たなエネルギー利用に対応した安全の確保

1) 燃料電池に係る規制の再点検

燃料電池については、平成 17 年を目途に、高圧ガス供給設備や高圧ガス充填容器等について、事業者と連携しつつ、規制の再点検を行い、安全確保を前提とした導入に向けた取り組みを行う。

2) 長距離海底ガスパイプラインに係る規制基準等の整備

天然ガス、長距離、高圧、海底設置のガスパイプラインの具体化に焦点を当て、技術基準等を整備する。

III. 質の高い公的サービスを実現する

【基本方針】

施策の有効性・効率性を高めるため、業務処理を適正かつ低コストで行い、政策の企画立案から執行、政策評価までの一連のプロセスを徹底的に見直し、施策の効果を高めるとともに、各業務・手続の簡素化を図る。併せて政府全体としての生産性を向上させるため、電子政府・電子自治体化を推進する。【→ 1 . 電子政府・電子自治体化を推進するとともに政策評価の実を上げる】

また、行政サービスのアウトソーシングの促進を関係各省に働きかけるとともに、新たに公益を担う主体として NPO を支援していく。【→ 2 . 行政サービスのアウトソーシングを促進する】

さらに、既存の独立行政法人の一層の業績の向上を目指すほか、特殊法人等についても、「民間にできることは民間に委ねる」という原則の下、政策実施機関として果たすべき役割に従い、各法人の事業内容・組織形態の見直しを進める。

【→ 3 . 独立行政法人の業績向上に努めるとともに、特殊法人改革を推進する】

1 . 電子政府・電子自治体化を推進するとともに政策評価の実を上げる

(1) 電子政府・電子自治体化による政府の生産性革命

原則として、全ての行政手続の電子化を平成 15 年度中に実施するとともに、業務の合理化、手続の簡素化、行政コストの低減について、本年度中に政府として年次計画を策定する。

電子政府・公的分野の情報化

総額 14.0 億 (11.0 億)

(2) 業務・手続改革の実施 (e-METI の推進)

より効率的かつ適正な業務処理体制の確立という理念を前提として、省内の実施業務や手続について、不正チェックの確保を前提に合理化を行う等、簡素化・適正化に取り組む。

(3) 情報システム要求プロセス及び政府調達制度の見直し

質の高い電子政府の構築に向けて、情報システムに係る政府調達府省連絡会議において本年 4 月に了承された「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえ、極端な安値落札などの問題の再発を防ぐとともに、高品質・低廉な情報システムの調達を図るため、政府調達制度の合理化を推進する。

(4) 政策評価の着実な実施と評価結果を踏まえた施策の改善

当省では、他省に先立ち、平成 12 年から政策評価を開始した。本年度においても、査定プロセスと連携した事業評価を実施し、エネルギー施策や中小企業施策等について既存施策・事業の改善を行っており、引き続き着実な政策評価に努める。

なお、技術関連施策・事業については、平成 9 年より評価を実施しており、引き続き効率的・効果的な研究開発システムの定着化を図る。

2. 行政サービスのアウトソーシングを促進する

新市場を創造するため、行政サービスのアウトソーシングの促進や、PFI 事業を阻害する事項について規制・制度改革を検討する。

また、新たな経済主体としての NPO に関する税制措置や、高齢者・女性等による、まちづくりや生涯教育等の分野でのビジネス立ち上げの支援等により、NPO の活動環境の整備に努める。

市民活動のビジネス化支援（市民ベンチャー事業）

1.8 億（1.5 億）

3. 独立行政法人の業績向上に努めるとともに、特殊法人改革を推進する

経済産業省は、昨年 4 月に、5 つの独立行政法人を発足させ、省の定員を約 1/3 の 4,000 人弱削減した。このうち、最大の産業技術総合研究所（産総研）は、従来の 16 の研究所等を統合して設置した法人であり、また、うち 2 法人は非公務員型となっている。5 法人の平成 13 年度の業績は、産総研では民間への特許許諾件数や民間との共同研究が増加し、日本貿易保険では、引受スピードの迅速化、債権回収の増加が顕著であるなど、いずれも経済産業省の一部であった頃よりも、高いものを示している。平成 13 年度の業績評価の結果を踏まえつつ、5 法人の一層の業績向上に努める。

昨年 12 月の「特殊法人等整理合理化計画」として政府決定した特殊法人等（日本貿易振興会（JETRO）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）中小企業総合事業団、情報処理振興事業協会（IPA））の独立行政法人化に当たり、現行の業務を全面的に見直し、新独法の使命に相応しい経営理念を明確にした上で、一層効率的な執行が可能となるよう、組織体制等を包括的・統一的に改める。また、電源開発株式会社については、その完全民営化への円滑な移行を図る。

予算項目の記載例

予算項目名（または総額）

平成 15 年度要求額（平成 14 年度当初予算額）

cf. 予算項目名の後に がついているものは、他の予算項目との重複計上があるもの。

第3章 機構及び定員の改正

1. 機構

原子力安全体制の強化、環境政策・新エネルギー対策の一層の推進等の経済産業政策に係る新たな諸課題への対応のため、所要の機構を措置。主なものは次のとおり。

(1) 原子力安全関係

- 申告調査を迅速かつ適切に行うため、原子力安全特別調査課を振替新設。
- 技術的専門的課題に的確に対応するため、原子力安全技術基盤課を振替新設。

(2) 環境・新エネルギー関係

- 本年6月の我が国の京都議定書の批准を踏まえ、共同実施やクリーン開発メカニズムなど市場メカニズム活用の推進を図るため、環境経済室を新設。
- 本年通常国会で成立した電気事業者による新エネルギー利用法（平成15年4月施行）の着実な施行体制を構築するため、新エネルギー等電気利用推進室を新設。

(3) その他

産業再編など産業構造改革を推進するため、産業再生課、大臣官房企画課企画官（産業構造改革担当）遺伝子組換え生物の工業利用に係る安全管理の強化のためのバイオ安全対策企画官を新設。

調査統計部の組織見直し

調査統計部各課を廃止し、参事官の設置、経済産業調査官の増員及び統計企画調査官の設置を実施。

経済産業局の所掌事務変更

経済産業局（北海道、東北、中国、四国及び九州）環境資源部から電力・ガス事業部へ産業保安業務を移管。

新エネルギー等電気利用推進室の設置

電気事業者による新エネルギー等電気の利用に関する特別措置法の着実な実施体制を構築するため、新エネルギー等電気利用推進室を設置。

特許庁審判部審判長の増員

特許審判事件の急増に対応するため、特許庁審判部の課長に準ずる職（審判長）の数を1増とする。

特殊法人等整理合理化計画に基づき、新たに独立行政法人化される法人に係る評価を的確に行うため、当省独立行政法人評価委員会の体制を整備。

2. 定員

緊急度・重要度の高い原子力安全、特許行政等に係る業務の増大に伴い、所要の定員要求を実施。主なものは次のとおり。

(1) 原子力安全関連（関連新規定員 58名）

- 東京電力(株)による自主点検記録に係る不正問題等を踏まえ、申告調査体制及び検査体制の充実・強化を図る。

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・ 申告調査実施体制強化 | 6名 |
| ・ 事業者の品質保証活動に対する保安検査の実施 | 48名 |
| ・ 定期事業者検査に関する安全管理審査の評定 | 4名 |

- 平成15年10月に設立する（独）原子力安全基盤機構の体制についても、当初予定の360名程度を103名増員し、460名程度とする。

- | | |
|---------------------|-----|
| ・ 定期事業者検査に関する安全管理審査 | 58名 |
| ・ 定期検査等におけるチェック体制強化 | 45名 |

(2) 特許行政関係（関連新規定員 35名）

○昨年10月の審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の一時的な大幅増並びに国際的な出願の増加及び審査請求率の向上に伴う審査請求件数の恒常的な増加が想定されるところ、これに対応するための審査官の増員等を図る。

(3) 新エネルギー関係（関連新規定員 10名）

○電気事業者による新エネルギー利用法の施行体制の整備を行う。

<参考>

平成14年度末経済産業省定員		8 4 5 1
平成15年度定員削減	▲	9 2
独法移管減	▲	2 7
合理化減等	▲	1 0
新規増員	+	1 1 5
平成15年度末経済産業省定員		8 4 3 7

第4章 予算の概要

1. 概算要求に当たっての基本的な方針

平成15年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

平成14年8月7日

閣議了解

平成15年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定。以下「基本方針2002」という)を踏まえ、平成14年度に続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成14年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化・効率化を実施する。また平成14年度の「国債発行30兆円以下」の基本精神を受け継いで、国債発行額の30兆円からの乖離をできる限り小さくするよう努める。

平成15年度予算の概算要求については、以上のような基本的考え方を踏まえ、具体的には下記により行うものとする。

なお、平成14年度予算の執行に当たっても、行政経費等既定経費の一部について、その執行を留保するものとする。

記

1. 各省庁は、各所管ごとに、以下の(1)及び(2)に規定する要望の上限額並びに(2)(イ)に規定する額の範囲内において、適正に積算を行い、要求・要望を行うものとする。

(1)公共投資関係費

要望の上限

公共事業関係費及びその他施設費(以下「公共投資関係費」という)については、その総額を前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に100分の97を乗じた額の範囲内に抑制するとともに、「基本方針2002」において重点的に推進すべきとされている分野(以下「新重点4分野」という)への予算配分の重点化及び施策の効率化を図るため、平成14年度に続き、その全体について「公共投資重点化措置」を講ずる。

この措置に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における公共投資関係費に100分の97を乗じた額(以下(1)において「要望基礎額」という)を算出した上で、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。要望に当たっては、「基本方針2002」を踏まえ、真に「新重点4分野」にふさわしい施策・事業に重点を置くこととする。

(注)「基本方針2002」においては、「基本方針2002」の第2部「経済活性化戦略」を重視しつつ、その考え方に沿って、以下に掲げる分野への施策の集中を図るとともに、その際、政策効果が最大限発現するよう施策の重点化・効率化を行うこととされている。

- ・ 人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT
- ・ 魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会
- ・ 公平で安心な高齢化社会・少子化対策
- ・ 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

予算編成過程等における基本方針

なお、公共投資全般について、予算編成過程等における基本方針は以下の通りである。

(イ) 費用対効果分析等の客観的な評価に基づく採択の必要性の検証、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底することにより、事業の厳格な選択を行う。

(ロ) 既存ストックの有効活用、事業間の連携の強化、民間委託や民間資金等活用事業（PFI）の積極的活用、失効段階における競争促進や単価の適正化、電子入札の拡大、集中投資による事業期間の短縮化等を図ることにより、事業の透明性を十分確保しつつ、コストの縮減を推進し、財政資金の一層効率的な使用による事業量の確保に努める。

(ハ) 国と地方の役割分担の明確化等の観点から、引き続き直轄事業等及び補助事業の見直し等を行う。

(ニ) 道路等の特定財源について、長期計画の在り方等を踏まえ、その在り方を見直す。

(ホ) 政策目的に照らし、公共事業から公共事業以外のより適切な政策手段へのシフトを図るなど、公共事業及び非公共事業の区分にとられない配分を行う。

(ヘ) 地域間の予算配分が合理的なものとなるよう、社会資本の整備を踏まえて弾力的な配分を行う。

(ト) 公共事業関係の計画について計画策定の必要性そのものを十分に精査し、策定を要する計画についても、その重点を「事業量」から事業による「成果」へと転換するなどの見直しを行う。

(2) その他の経費

義務的経費

(チ) 以下の（ ）ないし（ ）及び（注）に掲げる経費（以下「義務的経費」という）については、各所管ごとに、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、要求するものとする。

ただし、人件費に係る平年度化等の増については、上記の額に加算することができる。

また、補充費途として指定されている経費等（年金、医療等に係る経費に限る）については、高齢化等に伴う増加等から各般にわたる制度・施策の見直しによる削減・合理化を図ることとし、その増（各所管計 6,900 億円）の範囲内において、上記の額に加算することができる。

なお、年金及び諸手当の物価スライドの特例措置（1.7%相当分）に要する経費の平成 15 年度における所要額の取扱いについては、物価、賃金、公務員給与の状況、年金制度の現状及び基本的考え方、社会保障全般における給付と負担の状況等を総合的に勘案し、予算編成過程で検討するものとする。

（ ）補充費途として指定されている経費

（ ）人件費

（ ）法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費

（ ）国家機関費（一般行政費を除く）及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額

（ ）予備費及び産業投資特別会計への繰入に要する経費

(注) 造幣局特別会計の廃止に伴う貨幣の製造等に要する経費等の増減については、上記の金額に加減算する。

(リ) 義務的経費については、制度の根源にまで踏み込んだ抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図ることとする。

裁量的経費

その他の経費のうち、義務的経費を除く経費（以下「裁量的経費」という）についても、施策の抜本的見直し等による歳出の縮減を図るとともに、「新重点 4 分野」への予算配分の重点化及び施策の効率化を図るため、「裁量的経費重点化措置」を講ずる。

この措置に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額（科学技術振興費に相当する額を除く）に 100 分の 98 を乗じた額に、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額のうち科学技術振興費に相当する額を加算した額を上限として縮減を図る。

なお、政府開発援助に必要な経費については、援助対象分野等の更なる戦略化・効率化、執行の透明性向上等を図り、国際情勢を踏まえて我が国の国際的責任の十全かつ適切な遂行に努めつつ、予算規模を見直すこととする。

「裁量的経費重点化措置」に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額（科学技術振興費に相当する額を除く）に100分の98を乗じた額に、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額のうち科学技術振興費に相当する額を加算した額（以下(2)において「要望基礎額」という）を算出した上で、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。要望に当たっては、「基本方針2002」を踏まえ、真に「新重点4分野」にふさわしい施策・事業に重点を置くこととする。

2. 上記による要求・要望に当たっては、行政の効率化・簡素化を進め、財源を最大限有効に活用するとの観点から、近年の物価水準の動向、規格・仕様の見直しによる単価の縮減、予算執行の状況等を適切に反映するなど積算を適正に行うとともに、所管の予算を聖域なく抜本的に見直すこととする。このため、

(1)要求・要望に当たっては、予算の目的、効果等を分かりやすく示すため、同種事業の事後評価の結果の事前評価への適切な反映等、政策評価の精度の向上を図りつつ、その評価結果を概算要求に適切に反映するとの観点から、施策等の意図・目的、必要性、効率性、有効性等を明らかにすることとする。特に、「新重点4分野」に係る要求・要望については、活力ある社会・経済の実現に向けて政策効果が最大限発現するよう、各重点分野の中において、どのように施策の絞込み（重点化・効率化）を図ったかについて明らかにすることとする。

(2)定員及び機構については、「負担に値する質の高い小さな政府」を実現するとの考え方の下、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）等を踏まえ、政府全体として、効率的な定員配置と定員の縮減をはじめ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、その要求は従来にも増して厳選したものとす。

なお、独立行政法人及び特殊法人等の新設・改廃に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に係る措置を確実に要求に反映させることとする。

(3)特殊法人等向け財政支出については、更に一層の縮減・合理化を進めることし、「特殊法人等整理合理化計画」に係る措置を着実に実施するとともに、同計画を踏まえ、改めて特殊法人等向け財政支出を根底から厳しく洗い直し、その結果を、平成15年度予算の要求・要望に反映させることとする。なお、その具体的な反映の状況を要求・要望に併せて示すこととする。

また、公益法人への補助金・委託費等については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に係る措置を、平成15年度予算の要求・要望に確実に反映させるとともに、独立行政法人への運営費交付金等については、平成13年度の業務実績の厳格な評価を、平成15年度予算の要求・要望に反映させることとする。

(4)補助金等については、国と地方及び官と民の役割分担の在り方等の観点から、制度改革を含め既存の施策や事業そのものを見直すことをはじめとして、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することとする。特に、地方公共団体に対し交付される補助金等については、地方分権改革推進会議の調査審議を踏まえ、「基本方針2002」に基づく抜本的な改革案の検討を見据えつつ、国・地方を通じた行政のスリム化を実現する観点から廃止・縮減を目指す。このため、

各省庁は、地方公共団体に対し交付される補助金等のうち、国庫補助金であって義務的経費に区分されるもの及び国庫負担金については、「基本方針2002」を踏まえた抜本的な見直しの検討を進め、可能なものについては平成15

年度予算の要求・要望に反映させることとする。また、各省庁は、これらの補助金等に係る「構造改革と経済財政の中期展望」(平成 14 年 1 月 25 日閣議決定)の期間中における抜本的な見直しの方針を要求・要望に併せて示すこととする。

地方公共団体に対し交付される補助金等のうち国庫補助金であって公共投資関係費又は裁量的経費に区分されるものについては、予算編成過程において、前年度当初予算における額に対し、その 100 分の 5 に相当する額の削減を目指す。このため、各省庁の要望に当たっては、新規の補助金は厳に抑制するとともに、既存の補助金についても聖域なく見直しを行うこととし、前年度当初予算における額に相当する額を上回るものにあつては、その理由を示すこととする。

各省庁は、「第 2 次地方分権推進計画」(平成 11 年 3 月 26 日閣議決定)等を踏まえ、地方の裁量を高める観点から、統合補助金の対象事業の一層の拡充を図ることとする。

各省庁は、民間団体等に対し交付される補助金等については、官と民の役割分担の見直しによりその整理合理化を行うとともに、このうちいわゆる「その他補助金等」については、各所管ごとにその 1 割に総合する額を削減することとする。

(5)地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体が実施する事務・事業に対する国の関与を見直し、その廃止・縮減を図ることなどにより、財政資金の効率的使用を図る。また、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策については、厳にこれを抑制する。

3. 地方財政については、「基本方針 2002」を踏まえ、国・地方関係の抜本的見直しを見据えながら、歳出を徹底して見直し改革を加速するという国の方針と歩調を合わせつつ、平成 15 年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、地方歳出を徹底して見直し、地方財政計画の規模の抑制に努めることとする。

4. なお、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」(平成 8 年 12 月 3 日閣議決定)に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成 10 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成 10 年法律第 35 号)等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担等、「肉用子牛生産安定等特別措置法」(昭和 63 年法律第 98 号)に基づく交付金等及び「電波法」(昭和 25 年法律第 131 号)に基づく電波利用共益費用の平成 15 年度における取り扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

5. 上記による要求・要望に当たっては、8 月末日の期限を厳守するものとする。

なお、特別の事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。

2. 予算編成スケジュール

平成 15 年度における予算編成スケジュールは以下のとおりである

平成 14 年 8 月 7 日	シーリング閣議
8 月 30 日	財務省へ概算要求書提出
～ 9 月下旬	財務省への説明(第 1 次)
～ 10 月頭	財務省への説明(第 2 次)
11 月 22 日	総理指示(14 年度補正予算)
12 月 20 日	15 年度予算財務省原案閣議提出、各省庁へ内示

	14 年度補正予算概算閣議
12 月 21 日	局長級復活折衝
12 月 22 日	大臣復活折衝
12 月 24 日	概算閣議（15 年度予算政府案決定）
平成 15 年 1 月 20 日	14 年度補正予算提出閣議（国会提出）
1 月 24 日	15 年度予算提出閣議（国会提出）
1 月 30 日	14 年度補正予算国会可決・成立
3 月 28 日	15 年度予算国会可決・成立

3. 概算要求の概要

平成 15 年度経済産業省概算要求の概要

平成 14 年 8 月

経済産業省

【ポイント】

- 我が国経済が直面する難局の克服と、21 世紀の我が国経済社会の再構築に向けて、全国民に果敢な「挑戦」の機会を提供。
- 特に、厳しい財政制約の中で、民需主導の経済への大転換を図ることが緊急の課題。このため、我が国経済の活性化に向けて、需要創出と構造改革、産業競争力の強化を推進すべく、予算の重点配分に取り組む。
- その際、既存の歳出事項について根元から予算を見直し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」に示された新重点 4 分野に政策予算を大胆にシフトする。
- 特に、実用化・市場化に直結する戦略的技術に力点を置いて、産学官の緊密な連携による研究開発に対し、予算を集中投入する。
- また、新たなビジネスフロンティアの開拓、活力ある中小企業の育成と地域の活性化、情報化の推進、環境・エネルギー問題への対応などを強力に推進する。

【平成15年度予算要求一覧】

(単位:億円)

	14年度予算額	15年度要求額	増減
一 般 会 計	9,092	9,693	601
石特会計繰入	4,456	4,456	0
除く石特会計繰入	4,635	5,237	601
特 別 会 計	13,659	13,847	188
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	6,195	(注) 6,277	82
電源開発促進対策特別会計	4,927	4,905	-22
うち経済産業省分	3,372	3,407	35
・電源立地勘定	2,446	2,494	48
うち経済産業省分	2,057	2,097	40
・電源多様化勘定	2,481	2,411	-70
うち経済産業省分	1,315	1,310	-5
特許特別会計	1,109	1,192	83
貿易再保険特別会計	1,429	1,473	44
合計(一般会計+特別会計)	18,294	19,084	790

(注) 石油対策については、このほか借入によって手当される石油国家備蓄基地・原油借入金元本借換及びLPガス国家備蓄基地建設委託費(計5,547億円)が計上される。

(※)四捨五入の関係で数字の合計金額は一致しないことがある。

平成15年度概算要求の概要

(単位:億円)

15年度要求額(14年度予算額)

I. 我が国経済の活性化

- 1. 技術革新の促進による経済活性化

日本経済の発展の鍵を握る「知」の創造と活用を強力に推進する。特に、実用化・市場化に直結する戦略技術の研究開発を産学官連携により集中的に推進する。また、大学や研究独法の知的資源を活用する「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する。さらに、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積の形成を目指す「産業クラスター計画」を推進する。

【科学技術振興費予算 1,188億円 → 1,710億円】

(1) 実用化・市場化に直結する戦略技術の研究開発

(詳細別紙)

情報家電・ブロードバンド・IT分野

338.4 (45.6)

○ 半導体微細加工、半導体材料

136.9 (45.6)

○ 半導体アプリケーションチップ、新機能デバイス

79.5 (新規)

○ 情報通信システム高度化	75.0 (新規)
○ 次世代ディスプレイ	28.0 (新規)
○ 準天頂衛星システム	19.0 (新規)
健康・バイオテクノロジー分野	160.0 (新規)
○ ポストゲノム分野 (タンパク質・糖鎖)	75.0 (新規)
○ バイオとITの融合 (DNA等の解析や疾病予防に必要な情報・機器の開発)	40.0 (新規)
○ ナノバイオテクノロジー (超微細加工技術のバイオ分野への応用)	45.0 (新規)
環境・エネルギー分野	370.8(220.0)
○ 軽量化・放熱技術等	21.0 (新規)
○ 燃料電池技術開発等	321.8 (220.0)
○ 次世代ディスプレイ【再掲】	28.0 (新規)
ナノテクノロジー・材料分野	214.9 (45.6)
○ 超微細レベルで制御した高機能材料	33.0 (新規)
○ 半導体微細加工、半導体材料【再掲】	136.9 (45.6)
○ 超微細加工技術のバイオ分野への応用【再掲】	45.0 (新規)
(2)「大学発ベンチャー1000社計画」の推進	
・大学発事業創出実用化研究開発助成	42.0 (22.2)
(大学シーズと企業のマッチングによる事業化支援)	
・大学TLO (技術移転機関)の技術移転活動支援	12.0 (2.5)
・産業技術実用化開発支援	84.3 (61.5)
・地域新生コンソーシアム研究開発	120.6 (87.7)
(地域における産学官共同研究体制による実用化研究開発の実施)	
・新規産業創造技術開発支援 (先端技術分野を中心とした実用化技術開発の支援)	80.3 (55.5)
・大学連携型起業家育成施設 (ビジネス・インキュベータ)整備	25.0 (新規)
・起業家育成プログラム導入促進	3.1 (1.2)
(3)「産業クラスター計画」の推進	
・地域新生コンソーシアム研究開発【再掲】	120.6 (87.7)
・地域における大規模な産学官共同研究	9.0 (新規)
・新規産業創造技術開発支援【再掲】	80.3 (55.5)
・創造技術研究開発支援 (中小企業が行う新製品開発・新技術の開発に対する支援)	33.6 (29.2)
・広域的な新事業支援ネットワーク事業	6.3 (5.9)
(産学官の広域的な人的ネットワーク形成支援)	
・大学連携型起業家育成施設 (ビジネス・インキュベータ)整備【再掲】	25.0 (新規)
(4)次世代産業競争力基盤の強化	
製造技術、加工組立技術の競争力強化	
・戦略的基盤技術開発プロジェクト (金型、ロボット部品)	40.0 (新規)
・航空機開発の推進	35.8 (2.1)

(環境適応型高性能小型航空機及びエンジンの研究開発、次世代航空機等構造部材の創製・加工技術開発、超高速輸送機実用化開発調査)

・次世代輸送系システムの設計基盤技術開発プロジェクト	24.6 (23.7)
・高度道路交通システム (ITS) の規格化	4.2 (4.2)
・障害者等支援システム (障害者等ITS) に関する技術開発	5.0 (新規)
・地中等埋設物探知・除去技術開発	1.0 (新規)
世界最先端技術の発掘、涵養	
・競争的資金 (産業技術研究助成事業) の拡充	72.2 (52.8)
・未踏ソフトウェア創造事業 (優れた能力を有するプログラマーの発掘)	16.0 (11.0)
・次世代ソフトウェア開発 (次世代を担う革新的なソフトウェアの開発)	12.0 (12.0)
・産業技術総合研究所による最先端技術研究の環境整備	75.6 (24.2)
知的財産の適切な保護と活用の促進	
・先行技術調査の外注による特許審査の促進	145.7 (105.3)
・模倣品対策の強化 (知的財産保護フォーラム支援事業)	1.1 (新規)
・特許流通の促進 (特許流通アドバイザーの派遣等)	55.8 の内数 55.0 の内数
・特許情報へのアクセス向上	34.9 (30.7)
・コンテンツ (映像・音楽ソフト等) 流通対策	0.8 (新規)
国際標準の獲得	
・基準認証研究開発 (国際標準作成のための研究開発)	15.0 (9.0)
・汎用電子情報交換環境整備 (公的な文字情報データベースの構築)	2.5 (1.1)
・計量器校正情報システムのための技術開発 (計量標準の遠隔校正)	3.0 (2.0)

- 2 . 新たなビジネスフロンティアの開拓

「挑戦者支援型」社会実現に向けて、起業・創業への取り組みを幅広く支援する。技術開発への支援、起業家人材の育成、人材と企業とのマッチングなどを推進する。また、「東アジア自由ビジネス圏構想」を推進するとともに、内外の人材、企業の機能を我が国に惹き付けるため、対内直接投資促進など、貿易・投資の環境整備を図る。

【関連予算 233億円 → 373億円】

(1) 「挑戦」への支援

起業・創業の促進

・産業技術実用化開発支援【再掲】	84.3 (61.5)
(民間企業からスピンオフした技術の実用化支援)	
・新規産業創造技術開発支援【再掲】	80.3 (55.5)
・創業塾、創業・経営革新講座等による人材育成	24.9 (21.9)
・バイオベンチャービジネスモデル事業化支援	4.0 (新規)
・ITベンチャー事業化支援	4.0 (新規)
・市民ベンチャー事業 (市民活動のビジネス化支援)	1.8 (1.5)
・起業家育成プログラム導入促進【再掲】	3.1 (1.2)

人材の育成とマッチング

・中小・ベンチャー企業人材マッチング事業 (企業等OBの活用等)	11.8 (4.0)
・創業塾、創業・経営革新講座等による人材育成【再掲】	24.9 (21.9)

・総合的人材ニーズ調査	3.0 (新規)
-------------	----------

(2) 国際的な事業展開への支援

東アジア自由ビジネス圏構想の推進

・人材育成支援（研修生受入れ）	64.5 (58.2)
・貿易投資円滑化支援（専門家派遣）	8.7 (新規)
・海外インフラ整備支援等	12.0 (新規)
・中小企業の海外ビジネス支援（ジェトロを通じた中小企業の海外事業の支援）	3.4 (0.8)
・アジア e - ラーニング（遠隔教育）の推進	9.0 (2.5)
（普及啓蒙活動、国際カンファレンス開催、実証実験の実施）	
・海外情報処理技術者育成の推進	2.0 (2.0)
・基準認証のソフトインフラ整備（アジア標準化体制の整備）	2.3 (2.3)

対内直接投資等の投資の環境整備

・対内直接投資誘致総合支援（ジェトロを活用した投資情報のワンストップ化）	14.2 (新規)
・先進的対内直接投資推進事業	15.0 (新規)

（国と地域の共同による先進的外国企業誘致事例の構築）

- 3 . 活力ある中小企業の育成と地域の活性化

中小企業の再生を図るため、セーフティネットを含む金融対策を推進するとともに、中小企業の事業再構築を支援する。また、技術革新基盤の形成、人材の確保・販路開拓などにより、中小企業の事業革新・経営革新を支援する。さらに、中心市街地の活性化等を通じて地域経済の活性化を引き続き促進する。

【中小企業対策費予算 1,307億円 → 1,350億円】

(1) 資金供給の円滑化、セーフティネットの整備

・セーフティネット保証・貸付の充実	22.0 の内数(新規)
・再建企業向け支援	13.0 の内数(新規)
・売掛債権担保融資保証制度の充実	42.0 の内数(42.0)

(2) 事業再構築・経営革新支援

・経営実態把握サポートサイトの構築・運営（経営進路形成支援）	1.9 (新規)
・後継者確保支援・M & A マッチングサポート事業	1.6 (新規)
・戦略的情報化投資活性化支援	6.0 (5.2)
・IT活用等ビジネスモデル支援	11.6 (11.4)

(3) 技術革新基盤の形成

・戦略的基盤技術開発プロジェクト（金型、ロボット部品）【再掲】	40.0 (新規)
・創造技術研究開発支援【再掲】	33.6 (29.2)
・中小企業地域新生コンソーシアム研究開発（地域新生コンソーシアムのうち）	30.0 (20.5)
・産総研と中小企業との共同研究・技術移転	10.0 (5.5)

(4) 人材の確保、販路開拓への支援

・ 中小・ベンチャー企業人材マッチング事業（企業等OBの活用等）【再掲】	11.8 (4.0)
・ 創業塾、創業・経営革新講座等による人材育成【再掲】	24.9 (21.9)
・ 産業技術人材育成インターンシップ推進支援	2.3 (2.6)
・ 新市場創出見本市（ロボット部品、医療福祉等の見本市開催）	2.5 (新規)

(5) 「産業クラスター計画」の推進【再掲】

・ 地域新生コンソーシアム研究開発【再掲】	120.6 (87.7)
・ 地域における大規模な産学官共同研究【再掲】	9.0 (新規)
・ 新規産業創造技術開発支援【再掲】	80.3 (55.5)
・ 創造技術研究開発支援【再掲】	33.6 (29.2)
・ 広域的新事業支援ネットワーク事業【再掲】	6.3 (5.9)
・ 大学連携型起業家育成施設（ビジネス・インキュベータ）整備【再掲】	25.0 (新規)

(6) 中心市街地の活性化

・ 中心市街地商業等活性化総合支援事業	54.3 (35.0)
・ 商業・サービス業集積関連施設整備	14.0 (14.7)
・ 中心市街地商業等活性化支援業務	1.9 (0.8)
・ 商店街・商業集積活性化施設等整備事業	29.5 (31.5)
・ コミュニティ施設活用商店街活性化（商店街保育所・高齢者交流施設）	10.0 (13.8)
・ 大型空き店舗活用支援	2.5 (新規)

- 4 . I Tを活用した経済・社会の再生

I T（情報技術）の活用により経済・社会の再生を図るため、電子政府・公的分野の情報化や企業の戦略的I T化を促進する。また、情報セキュリティの確保、人材育成、I T産業の競争力強化等を図る。

【関連予算 99億円 → 201億円】

(1) 電子政府・公的分野の情報化

・ 汎用電子申請・電子業務システムの開発	9.0 (7.3)
・ 情報技術・市場評価基盤等構築	4.0 (3.0)
・ e！プロジェクト（先進的情報通信技術の実証事業）	15.0 (15.0)
・ 電子政府のセキュリティ評価基盤整備	12.0 (10.0)

(2) 企業の戦略的I T化

・ 戦略的情報化投資活性化支援【再掲】	6.0 (5.2)
・ I T活用等ビジネスモデル支援【再掲】	11.6 (11.4)
・ サプライチェーン全体最適化事業	4.0 (新規)

(3) 情報セキュリティ、ルール等の基盤整備

・ 不正アクセス行為等対策	10.0 (1.5)
・ 情報セキュリティ対策研究開発支援	3.5 (3.5)
・ 評価認証基盤整備	3.8 (1.1)

・電子商取引技術基盤の相互運用性確認	2.7 (2.7)
・インターネット関連A D R体制整備	1.0 (新規)
・特定商取引法の厳正な執行	1.1 (0.9)

(4) I T人材の育成

・I Tスキル標準策定・普及	3.0 (1.8)
・情報化人材育成プラットフォーム	12.0 (7.7)
・アジアe - ラーニングの推進【再掲】	9.0 (2.5)
・海外情報処理技術者育成の推進【再掲】	2.0 (2.0)

(5) I T産業の競争力強化

・未踏ソフトウェア創造事業【再掲】	16.0 (11.0)
・次世代ソフトウェア開発【再掲】	12.0 (12.0)
・オープンソフトウェア活用基盤整備	20.0 (新規)
・情報家電協調基盤整備事業（開発実証実験、標準化推進）	30.0 (新規)
・市場開拓型ブロードバンドコンテンツ（映像・音楽ソフト等）開発支援	11.2 (新規)
・コンテンツプロデューサー人材養成	1.0 (新規)
・コンテンツ流通対策【再掲】	0.8 (新規)

II. 環境・エネルギー問題への対応

- 1 . 環境・リサイクル施策の推進

京都議定書の目標達成に向けて地球温暖化対策を推進するとともに、リサイクルの促進等により循環型経済社会の構築を目指す。また、循環型経済社会の実験場としての「愛・地球博」の開催準備を推進する。

【関連予算 1 8 1 億円 → 3 1 0 億円】

(1) 地球温暖化対策の推進

・地球温暖化防止事業関連国内対策費	20.1 (2.5)
・海外地球温暖化防止及び国際エネルギー使用合理化対策	14.0 (新規)
・代替フロン等排出抑制対策	1.7 (1.6)

(2) リサイクル対策の推進

・先導的リサイクル施設の実証（エコタウン）	36.1 (80.0)
・3 R 技術開発支援（新規産業創造技術開発費補助のうち）	14.0 (4.5)
・環境産業総合振興（モデル事業、人材育成、市場環境整備）	7.6 (2.9)
・自動車リサイクルの円滑な推進	0.7 (0.7)
・家電リサイクルの円滑な推進	1.5 (1.3)
・資源循環型住宅技術開発の推進	3.0 (2.5)

(3) 環境配慮経営の推進

・環境配慮経営等支援推進	2.0 (新規)
・製品等のライフサイクルにおける環境影響評価手法等普及事業	3.0 (新規)

・資源の有効利用の促進に係る技術開発等の出資、利子補給 5.1 (新規)

(4) 循環型社会の実験場としての愛・地球博の準備推進

・会場建設、政府出展事業等の推進 201.2 (85.1)

(5) 省エネルギー対策【後掲】

(6) 新エネルギー対策【後掲】

(7) その他のエネルギー環境対策【後掲】

- 2 . エネルギー対策の推進

昨年の総合資源エネルギー調査会の答申、地球温暖化推進大綱の見直し、京都議定書締結の国会承認等を踏まえ、エネルギーセキュリティ対策の実施に加え、省エネ・新エネ対策等、二酸化炭素排出削減に必要な対策を着実に実施する。

【特別会計 9,567億円 → 9,682億円】

エネルギーセキュリティ対策等の推進

(1) 石油・天然ガス対策

3569.8 (3766.7)

・効果的・効率的な備蓄事業の実施 2638.2 (2768.2)

・石油・天然ガスの資源開発の推進 407.3 (495.0)

・産油・産ガス国との関係強化 231.6 (215.9)

・天然ガス利用拡大の推進 116.0 (70.0)

・石油産業の構造改善対策 165.0 (287.6)

(2) 石炭対策

58.4 (60.8)

・「炭鉱技術移転5ヶ年計画」に基づく海外産炭国からの研修生の受入等 40.0 (40.0)

(3) 鉱物資源対策

94.5 (98.0)

・鉱物資源の探鉱・開発の促進等 33.0 (33.5)

エネルギー環境対策の推進等

(4) 省エネルギー対策【再掲】

1365.2 (1312.3)

・住宅建築物におけるIT技術を活用したエネルギーマネジメントシステム 52.4 (55.4)

・高効率給湯器の導入支援補助 71.0 (62.0)

・自治体・事業者による省エネルギーの取組に対する支援の重点化 147.8 (135.3)

・省エネルギー技術戦略に基づく省エネルギー技術開発の推進 60.0 (新規)

・国際エネルギー消費効率化等モデル事業関連 146.9 (144.9)

(5) 新エネルギー対策【再掲】

1614.5 (1449.2)

- ・ 燃料電池・水素エネルギー利用分野の技術開発及び実証研究の推進 321.8 (220.0)
- ・ バイオマスの実用化に向けた技術開発、実証研究等の推進 60.0 (31.0)
- ・ 太陽光発電の一層のコスト低減に向けた技術開発、導入促進等の推進 272.7 (358.9)
- ・ 新エネルギーを導入する自治体、事業者、NPO等に対する支援等の拡充 590.6 (404.8)

(6) その他のエネルギー環境対策【再掲】

533.6 (422.3)

系統電源対策の推進

(7) 原子力対策

1806.6 (1676.7)

- ・ 原子力立地の推進 1281.6 (1159.1)
- ・ 核燃料サイクル及びバックエンド対策(高レベル放射性廃棄物処分等)の推進 80.5 (82.8)
- ・ 原子力安全確保・防災対策 311.7 (283.1)

(8) その他系統電源対策

128.8 (166.5)

(別紙)

実用化・市場化に直結する戦略技術の研究開発(詳細)

情報家電・ブロードバンド・IT分野

- 半導体微細加工、半導体材料 136.9 (45.6)
- ・ 次世代半導体材料・プロセス 80.0 (45.6)
- (回路線幅 50 ナノメートル以下の次世代半導体に対応した革新的な材料及び製造技術の開発)
- ・ 極端紫外線(EUV)露光システム 26.9 (新規)
- (微細な半導体回路の作成に必要な革新的露光システムの開発)
- ・ 半導体ナノ材料 22.0 (新規)
- (半導体の電気特性を飛躍的に向上させる多種の膜材料・加工材料を一体的に開発する技術の開発)
- ・ システムLSI設計 8.0 (新規)
- (複雑化する半導体回路を効率的かつ最適に設計するための設計システム開発)
- 半導体アプリケーションチップ、新機能デバイス 79.5 (新規)
- ・ 半導体アプリケーションチップ 40.0 (新規)
- (高性能・高信頼計算用の半導体チップ及び電源を切っても記憶の消えない半導体メモリの開発)
- ・ MEMS 21.5 (新規)
- (高感度センサーや光スイッチなど1ミリ以下のサイズの微小な電気機械システムの開発)

・インクジェット方式回路基板	5.0 (新規)
(金属をインク状にして基板上に直接描画する新しい回路基板製造方法の開発)	
・ダイヤモンド極限機能	10.0 (新規)
(液晶バックライト用放電灯等に応用可能なダイヤモンド半導体の開発)	
・デバイス用高機能ナノガラス	3.0 (新規)
(大容量光ディスクや光通信部品に応用可能な超微細ガラスの開発)	
○ 情報通信システム高度化	75.0 (新規)
・ビジネスグリッドコンピューティング	50.0 (新規)
(ネットワーク上のコンピュータを一つのコンピューターのように接続して膨大な計算を瞬時に可能にする技術の開発)	
・デジタル情報機器相互運用基盤	25.0 (新規)
(家庭や公共の場で情報家電機器を相互に接続しデジタル情報を自由にやりとりする技術の開発)	
○ 次世代ディスプレイ	28.0 (新規)
・プラズマ・ディスプレイ	10.0 (新規)
(現在のプラズマディスプレイのエネルギー消費量を大きく低減し、製造プロセスを合理化する技術の開発)	
・有機 E L 材料	5.0 (新規)
(省エネ型平面ディスプレイ向け高分子発光材料等の開発)	
・カーボンナノチューブ F E D	10.0 (新規)
(低消費電力で高画質な中大型ディスプレイを実現するための F E D 技術の開発)	
・ディスプレイ用高機能ナノガラス	3.0 (新規)
(超高強度のディスプレイ用ナノガラスの開発)	
○ 準天頂衛星システム	19.0 (新規)
(高精度位置情報システムや移動体用ブロードバンド・サービスを実現する衛星システム技術の開発)	
健康・バイオテクノロジー分野	
○ ポストゲノム	75.0 (新規)
・タンパク質機能解析・活用	45.0 (新規)
(ヒトの遺伝情報を活用した、有用タンパク質の機能の解明と解析ツールの応用)	
・糖鎖エンジニアリング	30.0 (新規)
(タンパク質の安定性や免疫反応など我々の体の中で大切な役割を果たしている「糖鎖」の合成と構造解析技術の開発)	
○ バイオと I T の融合	40.0 (新規)
(DNA 等の解析や疾病予防に必要な情報・機器技術の開発)	
○ ナノバイオテクノロジー	45.0 (新規)
・ナノバイオデバイス	9.0 (新規)
(生体内に含まれる多種類の微量成分を同時高速に解析できる技術の開発)	
・ナノバイオ微粒子	9.0 (新規)
(磁力を持つ微粒子の活用により、新薬候補物質などの有用物質を高速に選別する技術の開発)	
・ナノバイオチップ	7.0 (新規)
(タンパク質同士の反応を光で検出する技術を利用したタンパク質チップの開発)	
・人工赤血球 (安全で長期保存が可能な人工赤血球の製造技術の開発)	9.0 (新規)
・細胞組織工学	11.0 (新規)
(再生医療の支援となる人工の細胞・組織を臨床応用可能なレベルまで安全・大量に分化・培養する技術の開発)	

環境・エネルギー分野

- 軽量化・放熱技術等 21.0 (新規)
- ・ 光触媒利用高機能部材 5.0 (新規)
(光触媒利用住宅用放熱部材及びそれを用いた冷房負担低減システム並びに室内環境浄化部材の開発)
- ・ カーボンナノファイバー複合材料(自動車部品用軽量材料の開発) 4.0 (新規)
- ・ 環境適応型高性能小型航空機 12.0 (新規)
(材料・情報技術等を活用し、機体軽量化等による燃費改善、性能向上を実現する小型航空機の研究開発)
- 燃料電池技術開発等 321.8 (220.0)
(温暖化ガスを排出せず、次世代自動車等に幅広い用途が期待される小型分散電源技術の開発)

ナノテクノロジー・材料分野

- 超微細レベルで制御した高機能材料 33.0 (新規)
- ・ ナノカーボン 14.0 (新規)
(炭素原子の持つすぐれた電気特性の解明とその構造制御、合成技術、携帯用高性能燃料電池電極等の用途開発)
- ・ リライタブル・ペーパー 6.0 (新規)
(紙のように薄く、表面が超微細制御された、何度でも書き換え可能なフルカラー電子画像材料の開発)
- ・ マイクロ分析・生産システム 13.0 (新規)
(マイクロ空間における化学反応を活用した高速かつ高効率な化学分析・生産システムの開発)

4. 予算の概要

4.1. 平成15年度経済産業省予算の概要

平成15年度経済産業省予算案の概要

平成14年12月

経済産業省

【ポイント】

- 我が国経済が直面する難局の克服と、21世紀の我が国経済社会の再構築に向けて、全国民に果敢な「挑戦」の機会を提供。
- 特に、厳しい財政制約の中で、民需主導の経済への大転換を図ることが緊急の課題。このため、我が国経済の活性化に向けて、需要創出と構造改革、産業競争力の強化を推進すべく、予算の重点配分に取り組む。
- その際、既存の歳出事項について根元から予算を見直し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」に示された新重点4分野に政策予算を大胆にシフトする。
- 特に、実用化・市場化に直結する戦略的技術に力点を置いて、産学官の緊密な連携による研究開発に対し、予算を集中投入する。
- また、新たなビジネスフロンティアの開拓、活力ある中小企業の育成と地域の活性化、情報化の推進、環境・エネルギー問題への対応などを強力に推進する。

【平成 15 年度予算一覧】

(単位：億円)

	14年度予算額	15年度予算額	増減
一 般 会 計	9,092	8,892	-200
除く石特会計繰入	4,635	4,542	-93
特 別 会 計	13,659	13,713	54
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	6,195	(注) 6,230	36
うち経済産業省分	6,195	6,170	-25
電源開発促進対策特別会計	4,927	4,855	-72
うち経済産業省分	3,372	3,349	-23
・電源立地勘定	2,446	2,507	61
うち経済産業省分	2,057	2,111	54
・電源多様化勘定	2,481	2,348	-133
うち経済産業省分	1,315	1,238	-77
特許特別会計	1,109	1,156	47
貿易再保険特別会計	1,429	1,472	43
合計(一般会計+特別会計)	18,294	18,255	-39

(注) ・石油対策については、このほか借入によって手当される石油国家備蓄基地・原油借入金元本借換及びLPガス国家備蓄基地建設委託費(9,064億円)を計上するとともに、油種入替事業に係る原油購入代金の一部を、原油売却収入(175億円)によって手当。

・エネルギー需給構造高度化対策については、環境省分として60億円を計上。

(※)四捨五入の関係で数字の合計金額は一致しないことがある。

平成 15 年度経済産業省予算案の概要

(単位：億円)

15 年度要求額 (14 年度予算額)

I. 我が国経済の活性化

- 1 . 技術革新の促進による経済活性化

日本経済の発展の鍵を握る「知」の創造と活用を強力に推進する。特に、実用化・市場化に直結する戦略技術の研究開発を産学官連携により集中的に推進する。また、大学や研究独法の知的資源を活用する「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する。さらに、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積の形成を目指す「産業クラスター計画」を推進する。

【科学技術振興費予算 1,246億円 → 1,306億円】

【補正予算 734億円】

(1) 実用化・市場化に直結する戦略技術の研究開発 (詳細別紙)

情報家電・ブロードバンド・IT分野

235.7 (45.6)

○ 半導体微細加工、半導体材料

97.4 (45.6)

[補正 17.8]

○ 半導体アプリケーションチップ、新機能デバイス	66.4 (新規)
	[補正 18.8]
○ 情報通信システム高度化	38.0 (新規)
○ 次世代ディスプレイ	22.1 (新規)
	[補正 10.0]
○ 準天頂衛星システム	12.0 (新規)
健康・バイオテクノロジー分野	88.4 (新規)
○ ポストゲノム分野(タンパク質・糖鎖)	42.7 (新規)
	[補正 10.8]
○ バイオとITの融合(DNA等の解析や疾病予防に必要な情報・機器の開発)	21.7 (新規)
	[補正 12.1]
○ ナノバイオテクノロジー(超微細加工技術のバイオ分野への応用)	23.9 (新規)
環境・エネルギー分野	347.4(220.2)
○ 軽量化・放熱技術等	17.9 (新規)
○ 燃料電池技術開発等	307.5 (220.2)
○ 次世代ディスプレイ【再掲】	22.1 (新規)
ナノテクノロジー・材料分野	152.2 (45.6)
○ 超微細レベルで制御した高機能材料	30.9 (新規)
○ 半導体微細加工、半導体材料【再掲】	97.4 (45.6)
○ 超微細加工技術のバイオ分野への応用【再掲】	23.9 (新規)
(2)「大学発ベンチャー1000社計画」の推進	
・大学発事業創出実用化研究開発助成	24.1 (22.2)
(大学シーズと企業のマッチングによる事業化支援)	[補正 30.0]
・大学TLO(技術移転機関)の技術移転活動支援	6.0 (2.5)
	[補正 2.0]
・産業技術実用化開発支援	61.3 (61.5)
	[補正 69.6]
・地域新生コンソーシアム研究開発	101.1 (87.7)
(地域における産学官共同研究体制による実用化研究開発の実施)	[補正 15.0]
・新規産業創造技術開発支援(先端技術分野を中心とした実用化技術開発の支援)	55.7 (55.5)
・大学連携型起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)整備	20.0 (新規)
	[補正 53.0]
・起業家育成プログラム導入促進	2.0 (1.2)
	[補正 29.1]
(3)「産業クラスター計画」の推進	
・地域新生コンソーシアム研究開発【再掲】	101.1(87.7)
	[補正 15.0]
・地域における大規模な産学官共同研究	7.5 (新規)
・新規産業創造技術開発支援【再掲】	55.7 (55.5)

・創造技術研究開発支援（中小企業が行う新製品開発・新技術の開発に対する支援）	30.2 (29.2)
	[補正 22.6]
・広域的新事業支援ネットワーク事業 （産学官の広域的な人的ネットワーク形成支援）	6.3 (5.9)
・大学連携型起業家育成施設（ビジネス・インキュベータ）整備【再掲】	20.0 (新規)
	[補正 53.0]
(4) 次世代産業競争力基盤の強化	
製造技術、加工組立技術の競争力強化	
・戦略的基盤技術開発プロジェクト（金型、ロボット部品）	31.9 (新規)
・航空機開発の推進	31.5 (2.1)
（環境適応型高性能小型航空機及びエンジンの研究開発、次世代航空機等構造部材の創製・加工技術開発、超高速輸送機実用化開発調査）	
・次世代輸送系システムの設計基盤技術開発プロジェクト	23.7 (23.7)
・高度道路交通システム（ITS）の規格化	3.9 (4.2)
・障害者等支援システム（障害者等ITS）に関する技術開発	2.7 (新規)
・地中等埋設物探知・除去技術開発	1.0 (新規)
	[補正 5.0]
世界最先端技術の発掘、涵養	
・競争的資金（産業技術研究助成事業）の拡充	52.8 (52.8)
・未踏ソフトウェア創造事業（優れた能力を有するプログラマーの発掘）	11.0 (11.0)
・次世代ソフトウェア開発（次世代を担う革新的なソフトウェアの開発）	6.0 (12.0)
・産業技術総合研究所による最先端技術研究の環境整備	43.9 (24.2)
	[補正 376.1]
知的財産の適切な保護と活用の促進	
・先行技術調査の外注による特許審査の促進	134.7 (105.3)
・模倣品対策の強化（国際知的財産保護フォーラム支援事業）	1.1 (新規)
・特許流通の促進（特許流通アドバイザーの派遣等）	55.1 の内数 55.0 の内数
・特許情報へのアクセス向上	34.9 (30.7)
・コンテンツ（映像・音楽ソフト等）流通対策	0.7 (新規)
国際標準の獲得	
・基準認証研究開発（国際標準作成のための研究開発）	10.0 (9.0)
・汎用電子情報交換環境整備（公的な文字情報データベースの構築）	1.6 (1.1)
・計量器校正情報システムのための技術開発（計量標準の遠隔校正）	3.0 (2.0)

- 2 . 新たなビジネスフロンティアの開拓

「挑戦者支援型」社会実現に向けて、起業・創業への取り組みを幅広く支援する。技術開発への支援、起業家人材の育成、人材と企業とのマッチングなどを推進する。また、「東アジア自由ビジネス圏構想」を推進するとともに、内外の人材、企業の機能を我が国に惹き付けるため、対内直接投資促進など、貿易・投資の環境整備を図る。

【関連予算 233億円 → 292億円】

【補正予算 120億円】

(1) 「挑戦」への支援

起業・創業の促進

・産業技術実用化開発支援【再掲】	61.3 (61.5)
(民間企業からスピンオフした技術の実用化支援)	[補正 69.6]
・新規産業創造技術開発支援【再掲】	55.7 (55.5)
・創業塾、創業・経営革新講座等による人材育成	24.4 (21.9)
	[補正 4.6]
・バイオベンチャービジネスモデル事業化支援	0.6 (新規)
・ITベンチャー事業化支援	2.0 (新規)
・市民ベンチャー事業(市民活動のビジネス化支援)	1.6 (1.5)
・起業家育成プログラム導入促進【再掲】	2.0 (1.2)
	[補正 29.0]

人材の育成とマッチング

・中小・ベンチャー企業人材マッチング事業(企業等OBの活用等)	11.1 (4.0)
・創業塾、創業・経営革新講座等による人材育成【再掲】	24.4 (21.9)
	[補正 4.6]

(2) 国際的な事業展開への支援

東アジア自由ビジネス圏構想の推進

・人材育成支援(研修生受入れ)	64.5 (58.3)
・貿易投資円滑化支援(専門家派遣)	8.7 (新規)
・海外インフラ整備支援等	7.3 (新規)
・中小企業の海外ビジネス支援(ジェトロを通じた中小企業の海外事業の支援)	3.4 (0.8)
・アジアe-ラーニング(遠隔教育)の推進	5.0 (2.5)
(普及啓蒙活動、国際カンファレンス開催、実証実験の実施)	
・海外情報処理技術者育成の推進	2.0 (2.0)
・基準認証のソフトインフラ整備(アジア標準化体制の整備)	2.3 (2.3)

対内直接投資等の投資の環境整備

・対内直接投資誘致総合支援(ジェトロを活用した投資情報のワンストップ化)	10.4 (新規)
・先進的対内直接投資推進事業	5.1 (新規)

(国と地域の共同による先進的外国企業誘致事例の構築)

- 3 . 活力ある中小企業の育成と地域の活性化

中小企業の再生を図るため、セーフティネットを含む金融対策を推進するとともに、中小企業の事業再構築を支援する。また、技術革新基盤の形成、人材の確保・販路開拓などにより、中小企業の事業革新・経営革新を支援する。さらに、中心市街地の活性化等を通じて地域経済の活性化を引き続き促進する。

【中小企業対策費予算 1,307億円 → 1,295億円】

【補正予算 4,648億円】

(1) 資金供給の円滑化、セーフティネットの整備

・セーフティネット保証の拡充	[補正 2,172.0]
・信用保険財政の基盤強化	[補正 2,010.0]

・セーフティネット貸付の拡充等	[補正 90.0]
・売掛債権担保融資保証制度の充実	[補正 13.0]
(2) 事業再生支援・経営革新支援	
・中小企業地域再生協議会事業	18.5 (新規)
	[補正 1.8]
・経営実態把握サポートサイトの構築・運営(経営進路形成支援)	1.9 (新規)
・後継者確保支援・M & A マッチングサポート事業	1.5 (新規)
・戦略的情報化投資活性化支援	5.0 (5.2)
・IT活用等ビジネスモデル支援	11.5 (11.4)
(3) 技術革新基盤の形成	
・戦略的基盤技術開発プロジェクト(金型、ロボット部品)【再掲】	31.9 (新規)
・創造技術研究開発支援【再掲】	30.2 (29.2)
	[補正 22.6]
・中小企業地域新生コンソーシアム研究開発(地域新生コンソーシアムのうち)	20.5 (20.5)
・産総研と中小企業との共同研究・技術移転	9.0 (5.5)
(4) 人材の確保、販路開拓への支援	
・中小・ベンチャー企業人材マッチング事業(企業等OBの活用等)【再掲】	11.1 (4.0)
・創業塾、創業・経営革新講座等による人材育成【再掲】	24.4 (21.9)
	[補正 4.6]
・産業技術人材育成インターンシップ推進支援	2.3 (2.6)
・新市場創出見本市(ロボット部品、医療福祉等の見本市開催)	2.5 (新規)
(5) 「産業クラスター計画」の推進【再掲】	
・地域新生コンソーシアム研究開発【再掲】	101.1(87.7)
	[補正 15.0]
・地域における大規模な産学官共同研究【再掲】	7.5 (新規)
・新規産業創造技術開発支援【再掲】	55.7 (55.5)
・創造技術研究開発支援【再掲】	30.2 (29.2)
	[補正 22.6]
・広域的新事業支援ネットワーク事業【再掲】	6.3 (5.9)
・大学連携型起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)整備【再掲】	20.0 (新規)
	[補正 53.0]
(6) 中心市街地の活性化	
・中心市街地商業等活性化総合支援事業	52.8 (35.0)
	[補正 8.0]
・商業・サービス業集積関連施設整備	9.3 (14.7)
・中心市街地商業等活性化支援業務	1.9 (0.8)

・商店街・商業集積活性化施設等整備事業	27.5 (31.5)
	[補正 4.0]
・コミュニティ施設活用商店街活性化（商店街保育所・高齢者交流施設）	10.0 (13.8)
・大型空き店舗活用支援	2.5 (新規)
	[補正 1.9]

- 4 . I Tを活用した経済・社会の再生

I T（情報技術）の活用により経済・社会の再生を図るため、電子政府・公的分野の情報化や企業の戦略的I T化を促進する。また、情報セキュリティの確保、人材育成、I T産業の競争力強化等を図る。

【関連予算 99億円 → 119億円】

【補正予算 15億円】

(1) 電子政府・公的分野の情報化

・汎用電子申請・電子業務システムの開発	7.0 (7.3)
・情報技術・市場評価基盤等構築	2.9 (3.0)
・e！プロジェクト（先進的情報通信技術の実証事業）	5.0 (15.0)
・電子政府のセキュリティ評価基盤整備	5.0 (10.0)

(2) 企業の戦略的I T化

・戦略的情報化投資活性化支援【再掲】	5.0 (5.2)
・I T活用等ビジネスモデル支援【再掲】	11.5 (11.4)
・サプライチェーン全体最適化事業（情報経済基盤整備のうち）	30.0の内数（新規）

(3) 情報セキュリティ、ルール等の基盤整備

・不正アクセス行為等対策	6.5 (1.5)
・情報セキュリティ対策研究開発支援	3.5 (3.5)
・評価認証基盤整備	2.3 (2.1)
・電子商取引技術基盤の相互運用性確認	2.4 (2.7)
・インターネット関連A D R体制整備	0.8 (新規)
・特定商取引法の厳正な執行	1.1 (0.9)

(4) I T人材の育成

・I Tスキル標準策定・普及	1.5 (1.8)
・情報化人材育成プラットフォーム	7.7 (7.7)
・アジアe - ラーニングの推進【再掲】	5.0 (2.5)
・海外情報処理技術者育成の推進【再掲】	2.0 (2.0)

(5) I T産業の競争力強化

・未踏ソフトウェア創造事業【再掲】	11.0 (11.0)
・次世代ソフトウェア開発【再掲】	6.0 (12.0)
・オープンソフトウェア活用基盤整備	10.0 (新規)

・情報家電協調基盤整備事業（開発実証実験、標準化推進）	15.0（新規）
・ブロードバンドコンテンツ（映像・音楽ソフト等）基盤技術開発等支援	5.4（新規）
・コンテンツプロデュース機能基盤強化	1.0（新規）
・コンテンツ流通対策【再掲】	0.7（新規）

II. 環境・エネルギー問題への対応

- 1 . 環境・リサイクル施策の推進

京都議定書の目標達成に向けて地球温暖化対策を推進するとともに、リサイクルの促進等により循環型経済社会の構築を目指す。また、循環型経済社会の実験場としての「愛・地球博」の開催準備を推進する。

【関連予算 184億円 → 242億円】

(1) 地球温暖化対策の推進

・地球温暖化防止事業関連国内対策費	10.9（5.5）
・代替フロン等排出抑制対策	1.4（1.6）

(2) リサイクル対策の推進

・先導的リサイクル施設の推進（エコタウン）	26.1（80.0）
・3R技術開発支援（新規産業創造技術開発費補助のうち）	30.0の内数（4.5）
・環境産業総合振興（モデル事業、人材育成、市場環境整備）	5.1（2.9）
・自動車リサイクルの円滑な推進	0.7（0.7）
・家電リサイクルの円滑な推進	1.4（1.3）
・資源循環型住宅技術開発の推進	2.5（2.5）

(3) 環境配慮経営の推進

・環境配慮経営等支援推進	0.8（新規）
・製品等のライフサイクルにおける環境影響評価手法等普及事業	2.3（新規）
・資源の有効利用の促進に係る技術開発等の出資、利子補給	1.1（新規）

(4) 循環型社会の実験場としての愛・地球博の準備推進

・会場建設、政府出展事業等の推進	190.2（85.1）
------------------	-------------

(5) 省エネルギー対策【後掲】

(6) 新エネルギー対策【後掲】

- 2 . エネルギー対策の推進

京都議定書の締結等を踏まえ、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を環境省とも連携しつつ、強力に推進するとともに、環境負荷の小さい天然ガスへの燃料転換支援等を図る天然ガスシフトの加速化、新エネ・省エネ対策のさらなる充実を図る。また、アジア諸国と連携したセキュリティ対策を進めるとともに、石油・液化石油ガス国家備蓄の確保等に努め、エネルギーセキュリティ対策を着実に実施する。さらに、原子力等長期固定電源に係る歳出への重点化を図る。

【特別会計 9,567億円 → 9,520億円】

エネルギー環境対策

(1) エネルギー起源CO₂排出抑制対策（京都メカニズム関連対策を含む）

・経済産業省分	24.9（新規）
・環境省分	60.0（新規）

(2) 天然ガスシフトの加速化

	374.4（257.1）
・天然ガスへの燃料転換支援等	94.5（43.8）
・GTL・DME関連技術開発支援	90.4（56.6）
・メタンハイドレート開発支援	100.0（55.0）

(3) 新エネルギー対策

1568.1（1449.2）

(4) 省エネルギー対策

1326.3（1312.4）

エネルギー・セキュリティ対策等の推進

(5) アジア諸国と連携したセキュリティ対策

・アジアエネルギーセキュリティ調査研究	11.0（新規）
---------------------	----------

(6) 産油・産ガス国協力

156.4（144.1）

(7) 開発

523.0（578.8）

(8) 備蓄

2633.3（2768.2）

(9) 原子力安全対策の抜本的強化

332.0 265.0

(10) 長期固定電源の開発及び長期安定運転の実現の資する技術基盤等の強化

1237.8（1315.1）

(11) 電源地域の振興のための新交付金への組み替え

1175.1（組替）

実用化・市場化に直結する戦略技術の研究開発(詳細)

情報家電・ブロードバンド・IT分野

○ 半導体微細加工、半導体材料	97.4 (45.6)
・次世代半導体材料・プロセス	45.5 (45.6)
(回路線幅 50 ナノメートル以下の次世代半導体に対応した革新的な材料及び製造技術の開発)	[補正 17.8]
・極端紫外線 (EUV) 露光システム	25.0 (新規)
(微細な半導体回路の作成に必要な革新的露光システムの開発)	
・半導体ナノ材料	20.7 (新規)
(半導体の電気特性を飛躍的に向上させる多種の膜材料・加工材料を一体的に開発する技術の開発)	
・システム LSI 設計	6.2 (新規)
(複雑化する半導体回路を効率的かつ最適に設計するための設計システム開発)	
○ 半導体アプリケーションチップ、新機能デバイス	66.4 (新規)
・半導体アプリケーションチップ	33.1 (新規)
(高性能・高信頼計算用の半導体チップ及び電源を切っても記憶の消えない半導体メモリの開発)	[補正 9.7]
・MEMS	19.2 (新規)
(高感度センサーや光スイッチなど 1 ミリ以下のサイズの微小な電気機械システムの開発)	[補正 9.0]
・インクジェット方式回路基板	4.3 (新規)
(金属をインク状にして基板上に直接描画する新しい回路基板製造方法の開発)	
・ダイヤモンド極限機能	7.4 (新規)
(液晶バックライト用放電灯等に応用可能なダイヤモンド半導体の開発)	
・デバイス用高機能ナノガラス	2.4 (新規)
(大容量光ディスクや光通信用部品に応用可能な超微細ガラスの開発)	
○ 情報通信システム高度化	38.0 (新規)
・ビジネスグリッドコンピューティング	28.0 (新規)
(ネットワーク上のコンピュータを一つのコンピュータのように接続して膨大な計算を瞬時に可能にする技術の開発)	
・デジタル情報機器相互運用基盤	10.0 (新規)
(家庭や公共の場で情報家電機器を相互に接続しデジタル情報を自由にやりとりする技術の開発)	
○ 次世代ディスプレイ	22.1 (新規)
・プラズマ・ディスプレイ	7.7 (新規)
(現在のプラズマ・ディスプレイのエネルギー消費量を大きく低減し、製造プロセスを合理化する技術の開発)	[補正 10.0]
・有機 EL 材料	4.7 (新規)
(省エネ型平面ディスプレイ向け高分子発光材料等の開発)	
・カーボンナノチューブ FED	7.4 (新規)
(低消費電力で高画質な中大型ディスプレイを実現するための FED 技術の開発)	
・ディスプレイ用高機能ナノガラス	2.3 (新規)
(超高強度のディスプレイ用ナノガラスの開発)	
○ 準天頂衛星システム	12.0 (新規)

(高精度位置情報システムや移動体用ブロードバンド・サービスを実現する衛星システム技術の開発)

健康・バイオテクノロジー分野

○ ポストゲノム 42.7 (新規)

・タンパク質機能解析・活用 24.7 (新規)

(ヒトの遺伝情報を活用した、有用タンパク質の機能の解明と解析ツールの応用)

・糖鎖エンジニアリング 18.0 (新規)

(タンパク質の安定性や免疫反応など我々の体の中で大切な役割を果たしている「糖鎖」の合成と構造解析技術の開発)

[補正 10.8]

○ バイオとITの融合 21.7 (新規)

(DNA等の解析や疾病予防に必要な情報・機器技術の開発)

[補正 12.1]

○ ナノバイオテクノロジー 23.9 (新規)

・ナノバイオデバイス 4.9 (新規)

(生体内に含まれる多種類の微量成分を同時高速に解析できる技術の開発)

・ナノバイオ微粒子 4.5 (新規)

(磁力を持つ微粒子の活用により、新薬候補物質などの有用物質を高速に選別する技術の開発)

・ナノバイオチップ 4.2 (新規)

(タンパク質同士の反応を光で検出する技術を利用したタンパク質チップの開発)

・人工赤血球(安全で長期保存が可能な人工赤血球の製造技術の開発)

4.5 (新規)

・細胞組織工学 5.8 (新規)

(再生医療の支援となる人工の細胞・組織を臨床応用可能なレベルまで安全・大量に分化・培養する技術の開発)

環境・エネルギー分野

○ 軽量化・放熱技術等 17.9 (新規)

・光触媒利用高機能部材 4.7 (新規)

(光触媒利用住宅用放熱部材及びそれをを用いた冷房負担低減システム並びに室内環境浄化部材の開発)

・カーボンナノファイバー複合材料(自動車部品用軽量材料の開発)

3.2 (新規)

・環境適応型高性能小型航空機 10.0 (新規)

(材料・情報技術等を活用し、機体軽量化等による燃費改善、性能向上を実現する小型航空機の研究開発)

○ 燃料電池技術開発等 307.5 (220.0)

(温暖化ガスを排出せず、次世代自動車等に幅広い用途が期待される小型分散電源技術の開発)

ナノテクノロジー・材料分野

○ 超微細レベルで制御した高機能材料 30.9 (新規)

・ナノカーボン 12.4 (新規)

(炭素原子の持つすぐれた電気特性の解明とその構造制御、合成技術、携帯用高性能燃料電池電極等の用途開発)

・リライタブル・ペーパー 5.9 (新規)

(紙のように薄く、表面が超微細制御された、何度でも書き換え可能なフルカラー電子画像材料の開発)

・マイクロ分析・生産システム 12.6 (新規)

(マイクロ空間における化学反応を活用した高速かつ高効率な化学分析・生産システムの開発)

4.2. 中小企業対策関連予算及び財政投融资計画の概要

平成 15 年度 中小企業対策関連予算及び財政投融资計画の概要

平成 14 年 12 月 22 日

中 小 企 業 庁

予算額等

年度	当初予算額 (1 5 年度は予算案)	補正予算額 (1 4 年度は予算案)
1 3 年度	1 , 3 3 5 億円	2 , 6 6 0 億円
1 4 年度	1 , 3 0 7 億円	4 , 6 4 8 億円
1 5 年度	1 , 2 9 5 億円	

(注) 平成 13 年度補正のうち、62 億円は産業投資特別会計社会資本整備環境

この他、財務省、厚生労働省において、4 3 3 億円を計上 (平成 14 年度 : 5 5 4 億円)

・ 中小企業総合事業団 (保険部門) に対する出資等 (財務省計上) : 3 9 0 億円

・ 勤労者退職金共済機構に対する補助 (厚生労働省計上) : 4 3 億円

財政投融资計画額 (貸付規模)

(単位 : 億円)

	15 年度計画	14 年度当初計画	13 年度実績
中小企業金融公庫	注 1 1 9 , 0 0 0	1 9 , 0 0 0	1 6 , 6 1 7
国民生活金融公庫 注 2	注 3 3 1 , 5 0 0	3 1 , 5 0 0	2 9 , 2 3 2
(うちマル経)	5 , 5 0 0	5 , 5 0 0	3 , 0 1 7

(注 1) 予想し難い経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、財投からの借入及び債券限度額について 5 割を限度に増額することができる (弾力条項) ので、最大 26,492 億円の貸付規模を確保することが可能。

(注 2) 国民生活金融公庫は普通貸付ベース。

(注 3) 上記弾力条項に基づき、仮に弾力性の効果を全て普通貸付に振り向ければ、最大で 53,255 億円の貸付規模を確保することが可能。

(注 4) 商工組合中央金庫の貸付規模については、実需に応じ債券発行等による資金調達を的確に行い、所要の規模を確保することが可能 (平成 15 年度貸付規模計画 (長期貸出額のみ) 18,500 億円)

重点項目

Ⅰ. 金融セーフティネットと再生支援

資金繰り等依然厳しい状況の中で、やる気と能力ある中小企業までが破綻に追い込まれる事態を回避するため、中小企業の金融セーフティネット対策に万全を期す。

1. 金融セーフティネット対策

(1) セーフティネット保証の拡充

今臨時国会において中小企業信用保険法を改正し (1 2 月 1 6 日施行)

- ・金融機関の合併・再編、支店や人員の削減のあおりを受けて貸出減少に直面する中小企業者と、
 - ・ＲＣＣに貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性のある者、
- をセーフティネット保証の対象に追加。

さらに、現在実施している返済条件変更に加え、中小企業の現下の厳しい資金繰り状況を楽しめるため、「資金繰り支援保証制度」を創設する。

以上のような施策を通じて１０兆円の保証規模を確保する。

１４年度補正予算案

２，１７２億円（うち財務省計上１，７３８億円）

(2) 信用補完制度の財政基盤強化

信用保険制度の大幅な資金不足に対し、融資基金の取崩し、財政資金の新たな投入、保証料率の引上げ等、あらゆる方策を講じ、確固たる保険財政基盤を確立する。

１４年度補正予算案

２，０１０億円（財務省計上）

(3) セーフティネット貸付の拡充等

中小公庫及び商工中金の中小企業運転資金円滑化資金における貸付限度額を引き上げる。

取引金融機関から、不良債権処理の加速を理由として貸し渋り・貸し剥がしを受けた中小企業者に対する融資制度を、中小公庫、商工中金、国民公庫に新たに創設する。

１４年度補正予算案

９０億円

(4) 売掛債権担保融資保証制度の充実

売掛債権担保融資保証制度の利用の促進を図るため、商品の納入、工事完了、役務の提供等を待たず、契約が締結された段階から融資を受けることができるよう制度を改善（１１月１１日より実施）するとともに、保証料率を引き下げる。

１４年度補正予算案

１３億円

２．事業再生・活路開拓支援

中小企業の再生支援のため、各地域に「中小企業地域再生協議会」を設置し、地域一体となって中小企業の再生支援を行うとともに、厳しい経営状況に追い込まれている中小企業が、自らの経営の現状を直視し、早期の経営改善の取り組みによる事業再構築や事業売却、又は円滑な退出等の見極めを促すような環境整備を行う。

(1) 中小企業地域再生協議会事業

中小企業の事業再生支援について、各地域の商工会議所等に事務局を置いて、「中小企業地域再生協議会（仮称）」を設け、既存の中小企業施策を幅広く活用しつつ、地域の関係者の協力を得て、中小企業の再生の取組みを支援する。

１４年度補正予算案

１．８億円

１５年度予算案

１８．５億円

１４年度予算額

（新規）

(2) 中小企業の再生資金の円滑化

経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者に対し、企業再建計画の作成を前提として、民間金融

機関と連携して、通常の融資制度より、さらに踏み込んで支援を行うための融資制度を創設する。

(中小公庫、商工中金)

D I P 融資を拡充し、私的整理ガイドライン等により、再生に取り組む者を加えるとともに、金利引き下げや担保徴求免除特例の拡充等を図る。

(中小公庫、商工中金)

今臨時国会の中小企業信用保険法改正により創設したD I P 保証の積極的な活用を図る。

14年度補正予算案

(1.金融セーフティネット対策の内数)

(3) 経営進路形成支援

CRD (中小企業信用リスク情報データベース) 等を活用し、中小企業が経営実態を自己判断できるシステム (自社の財務状況をインプットすると、自社の倒産する確率や経営上の問題点を指摘するシステム) を構築し、ネット上 (中小企業総合事業団の J-Net21) で公開し自由な利用に供する。

経営実態把握サポートサイトの構築

15年度予算案

14年度予算額

1.9億円

(新規)

(4) 後継者確保・M&A マッチング支援

事業再構築に当たり、後継者確保が重要な要素となる場合が多く、また、事業売却をもって活路を見出すケースが増加。中小企業の後継者探しや事業売却の支援を全国的規模で展開するため、ニーズを持つ中小企業、後継者人材、M&A 取得希望企業等に関する情報を集積・提供するデータベースを構築し、ネット上で公開・運営する。

後継者確保支援・M&A マッチングサポート事業

15年度予算案

14年度予算額

1.5億円

(新規)

II. 挑戦する中小企業への支援

我が国ものづくりを担う、やる気と能力ある中小企業による新事業、新分野への挑戦及び、個人による創業への挑戦に対して、技術面、人材面、資金面、組織面等多面的に後押しし、元気な中小企業を育成・支援する。

1. 技術革新支援

優れた技術シーズの開花を支援することにより、個人の創業や中小企業の新事業展開に拍車をかける。中小企業ながら優れた技術力により世界トップを占める企業を多数輩出するため、技術開発を強力に推進する。

(1) 中小製造業の戦略的基盤技術開発プロジェクト

我が国製造業の国際競争力を強化するため基盤的・戦略的分野 (金型・ロボット部品分野等) の技術開発プロジェクトに対して、集中的に支援する。

戦略的基盤技術開発プロジェクト

15年度予算案

14年度予算額

31.9億円

(新規)

(2) 産学官連携による技術開発支援

中小企業と大学、研究機関による産学官連携の研究開発を通じ、新事業創出を促進する。

中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業

14年度補正予算案	15年度予算案	14年度予算額
15.0億円	20.5億円	(20.5億円)

(3) 中小企業の創造的技術開発の支援

中小企業による創造的な技術開発による全国レベルの新事業・新分野への進出を強力に支援する。

創造技術研究開発事業

14年度補正予算案	15年度予算案	14年度予算額
22.6億円	30.2億円	(29.2億円)

2. 人材の充実・育成の支援

創業や新事業展開を成功させるためには、経営・マーケティング戦略等を構築できる優れた人材の確保・育成が重要。企業や国の研究機関のOB等が有する経営ノウハウや技術力と、創業・ベンチャー企業や中小企業のニーズとが、出会い・結びつく機会を提供（マッチング）すべく、全国レベルのマッチングの仕組み・ネットワークを構築するとともに、創業や経営革新の裾野を拡大するため、人材育成を支援する。

(1) 人材の充実（マッチング）支援

中小・ベンチャー企業の事業展開に不足しがちな、経営戦略等を助言する人材（企業等のOB）の掘り起こし等を行い、OB人材を活用し新事業展開を図ろうとする中小企業とのマッチングを行う。OB人材に関するデータベースとOB人材の活用を希望する中小企業に関する情報を、ネット上（事業団のJ-Net21）で公開してマッチングを支援。

中小・ベンチャー企業人材マッチング事業

15年度予算案	14年度予算額
11.1億円	(4.0億円)

(2) 人材育成の支援

創業希望者の経験・潜在能力の掘り起こしを行い、企業経営の能力開発支援を行うとともに、先導的な経営革新企業の育成を行うため、人材育成事業の充実を図る。

創業塾、創業・経営革新講座等による人材育成

14年度補正予算案	15年度予算案	14年度予算額
4.6億円	24.4億円	(21.9億円)

3. 新市場創出支援

優れた技術力や製品開発能力を持ちながら、販路開拓が不十分であるため、その強みが生かされていない中小企業は多い。このような中小企業の新市場開拓を支援するため、全国的規模での見本市を開催し、場の提供を行うとともに、ITを活用した新市場進出支援を行う。さらに創業・新事業進出等のための資金供給の一層の円滑化を図る。

(1) 見本市による市場創出

中小企業の新市場開拓の場を提供するため、国内・国外のユーザー、バイヤーを広く集め、中小企業による新市場創出が期待される個別分野（ロボット、医療・福祉等）での特色ある見本市を開催する。

新市場創出見本市

15年度予算案	14年度予算額
2.5億円	(新規)

(2) ITを活用した新市場への挑戦支援

製造・小売・卸・サービス各分野での中小企業の連携によるIT化・ネットワーク化を通じた新しい事業形態の開発・普及について支援を行う。

IT活用等ビジネスモデル支援事業

15年度予算案	14年度予算額
11.5億円	(11.4億円)

(3) 創業・新事業進出への資金供給円滑化

新創業融資制度（事業計画（ビジネスプラン）を審査し、無担保、無保証、本人保証もなしで融資を行う制度）について、女性、中高年の新規開業に対して、金利低減を図るなど、創業・新事業進出への資金供給の円滑化を図る。

新創業融資・経営革新支援資金の充実

14年度補正予算案
60億円（うち財務省計上50億円）

III. 中心市街地・商店街活性化支援

現下の厳しい地方経済の状況にあって、個性と活力ある中心市街地を実現するため、各市町村の中心市街地活性化基本計画等の内容や商店街の状況に応じて、ニーズに即したきめ細かな支援を行う。

(1) 中心市街地の大型空き店舗対策支援

中心市街地の核店舗として営業してきた大型店の空き店舗が増加する中、中心市街地の集客力を取り戻すためにTMO等が行う空き店舗対策事業を総合的に支援する。

大型空き店舗活用支援事業

14年度補正予算案	15年度予算案	14年度予算額
1.9億円	2.5億円	(新規)

コミュニティ施設活用商店街活性化事業

15年度予算案	14年度予算額
10.0億円	(13.8億円)

(2) 商店街等が行う商業基盤施設等の整備やソフト事業への総合的支援

中心市街地の魅力向上や商店街の環境整備のため、TMO、商店街振興組合等が行う、商業基盤施設等の整備や、民間企業OBを活用し経営指導等を行う人材派遣事業等ソフト事業の拡充を図り、ハード・ソフト両事業を総合的に支援する。

中心市街地等における商業基盤施設等の整備支援事業

14年度補正予算案	15年度予算案	14年度予算額
13.0億円	111.4億円	(109.7億円)

企業等OB人材活用推進・派遣事業

15年度予算案	14年度予算額
5.3億円の内数	(新規)

(3) 中小小売個店活性化支援

中心市街地・商店街の活性化の源となる個店の魅力を高めるため、個店間や卸・製造元等を含めた連携による経営革新努

力や新事業挑戦に対して支援を行う。

IT活用等ビジネスモデル支援事業〔再掲〕

15年度予算案	14年度予算額
11.5億円	(11.4億円)

IV. 消費税中小企業者特例見直し対応円滑化対策

消費税中小企業者特例の見直し(免税点制度、簡易課税制度の見直し)等にともない、関連中小企業が円滑に記帳・納税事務、価格転嫁に対応できるよう、パンフレット作成や講習会の開催、税務指導等きめ細かな支援を行う。

15年度予算案	14年度予算額
37.4億円	(新規)

4.3. 資源エネルギー関係予算の概要

平成15年度 資源エネルギー関係予算の概要

平成14年12月
資源エネルギー庁

(1) 「新」石油特別会計

我が国経済社会の存立基盤を支えるエネルギーについて、将来の国内外の情勢変化をしっかりと見据え、供給から需要までを一体的に見た総合的な戦略を、長期的な視野に立って構築することをエネルギー政策の基本理念とし、その観点から、政策の根幹をなす以下の2課題への的確な対応を図るべく、歳出を大幅に見直し。

地球環境問題の解決に向けたエネルギー消費大国としての責務の遂行

97年の地球温暖化防止会議(COP3)において採択された京都議定書の締結が本年6月、国会において承認され、我が国は2008～2012年度(第一約束期間)における温室効果ガス排出量を90年度比で6%削減する義務を負うこととなった。なお、京都議定書の締結に先立ち、本年3月に見直された地球温暖化対策推進大綱では、エネルギー起源の二酸化炭素の排出量を2010年度までに90年度と同レベルに抑えることが目標とされている。さらに、本年9月のWSSDにおいても、再生可能エネルギーの導入促進や京都議定書の批准推進が謳われており、地球環境問題への対応は待ったなしの状況にある。エネルギーとそれを使った結果としての環境負荷は正にコインの表裏の関係にあることを踏まえ、環境省との連携によりエネルギー起源CO₂排出抑制対策を強力に推進するとともに、天然ガスシフト加速化支援や新エネ・省エネ対策等の更なる強化を図る。また、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図っていく上で発電関連の新エネルギー対策の重要性が格段に増大してきている現状を踏まえ、現在電特会計多様化勘定で実施している発電関連の新エネルギー対策の一部を石油特別会計において実施する。

国際的な視点に立脚したエネルギー・セキュリティ対策の構築

従来から進めている石油備蓄・自主開発を引き続き着実に推進するとともに、先の国際エネルギーフォーラムにおける議論をも踏まえ、アジア域内のエネルギーセキュリティの向上、国際的な天然ガス志向の高まりと新たな利用技術重視の動向への的確な対応、省エネ・新エネ分野における技術優位の保持とこれを背景とした国際協力の展開など、アジアの、さらには世界のエネルギー市場全体を見据えたエネルギー・セキュリティ対策を本格的に実施する。

(2) 「新」電源特別会計

電力分野においては、電源開発・電源立地の支援対象を、安定的な電力供給源であり、かつ、地球環境負荷が非常に低い長期固定電源（原子力、水力、地熱等）に重点化し、立地地域への交付金制度の一本化と対象事業の抜本的拡充、原子力等への支援の上乗せなど、歳出を大胆に見直す。これにあわせ、発電関連の新エネルギー対策の一部を歳出対象から除外する。さらに、原子力発電所を巡る昨今の一連の事件の経緯とそれに対する反省とを十二分に踏まえ、原子力発電に係る安全対策の強化を図る。

(3) なお、上記の見直しを実施するに当たり、既存の石油自主開発、研究開発等の予算の大幅な見直し、削減を行い、歳出構造全体を再構築。

平成 15 年度エネルギー特別会計予算の概要

（単位：億円）

(1) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（注 1）

	14 年度予算額	15 年度予算額	増減率（％）
石油対策	4,082	3,903 (注 3)	▲ 179 (▲ 4.4)
エネルギー需給構造高度化対策	2,113	2,328 (注 2)	+ 215 (+ 10.2)
うち経済産業省分	2,113	2,268	+ 155 (+ 7.3)
合計	6,195	6,230	+ 36 (+ 0.6)
うち経済産業省分	6,195	6,170	▲ 25 (▲ 0.4)

（注 1）石特会計石炭勘定は、13 年度をもって政策的経費の計上を終了。14 年度から 18 年度までの間は、借入金元本の償還のみを行う暫定勘定。

（注 2）石油対策については、このほかに借入によって手当される石油国備基地、原油借入金元本借換及び L P ガス国備基地建設委託費（計 9,064 億円）を計上するとともに、油種入替事業に係る原油購入代金の一部を、原油売却収入（175 億円）によって手当。

（注 3）エネルギー需給構造高度化対策については、環境省分として 60 億円を計上。

(2) 電源開発促進対策特別会計

	14 年度予算額	15 年度予算額	増減率（％）
電源立地勘定	2,446	2,507	+ 61 (+ 2.5)
うち経済産業省分	2,057	2,111	+ 54 (+ 2.6)
電源多様化勘定	2,481	2,348	▲ 133 (▲ 5.4)
うち経済産業省分	1,315	1,238	▲ 77 (▲ 5.9)
合計	4,927	4,855	▲ 72 (▲ 1.5)
うち経済産業省分	3,372	3,349	▲ 23 (▲ 0.7)

(3) エネルギー特別会計合計

	14 年度予算額	15 年度予算額	増減率（％）
合計	11,122	11,085	▲37 (▲0.3)
うち経済産業省分	9,567	9,520	▲47 (▲0.5)

エネルギー・環境対策の充実

エネルギー起源CO₂排出抑制対策（京都メカニズム関連対策を含む）

【85（新規）】

先般のWSSDにおいても、再生可能エネルギー導入促進や京都議定書の批准が謳われ、地球環境問題への対応は待ったなしの状況にある。我が国の2000年度のエネルギー起源CO₂排出量が90年度比で約10%増大している状況の中、これを2010年度までに90年度と同レベルに抑えとの目標達成のため、環境省との連携を図りつつ、エネルギー起源CO₂排出抑制対策を強力に推進する。

- 経済産業省分

【25（新規）】

海外の地球温暖化防止プロジェクトに対する支援、排出量取引の実証試験のほか、国内事業者が自主行動計画以上のCO₂排出削減目標を設定して行う排出削減事業に対する支援を新たに行う。

○国際エネルギー消費効率化等協力支援事業

【15（新規）】

海外でCDM/JI事業を行う民間事業者に対して、当該事業への補助を行う。その際、排出削減量（クレジット）を費用対効果高く獲得できる事業への補助を優先的に行う。

○エネルギー使用合理化国内支援事業

【5（新規）】

自主的に従来の目標以上の温室効果ガス排出削減目標を立て、一層の深掘りないし前倒しを単独又は共同で行おうとする事業者に対して、補助を行う。

○エネルギー使用合理化取引市場設計関連調査

【3（新規）】

自主的削減目標を単独又は共同で達成しようとする民間事業者がCO₂排出削減分を相対で取り引きする際の市場の管理等に関する調査を行う。

○地域共同エネルギー使用合理化・多角化支援事業

【2（新規）】

地域において地球温暖化防止支援事業を中心とした環境保全活動を行う協議体に対して、補助を行う。

- 環境省分

【60（新規）】

天然ガスシフトの加速化

【374（257）】

天然ガスは化石燃料のうちで最もCO₂排出量が少なく、またSO_x排出がないなど、環境負荷の小さな主要化石燃料である。また、中東依存度が低く、GTLやDME及びこれを利用する技術の進歩によっては輸送用燃料分野での活用が見込まれるなど、石油と並んで重要なエネルギー源である。さらに、我が国近海に大きな賦存量が見込まれるメタンハイドレートの開発により、安定的な国産エネルギー確保に資する可能性がある。このような地球環境問題への対応や、我が国エネルギーセキュリティ向上の観点から、今後、天然ガスシフトの加速化に向け、燃料転換、GTL・DME開発導入、メタンハイドレート開発等を強力に推進する。

- 天然ガスへの燃料転換支援等

【94（44）】

○エネルギー多消費型設備天然ガス化推進事業

【39（15）】

燃焼設備等の使用燃料を炭素含有量の多い石炭等からより環境負荷の小さな天然ガスへの転換に対する支援を行う。

○高効率給湯器の導入支援補助

【19(9)】

家庭における給湯のエネルギー需要を削減するため、従来の給湯器に比べて効率の高い給湯器（ガスエンジン給湯器、潜熱回収給湯器）について、普及支援を行う。

○天然ガス供給基盤整備等調査

【2(新規)】

天然ガス利用拡大の観点から、我が国においても供給基盤整備が必要不可欠。このため、天然ガスの利用が進んでいる欧米等における整備状況を参考にしつつ、技術的・経済的観点から、あり得べき整備方策、さらには必要な規制緩和のあり方等につき、調査検討を行う。

○石炭火力発電天然ガス化転換支援

【25(20)】

老朽化石炭火力の高効率LNG火力への転換を促すための支援を行う。

- G T L ・ D M E 関連技術開発支援

【90(57)】

天然ガスの新たな利用形態として有望視されているG T L ・ D M E について、2006年頃の実用化を目指し、製造コスト低減のための技術開発を始めとして、安全性の確証、燃焼機器の開発、既存のL P G 流通インフラの転用可能性の実証等、一連の技術開発・実証を総合戦略の下に前倒しで進める。これによって、この分野における我が国の技術優位を確保する。

○石油・天然ガス開発促進型大型研究（G T L、D M E）

【20(10)】

G T L ・ D M E 等の天然ガスの有効利用に資する技術について、合成ガスの低温反応プロセスの開発、コンパクトで起動特性に優れたD M E 改質による水素製造技術の開発等、独創的・基礎的な研究テーマを広く募集して研究開発を行う。

○D M E 燃料利用機器開発・実用化基盤実証

【21(10)】

D M E 燃料を早期に実用化及び普及させるためにD M E 燃焼機器の開発及び燃焼時の安全性評価のための燃焼試験等を行う。

○環境負荷低減燃料転換技術開発

【31(18)】

天然ガスや石炭・重質油をガス化した合成ガス等から、安価、大量かつ効率的にD M E を直接合成する技術開発を行う。

○天然ガスの液体燃料化技術G T L に関する研究開発

【9(9)】

G T L 製造技術についてパイロットプラントによる実証研究を行う。

- メタンハイドレート開発支援

【100(55)】

日本周辺海域において相当量の賦存量が見込まれるメタンハイドレートについて、2016年以降の商業化を目指し、生産手法及び資源量評価手法の開発等を行うとともに、南海トラフにおける賦存状況把握のため、基礎試錐を実施する。

新エネルギー対策

【1,568(1,449)】

新エネルギーは、エネルギー安定供給の確保、地球環境問題への対応に資するエネルギーであるが、コストや供給の安定性の面で制約があることから、現在の導入量は一次エネルギー供給の1%程度であるのが現状。2010年度における新エネルギー導入目標（一次エネルギー供給の3%程度）を達成するため、バイオマス、太陽光発電等各新エネルギーの技術開発、導入支援及び環境整備を積極的に推進する。さらに、民間企業において技術開発が活発化している燃料電池分野について3年以内の実用化及び中長期的な導入目標（ ）の実現を目指し、燃料電池及び水素エネルギー利用に関する実用化に向けた施策の強化・拡充を行う。

また、我が国の安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図っていく上で発電用途の新エネルギー対策の重要性が

格段に増大してきている現状を踏まえ、発電用途の新エネルギー対策の一部を石特会計において実施する。

() 2010年 自動車： 約5万台、定置用： 約210万kW

2020年 自動車：約500万台、定置用：約1000万kW

- 燃料電池・水素エネルギー利用分野の技術開発等の推進

【307(220)】

21世紀のエネルギー・環境分野におけるキーテクノロジーである燃料電池技術の実用化を加速化し、三段階アプローチによる実現を目指す。()

()： 基盤整備、技術実証段階(～2005年頃) 導入段階(2005～10年頃) 普及段階(2010年以降)

○ 固体高分子形燃料電池システム技術開発等

【90(78)】

現在の10～100倍程度の長寿命化、低コスト化、信頼性向上を目標として、電解質膜、電極、改質器等の基盤的な技術開発を行うとともに、燃料電池の実用化の前提となる安全性・信頼性の評価試験を通じたデータ収集等を行うため、水素供給インフラ実証を含む燃料電池自動車の公道走行実証試験、定置用燃料電池コジェネレーションの実使用条件下の運転試験等を行う。

○ 水素安全利用等基盤技術開発

【45(新規)】

2005年に向けた燃料電池関連の規制の再点検プロセスに対応しつつ、安全かつ低コストな水素の製造・利用に係る技術を確立するため、水素の安全性の検証に必要なデータの取得等安全技術の確立及び水素燃料インフラに必要な圧縮機等の関連機器の開発を行う。

○ 燃料電池自動車等リチウム電池技術開発

【20(10)】

燃料電池自動車の効率性向上を実現するとともに、蓄電技術の用途拡大を促進するため、蓄電池の中で最も高いエネルギー効率(95%)を有するリチウム電池の開発を行う。

- バイオマスの実用化に向けた技術開発、実証研究等の推進

【56(31)】

バイオマス資源の総合的な活用を図るため、本年12月27日に閣議決定される予定の「バイオマス・ニッポン総合戦略」を踏まえ、関係省庁とも連携しながら、バイオマス資源を高効率にエネルギー転換を行う技術開発の推進、実用化に近づきつつある技術に係る実証研究、地域でのバイオマス資源の賦存状況、経済性等を踏まえた事業化計画作成の支援を行う。

○ バイオマスエネルギー高効率転換技術開発

【28(20)】

バイオマス資源を高効率で水素、メタンなどの気体燃料、メタノールなどの液体燃料等に転換するための技術開発を行う。

○ バイオマス等未活用エネルギー実証試験

【28(11)】

バイオマス系燃料製造利用、雪エネルギー利用等のフィールドテスト事業を実施するとともに、地域でのバイオマス等利用の事業化計画の策定に係る支援を新たに行う。

- 太陽光発電の一層のコスト低減に向けた技術開発、導入促進等の推進

我が国の太陽光発電技術は、設置発電容量ベースで世界シェアの約46%と世界一の導入量を誇るものの、欧米諸国が太陽光発電の導入を支援する中、我が国としてその技術優位性を保ちつつ、2010年度の導入目標(482万kW)の達成を目指すため、一層のコスト低減(2010年に現在の1/2、2020年に現在の1/4)に向けた技術開発を行うとともに、標準化関連等の共通基盤技術を開発する。加えて住宅用太陽光発電の導入促進策を継続する。

○太陽光発電技術研究開発等

【 7 4 (7 3)】

建材一体型等新商品の開発や価格の低下により導入が進みつつある太陽光発電について、早期の市場自立化のため一層の低コスト化を目指した技術開発を推進するとともに、普及に不可欠な新製品に対応した性能評価手法、リサイクル・リユース技術などの技術開発を行う。

○太陽光発電新技術等フィールドテスト事業

【 3 5 (新規)】

防災等の電源対策、曲面の屋根及びビルの壁面等の新たなシステム又は、新しい形態等用への本格的普及に向け実証研究を実施する。

○住宅用太陽光発電導入促進対策

【 1 0 5 (2 3 2)】

住宅用太陽光発電システムの導入促進を図るため、同システムを設置する者に対して支援を行う。

- 新エネルギーを導入する自治体、事業者、NPO等に対する支援等の拡充

風力、太陽光、バイオマス、廃棄物利用等の発電分野や太陽熱、雪氷熱等の熱利用分野で新エネルギーを導入する自治体、事業者、NPO等に対する支援を拡充する。また、特に出力の不安定な新エネルギーによる電源の導入円滑化に資するため、系統安定化に関する内外での実証研究等を行う。

○地域新エネルギー導入促進対策

【 1 2 7 (1 2 7)】

地域において風力発電、太陽光発電、太陽熱利用、廃棄物発電等の新エネルギーの大規模・集中導入等、先進的な取組等を行う地方公共団体等に対する支援を拡充する。

○新エネルギー事業者支援対策

【 3 8 8 (2 3 6)】

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」に基づき、認定を受けた利用計画に従って、新エネルギーを導入する先進的な事業者に対する支援を拡充する。

○新エネルギー非営利活動促進事業

【 1 1 (1 0)】

風力発電、太陽光発電等の新エネルギーを導入する民間団体等に対する支援を行う。

○集中連系型太陽光発電システム実証研究

【 2 4 (1)】

太陽光発電の大規模導入に備え、電圧上昇等系統の電力品質への悪影響に対する対策として、初年度(平成14年度)における実証研究に係る検討結果を踏まえ、実証実地現場において蓄電池を併設した太陽光発電システムを電力系統に大規模集中連系する等の実証研究を行う。

省エネルギー対策

【 1 , 3 4 6 (1 , 3 1 2)】

エネルギー資源の安定供給を確保しつつ、環境保全の要請に応えるためには、既に企業の取組を中心として省エネが相当進展している中で、より一層の省エネルギー対策を推進することが必要。

こうした中で、エネルギー消費が急増している民生・運輸部門において、業務用ビル等におけるエネルギー管理の徹底やトップランナー機器の拡大等省エネ法の強化を図るとともに、IT技術を活用したエネルギーマネジメントシステム、高効率給湯器の普及促進等の対策を講ずる。また、自主的な行動計画に取り組む産業部門においては、政策的意義の高い取組に重点化した支援等を実施する。

また、大幅なエネルギー需要の拡大が続いているアジア・太平洋地域を中心とした発展途上国等において、我が国の有するエネルギー有効利用技術の実証、普及、導入を促進する。

- 住宅・建築物におけるITを活用したエネルギーマネジメントシステム

家庭、業務用ビルのエネルギー需要を削減するため、照明や空調機器等の制御を可能とするエネルギーマネジメントシステムの導入を促進する。

- 業務用ビルマネジメントシステム（BEMS）の導入支援促進 【35（35）】

業務用ビルの照明機器・空調機器等のエネルギー使用の制御を可能とするシステムの設備の導入を促進する。

- 家庭用ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）の検証のためのフィールドテスト 【9（20）】

IT技術の活用により、人に代わって家電機器等の最適運転やエネルギー使用状況のリアルタイム料金表示等、家庭におけるエネルギー需要のマネジメント（省エネ行動）を支援するシステムの普及に向け、実証研究を行う。

- 高効率給湯器の導入支援

家庭における、給湯のエネルギー需要を削減するため、従来の給湯器に比べて効率の高い給湯器（ガスエンジン給湯器、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器）について普及支援を行う。

- 高効率給湯器の導入支援補助《一部再掲》（天然ガスを使用するものを含む。） 【72（62）】

- 事業者・自治体における省エネルギーの取組に対する支援の重点化

事業者・自治体における省エネルギーの取組に対し、自主行動計画や省エネ法の中長期的計画に沿った取り組み、効果の高い取り組み、ESCO事業を活用したモデル的取り組みなど政策的意義の高い取り組みに対し重点化した支援を行う。

- エネルギー使用合理化事業者支援 【123（91）】

産業界における省エネ設備の導入を強力に後押しするため、補助事業を抜本的に見直す。具体的には、(a)技術の革新性もさることながらトータルの省エネ効果を重視、(b)省エネ効果の大きい大型設備の導入を加速するため一件当たりの上限額を倍以上（5億円）に引き上げる等の措置を講ずる。

- 地域省エネルギー普及促進対策 【28（38）】

地方公共団体が病院、庁舎等の施設において、デモンストレーション効果の高い省エネルギー設備を導入し、その効果をモデル検証するための支援を行う。

- 省エネルギー技術戦略に基づく省エネルギー技術開発等の推進

本年6月にとりまとめられた「省エネルギー技術戦略」に基づく需要側の課題を克服しうる戦略的な省エネルギー技術開発等に対して、重点的に支援を実施。

- エネルギー使用合理化技術戦略的開発 【51（新規）】

- 国際エネルギー消費効率化等モデル事業関連

関係国のエネルギー施策、消費動向等の把握分析調査及び共同実施（JIE）やクリーン開発メカニズム（CDM）に資する案件の発掘調査を実施するとともに、我が国のエネルギー有効利用技術の発展途上国等における有用性を実証するためのモデル事業等を実施する。

- 国際エネルギー消費効率化等モデル事業 【115（145）】

エネルギーの環境負荷低減利用等

2010年度以降も視野に入れ、エネルギー起源の二酸化炭素の排出削減を図るための技術開発に積極的に取り組む。また、新エネルギーなど環境負荷の極めて低いエネルギーへの転換を推進しているが、依然として、石炭、石油といった化石燃料に一次エネルギー供給の約8割を依存しているのが現状。このため、環境負荷を一層低減する形で化石燃料を利用する技術の開発・普及を促進するとともに、炭素含有量の最も少ない化石燃料である天然ガスの利用拡大を推進する。

- 二酸化炭素固定化・有効利用技術開発

【５５（４２）】

火力発電所等の大規模固定CO₂排出源等から発生するCO₂を、効率的に分離回収し所要のエネルギー低減を図るとともに、回収されたCO₂を海洋や、地中等に固定化又は有用物質等に変換し有効利用を図る技術開発を行う。

- クリーン・コール・テクノロジーの研究開発等

石炭は埋蔵量が豊富で、価格も安定している一方で、二酸化炭素排出など石炭利用に伴う環境問題への積極的な対応が求められている。このため、燃焼効率の向上や環境負荷低減を図るクリーン・コール・テクノロジーの研究開発を推進する。

○ クリーン・コール・テクノロジーの研究開発

【２６（３９）】

石炭利用に伴う燃焼効率の向上や環境負荷の低減を目指して、燃料電池用石炭ガス製造技術、ハイパーコール利用高効率燃焼技術、石炭利用CO₂回収型水素製造技術、石炭部分水素化熱分解技術及び石炭灰有効利用技術等の開発を推進する。

○ 噴流床石炭ガス化発電プラント開発

【１６（４）】

エネルギー・セキュリティの確保等の観点から既存技術に比較し、熱効率が極めて高く、石炭の更なる環境調和と利用に資する石炭ガス化技術の開発を行う。

- 新たなクリーン燃料の実用化

○ 石油燃料次世代環境対策技術開発

【３１（２９）】

将来の環境レベルを見据えて、ガソリン等の石油形燃料中硫黄分（現在は１００ppm）を極限まで低減した超クリーンな燃料を効率的に製造する技術開発を行う。また、将来のゼロエミッションを目指した将来の自動車技術に対応するための次世代石油燃料について調査検討を行い、自動車技術と燃料技術の両面から技術開発を行う。

○ 石油エネルギー高効率利用促進事業

【２６（２０）】

高効率石油エネルギーシステムの導入促進に関する調査を行うとともに、環境対応型高効率エネルギーシステム、石油ヒートポンプ等の導入に対する補助を行うことで、石油の安定供給と二酸化炭素の排出抑制を図る。

○ L P ガス自動車等普及促進

【４（３）】

従来のL P ガス自動車と比べ熱効率が２割程度向上するエンジンを搭載した省エネルギー型L P ガス自動車の導入等を支援する。

エネルギー・セキュリティ対策等の推進

アジア諸国と連携したエネルギー・セキュリティ対策

【１１（新規）】

本年９月に開催された日中韓ASEANエネルギー大臣会合における合意にのっとり、(a)石油備蓄整備のための政策対話・技術支援、(b)天然ガス利用の拡大、石油市場動向の把握といったアジアのエネルギー・セキュリティのための調査研究等の諸施策を行う。

○ アジアエネルギーセキュリティ調査研究

【１１（新規）】

産油・産ガス国協力

【１５６（１４４）】

中長期的に石油・天然ガスの安定供給の確保を図るため、開発・精製分野を中心とした産油・産ガス国との共同技術研究、人的交流事業、直接投資促進事業等を積極的に推進する。

- 産油・産ガス国協力モデル事業 【 2 8 (1 8) 】

産油・産ガス国において産業構造多角化に資する技術移転等のモデル事業を行い、採算性、環境への影響等を把握し、我が国企業による直接投資促進に資する。
- 産油・産ガス国投資促進事業 【 2 4 (2 5) 】

産油・産ガス国に対する投資プロジェクトの促進のため、実現可能性調査（F / S）を実施する。

石油・天然ガスの安定供給確保

石油・天然ガスの安定供給確保のため、必要な開発案件への支援を行うとともに、石油・天然ガス開発関連技術の研究開発を効果的・効率的に推進する。

- 石油公団出資金 【 2 0 (1 1 0) 】

石油・天然ガスの探鉱開発事業を促進するため、石油公団が探鉱投資、資産買収及び債務保証による支援を実施する。なお、石油公団改革の結果を反映すべく、支援比率（出資・債務保証）の50％への抑制、減免付き融資の廃止、プロジェクトの更なる厳選等により、最大限の効率化を実施する。
- 産油国石油開発情報等調査事業 【 8 5 (7 2) 】

石油・天然ガス権益の取得等に関し、地質構造、インフラ整備状況等に関するデータ取得等を実施する。
- 国内石油天然ガス基礎調査 【 5 0 (3 0) 】

国内石油・天然ガス未探鉱地域等における資源ポテンシャルを把握するとともに、その波及効果により、民間企業による国内石油天然ガスの探鉱を促進するための基礎調査（基礎物理探査、基礎試錘）を実施する。
- メタンハイドレート開発支援《再掲》 【 1 0 0 (5 5) 】
- 石油・天然ガス開発促進型大型研究（GTL、DME）《再掲》 【 2 0 (1 0) 】
- 天然ガスの液体燃料化技術（GTL）に関する研究開発《再掲》 【 9 (9) 】

産業体制整備等

【 5 3 1 (5 4 1) 】

我が国の石油安定供給の担い手である石油産業の一層の構造改革を支援するため、引き続き石油精製設備の高度化に資する技術開発等への支援や、石油製品販売業・LPガス販売業の構造改革支援の拡充を図る。

- 石油精製合理化対策等の推進

- 石油精製環境低負荷高度統合技術開発 【 4 6 (新規) 】

石油精製業を中心としたコンビナートのさらに高度な一体運営により、環境負荷低減対策を促進しつつ生産性・効率性を高めるための技術開発を行う。
- 石油精製高度化技術開発事業 【 2 6 (新規) 】

石油精製関連技術の一層の高度化を図るとともに、環境保全対策への対応を行うため、環境負荷低減型の石油精製プロセス及び製油所廃棄物削減・再利用・汚染浄化等に関する技術開発を行う。

- 石油製品販売業・石油ガス販売業の構造改善対策の推進

- 中小石油製品販売業者のセーフティネット対策 【 5 0 (新規) 】

現下の厳しい金融情勢を踏まえ中小石油製品販売業者の資金調達に係るセーフティネット対策として、信用保証基金の積み増しを行う。

○ 石油販売業者経営高度化調査・実現化事業

【 2 3 (2 3) 】

石油製品販売業者による経営革新等のための自律的な取組に対して支援を実施し、石油製品販売業者等の経営基盤の強化を図る。

○ 石油ガス充てん所統廃合支援事業

【 1 1 (新規) 】

石油ガス充てん所の統廃合に係る廃止施設の撤去費用に対して補助を行う。

○ 石油ガス販売事業者構造改善支援事業

【 8 (新規) 】

石油ガス販売事業者の構造改善に資する事業に対して補助を行う。

効果的・効率的な備蓄事業の実施

【 2 , 6 3 3 (2 , 7 6 8) 】

我が国への石油等の供給が不足する事態が生じた場合において、石油等の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るための最後の砦である石油等の備蓄について事業の一層の効率化を図りつつ、着実な維持・管理を行うとともに、L P ガス国家備蓄基地建設の推進等に努める。

○ 国家石油備蓄の推進

【 2 , 4 6 1 (2 , 5 0 4) 】

国家備蓄基地及び民間借上げタンクにおいて保有する約 5 , 0 0 0 万キロリットルの原油について、引き続き安全かつ効率的な維持・管理を行うとともに、緊急時において機動的な活用が可能な体制を維持すべく、緊急放出訓練等の事業を行う。その際、石油公団の独法設立等を内容とする石油公団廃止関連法の成立も踏まえ、更なる効率的な事業の実施に努める。

○ L P ガス国家備蓄の推進（注）

【 1 6 (7 4) 】

平成 4 年の石油審議会石油部会液化石油ガス分科会における提言（ 2 0 1 0 年度に 1 5 0 万トンの L P ガス国家備蓄制度達成）を踏まえ、L P ガス国家備蓄基地建設の着実な推進を図る。

（注）このほか、借入により L P ガス国備基地建設委託費（ 7 1 7 億円）を計上。

石炭対策

【 8 1 (9 9) 】

石炭はエネルギーセキュリティ確保の有効な選択肢の一つであり、引き続き海外炭の安定供給確保を図るための取組を行う。また、石炭の燃焼効率の向上や環境負荷低減を図るクリーン・コール・テクノロジーの研究開発等を推進する。

○ 「炭鉱技術移転五ヶ年計画」に基づく海外産炭国からの研修生の受入等

海外産炭国（中国、ベトナム、インドネシア）から、炭鉱技術者を我が国炭鉱へ大規模かつ長期的に受入れ、研修事業を実施するとともに、我が国炭鉱技術者を産炭国へ長期間派遣し、現地に即した指導を行う。

○ クリーン・コール・テクノロジーの研究開発《再掲》

鉱物資源対策

【 8 7 (9 8) 】

鉱物資源の安定的かつ効率的な供給確保のため、中長期的な対策として探鉱開発促進・リサイクル促進及び短期的な供給障害への備えとして備蓄事業を推進する。

○ 鉱物資源の探鉱・開発の促進等

【 3 2 (3 3) 】

鉱物資源の安定的かつ効率的な供給確保のため、国内及び海外における地質構造調査等を実施する。

○ 鉱物資源開発等に関する経済協力の推進

【 2 6 (2 2) 】

資源開発に関する経済協力の推進等のため、相手国の関係機関と共同で探鉱調査等を行うとともに、煙灰の無害化及び有価金属回収に関する研究協力を推進する。

○レアメタル備蓄事業の実施

【11(15)】

レアメタルの安定的かつ効率的な確保を図るため、ニッケル、コバルト等レアメタル7鉱種の国家備蓄を実施する(備蓄目標60日:国家備蓄42日、民間備蓄18日)。

原子力安全対策の抜本的強化

原子力は、発電過程でCO₂を排出しないため、環境保全とりわけ地球温暖化問題への対応及びエネルギー・セキュリティの観点から重要な役割を担う電源であるが、原子力の利用に当たっては、安全の確保に万全を期すことが必要不可欠であり、このため安全規制の実効性の向上、防災対策を強力に実施する。

特に、原子力発電所を巡る昨今の一連の事件の経緯とそれに対する反省とを十二分に踏まえ、原子力発電に係る検査技術の高度化等、安全対策の更なる強化を図る。

(): 予算は、後記「長期固定電源の利用促進対策」、「長期固定電源に係る電源立地対策」に計上。

- 原子力安全確保・防災対策

【332(265)】

○原子力安全・保安院の安全規制に係る体制の強化等

【129(98)】

原子力安全対策の実効性確保に万全を期していく観点から、原子力安全・保安院及び独立行政法人原子力安全基盤機構が行う原子力安全規制に係る体制の抜本的な強化を図る。

また、従来の検査技術では検出することが困難であった特殊材料溶接部におけるひび割れ等についての欠陥検出・寸法測定技術の確立等、安全規制に必要な知見の収集を強化する。

○新たな安全規制体制に対応した施策の拡充

【155(122)】

改正後の安全審査、保安検査等の新たな安全規制の下での原子力関連施設の安全性の実証や情報の提供など、地域において安全性に係る理解を深めるための事業を実施する。具体的には、新たに導入されることとなった原子力発電関連設備の健全性評価について、国内外の民間規格の安全性調査・実証等に取り組む。

○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

【48(45)】

地方自治体において行う原子力発電施設等の緊急事態における防災体制確立に必要な資機材の整備、防災研修・防災訓練等に対して支援を行う。

長期固定電源の利用促進対策

電力供給形態の多様化を踏まえ、安定的な電力供給源であり、かつ、地球環境負荷が非常に低い長期固定電源(原子力、水力、地熱等)の利用促進対策に歳出を重点化する。このため、長期固定電源を効果的に活用する系統利用技術、発電用施設の効率性向上を図る材料・システム技術の開発、地熱・水力発電等の開発促進、原子力における核燃料サイクル及びバックエンド対策に関する技術の開発等を行うとともに、発電用途の新エネルギー対策の一部を電特の歳出対象から除くこととする。

- 水力・地熱等の利用推進

○地熱・水力発電等の開発促進等

【82(103)】

地球温暖化問題への対応とともに、電力の安定供給を確保するため、CO₂を排出しない再生可能エネルギーである地熱・水力発電の積極な開発促進等を図る。

- 原子力の利用推進

○核燃料サイクル及びバックエンド対策(高レベル放射性廃棄物処分等)

【80(83)】

我が国における核燃料サイクルの確立に向け、世界をリードする最高水準の遠心分離機によるウラン濃縮技術の開発等を推進する。また、高レベル放射性廃棄物の処分手業を円滑に推進するための研究開発等を行う。

・遠心法ウラン濃縮事業推進 【 1 4 (1 3) 】

・ M O X 燃料加工技術開発 【 4 (3) 】

・放射性廃棄物処分に関する研究開発 【 5 5 (5 9) 】

○革新的原子力技術開発の推進 【 2 3 (2 4) 】

原子力発電及び核燃料サイクルの安全性・経済性を向上させるため、提案公募方式により革新的・独創的な実用原子力技術の研究開発を行う。

- その他

○電力系統安定化技術開発等 【 2 9 9 (2 4 8) 】

長期固定電源を効果的に活用する系統利用技術、発電用施設の効率性向上を図る材料、システム技術の開発を行う。

電源立地施策の拡充

< 立地地域の振興策の充実及び長期固定電源への重点化 >

支援の対象を長期固定電源に重点化し、特に原子力関連施設の立地に対する支援を拡充するとともに、施設と地域の末永い共生を実現するため、電源三法交付金制度を抜本的に見直し、原子力及びエネルギーに関する広聴・広報活動の更なる展開を図る。

電源地域振興のための新交付金への組み替え 【 1 , 1 7 5 (組替) 】

- 立地支援を原子力等の長期固定電源に重点化

小売自由化の進展を踏まえ、安定的な電力供給源 = 長期安定稼働が期待できる電源（初期負担が大きく投資回収に長期を要するものの、エネルギーセキュリティの観点からも優れ、環境制約も少ない原子力、水力、地熱等）への対策に特会の歳出を重点化する。

- 立地時点（kW）重視から運転段階（kWh）との二本柱へのシフト

立地地域と発電施設とが長期間に亘って共生できる環境を整備するため、交付金の算定基準に発電電力量等を導入するとともに、長期固定電源を中心に、運転段階での地域支援を拡充する。

- 地域の多様な事業活動への支援の充実

各種交付金制度を統合・一本化し、地域の自主的な選択による事業実施の幅を広げるとともに地域の活性化に必要な、いわゆるソフト事業（特産品開発、人材育成、森林整備等の環境保全、福祉事業など）を幅広く交付金の交付対象として含める。

- 使用済燃料の中間貯蔵等への取り組み支援策の充実

プルサーマルの実施に対する支援を行うとともに、使用済燃料中間貯蔵施設の建設及び利用の段階での交付金措置を手当するなど、核燃料サイクルの確立に向けた支援を拡充する。

なお、原子力発電施設等の立地の進展などによる将来的な財政需要増に備えるため、電源立地勘定に新たに「周辺地域整備資金」を設置して必要な資金を積み立て、財源の確保を図る。 【260（新規）】

電源地域における安全対策の充実

【228（181）】

- 地域で行う防災対策等への支援策の充実

16年度中に運転開始を予定している東通地点の現地のオフサイトセンターの整備などを行う。

広聴・広報活動の更なる展開

【71（71）】

原子力政策に関する国民の理解促進に向け、一人一人がエネルギー及び原子力について主体的に考えるための環境を整備するとともに、双方向性と透明性が確保された広報活動を強化することにより、効果的な広聴・広報活動の展開を図る。

・エネルギー教育の充実強化

【10（10）】

・インターネット広報の充実

【3（2）】

15年度石特会計予算の概要

（単位：億円）
○内は14年度予算額

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

石油石炭税（仮称）

一般会計

石油及びエネルギー需給構造高度化勘定

石油対策

エネルギー需給構造高度化対策

1. 産油・産ガス国協力	156	(144)	1. エネルギー超額CO ₂ 排出抑制対策(※)	25	(新規)
2. 開発	523	(579)	(※：このほか、環境給分として別途60億円を計上)		
石油公団開発金	20	(110)	2. 天然ガスの利用の促進	106	(74)
石油開発技術研究開発	195	(192)	3. 新エネルギー対策	772	(653)
メタンハイドレート開発の推進	100	(55)	新エネルギー導入自治体・事業者等支援	168	(138)
3. 産業体制整備等	531	(541)	燃料電池の技術開発等	234	(176)
石油精製合理化対策	191	(214)	太陽光・太陽熱利用の導入促進等	82	(60)
石油関連施設環境対策の推進等	227	(234)	バイオマスエネルギーの技術開発等	56	(31)
LPG産業対策	65	(42)	4. 省エネルギー対策(1.を除く。)	1,223	(1,219)
4. 燃費的・節率的な消費の推進	2,633	(2,768)	省エネルギー導入事業者支援	123	(91)
5. その他	60	(49)	省エネルギー職能的技術開発	51	(新規)
			5. 石炭の環境負荷低減利用等	122	(149)
			5. その他	19	(19)
合計	3,903	△4.4%	合計(当省分)	2,268	7.3%
		(4,082)			(2,113)

原油等関税
原油 170円/kg、
灯油 96円/kg、
軽油 96円/kg、
石炭 2,326円/kg、
原油 1,257円/kg、
ガソリン 1,386円/kg等

石油勘定

借入金元本及び利子の償還等
239 (84)

※石炭協定は、13年度をもって協定の期間の満了を終了。14年度から18年度までの間は、12年度及び13年度に借り入れた借入金の元本及び利子の償還のみを行う暫定協定。

(注1) 石炭税額については、このほかに入入によって充当される石油国庫基金繰入金元本増換(63.4億円)、炭増留金元本増換(7.713億円)及びLPG国庫基金繰入金元本増換(7.17億円)を計上(計額、0.64億円)する。また、国庫基金繰入金に係る炭増留金元本増換の一部は、繰上金繰入金(17.5億円)によって充当。
(注2) 国庫基金の繰上金により、事業の一部について繰上金の追加づけを決定した。
(注3) 計画は単位と単位換算のため平均値あり

15年度電特会計予算の概要

(単位：億円)
○ 内は14年度予算額

電源開発促進対策特別会計

電源開発促進税

電源立地勘定

1. 電源地域振興費	1,735	(1,738)
電源立地地域対策交付金	1,264	(1,509)
(統合される既存交付金等を含む。)		
周辺地域整備費	260	(新増)
2. 理解増進活動の充実	95	(98)
3. 安全性実証	131	(84)
4. 環境保全対策	15	(20)
5. 緊急時対策	88	(77)
6. その他	47	(41)
(経済産業省分 計)	2,111	(2,057)
(文部科学省分)	396	(389)
合 計	2,507	2.5% (2,446)

電源多様化勘定

1. 水力・地熱等の推進	82	(103)
2. 原子力の開発・利用の推進及び安全の確保	224	(244)
3. 電力系統安定化技術開発等	119	(151)
(4.への計上分を除く。)		
4. 新エネルギー等関連予算	768	(795)
(1)新エネルギー導入自治体・事業者等支援	387	(295)
(2)太陽光発電の導入促進等	206	(359)
(3)燃料電池の技術開発	62	(33)
(4)廃棄物発電の技術開発等	14	(22)
5. その他	44	(22)
(経済産業省分 計)	1,238	(1,315)
(文部科学省分)	1,110	(1,166)
合 計	2,348	▲5.4% (2,481)

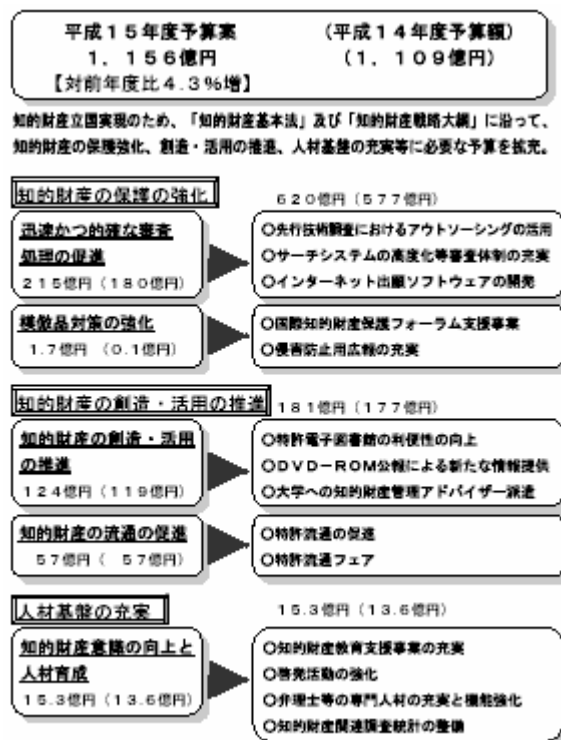
(注1) 歳出項目の見直しにより、事業の一部について経費上の位置づけを変更した。
(注2) 計数は単位未満四捨五入のため不都合あり

4.4. 特許特別会計予算の概要

平成 15 年度特許特別会計予算の概要

平成 14 年 12 月

特 許 庁



平成 15 年度特許特別会計予算の概要

平成 15 年度予算案

1,156 億円

【対前年度比 4.3%増】

(平成 14 年度予算額)

(1,109 億円)

1. 知的財産の保護の強化

620 億円 (577 億円)

(1) 迅速かつ的確な審査処理の促進

215 億円 (180 億円)

先行技術調査におけるアウトソーシングの活用 200 億円 (163 億円)

プロパテント時代を背景とした特許出願の世界的な増大傾向や、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増、技術の高度化・複雑化に直面する特許審査について、的確な審査を維持しつつ、審査待ち期間の長期化を防ぎ、国際的に遜色のない迅速かつ的確な審査を実現するため、審査の下調査である先行技術調査外注施策として、特に効率の高い対話型外注を拡充する。

○ 先行技術文献調査外注費

135 億円 (105 億円)

○ 分類・F ターム一元付与実施費

65 億円 (58 億円)

< 対話型先行技術調査の外注の拡充 >

	H14fy		H15fy
検索者数	300 人	→	534 人
外注件数	6 万件	→	10.7 万件
予算額	60 億円	→	94 億円
審査処理効果	3 万件	→	5.3 万件

サーチシステムの高度化等審査体制の充実

国際的な標準技術として普及しているXMLフォーマットへの対応、平成16年1月開始に向けた国際出願(受理官庁)電子出願システムの構築、平成17年1月開始予定の国際特許分類(IPC)第8版に対応した分類データ作成等審査環境の充実に必要なシステムの改造・開発を行う。

○特実基本フォーマットの国際標準化	6.6 億円(10.1 億円)
うち公報のXML化	6.5 億円(7.1 億円)
○受理官庁システムのペーパーレス化	3.3 億円(6.3 億円)
○国際特許分類の改正対応	1.2 億円(新規)
インターネット出願ソフトウェアの開発	3.6 億円(0.7 億円)

電子政府の推進とともに、ユーザーにとっての利便性を高めるインターネット出願の導入を図るため、必要なシステム開発を行う。

(2) 模倣品対策の強化

1.7 億円(0.1 億円)

国際知的財産保護フォーラム支援事業

1 億円(新規)

我が国企業活動に深刻な影響を及ぼしているアジア地域を中心とする模倣品被害に対処するため発足した「国際知的財産保護フォーラム」と連携し、官民合同ミッションの派遣、知財侵害に対する国境措置に関する調査、模倣品被害による経済的影響の分析等の模倣品対策に関する取組を強力に推進する。

- 官民合同ミッションの派遣
- 侵害品国境措置に関する調査
- 模倣被害経済影響の分析調査

侵害防止用広報の充実

0.7 億円(0.1 億円)

模倣品問題に対する国民意識の向上を図るため、模倣品に関する消費者向けパンフレットを作成するとともに、専用ホームページ上で模倣品画像を掲載する。さらに、海外の新聞紙上等へ知的財産権侵害防止の広告を掲載することにより、海外の消費者等に向けた広報活動の充実等を図る。

2. 知的財産の創造・活用の推進

124 億円(119 億円)

(1) 特許電子図書館の利便性の向上

35 億円(31 億円)

インターネットを通じて4800万件を超える特許文献に無料でアクセスできる「特許電子図書館(IPDL)」について、知的財産戦略大綱に沿って、必要な機器の更新を行い、一般公衆の標準的な利用を基本としたアクセス改善を図る。

(2) DVD-ROM公報による新たな情報提供

11億円(0.8億円)

最新技術の情報源である特許公報等について、活用性の高い国際標準に準拠(XML化)した公報へ移行する。公開特許公報については、CD-ROM公報を廃止し、長大データの記録も可能なDVD-ROM公報による情報提供を開始する(平成16年1月予定)。

(3) 大学への知的財産管理アドバイザー派遣

1.8億円(1億円)

優れたポテンシャルを有する大学の創造的な発明を新産業創出のシーズとして社会に供給される環境を整備するため、大学に知的財産管理アドバイザー(企業の知的財産管理経験者等)を派遣し、大学における知的財産管理体制の環境整備を支援する。

3. 知的財産の流通の促進

57億円(57億円)の内数

(1) 特許流通の促進

企業・大学等が保有する開放特許の技術移転を図るため、独立行政法人工業所有権総合情報館が、特許流通・技術移転の仲介役となる特許流通アドバイザーの派遣、特許流通データベースの整備、特許流通を担う人材育成等を行う。

・独立行政法人工業所有権総合情報館運営費交付金

55億円(55億円)の内数

(2) 特許流通フェア

2億円(2億円)

特許流通を促進するため、開放特許の提供又は導入を希望する企業、大学等が交流できる「特許流通フェア」を全国で開催する。

4. 知的財産意識の向上と人材育成

15.3億円(13.6億円)

(1) 知的財産教育支援事業の充実

知的財産制度に関する基礎的な知識を学ぶ教育用教材(副読本、標準テキスト)を小・中学校、高校等の教育機関に無償で配布するとともに、要望に応じてセミナーを開催する。

○工業所有権教育用副読本策定普及

2.9億円(2.9億円)

○工業所有権標準テキスト策定普及

2.2億円(1.8億円)

(2) 啓発活動の強化

全国各地で実施している初心者向け説明会、実務者向け説明会など知的財産制度の普及・啓発事業を一層拡充し、知的財産リテラシーの向上を図る。また、国民の知的財産に対する意識を高めていくために必要な施策のあり方についても検討を行う。

○工業所有権制度説明会

0.7億円(0.5億円)

○工業所有権セミナーの実施

2.3億円(2.3億円)

(中小・ベンチャー企業経営者向け、大学等研究者向け等)

○IPカルチャー普及啓蒙に向けた戦略策定

0.8億円(新規)

(3) 弁理士等の専門人材の充実と機能強化

1.5 億円(1.6 億円)

知的財産に関する専門人材の確保のため、新弁理士試験を引き続き円滑に実施するとともに、弁理士法改正により追加された特許権等の侵害訴訟における弁理士の訴訟代理権付与について、体制の整備を図る。

(4) 知的財産関連調査統計の整備

0.4 億円(0.4 億円)

ユーザーの多様な知的財産活動に迅速かつ的確に対応した政策を展開できるよう、知的財産政策の企画立案の基礎となる知的財産関連調査統計を整備する。

4.5. 産業技術関係予算の概要

平成 15 年度産業技術関係予算案の概要

平成 14 年 12 月 22 日

経 済 産 業 省

重点の概要

1. 実用化直結型、重点 4 分野に重点化

我が国経済を活性化し産業競争力を強化するために、実用化を視野に入れた研究開発プロジェクト(フォーカス 21)を創設し、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の重点 4 分野において予算の重点的投入を行う。

2. 政策目標とシナリオの明確化

研究開発投資の効率化・重点化を図るため、分野毎に政策目標とこれに到るシナリオを明確化し、これを達成するまでの施策を体系化した「プログラム」を定め、出口を見据えた研究開発プロジェクトを推進する。

3. 研究開発型ベンチャーの支援

大学や民間に在る技術シーズの事業化を促進するために、大学発ベンチャーや企業からのスピノフ・ベンチャーといった研究開発型ベンチャーを支援する。

4. 人材育成・基盤整備

イノベーションを促進するため、基盤的研究開発を着実に推進するとともに、技術系人材の育成、知的基盤の整備等を推進する。

5. NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の独立行政法人化

特殊法人 NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)を、研究開発から実用化支援までを包括的に支援・マネジメントする技術政策の中核的機関として独立行政法人化。

科学技術振興費の推移

(単位：億円)

年度	当初予算額	補正予算額
14年度	1,246	572 (産業技術関係では734億円)
15年度	1,306	—

1. 経済活性化に向けた研究開発プロジェクトの創設

研究開発の成果が迅速に事業化に結びつき、産業競争力強化に直結するような経済活性化のための研究開発プロジェクト(フォーカス21)を創設する。具体的には、民間のコミットメント(資金・人材等)を前提として、短期間で実用化、事業化に直結するプロジェクトを、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の重点4分野において厳選し、予算の重点的投入を行う。(別紙参照)(金額については、2. 戦略的な研究開発投資の内数)

プロジェクト絞り込みの4条件

技術的革新性により競争力を強化できること。

研究開発の成果を新たな製品・サービスに結び付ける目途があること。

比較的短期間で新たな市場が創出され、経済波及効果が期待できること。

産業界も資金等の負担を行うことにより、市場化に向けた産業界の具体的な取り組みが示されていること。

15年度 予算案 (百万円)	14年度 予算額 (百万円)
----------------------	----------------------

フォーカス21 総計

36,694 4,560

[補正 6,036]

(1) ライフサイエンス分野

国民の健康維持・増進のため、IT、ナノテクノロジー及びバイオテクノロジーの融合による革新的な研究開発を実施するとともに、日本が強みを有する分野(糖鎖研究、タンパク質機能解析)の技術開発を推進。

15年度 予算案	14年度 予算額
-------------	-------------

○ バイオ・IT融合機器開発プロジェクト

2,170 新規

[補正 1,210]

○ タンパク質機能解析・活用プロジェクト

2,475 新規

○ 糖鎖エンジニアリングプロジェクト

1,800 新規

[補正 1,080]

○ ナノバイオテクノロジー

・ ナノカプセル型人工酸素運搬体製造プロジェクト

450 新規

・ 先進ナノバイオデバイスプロジェクト

495 新規

・ ナノ微粒子利用スクリーニングプロジェクト

450 新規

・ 微細加工技術利用細胞組織製造プロジェクト

578 新規

・ タンパク質相互作用解析ナノバイオチッププロジェクト

420 新規

計 8,838	0
---------	---

(2) 情報通信分野

世界最高水準の高度情報通信ネットワーク社会の形成を目指し、我が国IT産業の強化を図るため、早期に実用化が求められる半導体デバイスプロセス開発、ネットワークデバイス開発、基盤ソフトウェア開発等の技術開発を実施。

	15年度 予算案	14年度 予算額
○ 次世代半導体材料・プロセス基盤プロジェクト(MIRAI)	4,550	4,560
	[補正 1,780]	
○ 半導体アプリケーションチッププロジェクト	3,305	新規
	[補正 970]	
○ 極端紫外線(EUV)露光システムプロジェクト	2,496	新規
○ 最先端システムLSI設計プロジェクト	618	新規
○ インクジェット法による回路基板製造プロジェクト(再掲)	433	新規
○ ビジネスグリッドコンピューティングプロジェクト	2,797	新規
○ デジタル情報機器相互運用基盤プロジェクト	1,000	新規
○ 省エネ型次世代PDPプロジェクト(再掲)	767	新規
	[補正 996]	
○ カーボンナノチューブFEDプロジェクト(再掲)	741	新規
○ 高分子有機EL発光材料プロジェクト(再掲)	468	新規
○ ディスプレイ用高強度ナノガラスプロジェクト(再掲)	230	新規
○ MEMS(微小電気機械システム)プロジェクト	1,921	新規
○ 準天頂衛星システム技術開発プロジェクト	1,200	新規
	(うちフォーカス21は600)	
	計 19,928	4,560

(3) 環境分野

技術的ブレークスルーによる地球環境問題の克服を図るため、省エネ型次世代平面ディスプレイ、自動車の軽量化等特に短期間的に実用化に繋がる技術開発に重点を置いて実施。

	15年度 予算案	14年度 予算額
○ 光触媒利用高機能住宅用部材プロジェクト	472	新規
○ カーボンナノファイバー複合材料プロジェクト	317	新規
○ 省エネ型次世代PDPプロジェクト	767	新規
○ カーボンナノチューブFEDプロジェクト	741	新規
○ 高分子有機EL発光材料プロジェクト	468	新規
○ インクジェット法による回路基板製造プロジェクト	433	新規
○ ディスプレイ用高強度ナノガラスプロジェクト	230	新規
○ 環境適応型高性能小型航空機プロジェクト	1,000	新規
	計 4,428	0

(4) ナノテクノロジー・材料分野

広範な産業を支える基盤技術として高い潜在可能性が期待されるナノテクノロジー・材料分野について、特に実用化に直結し大きな市場が見込まれるナノカーボン材料、ナノデバイス材料、マイクロ計測技術等の技術開発を実施。

	15年度 予算案	14年度 予算額
○ ダイヤモンド極限機能プロジェクト	736	新規

○ デバイス用高機能化ナノガラスプロジェクト	239	新規
○ ナノカーボン応用製品創製プロジェクト	1,244	新規
○ 機能性カプセル活用		
フルカラーリライタブルペーパープロジェクト	586	新規
○ カーボンナノチューブFEDプロジェクト（再掲）	741	新規
○ ディスプレイ用高強度ナノガラスプロジェクト（再掲）	230	新規
○ ナノバイオテクノロジー（再掲）	2,393	新規
○ 次世代半導体ナノ材料高度評価プロジェクト	2,072	新規
○ マイクロ分析・生産システムプロジェクト	1,262	新規

計 9,504	0
---------	---

2. 戦略的な研究開発投資

国の研究開発投資をライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野に戦略的に重点化するとともに、効果的・効率的に推進することを目的として、フォーカス21を含めた個々の技術開発プロジェクトを大括り化し、技術開発の具体的な目標設定と成果の市場化までの道筋及び施策を含めた「プログラム」による一元管理を行う。

各分野計及び総計はプログラム内の重複事業を除く

プログラム総計

15年度 予算案 (百万円)	14年度 予算額 (百万円)
132,496	122,432

(1) ライフサイエンス分野

高齢社会における安心・安全で質の高い生活や、様々な人間活動に生物のメカニズムを取り入れた持続可能な社会を実現するために必要な技術開発を行う。

ライフサイエンス分野計

19,267	17,697
--------	--------

○ 健康維持・増進のためのバイオテクノロジー-基盤研究プログラム

13,003	9,051
--------	-------

生命科学によって老人性疾患等の原因を解明し、高齢者の健康を維持・増進する。具体的には、高齢者の主要な疾患に関する遺伝子の解明に基づくテーラーメイド医療・予防医療の実現や、画期的な新薬の開発のため、2004年度を目標にタンパク質等生体分子の機能・相互作用等の解析及び解析のための各種ツールを開発。

○ 生物機能活用型循環産業システム創造プログラム

4,182	5,386
-------	-------

産業活動や日常生活の様々な人間活動を生物のメカニズムを取り入れたシステムに変換し、人間活動と環境との調和を取り戻した持続可能な社会システムの実現を目指す。具体的には、2010年を目途に、バイオプロセスによって有用物質を生産し、廃棄物や汚染物質は発酵等により処理又は再資源化するという、循環型の産業システムを実現するために必要な技術基盤の構築を図る。

○ 健康寿命延伸のための医療福祉機器高度化プログラム

3,110	3,780
-------	-------

高齢社会における安心・安全で質の高い生活を実現するとともに、高齢者等の健康で積極的な社会参加を支援する医療福祉環境の実現を技術面から支援。具体的には、2010年までを目途に、高齢者に多い疾病の早期発見、治療技術の高度化、社会参加支援機器の開発等により高齢者等の要介護期間を低減し、国民の健康寿命の延伸を目指すため、ターゲットを絞り高機能・高品質な医療福祉機器を開発・提供する。

(2) 情報通信分野

半導体デバイスの微細化技術の確立や、高速・高度情報通信システムの実現により、時間や場所の制約を超えて必要とする情報を誰もが簡単に安心して活用できるネットワーク社会の実現を目指す。

また、ITを高度に活用し、我が国の強みである製造・プロセス技術の一層の高度化、自動車や産業用ロボット産業などのポテンシャルの活用を図ることで、我が国製造業の競争力の強化、生活環境の豊かさの実現を図る。

	15年度 予算案	14年度 予算額
情報通信分野計	42,402	41,139
○次世代半導体デバイス等基盤技術プログラム	14,124	13,147
時間や場所の制約を超えて、必要とする情報を誰もが簡単に安心して活用できるネットワーク社会の実現に向け、情報通信機器の共通基盤である半導体デバイスの微細化技術の確立を目指す。		
○情報通信基盤高度化プログラム	4,739	6,711
時間や場所の制約を超えて、必要とする情報を誰もが簡単に安心して活用出来るネットワーク社会の実現に向け、我が国が優位な技術（モバイル、光、デバイス等情報通信機器）を核とした技術開発を行うことにより、高速・高度情報通信システムの実現を目指す。		
○情報通信基盤ソフトウェア開発推進プログラム	6,497	2,300
様々な情報通信機器が接続されたネットワークの上で多様なサービス・機能を提供することを可能とするため、高い信頼性・安全性をもったソフトウェアの開発等を、人材の発掘・育成とも合わせて実施する。		
○次世代ディスプレイ技術開発プログラム	3,493	1,805
ブロードバンド化の進展に伴い、家庭におけるインターフェースとして、次世代ディスプレイに対応する需要が急速に拡大すると見込まれている。我が国が優位な最先端技術を中心にブロードバンドの恩恵をより多くの国民が享受できるようにするため、高精細・薄型化等が可能となる高機能ディスプレイの実現を図る。		
○新製造技術プログラム	4,903	4,319
我が国の強みである製造・プロセス技術の一層の高度化を図ることにより、我が国製造業の競争力強化を実現する。技能者の技能のIT技術を用いた分析・知識化による新生産システムの構築等、製造現場を革新する技術の確立を図る。		
○21世紀ロボットチャレンジプログラム	1,687	930
我が国が持つ自動車や産業用ロボット分野でポテンシャルを活かし、家庭内、介護・福祉分野等ロボットの新たな活用範囲を広げ、我が国の生活環境の豊かさの実現を図るとともに、ロボット関連事業が一つの産業分野として広く受け入れられる社会の形成を目指す。		
○宇宙産業高度化基盤技術プログラム	10,253	11,927
ロケット及び衛星に係る基盤技術開発を通じた、我が国宇宙産業の国際競争力強化により、商業打上市場及び商業衛星市場への参入を支援するとともに、宇宙環境利用を促進するための基盤技術を開発することにより、我が国宇宙開発利用の産業化を図る。		

(3) 環境・エネルギー分野

技術革新によって地球温暖化の防止や循環型経済システムの構築等を図ることで、環境制約・資源制約を克服し、新たな成長を目指す。

また、我が国のエネルギー供給の安定化・効率化、環境問題、新規産業・雇用の創出等に資する燃料電池の実用化・普及の早期実現を図るほか、省エネルギー・新エネルギーの関連の技術開発を推進する。

	15年度 予算案	14年度 予算額
環境・エネルギー分野計	58,447	51,492
○革新的温暖化対策技術プログラム	13,413	13,005

技術開発により地球温暖化抑制に大きく貢献するため、運輸・民生・産業等幅広い分野において、従来の想定を越えたエネルギーの高効率利用・転換等の革新的技術の開発を総合的に推進する。

○ エネルギー環境二酸化炭素固定化・有効利用プログラム 5,771 5,860

地球温暖化に対し最も影響が大きいとされる二酸化炭素の大気中への放出を抑制するため、発電所や工場等から排出される二酸化炭素を効率的に回収し、これを地中や海洋中へ隔離したり、化学品等の有用物質に変換して利用する技術開発等を総合的に推進する。

○ 3Rプログラム 4,842 6,114

2010 年までに一般廃棄物、産業廃棄物の再利用率及び最終処分量を大幅に改善し、また、循環型社会を構築するため、必要なリデュース・リユース・リサイクル技術の確立・実用化等各種施策の展開を図る。

○ 化学物質総合評価管理プログラム 3,407 4,528

環境と調和した健全な経済産業活動と安全・安心な国民生活の実現を図るため、化学物質のリスクの総合的な評価を行い、リスクを適切に管理する社会システムの構築を目指す。

○ 固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用プログラム 21,985 17,619

我が国のエネルギー供給の安定化・効率化、地球温暖化問題・地域環境問題の解決、新規産業・雇用の創出等に資する、燃料電池の実用化に向けた研究開発、実証試験、導入促進施策等を図る。

○ 次世代低公害車技術開発プログラム 14,924 12,713

大気汚染問題や地球温暖化問題等の環境問題に対する関心が高まりつつあり、自動車に起因する環境問題への対応が急務である中、乗用車や大型車の分野において、次世代低公害車の実用化に向けて、燃料面も含め包括的な技術開発を行う。

○ 民間航空機基盤技術プログラム 5,808 4,729

環境、情報等様々な分野において高付加価値を生み出す航空機関連技術について、我が国航空機産業の国際競争力向上につながる戦略的な研究開発を推進する。革新的基盤技術の強化、国際共同開発への参画、航空機 / エンジンの全機開発へと展開する各種研究開発を行う。

(4) 材料・ナノテクノロジー分野

我が国の材料産業の競争力を強化し、また経済の持続的発展に寄与する基盤技術を創製することで、新たな高付加価値材料産業を構築し、我が国の産業競争力の向上を図る。

15年度 予算案	14年度 予算額
-------------	-------------

材料・ナノテクノロジー分野計 12,380 12,104

○ ナノテクノロジープログラム 10,481 8,321

ナノテクノロジーを広範な産業で利用可能とするため、ナノテクノロジーを用いた新材料・プロセス技術の確立及びナノレベルで加工・計測技術の確立を図る。

○ 革新的部材産業創出プログラム 5,264 3,783

我が国の強みである材料産業において、新市場及び新たな雇用を創出する新しい高付加価値材料産業を構築し、我が国の産業競争力の強化を促す。具体的には、2006 年度までに、材料創製と成形加工技術を一体化した高機能部材創製技術の開発、材料創製から製品化までのリードタイムを抜本的に短縮化する革新的研究生産システム技術の開発等を実施する。

3. 研究開発型ベンチャー促進等を通じたイノベーションの促進

民間企業や大学等有する技術シーズの事業化を支援し、国レベル、地域レベルでのイノベーションを促進するために、民間企業の研究開発支援や産学官連携の強化を図るとともに、大学及び公的研究機関における研究の活性化や連携強化、

大学発ベンチャー及び企業からのスピンオフ・ベンチャーなどによる研究成果の事業化を促進する。

(1) 民間研究開発の活性化及びスピンオフ・ベンチャー等を通じた成果の事業化促進

実用化に向けた実証化段階の研究開発に対する提案公募型の研究助成を、スピンオフ・ベンチャー等を対象として大幅拡充することにより、民間企業や大学等における未利用の技術シーズの事業化、新市場の創出を促進する。

また、民間企業では実施しにくい基盤技術の研究開発に対しても、日本版パイドル制度を適用した提案公募型委託研究による支援を行う。

	15年度 予算案 (百万円)	14年度 予算額 (百万円)
○産業技術実用化開発補助事業 (研究開発型スピンオフ・ベンチャー支援等)	6,131	6,150
	[補正 6,964]	
○基盤技術研究促進事業	10,500	10,700
	計 16,631	16,850

(2) 産学官連携と「大学発ベンチャー1000社」計画の推進

産学官連携をより加速するため、企業と大学・公的機関が連携して行う研究成果の事業化可能性探索のための実証化研究・開発について資金供給を実施。また、大学等における研究成果が民間事業者へ円滑に技術移転されるようTLO(技術移転機関)の整備促進を進めるとともに、大学発ベンチャーに対する経営支援等を行うことを通じ、大学発ベンチャー創出を拡大する。

	15年度 予算案	14年度 予算額
○大学発事業創出実用化研究開発事業 (マッチングファンド)	2,405	2,220
	[補正 3,000]	
○大学発ベンチャー経営等支援事業	150	150
	[補正 201]	
○TLO(技術移転機関)の整備促進	600	250
○創造技術研究開発事業(中小企業の新製品・新技術開発支援)	3,022	2,919
	[補正 2,263]	
○産業技術研究助成事業(競争的資金による若手研究者支援)	5,280	5,280
○産業技術実用化開発補助事業(再掲)	6,131	6,150
(研究開発型スピンオフ・ベンチャー支援等)	[補正 6,964]	
○大学連携型起業家育成施設整備事業	2,000	0
	[補正 5,300]	
	計 19,588	16,969

(3) 地域における科学技術の振興

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な共同研究体制の下での実用化に向けた高度な研究開発や、中堅中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といったリスクの高い実用化技術開発等を支援するとともに、地域における大規模な産学官共同研究を支援。

	15年度 予算案	14年度 予算額
○地域新生コンソーシアム研究開発事業	10,108	8,767
	[補正 1,500]	
○新規産業創造技術開発支援制度	5,573	5,548

○フォーカス２１（再掲）	750	新規
インクジェット法による回路基板製造プロジェクト		
カーボンナノファイバー複合材料プロジェクト		
○創造技術研究開発事業（再掲）	3,022	2,919
	[補正 2,263]	
○戦略的基盤技術開発プロジェクト（金型・ロボット）	3,194	0
○産総研と中小企業との共同研究・技術移転（再掲）	900	548
○ＩＴ活用型経営革新モデル事業等	3,857	5,034
	計 27,404	22,815

４．基盤の整備

(1) 独立行政法人における研究の推進

我が国が世界最高水準の科学技術創造立国となり、産業競争力の強化を図るために、我が国最大の公的研究所である産業技術総合研究所において、独立行政法人化による自由度を最大限活用し、柔軟かつ機動的なマネジメントの下、民間企業では実施しにくい基礎的・基盤的な段階における革新的な研究開発を実施する。

	15年度 予算案 (百万円)	14年度 予算額 (百万円)
○産総研運営費交付金	68,411	68,411
○最先端技術研究の加速化のための環境整備（施設整備）	4,385	2,419
	[補正 37,610]	
○産総研と中小企業との共同研究・技術移転	900	548
	計 73,726	71,378

(2) 研究・技術人材の育成と厳正な技術評価の推進

優れた技術シーズを生み出す研究人材や技術シーズを事業に結びつける起業家・経営人材の育成の支援及び環境整備を強化する。

また、効率的・効果的な研究開発を行うため、厳正な技術評価を推進し、その結果を資源（資金、人材等）の配分に反映する。

	15年度 予算案	14年度 予算額
○起業家育成プログラム導入促進事業	203	124
	[補正 2,910]	
○イノベーション人材養成事業	-	100
○産業技術フェローシップ事業	1,643	2,337
○人材育成評価推進事業	122	180
○技術者継続的能力開発支援事業	32	49
○ヒューマンフロンティアサイエンスプログラム	1,418	1,418
○技術評価の推進	640	809
個別事業に係る評価経費は各事業予算で計上	計 4,058	5,017

(3) 国際標準の獲得に向けた積極的取り組みと知的基盤の加速的整備

国際標準の獲得が、国際競争力を確保するキー・ファクターであることを踏まえ、技術開発と標準化の連携強化、国際標準化活動の充実を図る。

また、地球環境に配慮した省エネ・新エネに係る研究開発の成果を普及するため、標準化を推進する。

さらに、2010年を目途に世界最高水準の知的基盤整備を目指し、研究開発を始めとする知的創造活動により創出された知的資産が、経済社会一般における幅広い分野に利用されるよう、知的基盤整備を加速的に推進する。

国際標準化活動の戦略的推進

国際標準化を目的とした研究開発、国際連携活動の充実等により国際活動を戦略的に推進する。

	15年度 予算案	14年度 予算額
○基準認証研究開発	1,002	900
○汎用電子情報交換環境整備プログラム	160	107
○アジア太平洋地域標準化体制整備	121	121
○国際規格共同開発調査	104	104
○電子政府行政情報化事業	170	270
○エネルギー使用合理化システム標準化調査	250	280
○新発電システム等調査研究	239	240
計	2,046	2,022

知的基盤の加速的整備

研究用材料（生物遺伝資源等）、計量標準、計測・分析・試験評価方法及びこれらに関連するデータベース等我が国の知的基盤を、2010年を目途に、世界最高の水準のものとするべく早急に整備を促進する。

	15年度 予算案	14年度 予算額
○製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,832	7,720
○産総研運営費交付金（再掲）	68,411	68,411
	の内数	の内数
○知的基盤2010プログラムの推進	13,135	13,506
	【補正 26,210】	
計	89,378 の内数	89,637 の内数

（別紙）

実用化・市場化に直結する戦略技術の研究開発（フォーカス21）

I. ライフサイエンス分野

	88.4（新規）
・バイオ・IT融合機器開発プロジェクト	21.7（新規）
DNA等の解析や疾病予防に必要な情報・機器技術の開発	[補正 12.1]
・タンパク質機能解析・活用プロジェクト	24.7（新規）
ヒトの遺伝情報を活用した、有用タンパク質の機能の解明と解析ツールの応用	
・糖鎖エンジニアリングプロジェクト	18.0（新規）
タンパク質の安定性や免疫反応など我々の体の中で大切な役割を果たしている「糖鎖」の合成と構造解析技術の開発	[補正 10.8]
・ナノバイオテクノロジープロジェクト	23.9（新規）
ナノカプセル型人工酸素運搬体製造プロジェクト	4.5（新規）
安全で長期保存が可能な人工赤血球の製造技術の開発	

先進ナノバイオデバイスプロジェクト	4.9 (新規)
生体内に含まれる多種類の微量成分を同時高速に解析できる技術の開発	
ナノ微粒子利用スクリーニングプロジェクト	4.5 (新規)
磁力を持つ微粒子の活用により、新薬候補物質などの有用物質を超高速に選別する技術の開発	
微細加工技術利用細胞組織製造プロジェクト	5.8 (新規)
再生医療の支援となる人工の細胞・組織を臨床応用可能なレベルまで安全・大量に分化・培養する技術の開発	
タンパク質相互作用解析ナノバイオチッププロジェクト	4.2 (新規)
タンパク質同士の反応を光で検出する技術を利用したタンパク質チップの開発	

II. 情報通信分野

	199.3 (45.6)
・次世代半導体材料・プロセス基盤プロジェクト(MIRAI)	45.5 (45.6)
回路線幅 50 ナノメートル以下の次世代半導体に対応した革新的な材料及び製造技術の開発	[補正 17 . 8]
・半導体アプリケーションチッププロジェクト	33.1 (新規)
高性能・高信頼計算用の半導体チップ及び電源を切っても記憶の消えない半導体メモリの開発	[補正 9 . 7]
・極端紫外線 (EUV) 露光システムプロジェクト	25.0 (新規)
微細な半導体回路の作成に必要な革新的露光システムの開発	
・最先端システム LSI 設計プロジェクト	6.2 (新規)
複雑化する半導体回路を効率のかつ最適に設計するための設計システム開発	
・インクジェット法による回路基板製造プロジェクト (再掲)	4.3 (新規)
金属をインク状にして基板上に直接描画する新しい回路基板製造方法の開発	
・情報通信基盤ソフトウェア開発プロジェクト	
ビジネスグリッドコンピューティングプロジェクト	28.0 (新規)
ネットワーク上のコンピュータを一つのコンピュータのように接続して膨大な計算を瞬時に可能にする技術の開発	
デジタル情報機器相互運用基盤プロジェクト	10.0 (新規)
家庭や公共の場で情報家電機器を相互に接続しデジタル情報を自由にやりとりする技術の開発	
・省エネ型次世代 PDP プロジェクト	7.7 (新規)
現在のプラズマディスプレイのエネルギー消費量を大きく低減し、製造プロセスを合理化する技術の開発	[補正 9 . 9]
・カーボンナノチューブ FED プロジェクト (再掲)	7.4 (新規)
低消費電力で高画質な中大型ディスプレイを実現するための FED 技術の開発	
・高分子有機 EL 発光材料プロジェクト (再掲)	4.7 (新規)
省エネ型平面ディスプレイ向け高分子発光材料等の開発	
・ディスプレイ用高強度ナノガラスプロジェクト (再掲)	2.3 (新規)
超高強度のディスプレイ用ナノガラスの開発	
・MEMS プロジェクト	19.2 (新規)
高感度センサーや光スイッチなど 1 ミリ以下のサイズの微小な電気機械システムの開発	
・準天頂衛星システム技術開発プロジェクト	12.0 (新規)
	(うちフォー加 21 は 6.0)
高精度位置情報システムや移動体用ブロードバンド・サービスを実現する衛星システム技術の開発	

III. 環境分野

	44.3 (新規)
・光触媒利用高機能住宅用部材プロジェクト	4.7 (新規)
光触媒利用住宅用放熱部材及びそれを用いた冷房負担低減システム並びに室内環境浄化部材の開発	
・カーボンナノファイバー複合材料プロジェクト	3.2 (新規)
自動車部品用軽量材料の開発	
・省エネ型次世代PDPプロジェクト(再掲)	7.7 (新規)
現在のプラズマディスプレイのエネルギー消費量を大きく低減し、製造プロセスを合理化する技術の開発	
・カーボンナノチューブFEDプロジェクト	7.4 (新規)
低消費電力で高画質な中大型ディスプレイを実現するためのFED技術の開発	
・高分子有機EL発光材料プロジェクト	4.7 (新規)
省エネ型平面ディスプレイ向け高分子発光材料等の開発	
・インクジェット法による回路基板製造プロジェクト	4.3 (新規)
金属をインク状にして基板上に直接描画する新しい回路基板製造方法の開発	
・ディスプレイ用高強度ナノガラスプロジェクト(再掲)	2.3 (新規)
超高強度のディスプレイ用ナノガラスの開発	
・環境適応型高性能小型航空機プロジェクト	10.0 (新規)
環境に優しく経済性にも優れた小型航空機の研究開発	

IV. ナノテクノロジー・材料分野

	95.0 (新規)
・ダイヤモンド極限機能プロジェクト	7.4 (新規)
液晶バックライト用放電灯等に应用可能なダイヤモンド半導体の開発	
・デバイス用高機能化ナノガラスプロジェクト	2.4 (新規)
大容量光ディスクや光通信部品に应用可能な超微細ガラスの開発	
・ナノカーボン応用製品創製プロジェクト	12.4 (新規)
炭素原子の持つすぐれた電気特性の解明とその構造制御、合成技術、携帯用高性能燃料電池電極等の用途開発	
・機能性カプセル活用フルカラーリライタブルペーパープロジェクト	5.9 (新規)
紙のように薄く、表面が超微細制御された、何度でも書き換え可能なフルカラー電子画像材料の開発	
・カーボンナノチューブFEDプロジェクト(再掲)	7.4 (新規)
低消費電力で高画質な中大型ディスプレイを実現するためのFED技術の開発	
・ディスプレイ用高強度ナノガラスプロジェクト(再掲)	2.3 (新規)
超高強度のディスプレイ用ナノガラスの開発	
・ナノバイオテクノロジープロジェクト(再掲)	23.9 (新規)
ナノカプセル型人工酸素運搬体製造プロジェクト(再掲)	4.5 (新規)
安全で長期保存が可能な人工赤血球の製造技術の開発	
先進ナノバイオデバイスプロジェクト(再掲)	4.9 (新規)
生体内に含まれる多種類の微量成分を同時高速に解析できる技術の開発	
ナノ微粒子利用スクリーニングプロジェクト(再掲)	4.5 (新規)
磁力を持つ微粒子の活用により、新薬候補物質などの有用物質を超高速に選別する技術の開発	

微細加工技術利用細胞組織製造プロジェクト（再掲）	5.8（新規）
再生医療の支援となる人工の細胞・組織を臨床応用可能なレベルまで安全・大量に分化・培養する技術の開発	
タンパク質相互作用解析ナノバイオチッププロジェクト（再掲）	4.2（新規）
タンパク質同士の反応を光で検出する技術を利用したタンパク質チップの開発	
・次世代半導体ナノ材料高度評価プロジェクト	20.7（新規）
半導体の電気特性を飛躍的に向上させる多種の膜材料・加工材料を一体的に開発する技術の開発	
・マイクロ分析・生産システムプロジェクト	12.6（新規）
マイクロ空間における化学反応を活用した高速かつ高効率な化学分析・生産システムの開発	

4.6. 原子力安全・保安院予算の概要

平成 15 年度原子力安全・保安院予算内示の概要

平成 14 年 12 月
原子力安全・保安院

予算の重点

原子力安全、産業保安について、科学的合理的で効率的な規制の実施に努める。また、規制の実施に当たっては、透明性の確保に努める。特に、原子力発電所を巡る一連の不正問題を十分に踏まえ、再発防止を確実に実施し、信頼回復に努める。次の点について重点を置き、施策を推進する。

1. 原子力安全対策

- (1)原子力安全対策の抜本的強化
- (2)原子力防災対策の推進
- (3)独立行政法人原子力安全基盤機構の設立
- (4)原子力安全規制に係る国際動向への主体的対応
- (5)原子力安全規制を担う人材育成

2. 産業保安対策

- ・産業保安対策の高度化

○平成 15 年度予算内示額（カッコ内は 14 年度予算額）

480 億円（445 億円）

うち政策経費 428 億円（395 億円）

原子力安全分野 325 億円（283 億円）

産業保安分野 103 億円（112 億円）

電力安全 18 億円（19 億円）

ガス安全 13 億円（14 億円）

高圧ガス保安 18 億円（20 億円）

鉱山保安 53 億円（61 億円）

具体的な分野ごとの内示の概要

１．原子力安全対策

３２５．３億円（２８３．１億円）

原子力発電所を巡る一連の不正問題を十分に踏まえ、原子力発電施設における安全確保をより強力に推進することにより信頼回復に努める。このため、平成１５年度予算においては、設備の健全性評価手法に関するデータ収集・実証、検査の実効性向上のための検査技術や手法の高度化、原子力発電所のトラブル情報・運転管理情報の収集・活用の推進等に重点的に取り組む。また、立地地域を始めとして安全規制に関するセミナーを開催し、情報発信に努める。

さらに、原子力発電施設の耐震設計評価手法の高度化、高経年化対策、今後の燃料の高燃焼度化に備えた技術的知見の収集などを引き続き推進する。

核燃料サイクル分野については、それら事業の進展を踏まえ、審査コードの改良整備や安全性実証等に重点的に取り組む。

防災についても、オフサイトセンターの整備などを進める。

なお、原子力安全基盤機構設立に伴い、各種安全性実証、情報収集等は、同機構が主体となり実施する。

(1) 原子力安全対策の抜本的強化

２１９．４億円（１７７．６億円）

原子力発電施設

１４８．９億円（１２２．１億円）

設備の健全性評価基準整備への取り組み

６７９百万円（新規）

国内外の民間技術基準の調査・評価や、シュラウドのひび割れの発生メカニズムの解明等を行う。

検査手法の高度化

２，６１２百万円（１，２９５百万円）

微細な応力腐食割れを検出し寸法を測定することができる高度な非破壊検査技術による複雑形状部機器配管等の検査手法の実証、施設の健全性の確認に加えて施設の設置プロセスや事業者の保安活動全般を確認する、検査手法に関する調査等を行う。

耐震設計評価手法の高度化

３，７０３百万円（２，４９６百万円）

原子力施設の安全上重要な大型設備について、加振試験等を行うことにより、耐震設計評価手法の高度化に資するデータを取得する。

高経年化対策

２，８５５百万円（３，５１０百万円）

応力腐食割れ進展評価技術の高度化、中性子照射を受けた炉内構造物等の補修溶接技術の調査等を行う。

燃料の信頼性実証

１，３５２百万円（１，００３百万円）

高燃焼度燃料について事故時の安全性を評価するための試験等を実施し、燃料の高燃焼度化等に関する技術的知見を得る。

核燃料サイクル等

４９．０億円（４５．３億円）

中間貯蔵に関する安全性評価手法の確立

１，７８７百万円（１，９９１百万円）

施設の安全性の評価に用いる解析コードの改良・整備、貯蔵技術の安全性実証試験等を着実に実施する。

再処理・ＭＯＸ燃料加工施設に関する安全性評価手法の確立

１，２０３百万円（１，２９１百万円）

安全性評価に用いる解析コードの改良・整備及びそれを用いた安全性評価を行う。

放射性廃棄物に関する安全性評価手法の確立

１，５７９百万円（１，４７５百万円）

廃棄物処分の長期的安全性評価手法の確立に向け、高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る安全性評価のため

の調査や、発電用原子炉の廃止措置についての解析コードの整備及び環境への影響評価手法確立のための調査等を行う。

研究開発段階炉に関する安全性評価手法の確立 197百万円(179百万円)
安全性評価に用いる解析コードの改良・整備及びそれを用いた安全性評価を行う。

情報発信の強化等 21.5億円(10.2億円)

安全情報の収集、情報発信 1,880百万円(855百万円)

原子力施設の運転管理情報やメンテナンス情報等の情報の収集・整理を行う。また、原子力発電施設立地市町村等に対して、安全規制についてのセミナー等を実施し、原子力安全行政に対する国民の理解の増進及び信頼回復を図る。

原子力安全に関する研究の提案公募 259百万円(150百万円)

原子力安全について、学際的な取組や人文科学、社会科学をも含む広範な分野での取組を促進するための提案公募型による研究を行う。原子力発電所を巡る不正問題を踏まえ、企業における意志決定の在り方や企業行動に対する規制行政の対応の在り方などについてのテーマを追加する。

(2) 防災体制の強化

89.5億円(92.1億円)

緊急時安全対策交付金(地方自治体への支援) 4,820百万円(4,495百万円)

防災拠点や防災資機材の整備、防災研修・防災訓練等、原子力発電施設等の緊急事態に対する地方自治体の防災体制確立に対する支援を行う。

緊急時対策技術等委託費等(国の原子力防災体制の強化等) 3,487百万円(3,150百万円)

原子力発電施設等の緊急事態における事故の進展予測を行うシステムの整備・運用、地方自治体と連携した防災対策の強化等を図る。

アクシデントマネジメント知識ベースの整備 314百万円(50百万円)

原子力発電施設等におけるシビアアクシデント(過酷事故)の発生及び拡大防止手法に関するデータベースの整備を進める。

(3) 国際動向への主体的対応

7.0億円(7.3億円)

安全管理等国際研修 353百万円(250百万円)

原子力発電の導入・拡大が予定されているアジア諸国等の原子力発電関係者を招聘し、研修を行う。

I A E A 拠出金 134百万円(134百万円)

原子力発電所や放射性廃棄物処分等の安全性向上を図るための調査活動に対する資金拠出を行う。

(4) 人材育成等

9.5億円(6.1億円)

原子力安全規制研修 60百万円(49百万円)

(うち、プロセス型検査研修 7百万円(新規))

原子力安全規制担当者について、経済産業研修所、原研・研修センター等における専門的研修を通じ、能力の向上を図る。特に、新たに導入することとしている品質保証活動に関する検査に対応するための研修を開始す

る。

独立行政法人検査員の人材育成

[独立行政法人原子力安全基盤機構運営費交付金の内数]

使用前検査や溶接検査など、原子力安全規制の一翼を担う独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員に対して、安全研修を実施するなど、スキルアップを図る。

２．産業保安対策

１０３．０億円（１１１．９億円）

平成１５年度予算において、電力安全分野については、引き続き分散型電源を系統に連系する際に求められる技術要件の検討、環境保全のための調査・研究等に重点的に取り組む。

ガス安全分野については、経年管対策を促進するため、ガス管の交換コストを半減させる新工法の開発に重点的に取り組む。

高圧ガス、ＬＰガス等の分野については、燃料電池システムの安全性確保のための手法等の評価、ＬＰガスの大型バルク供給に係る安全システムの技術基準適合性評価に重点的に取り組む。

鉱山・石炭鉱山分野については、引き続き鉱山労働者に対する危害防止、鉱害防止を推進する。また、天然ガスパイプラインに関する安全基準の調査、高性能ポリマーを用いる鉱害防止技術開発、石油廃止鉱井の鉱害防止対策に重点的に取り組む。

(1) 電力安全分野

１８．３億円（１８．６億円）

環境審査等調査委託費

１，２７８百万円（１，２９７百万円）

発電所等が立地されることによる環境に与える影響等について調査を行い、必要な環境保全措置の策定等を推進する。

系統連系円滑化実証試験

２７６百万円（３００百万円）

新エネルギー等分散型電源が系統へ連系する際に必要とされる技術的要件について調査分析を行う。

技術基準等調査

６２百万円（７２百万円）

技術基準への新技術の反映及び国際整合化を推進するため、国際規格等の調査や民間規格の評価を行う。

(2) ガス安全分野

１３．４億円（１４．３億円）

経年内管対策更新技術開発事業

７７５百万円（４８５百万円）

需要家敷地内の埋設内管の腐食問題に対応するため、取り替えコストを大幅に低減する更新工法を確立し、保安確保に資する。

ガス導管漏洩対策技術開発事業

４４０百万円（６７３百万円）

ガス漏洩現場において漏洩箇所を迅速に特定し二次災害を防止するためのメタン探知技術や導管更新敷設の迅速化技術開発を行う。

都市ガス安全情報広報事業

５０百万円（５０百万円）

都市ガスに対する需要家の安全意識啓蒙活動を通じて、都市ガスの安全を推進する。

(3) 高圧ガス、火薬、石油コンビナート、ＬＰガス保安

１８．２億円（１９．０億円）

燃料電池システム技術基準調査委託費	95百万円（新規）
水素の充填容器や供給ステーションにおける安全の確保を図るため、安全性に係る実証実験結果の評価を行い、技術基準の調査・検討を実施する。	
火薬類保安に係る経費	46百万円（51百万円）
保安講習会などの事業を行うとともに、技術基準の検討等を行う。	
石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費	1,093百万円（1,250百万円）
LPGガスに関する保安技術等の開発を推進するとともに、開発された技術の販売事業者や消費者への普及を推進する。	
バルク供給システム技術基準性能規定化調査研究委託費	149百万円（新規）
バルク供給システムについて国際基準及び新技術導入の動向等を踏まえた性能規定を整備するための調査研究を行う。	
石油精製業保安対策委託費	309百万円（322百万円）
技術基準の調査・検討等を行うとともに、事故原因の調査、再発防止対策の評価等を行う。	

(4) 鉱山保安

	53.1億円（60.1億円）
保安及び災害・鉱害防止対策	3,954百万円（4,380百万円）
休廃止鉱山の鉱害防止事業を実施するため、地方自治体等に対して事業費の補助等を行う。	
石油対策関連事業	546百万円（695百万円）
うち天然ガスパイプライン安全基準整備調査	150百万円（300百万円）
ガスパイプラインの敷設における審査体制の確立に必要な調査等を行うとともに、パイプラインに係る保安規制条項の性能規定化のための検討を行う。	
廃止抗井位置確認等実証調査	138百万円（新規）
漏油等による鉱害が発生しているまたはそのおそれがある廃止抗井の中でも、坑口の位置が不明確な抗井について、磁気探査等による抗井位置確定調査等を行い、鉱害防止効果を実証する。	
廃止石油抗井封鎖事業	130百万円（新規）
既に鉱業権が消滅しており、鉱害防止対策を実施すべき者が存在しない廃止抗井の封鎖措置等を実施する地方公共団体に対して、封鎖費用の一部を補助する。	
鉱山・石炭保安技術等の調査	797百万円（914百万円）
うち石炭保安技術の調査	545百万円（639百万円）
我が国の優れた石炭保安技術を活用し、海外産炭国における技術向上のための技術移転を実施するとともに、国際協力事業を推進する。	
高性能ポリマーを用いる等の鉱害防止技術開発	72百万円（新規）
坑廃水の止水・減水対策に用いる坑内充填材として高性能ポリマーを用いた新たな鉱害防止技術の開発等を行う	

第5章 特別会計

1. 貿易再保険特別会計

(1) 貿易再保険特別会計の設置及び業務

設置目的

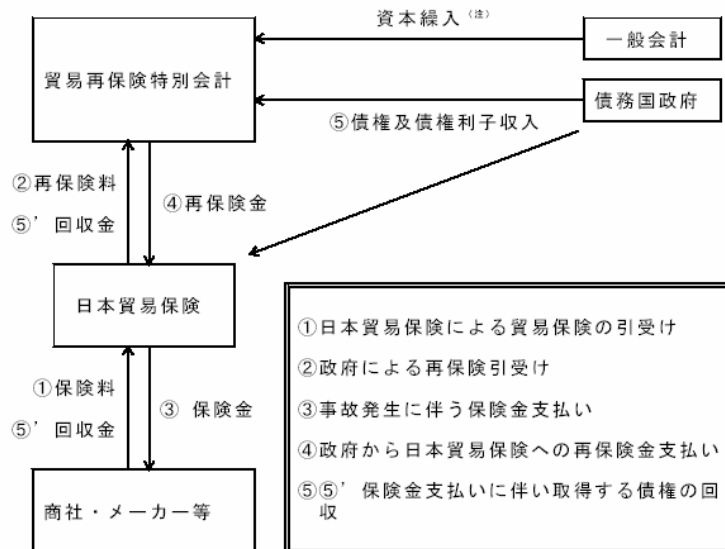
貿易再保険特別会計法（昭和25年3月31日）第1条「貿易保険法による政府の再保険に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。」

特別会計の特質及び業務概況

貿易再保険特別会計法（昭和25年3月31日）第3条及び第4条において、「一般会計からの繰入金、再保険料、回収金等をもってその歳入とし、再保険金、事務取扱費、日本貿易保険への出資金、借入金の償還金及び利子その他の諸費をもって歳出とする。」としている。

また、貿易再保険特別会計施行令（昭和25年6月28日政令第206号）第4条（損益計算の方法）等を定めている。

さらに、貿易保険法（昭和25年3月31日法律第67号）第57条から第61条において政府の再保険に伴う再保険料、再保険金、回収金等を定めている。



(注) 重債務貧困国等の債務削減による影響額を繰入れ

	平成14年度	平成15年度
<歳入>	242,465,424千円	268,589,777千円
再保険料収入	27,842,264千円	38,797,351千円
雑収入	53,013,961千円	60,605,015千円
一般会計受入	7,000,000千円	5,250,000千円
前年度剰余金受入	154,609,198千円	163,937,410千円
<歳出>	78,528,013千円	20,180,247千円
再保険費	77,976,175千円	19,639,335千円
事務取扱費	551,837千円	540,912千円
(株)翌年度歳入繰入	163,937,410千円	248,409,530千円

(2) 独立行政法人日本貿易保険から政府に対する再保険

従来、国が行ってきた貿易保険契約に関しては、独立行政法人化に伴い、平成13年4月1日以降、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が行うこととなったが、

貿易保険が「通常の保険によって救済することができない危険を保険する制度」という事業の性格は変わらない。従って、日本貿易保険の引き受けられるリスクには自ずと限度があり、国が日本貿易保険に対して、何らかの信用力の補完を行う必要があること、

国でなければできないような通商政策上の判断を実現する必要があること、から、国が日本貿易保険から再保険の引受を行っている。再保険てん補率は、現在 95%以下となるよう運用しており、中期目標の期間の最終年度までに 90%以下となるよう引き下げることとしている。

国側には、再保険の引受のため、従来の貿易保険特別会計は貿易再保険特別会計として存続している。

(3) 貿易保険とは（参考）

貿易保険の役割

通常の保険ではとれないリスクをカバーするのが貿易保険の役割である（以下の 2 つに分類）。

（非常危険 [カントリーリスク]）戦争・内乱、収用、外貨送金停止等の当事者の責めに帰しえない危険

（信用危険 [コマーシャルリスク]）取引相手方の破産、債務不履行等の取引相手の経済性に起因する危険

対外取引が対象

対外取引には様々な形態があるが、これに伴うリスクをカバーすることで我が国の貿易・投資を円滑化（相手国にとっては「信用供与」）

（貿易保険の対象となる対外取引）

- 輸出・仲介貿易 [貿易一般保険]
- 輸入：輸入貨物に対する前払い [前払輸入保険]
- プロジェクト等に対する投資 [海外投資保険]
- 海外における事業資金の融資等 [海外事業資金貸付保険]

2. 石油並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」の業務等の概要

(1) 石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の設置目的

石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ること並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ、石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進並びに石油の備蓄の増強のためにとられる施策並びに石油の生産及び流通の合理化、石油代替エネルギーの開発及び利用の促進（発電のための開発及び利用の促進を除く。）並びにエネルギーの使用の合理化のための施策を行う。なお、創設以降、社会情勢の変化を踏まえ、以下のとおり累次にわたる法改正を実施し、制度や歳出内容の見直しを行っているところである。

昭和47年度「石油勘定」

石油及び可燃性天然ガスの安定供給を目的として、「石油及び可燃性天然ガス資源の開発、石油の備蓄の増強並びに石油の生産及び流通の合理化のためにとられる財政上の措置（石油対策）」が追加された。（このとき、従来の石炭対策は「石炭勘定」、新たに創設された石油対策は「石油勘定」としてそれぞれ勘定区分された。）

【石炭及び石油対策特別会計】

昭和55年度「石油及び石油代替エネルギー勘定」

石油危機の経験により、石油代替エネルギー（注）の開発及び導入を図ることが緊急の課題化したことを背景に、「石油代替エネルギーの利用を促進するための財政上の措置（石油代替エネルギー対策）」が追加された。（このとき、「石油勘定」は「石油及び石油代替エネルギー勘定」に改められた。）

【石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計】

平成5年度「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」

我が国のエネルギー需要量の急激な伸び等を踏まえ、「エネルギーの使用の合理化を促進するための財政上の措置（省エネルギー対策）」が追加された。（このとき、「石油及び石油代替エネルギー勘定」は「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改められた。）

【石炭及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計】

平成15年度「石油及びエネルギー需給高度化勘定」のグリーン化

温暖化防止のための取り組み等を強化するため、平成15年10月から以下の見直しを実施。

- 環境省と連携して行うエネルギー起源のCO₂排出抑制対策を歳出対象に追加。
- 省エネルギー・新エネルギー対策、天然ガスシフト等を充実。

これと併せ、石炭を荒田に課税対象とし、石油税から石油石炭税に改称（税率の推移については下表を参照。）

（1トンあたり）

	～H15年9月30日	H15年10月1日～	H17年4月1日～	H19年4月1日～
石炭	-	230円	460円	700円
LPG	670円	800円	940円	1,080円
LNG	720円	840円	960円	1,080円
石油	2,040円/KL	→	→	→

(2) 石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の特質

本勘定（会計）は、整理区分特別会計であり、公共事業等を行う他の特別会計とは異なり、自ら事業を実施しないため、施設等の固定資産を有さず、補助金等の財政資金の流れのみを経理。

(3) 石油及びエネルギー需給構造高度化勘定が経理している業務内容

石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ること並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置。

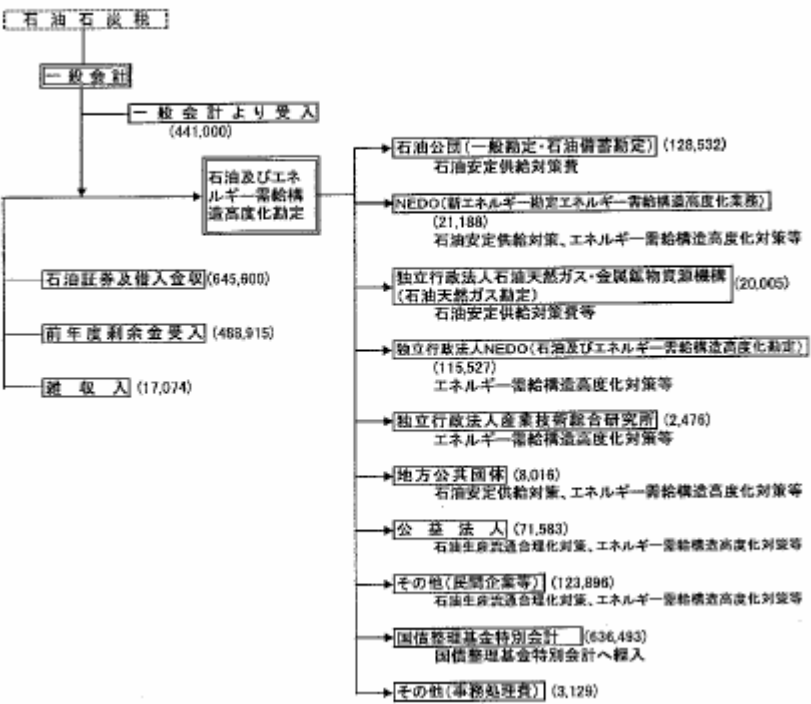
具体的には、

- ・石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進
- ・石油の備蓄の増強
- ・石油の生産及び流通の合理化
- ・石油代替エネルギーの開発及び利用の促進
- ・エネルギーの使用の合理化の促進

等を実施。

(4) 他勘定、他会計、特殊法人等及び公益法人との間の業務等の関係及び財政資金の流れ

単位：百万円



：一般会計より受入については、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第4条に基づき、当該年度の石油税収の予算額及び当該年度以前の石油税収の決算額を合算した額から、当該年度以前の繰入金の決算額を合算した額を控除した額（ $+$ $-$ ）から、必要と認められる額を繰り入れることとされている。

(5) 歳入歳出決算の概要

単位：百万円

●歳入総額：1,592,590

一般会計より受入	441,000
石油証券及借入金収入	645,600
前年度剰余金受入	488,915
雑収入	17,074

●歳出総額：1,132,273

□石油安定供給対策 255,991

内 容：石油等の開発の促進、備蓄の増強等

支出先：石油公団、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、公益法人等

□石油生産流通合理化対策 31,829

内 容：石油精製設備の高度化等、石油・L P G 販売業の構造改革支援等

支出先：公益法人等

□エネルギー需給構造高度化対策 156,716

内 容：石油代替エネルギーの開発・利用、省エネルギーの促進等

支出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、公益法人等

□独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費 47,271

□独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資 80

□独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費 762

□事務処理費 3,129

□国債整理資金特別会計へ繰入 636,493

●歳出余剰金：460,316

□翌年度繰越額 99,192

□その他余剰金 361,123

「石炭勘定」の業務等の概要

(1) 石炭勘定の設置目的

昭和 42 年、我が国に対する石油の輸入量の増加を受け、石炭産業の安定化を目的として、石炭鉱業の構造調整、これに関連する雇用の安定、産炭地域の振興及び石炭鉱害の復旧のためにとられる総合的な施策に関する財政上の措置に関する政府の経理を明確に区分するため設置。

(2) 石炭勘定の特質

本勘定（会計）は、整理区分特別会計であり、公共事業等を行う他の特別会計とは異なり、自ら事業を実施しないため、施設等の固定資産を有さず、補助金等の財政資金の流れのみを経理。

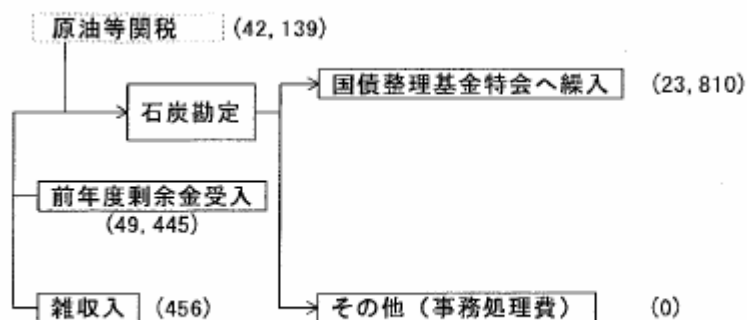
平成 13 年度末をもって、国内石炭対策を終了したことに伴い、同勘定は平成 14 年度から平成 18 年度までは、平成 12 年度及び平成 13 年度に借り入れた借入金の償還等を行う暫定勘定となり、平成 18 年度に廃止予定。

(3) 石炭勘定が経理している業務内容

平成 14 年度から平成 18 年度までの間は、平成 12 年度及び平成 13 年度に借り入れた借入金の償還等に関する経理を行う。

(4) 他会計、特殊法人等及び公益法人との間の財政資金の流れ

単位：百万円



(5) 歳入歳出決算の概要

単位：百万円

- 歳入総額： 92,041
 - 原油等関税 42,139
 - 前年度剰余金受入 49,445
 - 雑収入 456
- 歳出総額： 23,811
 - 国債整理基金特会へ繰入 23,810
 - 事務処理費 0
- 歳計剰余金： 68,230
 - 翌年度繰越額 -
 - その他剰余金 68,230

３．電源開発促進対策特別会計

「電源立地勘定」の業務等の概要

(1) 電源立地勘定の設置目的

昭和 49 年度、電力の安定供給を目的として、発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置（電源立地対策）に関する政府の経理を明確に区分するため設置された。

昭和 55 年度には、石油危機の経験により、石油代替エネルギー（注）の開発及び導入を図ることが緊急の課題化したことを背景に、「石油代替エネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の措置（電源多様化対策）」が追加された。この時、従来の電源立地対策は「電源立地勘定」、新たに創設された電源多様化対策は「電源多様化勘定」としてそれぞれ勘定区分された。

（注）石油代替エネルギー：石油に代替するエネルギーとして、主として以下のものが施策の対象となっている。 石炭、天然ガス、原子力、地熱、太陽熱、水力、風力、太陽光、等。

(2) 電源立地勘定の特質

本勘定は、整理区分特別会計であり、公共事業等を行う他の特別会計とは異なり、交付金等の財政資金の流れのみの経理を行う。

電力の安定供給を目的として、発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置に関する政府の経理を明確に区分するため設置された。

(3) 電源立地勘定が経理している業務内容

発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化のための措置。具体的には、

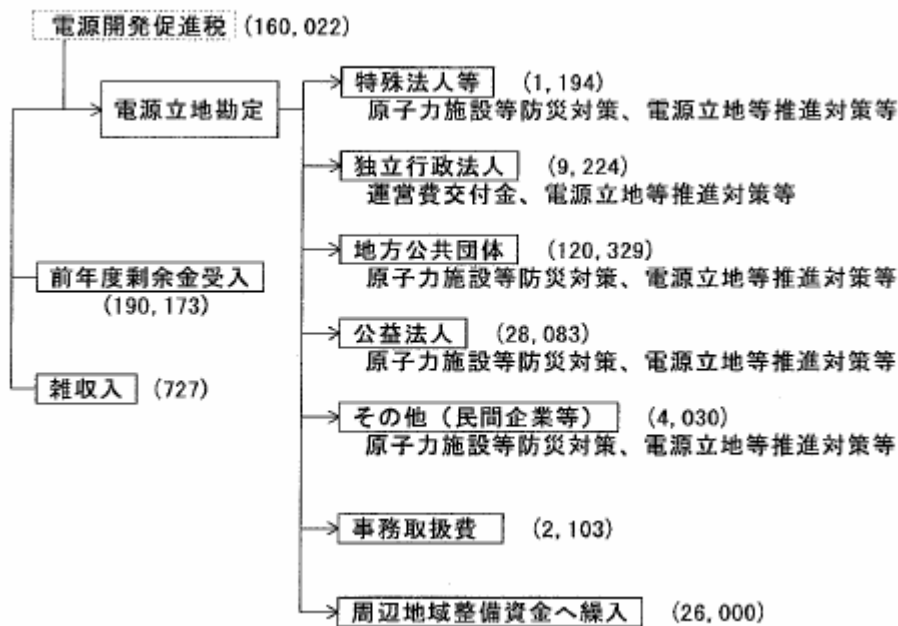
- ・ 発電用施設の周辺の地域に対する交付金の交付
- ・ 発電用施設による災害が発生した場合等の周辺住民の安全の確保
- ・ 発電用施設の必要性に関する知識の普及

等を実施。

また、原子力発電所の建設計画の遅れにより、後ろ倒しされた財政需要に対応するため、「周辺地域整備資金」を創設し、積み立てることとした。

(4) 他勘定、他会計、特殊法人等及び公益法人との間の財政資金の流れ

単位：百万円



(5) 歳入歳出決算の概要

単位：百万円

● 歳入総額：350,923

租税（電源開発促進税） 160,022

前年度剰余金受入 190,173

雑収入 727

● 歳出総額：190,965

□ 電源立地対策

・ 電源立地等推進対策委託費 13,689

内 容：電源立地の必要性、安全性についての幅広い広報活動等

支出先：公益法人、地方公共団体等

・ 原子力施設等防災対策委託費 14,539

内 容：原子力施設の安全性実証、防災体制の整備等

支出先：公益法人等

・ 電源立地等推進対策補助金 11,955

内 容：電源地域における地域活性化に必要な産業育成・企業立地等

支出先：特殊法人、地方公共団体等

・ 電源立地促進対策交付金 16,561

内 容：発電用施設周辺地域における公共用施設の整備等

支出先：地方公共団体

・ 電源立地地域対策交付金 31,337

内 容：発電用施設の周辺地域における産業基盤整備、福祉対策等

支出先：地方公共団体

・ 電源立地特別交付金 30,884

内 容：発電用施設周辺地域における産業基盤整備、福祉対策等

支出先：地方公共団体

・水力発電施設周辺地域交付金 3,737

内 容：水力発電施設の設置、運営により生じた自然環境、生活環境への影響を緩和するための措置等

支出先：地方公共団体

・電源立地等推進対策交付金 21,853

内 容：発電用等所在都道府県等における企業導入・産業近代化、福祉対策等

支出先：地方公共団体

・原子力施設等防災対策等交付金 10,370

内 容：原子力発電施設等立地県における原子力発電施設等の事故に備えた防災体制の強化等

支出先：地方公共団体

・電源地域工業団地造成利子補給金 36

内 容：発電用施設周辺地域における工業団地造成を行う地方公共団体等への利子の補給

支出先：地方公共団体

・国際原子力機関等拠出金 332

内 容：国際原子力機関（IAEA）において原子力広報に関するワークショップ等を開催し、各国からの情報収集等

支出先：国際原子力機関

□事務取扱費 2,103

□周辺地域整備資金へ繰入 26,000

●歳計余剰金：159,958

□周辺地域整備資金に組み入れ 9,100

□翌年度繰越額 6,276

□その他余剰金 144,581

「電源利用勘定」の業務等の概要

(1) 電源利用勘定の設置目的

発電用施設等の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図ることが緊要であることにかんがみ、発電用施設等の設置又は改造及びそれらを促進するための技術開発並びに発電用施設等の安全を確保するための施策等を行うために設置されたもの。

本勘定は、第二次石油危機の経験を踏まえ、石油代替エネルギーの開発・導入を図る必要性が高まったことから、石油に代替するエネルギーによる発電に資する財政上の措置（電源多様化対策）に要する費用に充てるために創設された「電源多様化勘定」を、平成 15 年 10 月からの電源開発促進対策特別会計の歳出構造の見直し（注）に際し、「電源利用勘定」に改称したもの。

（注）電力自由化が進展する中、投資の規模が大きく、その回収期間が長い電源の立地とその利用を従来にも増して推進していく必要性が高まっていることを踏まえ、具体的には以下の見直しを行った。

（歳出面）

- ・長期固定電源への支援の強化
- ・原子力安全確保対策の抜本強化
- ・発電用途の新エネルギー対策を歳出対象からの除外。（整理の上、石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計に移管（平成 19 年度にかけて段階的に実施））

(歳入面)

- ・電源開発促進税の減税(税率の推移については下表を参照)

(1 kWhあたり)

～H15年9月30日	H15年10月1日～	H17年4月1日～	H19年4月1日～
44.5銭	42.5銭	40.0銭	37.5銭

(2) 電源利用勘定が経理している業務内容

発電用施設等の設置又は改造及びそれらを促進するための技術開発並びに発電用施設等の安全を確保するための措置。

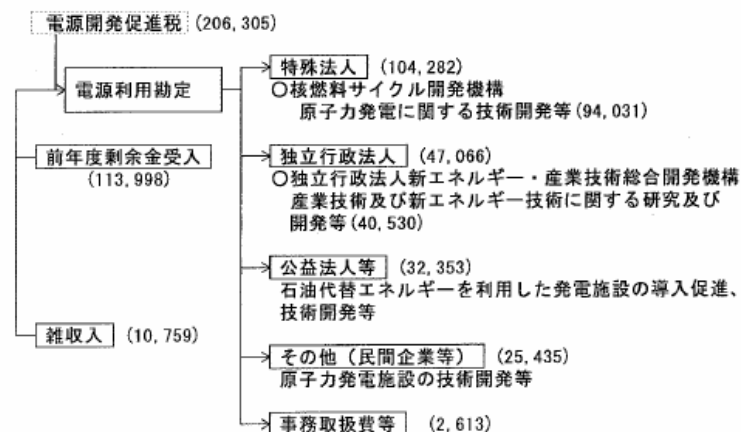
具体的には、

- ・水力発電施設又は地熱発電施設の設置又は改造
- ・電力の負荷平準化及び系統安定化のための技術開発
- ・原子力発電施設、水力発電施設又は地熱発電施設等に係る技術開発
- ・発電用施設等の安全を確保するための措置

等を実施。

(3) 他会計、特殊法人等及び公益法人との間の財政資金の流れ

単位：百万円



(4) 歳入歳出決算の概要

単位：百万円

●歳入総額：331,063

租税(電源開発促進税) 206,305

前年度剰余金受入 113,998

雑収入 10,759

●歳出総額：211,752

□電源利用対策費

- ・水力開発促進調査等委託費 1,600
 - 内 容：水力発電の開発促進に必要な調査等
 - 支出先：公益法人等
- ・発電技術等調査研究委託費 786
 - 内 容：太陽光発電等に関する技術的な調査等
 - 支出先：公益法人等
- ・電源多様化技術開発等委託費 1,098
 - 内 容：独立行政法人産業技術総合研究所が行う太陽光発電等に必要な技術開発等
 - 支出先：独立行政法人産業技術総合研究所
- ・使用済核燃料再処理技術確証調査等委託費 1,841
 - 内 容：使用済み核燃料の再処理に関する安全技術開発等
 - 支出先：公益法人等
- ・原子力発電施設等安全技術対策委託費 5,745
 - 内 容：原子力発電施設等の安全に関する技術調査等
 - 支出先：公益法人等
- ・軽水炉等改良技術確証試験等委託費 7,150
 - 内 容：軽水炉の改良に関する技術開発等
 - 支出先：日本原子力研究所、公益法人等
- ・放射性廃棄物処分基準調査等委託費 4,858
 - 内 容：放射性廃棄物処分に関する調査等
 - 支出先：公益法人等
- ・中小水力発電開発費等補助金 566
 - 内 容：水力発電の建設等
 - 支出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等
- ・地熱開発促進調査費等補助金 2,578
 - 内 容：地熱発電の開発促進に必要な調査等
 - 支出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等
- ・地熱技術開発費等補助金 268
 - 内 容：地熱発電の開発に必要な技術開発等
 - 支出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等
- ・太陽エネルギー等技術開発費補助金 12,968
 - 内 容：太陽光発電等の技術開発等
 - 支出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等
- ・地域エネルギー開発利用発電事業等促進対策費補助金 45,496
 - 内 容：太陽光発電等の導入促進等
 - 支出先：公益法人、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等
- ・廃棄物発電開発費補助金 610
 - 内 容：廃棄物発電の導入促進、技術開発等
 - 支出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等
- ・風力発電開発導入促進対策費補助金 404

- 内 容：風力発電の技術開発等
- 支出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等
- ・ウラン濃縮技術確立費等補助金 1,445
 - 内 容：原子力発電の開発導入促進対策に必要なウラン濃縮に関する技術開発等
 - 支出先：民間企業
- ・全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金 1,713
 - 内 容：原子力発電の開発導入促進対策に必要なMOX燃料に関する技術開発等
 - 支出先：民間企業
- ・原子力発電関連技術開発費補助金 2,029
 - 内 容：原子力発電等の研究開発等
 - 支出先：公益法人等
- ・核燃料サイクル開発機構補助金 36,149
 - 内 容：核燃料サイクル開発機構が行う原子力発電の開発導入促進対策に必要な技術開発等
 - 支出先：核燃料サイクル開発機構
- ・核燃料サイクル開発機構研究費補助金 49,672
- ・核燃料サイクル開発機構施設整備費補助金 8,008
- ・電源開発株式会社交付金 150
 - 内 容：電源開発株式会社が設置する中小水力発電の建設等
 - 支出先：電源開発株式会社
- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構交付金 1,716
 - 内 容：太陽エネルギー発電等の開発導入促進に必要な調査等
 - 支出先：新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・国際原子力機関等拠出金 138
 - 内 容：国際原子力機関（IAEA）における放射性廃棄物の処分等に関する検討に対する支援等
 - 支出先：国際原子力機関
- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費 17,584
 - 内 容：産業技術及び新エネルギー技術に関する研究及び開発等
 - 支出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 独立行政法人原子力安全基盤機構運営費 4,557
 - 内 容：原子力施設及び原子炉施設の検査及び設計に関する安全性の解析・評価等
 - 支出先：独立行政法人原子力安全基盤機構
- 事務取扱費 2,613
- 歳計余剰金：119,311
 - 翌年度繰越額 27,365
 - その他余剰金 91,945

4. 特許特別会計

(1) 特許特別会計の設置時期

昭和 59 年 7 月 1 日

(2) 特許特別会計の設置目的

特許等の産業財産権に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立し、利用者に対するサービスの向上を図るために設置。

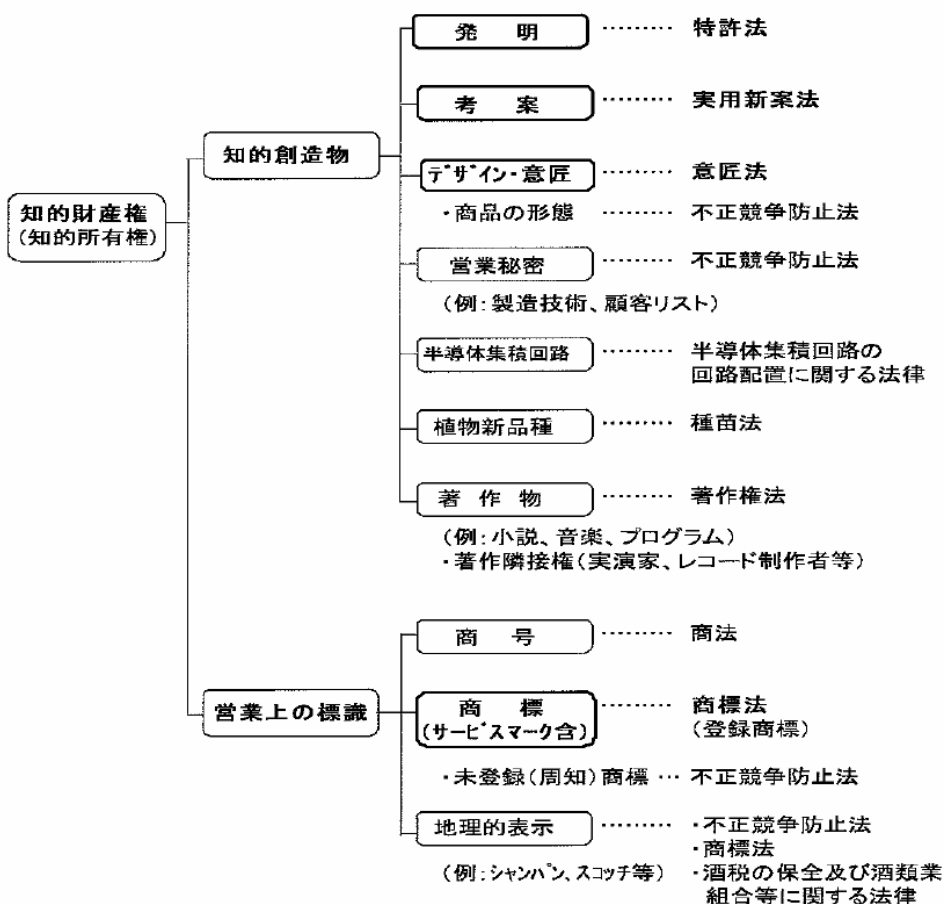
(根拠法) 特許特別会計法第 1 条

(3) 特許庁の所掌事務

産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)に係る出願書類の審査・審判・登録に関する事務、並びに産業財産権の保護及び利用に関する事務。

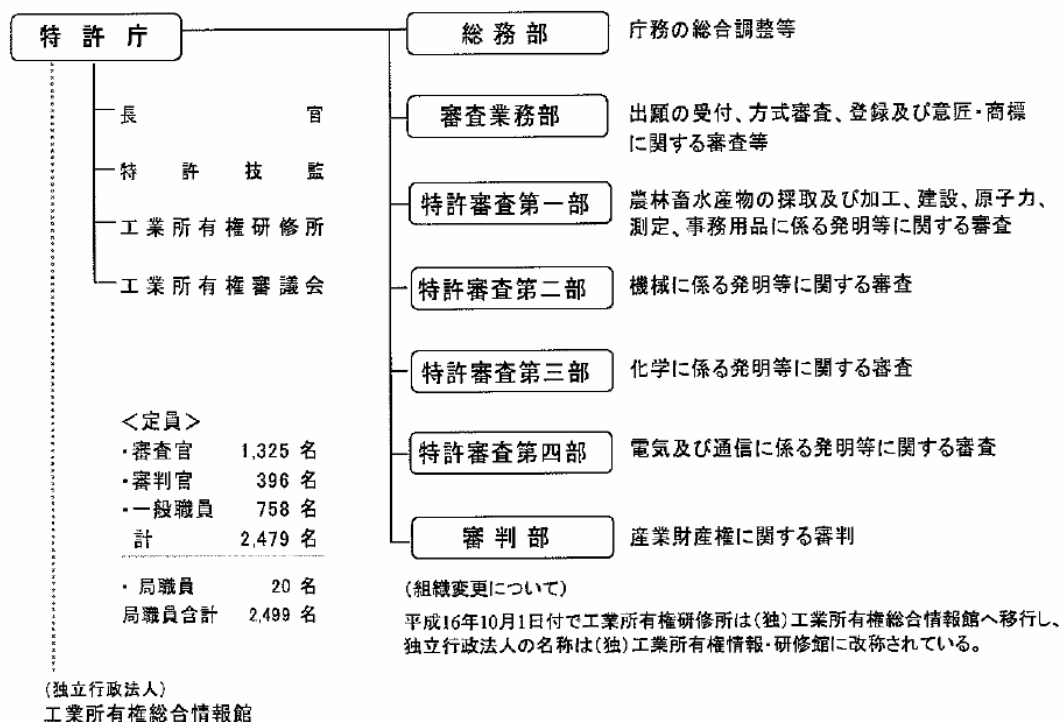
(根拠法) 経済産業省設置法第 25 条

知的財産の種類と保護の体系



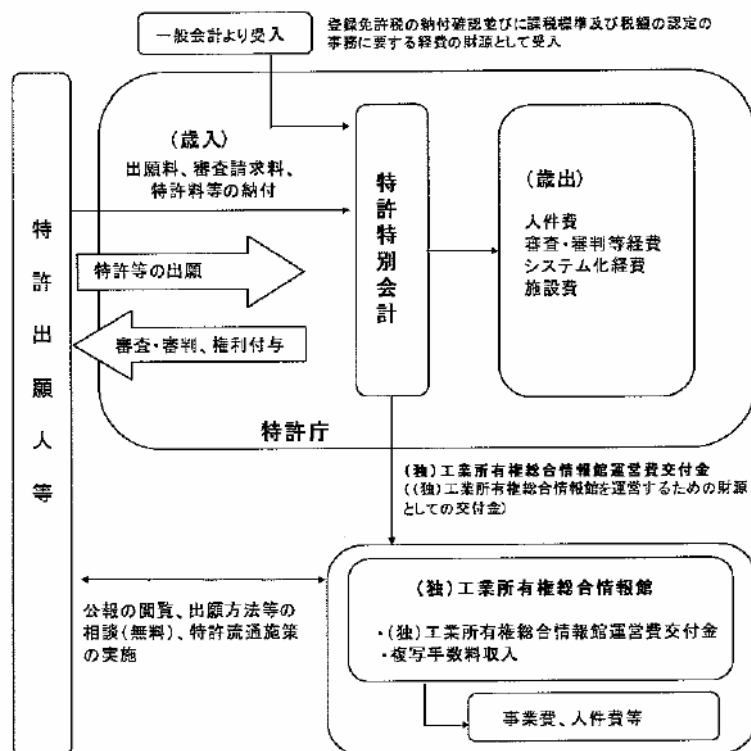
※特許権・実用新案権・意匠権・商標権を指して産業財産権(=工業所有権)と称します。

(4) 組織及び定員



(5) 財政資金の流れについて

特許庁の収入は特許等出願人からの料金収入において賄われており、これらの収入により、特許・実用新案・意匠・商標（産業財産権）の審査・審判を行うために必要な経費を支出している。なお、経費には独立行政法人工業所有権総合情報館に対する運営費交付金が含まれている。



(6) 平成 15 年度歳入・歳出決算の概要

(単位:百万円)

＜歳入＞	197,466	
特許印紙収入	102,851	特許印紙による出願手数料、特許料等の収入
特許料等収入	562	現金をもって納付された出願手数料、特許料等の収入
一般会計より受入	17	特許特別会計法第7条の規定による登録免許税の納付確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費に充てるため必要な財源の一般会計からの受入
雑収入	647	特許公報類の刊行物等売払代、財政融資資金預託金利子収入等の雑収入
前年度剰余金受入	93,388	特許特別会計法第8条の規定による前年度決算上の剰余金の受入
＜歳出＞	104,006	
事務取扱費	97,493	特許等の産業財産権に関する事務に必要な人件費及び事務費等
施設整備費	1,006	庁舎の施設整備に係る経費
(独)工業所有権総合情報館運営費	5,507	(独)工業所有権総合情報館の運営に必要な交付金
翌年度歳入繰入	93,459	特許特別会計法第8条の規定による当年度決算上の剰余金の繰入

第6章 税制改正の概要

平成15年度税制改正について

平成14年12月

I. 経済活性化に向けた税制改正

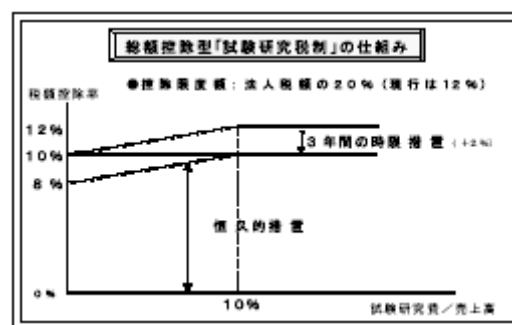
1. 研究開発税制の抜本強化

近年の経済状況下において、必ずしも有効に機能しなくなってきた研究開発費の増加分に着目した現行制度に代えて、研究開発投資に対するインセンティブ効果を最大限発揮する制度として、研究開発費総額の一定割合を税額控除する制度をはじめ、以下の制度を創設。（減税規模：約6,000億円）

【改正内容】

(1) 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設

試験研究費売上高比率に応じた傾斜型税額控除率の設定	
・3年間の時限措置	10%～12% （現行制度は、増加分の15%）
・うち恒久的措置	8%～10%
税額控除限度額	法人税額の20%（現行：12%）
未使用税額控除額の1年間繰越可能（現行：繰越制度なし）	



(2) 産学官連携促進特別税額控除制度の創設【税額控除率：3年間の時限措置一律15%、恒久的措置一律12%】

・民間企業が産学官連携により共同研究又は委託研究を行った場合には、高い税額控除率を設定。

(3) 中小企業技術基盤強化税制の拡充【税額控除率：3年間の時限措置一律15%、恒久的措置一律12%】

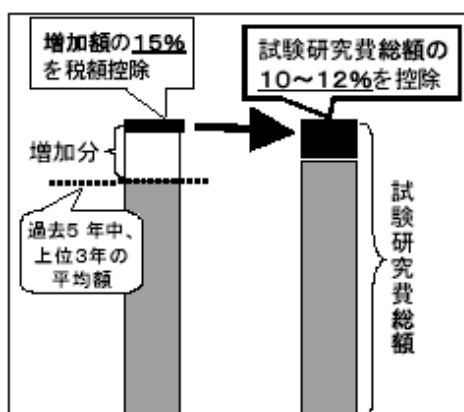
・中小企業についても経営基盤が弱いことを考慮し、高い税額控除率（現行10%）を設定（後掲）。

(4) 試験研究用資産の特別償却制度の創設

・試験研究用機械及び装置等については、50%の特別償却制度を適用（適用期間3年）。普通償却と合わせると初年度において94%程度（定率法）の償却が可能。

【制度の効果】

- ・増加型に加えて総額型控除制度の導入により、デフレ経済下においても研究開発に取り組む全ての企業がその恩恵を享受可能になる。
- ・個々の企業の減税規模を見ても、同一企業が日米それぞれの研究開発税制を利用したときの税額控除額を比較した場合、日本は米国の3.5～4倍。
- ・幅広く活用される 大胆な減税規模の制度創設により、研究開発力・付加価値創造力の増強を通じて我が国経済の足腰を強化し、産業フロンティアを拡大、新たな雇用を創出（デフレ脱却と構造改革の双方に資する）。



★ 日米における減税額比較 (同一企業が両方で日米それぞれの制度を利用した場合)

		日 本	米 国
A社 (標準)	売上高: 9,000 試験研究費: 450 売上高比率: 5.0%	50	13
B社 (ハイテク)	売上高: 16,250 試験研究費: 1,300 売上高比率: 8.0%	151	42

単位: 億円

A社は、約4倍
B社は、約3.5倍
米国制度に比べて日本の方が控除額が大きい。
(ただし、税額控除限度額は考慮しない場合)

2. IT投資促進税制の創設

IT投資を促進することで、企画・開発・生産・販売等の全ての段階における企業経営の効率化と新たなビジネス・モデルの創出を加速し、我が国産業の競争力を強化するため、ソフトウェア、ハードウェアの双方の投資について、税額控除及び特別償却を認める制度を創設する。

(減税規模: 約 6,000 億円強 (うち中小企業 2,000 億円))

【改正内容】

全ての企業(青色申告企業)が行うIT投資に対して、10%の税額控除と取得資産の50%の特別償却の選択適用を認める制度を創設。

(1) 減税の対象となるIT投資

ソフトウェア投資

税務会計上、自社利用ソフトウェアとして無形固定資産に計上されるもの全て(受託開発、パッケージソフトウェア、自社開発。複写して販売する原本、開発研究用を除く)。

ハードウェア投資

- ・電子計算機(パソコン、サーバーなど)及び付属装置(ストレージ、プリンタなど)
- ・通信関連機器(ルーター・スイッチ、無線LAN装置など)
- ・事務用機器(デジタル複写機など)
- ・その他(デジタル放送受信設備、インターネット電話設備など)

(2) リース

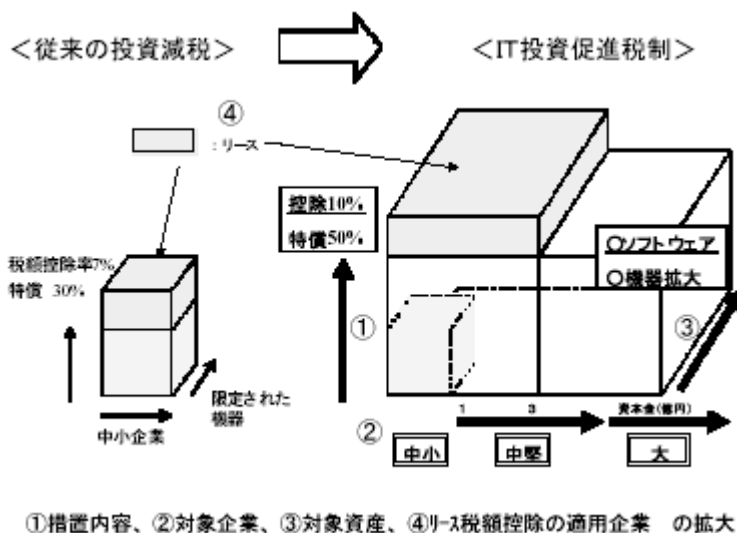
中小・中堅企業のIT投資がリース中心であること、現下の厳しい経済情勢を打開する必要があること、などを踏まえ、資本金3億円以下の企業に関しては、税額控除の対象にリース(リース料金総額の60%)も含める。

(3) 法人税額の20%を上限、超過分は一年分繰越し可能

【制度の効果】

現下のデフレ経済の閉塞状況を打開するとともに、将来にわたる我が国経済発展の基盤を強化するため、国際的にみても資本蓄積に薄い我が国の企業のIT投資を従来の設備投資減税を大幅に上回る規模で税制面から支援。

これにより、短期的需要喚起、中小企業から大企業に至るまで、それぞれの状況に応じた、経営改革、新分野進出等のための「攻めのIT投資」の促進、が期待。



3. 創業支援税制・私学支援税制の拡充

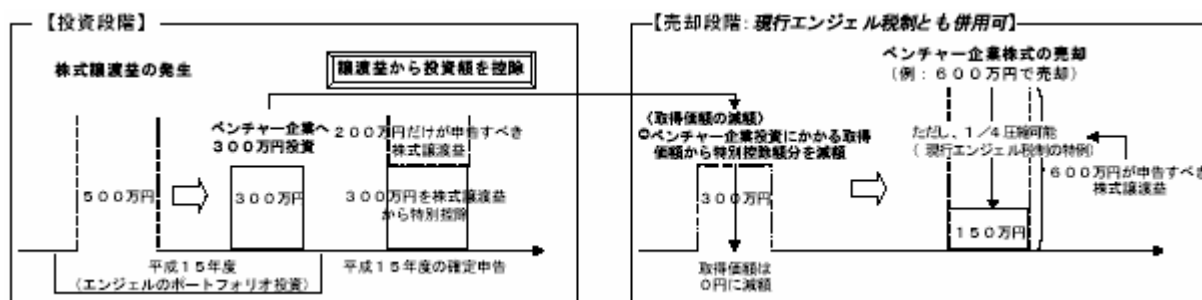
(1) エンジェル税制の抜本的拡充

金融・証券税制の一元化に向けた大きな改革の中で、我が国経済活性化の源泉たるベンチャー企業への投資に限り株式譲渡益の範囲で特別控除を行う制度を創設するとともに、最も制約要因となっているといわれる適用要件についても大幅に見直す。

【改正内容】

特別控除制度の創設

ベンチャー企業への投資額につき、同一年分の株式譲渡益額を限度として、株式譲渡益額から特別控除することを認めるとともに、当該ベンチャー企業株式の取得費から当該特別控除額を減額する。



適用要件の見直し

- ・ベンチャー企業の要件：外部資本要件を「1/3 → 1/6」に緩和する。
- ・エンジェルの要件：公開後1年以内譲渡の要件を公開後3年以内譲渡に緩和する。

【制度の効果】

投資段階（＝入口）におけるインセンティブを付与することにより、株式譲渡益を活用したベンチャー企業への再投資による株式市場の活性化という「好循環」が形成。同時に適用要件を見直すことにより対象企業が拡大。

(2) 私立大学等への寄附税制（学校法人への現物寄付に係る「みなし譲渡所得課税」承認要件等の大幅な緩和）

【改正内容】

寄付者から大学等を設置する学校法人に対して寄付された財産（土地、建物等）又はその売却益を「基本金」に組み入れれば、直ちに国税庁長官の承認が得られ（*申請から1か月経過してなお承認が得られなければ自動承認とする）みな

寄付者

国税庁長官へ申請後1か月経てば
自動承認され非課税化
※中間金額も大幅節減化

値上がり益

取得当時の価額

みなし譲渡所得

基本金

- 校地、校舎、設備
- 将来の施設拡充（校舎増築等）に向けた積立基金
- 運用益を研究費・奨学金等の教育研究に活用する基金

現物又は売却益を寄付（基本金に組入れ）

基本財産の充実

私立大学等の基本財産充実によって教育・研究が活性化され、我が国の産学連携活動の促進、大学発ベンチャーの創出拡大に資する（我が国の大学の約８割は私立大学）。

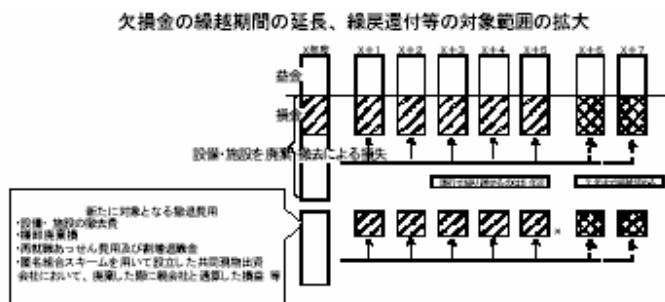
需要創出効果：5.880 億円、雇用創出効果：2.1 万人（経済産業省試算による）

- ・ 認定事業再構築計画に基づく登記に係る登録免許税の軽減（0.7% → 0.15%）
- ・ 欠損金の繰越期間の延長（5年→7年）又は繰戻還付の凍結解除（前1年）
- ・ 共同出資子会社への現物出資の譲渡益課税の繰延 等

革新的新規設備投資に対する税制措置

The diagram illustrates the flow of investment and the associated risks and tax benefits. It starts with 'R&D' in a box, which leads to a cloud labeled '技術的・資金的リスク' (Technical and Financial Risk). From this cloud, an arrow points to a box labeled 'マザーブランドの導入＝国内の高付加価値拠点化' (Introduction of Mother Brand = High-value-added domestic base). This box is supported by a box below it labeled '特別償却等優遇税制' (Special depreciation and other preferential tax system). An arrow points from the top box to a circle at the bottom labeled '空洞化回避' (Avoidance of Hollowing Out).

```
graph TD; RD[R&D] --> Risk((技術的・資金的  
リスク)); Risk --> Main[マザーブランドの導入＝  
国内の高付加価値拠点化]; Tax[特別償却等  
優遇税制] --> Main; Main --> Avoid((空洞化  
回避));
```



〔概要〕生前贈与を受けた者で一定の要件を満たす者については、選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した税額から、既に支払った「贈与税」を控除する（下図参照）。

〔適用対象者〕贈与者： 65 歳以上の親、受贈者： 20 歳以上の子である推定相続人

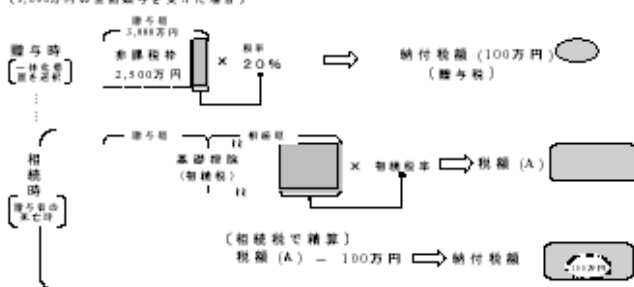
〔非課税枠・税率〕非課税枠は 2,500 万円、非課税枠を超える部分について 20% の税率で課税（相続時に相続税で精算）。

〔住宅特例〕住宅取得資金を贈与する場合に限り一般の非課税枠に 1,000 万円上乘せし、非課税枠を 3,500 万円とする（平成 17 年末まで 3 年間の時限措置、住宅取得資金に限り 65 歳要件を撤廃）。

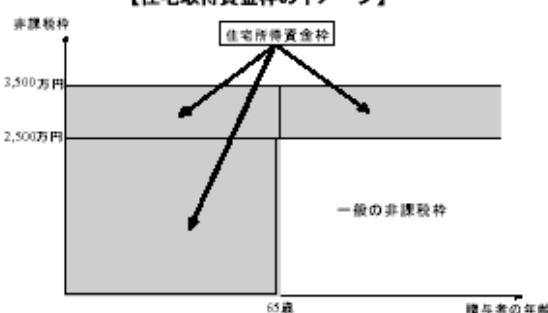
なお、上記一体化措置とあわせて相続税及び贈与税の最高税率の引下げ（70% → 50%）、税率構造の緩和（それぞれ税率の刻みを 6 段階に簡素化）を行う。

【相続税・贈与税の一体化措置（相続時精算課税制度）イメージ図】

（1,000 万円の生前贈与を受けた場合）



【住宅取得資金枠のイメージ】



6. 金融関連税制の整備

(1) 証券税制

国内の個人投資家を中心とした幅広い投資家が参加する裾野の広い証券市場を構築し、活性化させるとともに、金融関連所得課税の一元化に向けた動きを促進するために、以下の措置を講ずる。

【改正内容】

- ・配当、株式投資信託の収益分配金に係る税率を、株式譲渡益と同様、原則一律 20% とする。
- ・株式投資信託の償還（解約）損と株式譲渡益の通算を認める。
- ・平成 15 年以後 5 年間、株式譲渡益、配当等に対して、10% の軽減税率を適用。

(2) 商品先物関連税制

個人投資家の資産運用の場の選択に当たって、税負担の公平・中立性を確保することにより、公正な価格形成及び価格変動のリスクヘッジの場としての機能を十分に発揮できる、流動性に富んだ商品先物市場の形成が必要である。このような観点から、商品先物取引に係る損益について、以下の通り、株式等の有価証券の現物取引に係る譲渡損益に対する課税と同様の措置を講ずる。

【改正内容】

- ・商品先物取引に係る所得について、申告分離課税に移行する（恒久的措置）。
- ・税率を 26% から 20% へ引下げ（国税：20% → 15%、地方税：6% → 5%）。
- ・純損失の 3 年間の繰越しを認める。

7. 土地関連税制の整備

土地の流動化・有効利用のために安定的な土地税制を構築し、もって資産デフレを克服するため、以下の通り、土地流

通課税等を軽減する。

【改正内容】

- ・既に政策目的を喪失した特別土地保有税について、平成 15 年度以降、当面の間、課税停止とする。
- ・不動産取得税について、平成 15 年度から 3 年間の時限的措置として、商業地等に係る税率を引き下げる（4%→3%）。
- ・不動産登記（売買による所有権移転登記）に係る登録免許税について、平成 15 年度から 3 年間の時限的措置として、従来の概ねに軽減する。
- ・新增設に係る事業所税について、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、評価替えによる大幅な減収と市町村の厳しい財政状況等を理由に、固定資産税の負担軽減については認められず。宅地に係る課税標準額の上限（評価額の 70%）を維持し、商業地・住宅用地等とともに現行と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続する。

8. 交際費課税の抜本軽減〔後掲「2. 中小・ベンチャー企業関連税制」部分〕

9. 連結付加税の撤廃

平成 15 年度まで存続する（平成 15 年度改正における撤廃の前倒し要求は認められず）。

11. 中小企業・ベンチャー企業の挑戦を支援する税制

1. 留保金課税の停止措置

不良債権処理の加速化、資金調達環境の更なる悪化の中で、中小企業に残された手段は自己資本の充実。将来の投資に備え、内部留保を充実させ、中小企業の成長を促すため、留保金課税の停止措置を講ずる。

（減税規模：約 1,400 億円）

(1) 現行の留保金課税の概要

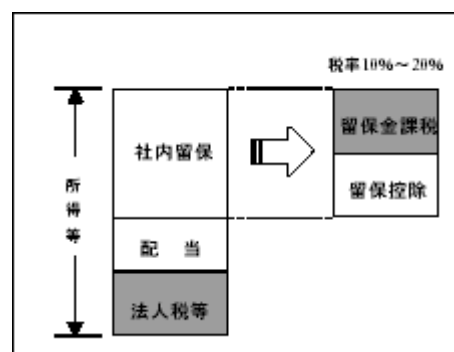
間接的に配当を促すため、同族会社（3 人以下の株主で、持株割合が 50% 以上となる会社）が内部留保した金額に対して、追加的に課税する制度。

留保控除額：以下の基準の中で最も大きい金額

所得基準額：所得×35%、定額基準額：1,500 万円 35%

積立金基準額：期末資本金の 25%相当額 - 利益積立金

税率：留保金額が年 3 千万円以下；10%、1 億円以下；15%、1 億円以上；20%



(2) 15 年度改正の内容

- ・自己資本比率 50% 以下の中小法人（資本金 1 億円以下）について留保金課税を停止。
→これにより、全中小法人の 8 割以上が課税停止の対象となる。
なお、現行の以下の特例については、平成 15 年度改正後も存続。
- ・創業 10 年以内の中小企業及び新事業創出促進法認定企業については留保金課税を停止。
- ・前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が 3% 超の中小企業については、留保金課税を停止。

2. 事業承継税制：自社株に対する軽減措置に係る所要の規定の整備

自社株に対する軽減措置について、以下のように所要の規定の整備を行う。

< 現行要件 >

< 見直しの方向 >

- ・ 選択要件：小規模宅地特例と自社株特例のどちらかしか利用できない。
- ・ 対象会社要件：発行済み株式総額 10 億円超（相続税評価額ベース）の会社は特例を利用できない。
- ・ 被相続人要件：本人とこれと生計を一にする者（妻など）とだけで、50%以上を保有していないと特例を利用できない。
- ・ 相続人要件：申告期限まで自社株式を保有していること。申告期限を経過するときに役員として経営に参画していること。
- ・ 軽減対象の上限：発行済み株式総数の3分の1まで、3億円までしか特例が適用されない。
- ・ 軽減率：相続税の課税価格の10%を軽減。

- ➡ 宅地と株の特例を両方利用できるよう見直し。
- ➡ 発行済み総額 20 億円以下の会社まで利用できるよう見直し。
- ➡ 同族関係者（6 親等内の親族）で 50%以上保有していれば利用できるよう要件見直し。
- ➡ 発行済み株式総数 2 / 3 の株式まで特例対象となるよう見直し。

3. 中小企業技術基盤強化税制の拡充

日本の将来を支える中小企業の技術力強化を強力に推進すべく、中小企業技術基盤強化税制の恒久化を図るとともに、大幅に拡充する（減税規模：約 260 億円）。

(1) 現行の中小企業技術基盤強化税制

- ・ 中小企業の支出した試験研究費の 10%を税額控除。適用期限：平成 15 年 3 月 31 日まで。

(2) 15 年度改正の内容

- ・ 制度の恒久化を図るとともに、引税額控除率を 15%（3%分は当面 3 年間の措置）（現行 10%）に引き上げる。
- ・ 併せて、税額控除限度額を法人税額の 20%（現行 15%）に引き上げる。
- ・ 新たに、控除限度額を超えた試験研究費についての 1 年間の繰越控除を認める。

4. 中小企業の少額資産損金算入制度の拡充

すべての中小企業を対象に、あらゆる資産への投資を促進し、活力を引き出すため、損金算入できる少額減価償却資産の価額要件を、思い切って 30 万円まで引き上げる（減税規模：約 600 億円）。

(1) 現行制度

- ・ 取得価額 10 万円未満の減価償却資産について、損金算入（即時償却）を認める。

(2) 15 年度改正の内容

- ・ 投資年度に全額を損金算入できる少額減価償却資産の取得価額要件を、対象資産の限定なく、30 万円に引き上げ。これまでで最高額の取得価額要件を実現

5. 中小企業再生円滑化税制

長引く不況の中で、経営の苦しかった会社に対して、中小企業の社長等が自らの私財をなげうって、個人保証債務を履行し、再建を目指す場合や、廃業していくが未だ会社が解散していない場合にも、その私財譲渡益に対する所得税の非課税措置が図られるよう、運用基準を明確化する。

(1) 現状

上記のような場合、税理士等実務家の間では、事実上、会社が解散していないと、所得税の非課税措置が認められない

といわれてきた。〔所得税法第64条（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）〕

(2) 運用基準の明確化

保証債務を履行し、求償権を放棄した場合に、以下のような場合でも所得税の非課税措置が認められうることを明記した通達等を発出。運用基準を明確化。

会社を再建しようとするために、求償権を放棄する場合

廃業していくが、未だ会社が解散していない場合

< 明確化される運用基準のイメージ >

法人がその求償権の放棄後も存続し、経営を継続している場合でも、次のすべての状況に該当すると認められるときは、その求償権は行使不能と判定される。

- ・その代表者等の求償権は、代表者等と金融機関等の債権者との関係からみて、他の債権者の有する債権と同列に扱うことが困難である等の事情により、放棄せざるを得ない状況にあったと認められること。
- ・その法人は、求償権を放棄（債務免除）することによっても、なお債務超過の状況にあること。
 - これにより、経営の傾いた中小企業の再生が円滑化するとともに、仮に、倒産する場合においても、身ぐるみはがされることなく、やり直しができるような環境整備が図られる。

6. 交際費支出の損金算入限度額の拡大

中小企業の活力を引き出し、需要を喚起すべく、中小企業の交際費支出の損金算入限度額を拡大する。

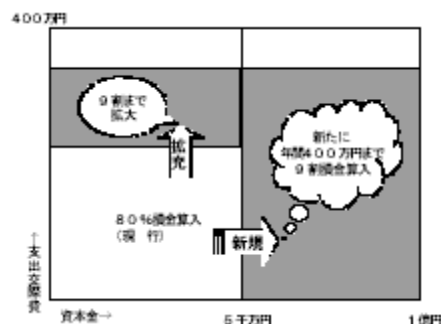
（減税規模：約500億円）

(1) 現行の交際費課税の概要

- ・交際費は原則損金不算入。ただし、資本金5千万円以下の中小企業の年400万円までの交際費支出額のうちの8割の損金算入を認める。

(2) 平成15年度改正の内容

- ・資本金5千万円以下の中小企業について、損金算入できる範囲を年400万円の9割までに拡大。
- ・資本金5千万円～1億円の中小企業についても、新たに、年400万円までの交際費支出額のうち9割の損金算入を認める。



（参考）資本金5千万円以下：215万法人に裨益（交際費支出総額2兆5000億円）

資本金5千万円～1億円：4.6万法人に裨益（交際費支出総額2300億円）

→これにより、中小企業と地域経済の活性化を図り、消費の喚起にもつながる。

7. その他の中小企業関係租税特別措置

(1) 国税関係

中小企業等基盤強化税制について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業創造的事業活動促進法の認定事業者に係る欠損金の繰越期間の特例措置の適用期限を2年間延長する。

中小企業経営革新支援法に規定する経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却制度について適用期限を2年間延長する。

商業施設等の特別償却制度

(イ) 中小小売商業振興法に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度について所要の見直しを行った上で、適用期

限を2年間延長する。

(Q) 中小企業流通業務効率化促進法に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度について基本指針の改正に伴う拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業等の貸倒引当金の特例措置について適用期限を2年間延長する。

事業協同組合等の留保所得の特別控除制度について適用期限を2年間延長する。

商工組合中央金庫及び信用保証協会の抵当権設定登記等の登録免許税の軽減措置について適用期限を2年間延長する。

事業化設備投資促進税制について所要の措置を講じた上で、中小企業等基盤強化税制に統合する。

中小企業者の機械等の特別償却制度を中小企業投資促進税制に統合する。

(2) 地方税関係

中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について税額控除率の引き上げ等に伴う拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業創造的事業活動促進法に規定する認定組合等が実施する技術開発及びその成果の事業化のための施設に対する事業所税の資産割に係る課税標準の特例措置について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く）に基づき設置する共同施設に対する事業所税の資産割に係る非課税措置について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

III. エネルギー税制・環境関連税制の整備

1. エネルギー政策の見直しに伴う石油税・電源開発促進税の見直し

イラク情勢の緊迫化や地球環境問題も踏まえ、エネルギーの安定供給をより確実なものにすると共に、環境にやさしいエネルギーの利用を拡大する。こうした対策の財源をより公平に負担していただくよう、石油税を見直すと共に、原子力発電などへの支援に重点化しつつ、電源開発促進税を減税する。

【改正内容】

石油税（ ）にいて、LPG及びLNGに係る税率を引き上げるとともに、新たに石炭に課税する（激変緩和のため、3段階で税率を変更）。（ ）名称を「石油石炭税」（仮称）に改める）

課税されない範囲：鉄鋼・コークス・セメントの製造に使用する石炭、沖縄県で発電の用に供される石炭

電源開発促進税の税率を引き下げる。

○石油石炭税(仮称)

(1トン当たり)

	現行	15年10月1日 ～17年3月31日	17年4月1日 ～19年3月31日	19年4月1日～
石炭	—	230円	460円	700円
LPG	670円	800円	940円	1,080円
LNG	720円	840円	960円	1,080円
石油(軽油)	2,040円/kl	→	→	→

○電源開発促進税

(1kWh当たり)

現行	15年10月1日 ～17年3月31日	17年4月1日 ～19年3月31日	19年4月1日～
44.5銭	42.5銭	40.0銭	37.5銭

【制度の効果】

石油税・電源開発促進税の見直しにより、

- ・天然ガスへの燃料転換の加速化を支援
- ・LPG国家備蓄を推進（民間備蓄50日分に加え、国家備蓄40日分）
- ・省エネルギー設備の導入支援を強化
- ・新エネルギーの開発・導入を促進
- ・電源地域振興のし各種交付金を統合・一本化対象事業を拡充（→原子力などへの支援重点化）

2. 自動車関連税制

(1) 特定財源

税制改正大綱に以下の文言を記述。「揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源は、受益者負担の原則により、自動車利用者等に負担を求めているものである。したがって、納税者である自動車利用者等の理解・納得を得るべく、道路整備に充てることを原則とする。」

(2) CO₂、排出ガス対策

低燃費車に係る自動車取得税の軽減措置の延長（1年間延長）

【制度の概要】低燃費かつ低排出ガス車（LPG自動車を追加）の課税標準から30万円を控除。

→ 自家用車で15,000円、営業用車・軽自動車で9,000円軽減

【制度の効果】低燃費車を早期普及させることにより、地球温暖化対策における運輸部門でのCO₂削減に極めて重要な役割を果たす。

自動車税のグリーン化（1年間延長）

【制度の概要】排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を、税収中立を前提に講じる。

<50%軽減> 取得後1年間

軽減対象：電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス車（LPG自動車を追加）

平成15年度の新車新規登録車のみ対象

<10%重課>

重課対象：11年超のディーゼル自動車、13年超のガソリン自動車・LPG自動車

【制度の効果】都市部を中心とした大気汚染対策及び地球温暖化対策における運輸部門でCO₂削減に極めて重要な役割を果たす。

低公害車に係る自動車取得税の軽減措置の延長

【制度の概要】電気自動車（燃料電池自動車を含む）等	2.7%軽減（5.0%（3.0%）→2.3%（0.3%））
ハイブリッド乗用車	2.2%軽減（5.0%（3.0%）→2.8%（0.8%））

【制度の効果】低公害車の早期普及を促す。

低公害車用燃料等供給設備に係る固定資産税及び特別土地保有税の軽減措置の延長

【制度の概要】充電設備、天然ガス充填設備に係る特例措置に燃料電池自動車用水素供給設備を追加。

（固定資産税：最初の3年間で2/3に軽減、特別土地保有税：非課税）

【制度の効果】低公害車用燃料供給設備の早期整備を促す。

(3) ディーゼル車対策

低PM車に係る自動車取得税の軽減措置の創設

【制度の概要】低PM車の取得に係る自動車取得税について、1.5%を軽減する制度を創設（2年間）。

【制度の効果】都市部を中心としたディーゼル排ガスの改善に資するとともに、トラック販売の需要喚起を促す。

最新排出ガス規制適合車に係る自動車取得税の軽減措置（平成16年規制適合車の追加）

【制度の概要】H15.4.1～H16.9.30に取得する場合1.0%軽減（5.0%（3.0%）→4.0%（2.0%））

自動車NOx・PM法に係る自動車取得税の特例措置に平成15、16年規制適合車を追加

(4) その他

自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長

【制度の概要】自動車の取得価格が50万円以下の場合、自動車取得税を免除する措置。

【制度の効果】中古自動車ユーザーの購買意欲を促し、中古車市場の維持・活性化に寄与。

3. 環境・エネルギー関係主要租税特別措置

(1) 公害防止用設備の特別償却制度の適用期限の延長

【制度の概要】

公害防止に係る法規制・基準等を遵守するために事業者が公害防止用設備を取得した場合の償却制度（16%若しくは12%）。

【制度の効果】

我が国の環境対策の推進を図る観点から、企業の公害防止に係る設備投資負担を軽減する。

(2) 再商品化設備等の特別償却制度の拡充、

(3) 自動車破砕残さ再資源化施設に対する事業所税の課税標準の特例措置の創設

【制度の概要】

循環型経済システムの構築のため、事業者が再商品化設備等（リサイクル設備）を取得した場合の特別償却制度（最大23%）の対象に、自動車破砕残さ再資源化施設を追加。

また、自動車破砕残さ再資源化施設について資産割を1/4に、従業者割を1/2に軽減。

【制度の効果】

先の通常国会で成立した「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」の円滑な施行に向けて、適正な自動車解体及びシュレッダーダストの再資源化に必要な施設整備に係る投資負担を軽減することにより施設の普及を図る。

(4) 特定フロン等破壊等設備の特別償却制度の適用期限の延長

【制度の概要】使用済みフロンの破壊装置を取得した場合の特別償却制度（16%）。

【制度の効果】フロン破壊装置の導入促進により、フロン回収破壊法の着実な運用によるフロンの排出抑制を促進し、オゾン層保護、地球温暖化防止に資する。

(5) 脱特定物質対応型設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の延長

【制度の概要】フロン（HFC：ハイドロクロロフルオロカーボン）対応設備から、代替物質対応設備に転換した場合の固定資産税の特例措置（最初の3年間で5/6に軽減）。

【制度の効果】オゾン層を破壊せず、地球温暖化への影響の小さい代替物質対応設備への転換促進により、オゾン層保護及び地球温暖化防止に資する。

(6) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長

【制度の概要】太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、バイオマス発電の用に供する設備に係る固定資産税の特例措置（最初の3年間で5/6に軽減）。

【制度の効果】クリーンエネルギーの導入による地球環境問題への対応、地域に根ざした分散型エネルギーの促進、国産エネルギーとしてエネルギーセキュリティ向上にも寄与。

(7) 特定災害防止準備金制度の適用期限の延長

【制度の概要】採掘跡地の災害を防止するために、そのほとんどが資金力に乏しい中小零細企業である採石業・石灰石業・露天炭鉱等が、採掘場の跡地処理工事に必要な資金を災害防止準備金として積み立てた場合、損金算入可能とする措置。

【制度の効果】採掘跡地処理工事の円滑化が図られるとともに、採石業等の健全な発展及び環境保全に資する。

(8) 石油アスファルト等に係る石油税還付制度の適用期限の延長

【制度の概要】国産アスファルト等の原料となる原油等に課税される石油税（2,040円/kl）を還付。

【制度の効果】国産アスファルト等と輸入アスファルト等とのイコールフットイングを実現することによって、中間留分等の得率が向上し、今後とも堅調な需要が見込まれる石油資源の効率的利用を図られる。

(9) 移出又は引取りに係る揮発油の特定用途免税措置の適用期限の延長

【制度の概要】発電用の燃料用及び化学工業（ゴムの溶剤用、電気絶縁塗料の製造用、*ルル*® ラインの脱着溶剤用、接着剤の製造用）に使用される揮発油について揮発油税及び地方道路税を免除。

【制度の効果】各事業者の経営安定確保及び各製品の国際競争力を確保するとともに、電気事業者においては、電気の安定供給及び適切な環境対策が履行される。

(10) 電気供給業に対する課税標準の算定にあたって「特定規模需要向けの託送料金」を控除する制度の適用期限の延長

【制度の概要】電気供給業に対する課税標準の算定にあたって、「特定規模需要向けの託送料金」の額を控除。

【制度の効果】電気供給業は収入金課税であるために託送料金が二重課税となるため、課税標準から託送料金の額を控除することにより、二重課税を排除する。このことは、自由化分野に置ける公平な競争条件の整備にも繋がる。

IV. その他の主要項目

(1) 2005 年日本国際博覧会関連税制の創設

【制度の概要】

2005 年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に伴い、海外からの参加国、参加国の代表等、国内の参加者及び（財）2005 年日本国際博覧会協会に係る住民税、事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、固定資産税等の地方税を非課税とする措置を講じる。

【制度の効果】

我が国の国際博覧会の開催国としての条約上の義務を果たすことができ、また、海外、国内の参加者の準備も促され、年日本国際博覧会（愛・地球博）の円滑な実施が図られる。

(2) NPO 関連税制

【制度の概要】認定 NPO 法人の認定要件の緩和（総収入金額等に占める受入寄附金総額等の割合を 1/3→1/5 にするなど）及び認定 NPO 法人に公益法人と同等のみなし寄附金制度を創設。

【制度の効果】多様なライフスタイルの実現、公的サービスのアウトソース、営利企業では提供できないサービスの提供等を通じて新たな市場や雇用を生み出すことを推進。

(3) 年金関連税制

【制度の概要】退職年金等積立金に係る特別法人税（税率 1.173%）の凍結期間の延長

【制度の効果】特別法人税の凍結期間の延長により、超低金利下における企業年金財政の安定化に寄与するとともに、企業活力の維持・向上、国民の老後の所得確保を推進。

(4) 組織再編税制における適格要件の見直し

【制度の概要】企業組織再編税制において、連続した複数の再編に対応した一定の税制適格要件を創設。

【制度の効果】本措置により複数の再編手法を組み合わせた、従来以上に機動的かつ効率的な組織再編が可能となり、グループの垣根を超えた組織再編、産業再編が促進され、我が国企業の国際競争力を強化。

(5) 自社株に係る同族判定の見直し

【制度の概要】自己株式取得を進めた結果、同族会社と判定され税制上不利な扱いを受けることのないよう、自己株式保有数は同族会社の判定から除外する。

【制度の効果】自社株取得に係る障害を除去し、企業の機動的な資本政策の実施を可能とする。

(6) 新事業創出促進法関連税制の適用期限の延長

【制度の概要】特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備に対する特別償却制度(機械等 15%、建物等 8%)の 2 年間延長

【制度の効果】設備投資を支援することにより、新事業創出の苗床となる地域に蓄積された高度技術産業集積の更なる活性化を図り、地域の自律的な発展を促進。

(7) 産業技術強化法第 18 条第 1 号に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の助成金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額の不参入の適用対象に平成 15 年度新規補助事業を追加

【制度の効果】民間企業等における産業技術力強化に資する研究開発を促進

(8) 鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却制度及び同組合に対する所得計算の特例制度の延長

【制度の概要】鉱工業技術研究組合法に基づき民間企業が共同して研究開発を行う場合、研究組合が取得する試験研究設備について、圧縮記帳及び支出金の特別償却が認められる。

【制度の効果】研究組合に必要な試験研究設備の取得が促進され、国際競争力強化に資する大規模な共同研究の実施が可能となる。

(9) 電子計算機買戻損失準備金制度の適用期限の延長

【制度の概要】幅広い企業に高水準のコンピュータを導入するため、レンタルの中途解約に伴う損失(買戻損失)に対する準備金積立を認め、コンピュータレンタルの基盤を強化する。

(10) 植林費の損金算入の特例制度の適用期限の延長

【制度の概要】森林法に基づく計画に従い、植林費を支出した場合、植林費の 35%を損金に算入することを認める制度。

【制度の効果】二酸化炭素削減目標達成のための植林を促進するとともに、森林機能の保全及び安定的な国内木材資源の確保に資する。

(11) インターナショナルスクール等の設置を主たる目的とする法人を特定公益増進法人へ追加する

【制度の効果】インターナショナルスクールに対する寄付を促進し、外国人子女の教育環境の充実を図ることにより、海外の優秀な人材の受け皿整備や対内直接投資の拡大が期待される。

(12) 電線類の地中化設備に係る課税標準の特例措置の延長

【制度の概要】電線類地中化に必要な設備に係る固定資産税の課税標準を、最初の 5 年分については、通常の 7/8 にする(先行地中化設備については 9/10)。

【制度の効果】社会的要請は強いが、多額の費用が必要となるため投資が抑制されかねない電線類地中化について、固定資産税の負担軽減措置を講ずることにより、安全で快適な都市空間の確保、都市災害の防止及び都市景観の向上等が促進される。

(例：東京都 23 区内における地中化率：40.4% (平成 7 年度) → 43.4% (平成 13 年度))

(13) 特殊法人等合理化計画等に基づく特殊法人等の事業及び組織形態等の変更に伴う所要の税制措置

【改正内容】独立行政法人(日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、石油天然ガス・鉱物資源機構、情報処理推進機構及び原子力安全基盤機構)設立等に係る登録免許税、不動産取得税等の非課税措置及び当該設立される独立行政法人が行う事業に係る課税の非課税又は特例措置(法人税、登録免許税、法人住民税、事業税、固定資産税等)の創設

【制度の効果】独立行政法人設立等に係る登録免許税及び不動産取得税等を非課税とすることにより、独立行政法人の設立が円滑に行われる。また、独立行政法人が行う事業について、公益性の高い事業について特例措置を講じることにより、当該事業が円滑に実施される。

V. 外形標準課税

法人事業税への外形標準課税の導入が決定（平成 16 年度から導入）。

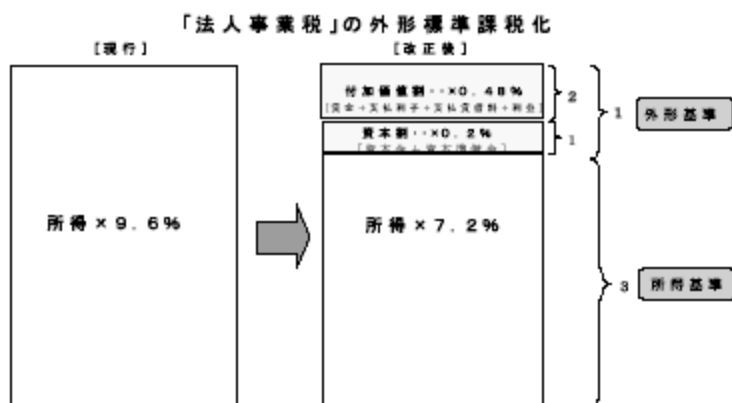
- ・対象法人は、資本金 1 億円超の法人に限る。
- ・法人事業税の税率を 9.6% から 7.2% に引下げ。
- ・代わりに 1/4 部分について、外形標準課税を導入（付加価値割：資本割 = 2 : 1）。

「付加価値割」：賃金 + 支払利子 + 支払賃借料 + 単年度損益、「資本割」：資本金 + 資本準備金

- ・「付加価値割」については、賃金が一定割合を超える企業の課税ベースを圧縮。
- ・「資本割」については、事業に比して資本が大きな企業に配慮。

課税ベースから持株会社の子会社株式を除外。

資本金等が 1 千億円を超える企業については、資本金等規模に応じて課税ベースを圧縮。



VI. 消費税の中小事業者特例

小規模な事業者の事務負担への配慮から設けられた消費税の中小事業者特例（免税点制度、簡易課税制度）について、見直しを行う。

(1) 現行の免税点制度及び簡易課税制度の概要

免税点制度：売上高 3 千万円以下の事業者は免税。

簡易課税制度：売上高に、業種に応じたみなし仕入れ率を乗じて、簡易に消費税額を算出するもの。現行は、売上高 2 億円以下の事業者が対象。

< 簡易課税における納付税額の計算方法 >

売上高 × 5% - 売上高 × みなし仕入れ率 × 5% = 消費税納付税額

< 簡易課税におけるみなし仕入れ率 >

卸売業：90%、小売業：80%、製造業等：70%、サービス業等：50%、その他事業：60%

(2) 平成 15 年度改正の内容

免税点制度：適用上限の引下げ 3,000 万円以下 → 1,000 万円以下

簡易課税制度：適用上限の引下げ 2 億円以下 → 5,000 万円以下

申告納付回数：直前の課税期間の年税額が 6,000 万円地方消費税込みを超える事業者について、年 4 回申告納付から毎月申告納付（年 12 回）。

適用期間：平成 16 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用。

総額表示方式：消費税法において、総額を明らかにすることを義務づけ（平成 16 年 4 月 1 日から）。

第7章 財政投融资の概要

平成15年度経済産業省関係財政投融资計画の概要

平成14年12月

経済産業省

1. 我が国の産業競争力の強化

1.1. 国際競争力のある企業の創出と創業・新事業展開等の促進

(1) 競争力ある企業を伸ばす

○事業再編・産業再編の促進【政策銀・中小公庫・国民公庫・商工中金】

- ・我が国産業活力の再生を図るため、不良債権処理加速化に伴い優良な経営資源が散逸することのないよう、企業の事業再構築や産業再編、事業の早期再生を促進する。このため、産業活力再生特別措置法の抜本改正に合わせ、従来の事業再構築支援制度について産業活力再生支援融資制度に発展改編するとともに、産業再編や経営資源の再生、革新設備導入に必要な資金を確保する(既に、日本政策投資銀行のファンド出資制度の拡充及び超低利融資枠の拡大を「改革加速プログラム」(14年12月)にて前倒して実施)。
- ・企業の徹底した経営改革を推進するため、経営改革に必要な長期運転資金等を供給する融資制度(事業構造改革促進融資)において、産業再生法認定事業者を対象に融資比率を拡大する。

○事業再生の支援【政策銀】

- ・民事再生法等、再建型法的倒産処理手続を通じた事業の再生を促進するために、事業再生支援融資制度(DIPファイナンス)の融資比率の拡大等を「改革加速のための総合対応策」(14年10月)にて前倒して実施。

(2) 創業・新事業の支援、サービス産業の活性化

○大学発ベンチャーの促進【政策銀】

- ・「大学発ベンチャー1000社計画」を推進するため、ベンチャー企業の育成・支援のために必要な資金を確保する。

○創業資金調達の支援策の充実【国民公庫】

- ・担保や過去の勤務経験などの形式的要件によらず、ビジネスプラン(開業計画書及び資金計画書)の的確性を審査することにより無担保・無保証人(本人保証もなし)で、迅速に融資する制度の拡充を、14年度補正予算にて前倒して実施。

(3) 企業や個人の「挑戦」を支える金融機能の確立

○セーフティネット貸付の充実【中小公庫・国民公庫・商工中金】

- ・現下の厳しい経済環境の下、挑戦する意欲と能力ある中小企業までが経営破綻に追い込まれるような事態を回避するため、セーフティネット貸付の拡充を14年度補正予算にて前倒して実施し、引き続き、セーフティネット対策に万全を図る。

○再建途上の潜在力ある中小企業の再生支援【中小公庫・商工中金】

- ・民事再生法等により再建手続き中の中小企業の再生に資するため、DIPファイナンス(再建企業向け融資)制度の充実を14年度補正予算にて前倒して実施。

○社債市場活性化スキームの創設【政策銀】

- ・高格付に偏らないバランスの取れた厚みのある健全な社債市場を育成し、企業の円滑な資金調達の場として十分に機

能させるため、ＢＢＢ格の社債市場育成につながる、政策金融債権の流動化・証券化を活用した資産担保証券（ＡＢＳ）を組成・販売するスキームの創設を、「改革加速のための総合対応策」（１４年１０月）にて前倒して実施。

１．２．新市場を創出し、イノベーションを促す

（１）我が国の高付加価値拠点化

○新技術開発の促進【政策銀】

・産業技術力を強化するため、重点四分野及び実用化段階を含む民間の研究開発・技術開発活動を促進するために必要な資金を確保する。

○民間資金活用型社会資本整備（ＰＦＩ）融資制度の拡充【政策銀】

・社会資本の効率的な整備を推進するとともに、民間事業者への新たな活動環境を提供するため、融資条件の弾力的適用を行う。

（２）個人需要を拡大する

○情報セキュリティの整備促進【政策銀】

・健全な対個人市場の発展のための基盤構築を図るため、電子商取引の基盤となる情報セキュリティの整備に必要な資金を確保する。

２．環境・エネルギー問題への的確な対応

（１）環境問題への的確な取組

○京都メカニズム活用事業促進出資制度の創設【政策銀】

・地球環境問題に対応するため、京都メカニズム（ＣＤＭ；クリーン開発メカニズム、ＪＩ；共同実施）を推進する出資制度を創設する。

○土壌汚染対策融資制度の創設【中小公庫・国民公庫】

・土壌汚染対策法に基づく新たな規制に対応するため、中小企業に対する土壌汚染の調査、対策等に必要な資金の融資制度を創設する。

○リデュース・リユース・リサイクル（３Ｒ）の促進【政策銀・中小公庫・国民公庫】

・環境調和型経済社会を構築すべく、リデュース・リユース・リサイクル事業を促進するために必要な資金を確保する。

（２）エネルギー行政の的確な展開

○省エネルギー対策融資制度の拡充【政策銀・沖縄公庫】

・より効果的な省エネルギー対策を推進するため、省エネルギー支援をビジネスとするＥＳＣＯ事業者に対する支援を拡充する。

○新エネルギー・自然エネルギー開発融資制度の拡充【政策銀・中小公庫・国民公庫】

・新エネルギーの導入を促進するため、バイオマスエネルギー及び雪氷熱利用を対象に追加する。

各関連機関別計画額

(金額単位:億円)

機関名	平成14年度		平成15年度			
	財投規模	事業規模	財投規模	前年比	事業規模	前年比
中小企業金融公庫	13,712	19,000	13,010	▲5.1%	19,000	±0%
地域振興整備公団	382	1,463	289	▲24.3%	1,282	▲12.4%
石油公団	133	9,009	0	▲100%	4,978	▲44.7%
金属鉱業事業団	11	170	5	▲54.5%	65	▲61.8%
独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構	-	-	4	皆増	55	皆増
経済産業省所管機関計	14,238	29,642	13,308	▲6.5%	25,380	▲14.4%
国際協力銀行	12,872	19,100	11,908	▲7.5%	18,800	▲1.6%
日本政策投資銀行	9,100	12,000	9,050	▲0.5%	11,780	▲1.8%
国民生活金融公庫	35,300	36,805	30,500	▲13.6%	36,805	±0%

注1)機関名に網掛けしてあるものは、経済産業省所管機関。

注2)「事業規模」は「財投規模」に「自己資金等」を加えたもの。

注3)産業投資特別会計(社会資本整備勘定)融資額を含む。

注4)予想し難い経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、中小企業金融公庫の事業規模は最大26,492億円、国民生活金融公庫の事業規模は最大53,255億円(弾力性の効果を全て普通貸付に振り向けた場合)をそれぞれ確保することが可能。

注5)商工組合中央金庫の貸出規模については、実需に応じ債券発行等による資金調達を的確に行い、所要の規模を確保することが可能(平成15年度事業規模計画額(長期貸出額のみ)18,500億円)。

注6)電源開発株式会社については、昨年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、更なる財務体質の強化を図るための措置を15年度から実施。

<財投機関債について>

財投改革後の資金調達については、各財投機関は財投機関債の発行のために最大限の努力、検討を行うこととされているところ。当省所管機関の対応は次の通り。

中小企業金融公庫については、来年度財投機関債2,000億円(14年度2,000億円)の発行を予定。

地域振興整備公団については、来年度財投機関債200億円(14年度130億円)の発行を予定。

石油公団、金属鉱業事業団については、今後も発行に向けた検討を継続。

商工組合中央金庫については、既に所要資金の大半を商工債券等で自己調達(15年度商工債券発行予定額4.3兆円)。

産業投資特別会計(産業投資勘定)の概要

(注)()内は14年度計画額

- 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 105億円(107億円)
—民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に必要な資金を確保。
- 中小企業金融公庫 25億円(32億円)
—中小企業金融の充実のために必要な資金を確保。
- 地域振興整備公団 23億円(23億円)
—起業家育成施設等の整備のために必要な資金を確保。
- 情報処理振興事業協会(IPA) 10億円(11億円)
—戦略的ソフトウェア開発事業に必要な資金を確保。

第 8 章 法律の制定及び改正の概要

1 . 第 156 回通常国会提出法律案等

会期：平成 15 年 1 月 20 日～平成 15 年 7 月 28 日

・産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案、15.4.9 第 26 号

我が国産業の活力の再生を速やかに実現するためには、過剰供給構造の解消に資する共同事業再編、経営資源の再活用、事業革新設備の導入その他の事業活動を促進するとともに中小企業の活力の再生を支援することが重要であることにかんがみ、これらを支援するために合併等の組織の再編に係る簡易な手続に関する商法の特例措置、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例措置その他の措置を講ずる。

・エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案、15.5.9 第 37 号

最近の資源エネルギーの利用をめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の期限を延長し、海外の工場又は事業場におけるエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制に係る事業活動並びに使用済物品等の発生の抑制及び再生部品の利用に係る事業活動についての支援策を講ずるとともに、エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の排出を抑制するために経済産業大臣又は環境大臣が行う施策に対し必要な財政上の措置を講ずる。

・発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案、15.5.9 第 38 号

最近の電気の供給をめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、長期間にわたり安定的でありかつ二酸化炭素の排出の低減にも資する電力の供給源である原子力発電施設等の発電用施設につき、その周辺の地域における住民の生活の利便性の向上等に寄与する事業を促進するとともに、その利用の促進及び安全の確保を図るために必要な財政上の措置を講ずる。

・特許法等の一部を改正する法律案、15.5.23 第 47 号

我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産の迅速かつ適正な保護の要請に対処するため、特許権の取得等に係る費用負担の適正化を図る観点から特許関係料金の改定その他料金納付に係る制度の見直しを行い、迅速かつ的確な紛争処理を促す観点から異議申立て、審判及び審決取消訴訟に係る制度を合理化するとともに、特許制度の国際的調和を進める等制度の改善を図る。

・不正競争防止法の一部を改正する法律案、15.5.23 第 46 号

我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大、経済社会の情報化等にかんがみ、事業者の営業上の利益を適正に保護し、事業者間の公正な競争を確保するため、損害額の算定方式の見直しその他の営業上の利益の侵害に対する救済措置の充実を図るとともに、営業秘密の不正な使用、開示等営業秘密に係る不正競争に対する罰則を設ける等の措置を講ずる。

・電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案、15.6.18 第 92 号

最近の電気事業及びガス事業をめぐる状況を踏まえ、すべての一般電気事業者及び一般ガス事業者を託送供給義務の対象とし、託送供給に係る情報の目的外利用の禁止、収支の明確化等の措置を講ずるとともに、特殊法人等の改革を推

進するため、電源開発促進法を廃止し、電源開発株式会社を民営化する。

・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案、15.5.28 第 49 号

化学物質の管理の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、新規化学物質の審査及び規制をより効果的かつ効率的に行い、化学物質による環境の汚染をより確実に防止するため、難分解性を有し、かつ、動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質等を新たに規制の対象とするとともに、新規化学物質の審査について、その製造又は輸入の数量、取扱いの方法等に応じた措置を講ずる。

・ 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案、15.5.28 第 50 号

揮発油と炭化水素以外の物との混合物が自動車用燃料として使用されることによる事故が発生している状況を踏まえ、揮発油等の炭化水素油とその他の物との混合物であつて揮発油等と同等の性状を有するものについて、その品質を確保するために必要な措置を講ずる。

・ 下請中小企業振興法の一部を改正する法律案、15.6.18 第 86 号

最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請中小企業振興法の対象として追加するとともに、振興事業計画に基づく事業を実施する下請事業者に対して中小企業信用保険法の特例措置を講ずる。

・ 小規模企業共済法の一部を改正する法律案、15.6.18 第 88 号

最近における経済社会情勢の変化に対応して、小規模企業共済制度の長期的な安定を図るため、共済金額及び解約手当金額の算定方法について見直しを図るとともに、中小企業総合事業団の理事長、副理事長及び理事の業務上の余剰金の運用に係る忠実義務を新たに設ける。

・ 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案、15.7.2 第 102 号

公益法人に係る改革を推進するため、経済産業省が所管する法律の規定に基づく検査、登録その他の行政上の事務について、経済産業大臣がこれを行わせる者を指定し、又は認定する制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者がこれを行う制度へと改める等所要の措置を講ずる。

2 . 第 157 回臨時国会提出法律案等

会期：平成 15 年 9 月 26 日～平成 15 年 10 月 10 日

当省関係提出法案なし

3 . 第 158 回特別国会提出法律案等

会期：平成 15 年 11 月 19 日～平成 15 年 11 月 27 日

当省関係提出法案なし

4 . 第 159 回通常国会提出法律案等

会期：平成 16 年 1 月 19 日～平成 16 年 6 月 16 日

・ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案、16.4.21 第 34 号

現在、企業への資金供給は融資に偏っており、ベンチャー企業や、経営革新・事業再生に取り組む企業に十分に供給されてないため、出資として供給する仕組みであるファンド制度の一層の拡充が求められていることから、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（中小ベンチャーファンド法）を改正し、投資先への融資を可能にするとともに、投資対象を拡充し、中堅企業や公開大企業にも幅広く出資ができるようにする。

・中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案、16.4.21 第 35 号

中小企業金融機能の強化のため、中小企業向け融資のリスクを低減させて長期資金の供給を支援するための「証券化支援業務」を中小企業金融公庫に追加する。同時に、中小企業信用保険業務を中小企業総合事業団から中小企業金融公庫に移管し、独立行政法人中小企業基盤整備機構について繊維関係業務の合理化等の措置を講ずる。

・商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案、16.4.28 第 39 号

近年の市町村合併による地方自治体の再編の進展等にかんがみ、商工会議所及び商工会が商工業の実態に即して迅速かつ適切にそれぞれの組織の再編を図ることができるようにするため、商工会議所の合併に関する規定の整備を行うとともに、商工会議所及び商工会の地区の特例を拡大する等の措置を講ずる。

・商品取引所法の一部を改正する法律案、16.5.12 第 43 号

商品先物市場の急速な拡大、国際的な市場間競争の激化及び委託手数料の自由化による商品取引員の競争環境の変化を踏まえ、委託者保護を強化するとともに、信頼性・利便性の高い市場制度を確立するため所要の措置を講ずる。

・特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案、16.5.12 第 44 号

事業者の悪質な勧誘行為等に係る消費者トラブルが近年増加傾向にあり、新たな社会問題となっていることに適切に対処するため、悪質な勧誘行為等に対する行政規制の強化及び消費者の民事的救済の充実等所要の措置を講ずる。

・不正競争防止法の一部を改正する法律案、16.5.26 第 51 号

近年の経済社会の情報化の進展にかんがみ、不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名の取得等をする行為の停止等を請求することができることとするとともに、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止の範囲の拡大等を行う。

・特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案、16.6.4、第 79 号

特許審査の迅速化を図るため、調査業務等を登録調査機関等に行わせることができる制度への移行、特定登録調査機関が交付する調査報告を提示して行う出願審査の請求の手数料の軽減、実用新案権の存続期間の延長、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務の拡大等を行うとともに、職務発明に係る対価が適正に定められるようにするため、その定め方に関する規定を整備する。

・コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案、16.6.4 第 81 号

コンテンツが国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、かつ、海外における我が国の文化等に対する理解の増進に資するものであるとともに、コンテンツ事業が将来において成長発展が期待される分野の事業であることにかんがみ、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、コンテンツの創造、保護及び活用の促進について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及びコンテンツ制作等を行う者の責務等を明らかにするとともに、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の基本となる事項並びにコンテンツ事業の振興に必要な

事項を定める。

・独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案、16.6.9 第 83 号

(1)独立行政法人通則法を受けて、産総研を特定独立行政法人（公務員型の独立行政法人）としている規定を削除することにより、産総研を特定独立行政法人以外の独立行政法人（非公務員型の独立行政法人）とする。

(2)役員及び職員の秘密保持義務等、移行に伴い必要となる諸規定の整備を行う。

・鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案、16.6.9 第 94 号

（１）鉱山保安法の一部改正 鉱山における保安を巡る状況変化を踏まえ、国の関与の在り方を見直し、民間の自主性を活かした保安確保への取り組みを可能とするための規制の合理化を行う。（２）経済産業省設置法の一部改正 地域の現場における鉱山保安行政とその他の産業保安行政とを一体的に実施するため、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組する等の措置を講ずる。

・工業標準化法の一部を改正する法律案、16.6.9 第 95 号

（１）ＪＩＳマーク表示制度の変更「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月閣議決定）に従い、製造業者等は、国により登録された民間の第三者機関が行う認証を受けることによりＪＩＳマークを付することができる制度とする（登録制度及び民間認証）。（２）試験事業者制度の変更（１）の閣議決定に従い、試験事業者を国が認定している現行制度を登録制度とする。

第9章 政策評価

1. 政策評価について

平成14年4月より「行政機関が行う政策の評価に関する法律[平成13年法律第86号](以下、政策評価法)が施行され、法律に基づいて政策評価を行うことが義務づけられた。

これは、平成9年12月の行政改革会議の最終報告で指摘された「評価機能の充実の必要性」に端を発した政策評価導入の流れが結実したものである。「最終報告」は、「制度疲労のおびたしい戦後型行政システムを改め、自立的な個人を基礎としつつ、より自由かつ公正な社会を形成するにふさわしい21世紀型行政システム」への転換を目指した。

経済産業省は、平成10年3月より「政策評価研究会」を発足し、英米や我が国における政策評価の実施状況やそれを取り巻く制度についての事例研究を行い、平成11年8月に報告書をまとめた。平成11年12月には、「政策評価ガイドライン」を作成し、政策評価の具体化に向けて省内の体制を整備し、また平成14年4月からは政策評価法に基づく「経済産業省政策評価基本計画」及び「経済産業省政策評価実施要領」を策定した。

平成15年度においては、119施策について事前評価を実施するとともに、32施策について中間・事後評価を実施した(評価結果については、経済産業省ウェブサイト(http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html)を参照のこと)。

2. 独立行政法人制度について

独立行政法人制度とは、橋本内閣当時における行政改革の柱の一つとして、平成9年12月の「行政改革会議最終報告」において制度の導入が提言され、実現した制度であり、平成13年4月1日に56法人が発足し、以後順次法人が設立されることとなっている。当省においては平成13年4月1日に発足した先行5法人(経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構)に加え、以後平成15年10月1日に3法人(新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構)、平成16年1月に1法人(情報処理推進機構)、同年2月に1法人(石油天然ガ

ス・金属鉱物資源機構)が発足し、同年7月に1法人(中小企業基盤整備機構)の発足が決まっている。なお、平成15年度末時点において、全府省で計95法人が設立されている。

独立行政法人制度の趣旨は、(1)国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要、(2)国が自ら主体となって直接に実施する必要がない、(3)民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある、等に該当する事務及び事業について、国からの事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの移行を図り、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保することにある。

3. 独立行政法人評価について

独立行政法人制度では、独立行政法人評価委員会が客観的・専門的な見地から業務実績に関して評価を行い、その結果を独立行政法人に通知することとされており、当省でも独立行政法人評価委員会を設置し、法人の実績評価に取り組んでいるところである。また、総務省に各府省の評価委員会が実施した評価に関する意見を表明し、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃の勧告等を行うものとして、政策評価・独立行政法人委員会が設置されている。

当省の独立行政法人評価委員会では、各法人の平成14年度の業務実績についての報告が行われ、それに対する業績評価が行われた。各法人の評価については下記のとおり。

- 経済産業研究所 : A
(AA, A, B, C, Dの五段階評価)
- 工業所有権総合情報館 : A
(A, B, Cの三段階評価)
- 日本貿易保険 : A
(AA, A, B, C, Dの五段階評価)
- 産業技術総合研究所 : A
(AA, A, B, C, Dの五段階評価)
- 製品評価技術基盤機構 : A
(A, B, Cの三段階評価)

また、制度WGを開催し、年度業務評価及び中期目標期間評価等について検討を行い、「経済産業省独立行政法人評価委員会における評価の基本方針」を取りまとめた。

第 10 章 情報公開

1. 行政機関情報公開法の概要

[1999 年 5 月 14 日公布 / 2001 年 4 月 1 日施行]

(1) 目的

国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。

(2) 対象となる行政機関

国政を執行する全ての行政機関である。

(3) 対象となる文書

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものである。

(4) 開示請求権者

何人も開示請求が可能である。

(5) 開示義務

開示請求があった場合、不開示情報を除いて、原則として開示する。

< 不開示情報 >

特定個人を識別できる情報（個人情報）

法人等の正当な利益を害するおそれのある情報（法人等情報）

国の安全を害する、諸外国等との信頼関係を損なうおそれのある情報（国家安全情報）

公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれのある情報（治安維持情報）

行政機関の相互間・内部の審議・検討等に関する情報で、率直な意見交換、意思決定の中立性を損なう等のおそれのある情報（審議・検討情報）

行政機関の事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（行政運営情報）

(6) 開示の決定・実施等

開示請求があった翌日から 30 日以内に、全部開示、全部不開示、部分開示を決定。ただし、30 日以内の期間延長及びそれ以上の期間延長の特例措置も規定されている。

開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が含まれる場合、開示の決定に際し当該第三者に意見提出の機会を付与することができる。

開示は、文書、図画等の閲覧、写しの交付等により実施する。

(7) 不服申立て

開示決定等に不服がある開示請求者等は、行政機関に対して不服申立てを行うことが可能である。

行政機関は、不服申立てに対する決定等（全部開示をする場合及び不適法な不服申し立てを却下する場合を除く）をする際、内閣府におかれる情報公開審査会に諮問しなければならない。

(8) 訴訟

開示請求者等は開示決定等の取消し又は開示決定等に係る不服申立てに対する決定等の取消しを求める訴訟を提起することが可能である。

(9) 行政文書の管理

法の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理すべき旨を規定している。

2. 独立行政法人等情報公開法の概要

[2001 年 12 月 5 日公布 / 2002 年 10 月 1 日施行]

(1) 目的

行政機関と同様に、独立行政法人等の諸活動について、国民に対する説明責任が全うされるようにする。

(2) 対象となる独立行政法人等（経済産業省関係：平成 16 年 3 月 31 日現在）（計 19 法人）

独立行政法人（計 11 法人）

経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、水資源機構、日本貿易振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、情報処理振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、原子力安全基盤機構

特殊法人又は認可法人で、法人の理事長等を大臣等が任命し、又は政府が出資することができるとしているもの（計 6 法人）

[特殊法人]

地域振興整備公団、石油公団、中小企業総合事業団、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、

[認可法人]

産業基盤整備基金

(2) 開示決定等件数

公営競技関係法人 (計 2 法人)

日本自転車振興会、日本小型自動車振興会

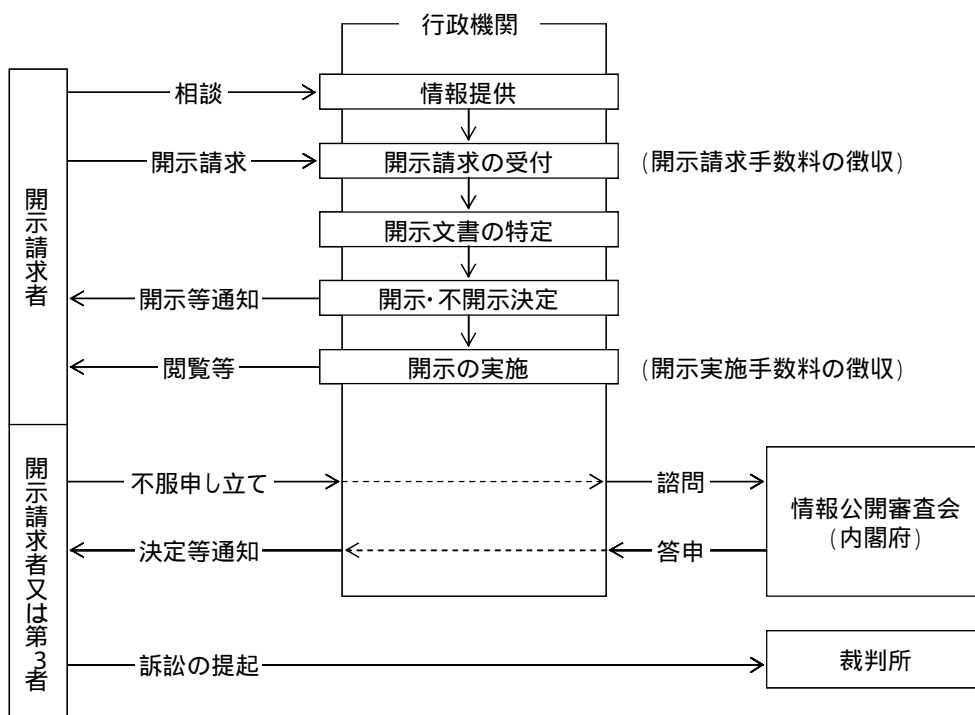
■ 平成15年度における情報公開法施行状況

(1) 開示請求件数

	情報公開窓口での新規受付件数		
	計	本省庁	地方支分部局
経済産業省	296	105	191
資源エネルギー庁	110	95	15
特許庁	335	335	-
中小企業庁	31	31	-
合 計	772	566	206

	計	開示決定等件数		
		開示決定		不開示決定
		全部開示	部分開示	
経済産業省	293	33	244	16
資源エネルギー庁	96	22	71	3
特許庁	349	107	234	8
中小企業庁	31	1	30	0
合 計	769	163	579	27

図．情報公開法の事務手続きの流れ



第 1 1 章 広報活動

1 . ホームページによる広報

ホームページ（日・英二カ国語）に組織概要、報道発表資料、審議会関係資料、白書等を掲載することにより、当省関連情報の公表を積極的に行った。

2 . 各種媒体による広報

テレビ番組の放映、パンフレットやリーフレット等の作成・配布により、当省関連情報の周知を図るとともに、当省関連情報の周知に資するものとして当省所管法人発行の「経済産業公報」（日刊）「経済産業ジャーナル」（月刊）に積極的に情報提供を行った。

また、大臣、次官会見及び幹部プレス懇談会等を開催し、さらに記者発表を適宜行うとともに、マスコミからの取材に積極的に応じた。

3 . 政府広報の活用

内閣府の協力を得て、当省関連施策の広告記事の新聞や週刊誌等への掲載、テレビ番組の放映を行った。

また、「官報資料版」、「時の動き」、「C a b i ネット」、「にっぽんNOW」等の政府広報誌に当省関連施策の記事の掲載を行った。これらの政府広報刊行物は公立図書館等での閲覧に供されるとともに、「政府刊行物サービスセンター」及び各地官報販売所等に備えられている。

4 . 行政情報センター

効率的な広報活動を行うため、別館 1 階に行政情報センターを設置し、窓口を通じて、報道発表資料を配付するなど施策の普及を行う。

報告書や統計類のレファレンスに応えるため「閲覧窓口」を設け、一般からの問い合わせに対応する。

また広範囲に渡る省内の業務や施策の担当部署の案内の行政サービスを行う。

第 1 2 章 情報システム

1. 概況

行政の情報化は、事務の効率化・高度化を図る観点からも、また、国民の立場に立った効率的・効果的な行政の実現を図る観点からも重要である。このため、経済産業省においては行政のあらゆる分野において、情報システムの利用を不可欠なものとして定着させ、内部コミュニケーションの円滑化や情報の共有化による政策決定の迅速化など行政運営の質的向上と、国民への情報提供の高度化や行政手続の効率化など行政サービスの向上を図られるよう努力をしてきた。

情報の受発信の多様化に対応して、インターネットサーバ、WWWサーバ、電子メール、霞が関W A N等の外部接続環境の機能拡充改善等をセキュリティに留意しつつ進めてきているところである。

平成 15 年度においては、ますます多様化・高度化する省内ニーズに的確に対応するため、飛躍的な機能拡充を図るべく、P C - L A Nシステムの全面的な更新並びに移行を実施した。

また、平成 14 年 7 月に決定された「経済産業省 国の行政機関等の行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」及び平成 15 年 7 月に決定された「経済産業省電子政府構築計画(平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 か年)」に基づき、平成 16 年 3 月末から、経済産業省所管法令に係るすべての行政手続について、24 時間 365 日オンラインによる電子申請受付を開始するなど、業務改革とシステム整備を一体的に推進し、平成 17 年度に世界最先端の電子政府と呼ばれるにふさわしい姿となることを目指す。

2. 具体的取組み

2. 1. 国民の利便性・サービスの向上

(1) オンラインサービス利用の向上

国民に対する行政サービスの一層の向上を図るため、情報通信技術を活用して経済産業省における情報提供機能を強化するとともに、行政手続等に係る国民負担の軽減への要請に対応した。

平成 16 年 3 月末から、e - Gov を通じて経済産業省所管

法令に係るすべての行政手続について 24 時間 365 日オンラインによる電子申請受付を開始した。

オンライン受付を行った案件については、申請のみならず、その申請に関する経済産業省からの通知も電子的に行うことを可能とした。

ホームページ、広報誌等を活用し、オンラインで行える手続の利用方法、メリット等を周知するとともに、経済産業省から公表する各種行政情報の提供を電子的手段・媒体で行うことにより行政サービスの質的向上を図った。

ワンストップサービスの拡大

経済産業省では、2003 年度に、会社設立の手続案内、申請書の作成支援及び申請書様式のダウンロードまでを行うことができ、また、利用者に対し、創業支援施策紹介、専門用語解説及び掲示板などの情報提供を行う「創業ナビ」の実証実験を行った。今後も、利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、経済産業省の汎用電子申請受付システムを可能な限り e - Gov との連携を図った。

申請・届出等の手続案内など情報提供の迅速化

申請・届出等の手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集および結果公表)について、e - Gov を通じて迅速に更新、提供するとともに、申請・届出等の手続案内について、引き続き利用者にとって有益な関連情報の提供を推進した。

2. 2. 情報通信技術の活用による事務・手続きの簡素化、効率化及び行政運営の合理化

手続廃止等の抜本的減量化、添付資料等の簡素化や手続規制の透明化、事務処理電子化等による手続処理期間の短縮の 3 つの「手続改革」への取組を開始した。

年間申請件数ゼロの手続及び社会経済環境の変化等により必要性が失われた手続については、原則として廃止。年 2 回以上の定期的な申請・届出等を義務付けている手続については、原則、その頻度を半減。

法令に根拠のない添付書類、一般に入手可能な添付資料については、原則として、添付書類の提出を廃止。

電子決裁の導入、決裁処理の効率化を行う等により、申請等に要する事務処理期間を計画的に短縮。

外部リソースの活用等による執行体制の効率化を推進。
内部管理業務の効率化を推進。

2.3. 経営資源の極大化のための環境・システム整備

(1) 経済産業省情報基盤の抜本的改善

共通情報基盤の高速化、性能向上

平成 15 年 12 月に経済産業省共通情報システム基盤システム（PC-LAN システム）を更新し、経済産業省システムの抜本的な高速化、性能向上を図った。

EUC（エンドユーザコンピューティング）の推進

データベースソフト、グループウェア、イントラネット等を活用し、エンドユーザたる職員自らが業務の効率化を行うための環境を整備し、エンドユーザコンピューティングに関するガイドラインを作成した。

(2) 情報セキュリティ対策等の充実・強化

「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿って改定した情報セキュリティポリシー（情報システムの安全確保の指針）に基づき、安全なネットワーク

設計、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保を図った。また、平成 15 年度においても、平成 14 年度に引き続きセキュリティ監査及びシステム監査を実施した。

(3) 情報システムに係る政府調達改善

「情報システムに係る政府調達制度」に基づき、質の高い低廉な情報システムの調達のため、平成 15 年度に行った PC-LAN システムの調達に、総合評価落札方式を用いた。

(4) 執務環境の改善

電子経済産業省の一層の推進に向けて、平成 15 年度中に大臣官房情報システム厚生課において、モデル的に業務の電子化とペーパーレス化のための環境整備を行った。

第 1 3 章 経済産業研究所

1 . 概要

独立行政法人経済産業研究所（通称：R I E T I（リエティ））は、独立行政法人制度の発足と時期を同じくして平成 13 年 4 月 1 日に設立された。その前身は 1987 年に通商産業省（当時）の一部門として設立された通商産業研究所（通称：通産研）にさかのぼる。通産研は通商産業政策、内外経済事情等に関する基礎的な調査研究を理論・実証の両面で行うことにつとめてきた。

しかし、我が国が経済構造改革、行政改革など諸改革を断行し、活力ある経済社会を構築していくためには、従来型の行政・政策の殻にとどまらず、ダイナミックかつ斬新な政策の企画立案能力を強化し、国際社会の中で積極的な政策展開を行っていくことが求められた。

このような政策立案、発信能力の強化を図るためには、行政機関から一定程度の独立性を有して、行政官のみならず民間や学界の有識者、さらには海外を含めた第一級の研究者らが切磋琢磨し、中長期的に戦略的な視点を持って、世界的水準に達した調査分析、政策研究、政策提言を行う、いわば政策形成の新たなプラットフォームとなりうるような機関が必要不可欠となった。

このような背景の下に、独立行政法人経済産業研究所は、非公務員型の独立行政法人として、人事の円滑化や予算執行の弾力化を図ることによって、公共政策に関する政策研究という重要かつ不可欠な業務を効果的かつ効率的に実施することを目的として設立された。

2 . 中期目標

中期目標期間

平成 13 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日までの 5 年間

目標 1 . 国民に対して提供するサービスの質の向上

中長期的な経済システム改革ニーズに沿った適切な研究対象を設定し、以下の業務を通じて、政策研究・提言の質の向上に努める。

(イ) 調査・研究業務

専門誌等で評価される水準、また国内外の政策論争に指導的なインパクトを与える水準で行う。

(ロ) 政策提言・普及業務

研究成果・政策提言をインターネット等によって

積極的に発信するほか、国際シンポジウムに参加し、自らも組織することを通じて認知度を高める。政策当局、研究者、産業界など、多くの分野の有識者の間で意見交換が行われる環境を整備し、研究成果を政策論争の場や政策形成プロセスに提供する。内外から幅広く意見・評価を収集し、レビューを確実に行う。

(ハ) 資料収集管理、統計加工及び統計管理業務

情報システムを活用し、国内外の有識者が持つ有用な情報や統計をデータベース化してインターフェースを高め、政策研究に必要な情報収集・閲覧及び意見交換が簡便に行える体制を構築する。

目標 2 . 業務運営の効率化

研究所のポテンシャルを最大限発揮できる方向での効率化に努め、運経費交付金によって行う事業について、新規追加・拡充部分を除き、5 年間の毎年度平均で、前年度比 1 % 程度の効率化を図る。

目標 3 . 財務内容の改善

当研究所の設立目的は利益追求ではない。収入を増やすべく研究受託活動のみに意を用いることは、研究成果が依頼者の利益に左右され、本来の設立趣旨を損なうことにもなりかねない。従って、研究所の財政基盤は、公的資金に基本的に依拠することが必要不可欠である。

他方、財務内容の健全性を確保する観点からは、資金の借入を厳に慎むことに加え、本来得られる収入機会を逃していないか、固定経費が発生する等、硬直的な組織運営となっていないか、資金使途の透明性が確保されているか、また使途は有効か、といった視点で適切な執行を行う。

目標 4 . その他業務運営

当研究所は、その研究の範囲を限定せず、より高所から中長期的な経済システム改革のニーズを見据え、自由に研究課題の設定を行うことが重要である。また、その遂行に当たっては、オープンで忌憚のない議論が行えるよう、幅広い機関から積極的に人材を受け入れる。

3 . 中期計画の見直し

中期目標を達成するため、経済産業研究所においては中期計画を設定しているが、平成 13 年度における研究活動、研究実績を踏まえ、平成 15 年 6 月に中期計画の見直

しを行った。

(1) 研究クラスターの変更

経済産業研究所は、当面の課題を見据えながら、中長期にわたる経済システム改革の問題をその主な研究対象とし、政策・制度分析に重点をおいた政策研究・提言を行うことで、政策論争の活性化と政策形成の質の向上につなげていくこととされている。経済産業研究所は、その設立当初、「IT革命と経済システム」「企業組織・経営・法制、雇用契約」「規制・競争政策と政策・行政評価」「研究開発と技術、産学協同」「国際政治経済関係・国際経済法関係」「アジア経済・地域統合」「政治経済社会システム」「マクロ・国際金融、財政・金融構造」「計量分析、データ・ベース」の9つの研究クラスターを設定し、理論的・分析的フレームワークに基づいた客観的な政策研究・提言活動を行うものとされた。

しかし、13年度の研究活動を経て、「IT革命と経済システム」クラスターの包含する研究課題が他の研究クラスターと横断的に関連することが明らかとなってきた。このため、「IT革命と経済システム」クラスターを発展解消し、その包含する研究課題を「企業組織・経営・法制」「規制・競争政策と政策・行政評価」「政治経済社会システム」に分割して再編成を実施した。

また、「企業組織・経営・法制、雇用契約」クラスターに包含されていた成長部門への労働移動、多様な雇用契約といった雇用に関する研究課題は、「マクロ・国際金融、財政・金融構造」クラスターに包含されていた社会保障制度改革、医療制度改革といったセーフティネットに関する研究課題と密接な関係を有する。このため、これら

の研究課題を統合し、新たに「雇用契約・セーフティネット」クラスターを設けた。

なお、今回の再編に伴い、呼称の簡略化も併せて図り、「産業組織・産業政策・経営」「規制・競争政策・行政評価」「雇用契約・セーフティネット」「研究開発・技術・産学連携」「国際経済関係」「アジア経済・地域統合」「政治経済システム」「マクロ・国際金融・財政」「計量分析・データベース」を新しいクラスターとして設定した。

(2) アウトプット指標の改訂

経済産業研究所は、その政策研究・提言活動において、中期計画を実現することによって、政策を変更し、また、新しい政策を生み出していくような質的に充実したインパクトをもたらしていくものとしている。これら質的に充実した政策研究・提言活動を実現した結果として、期待される相応のアウトプットの指標については、様々な背景、要因等によって大きく左右されうる点を十分踏まえる必要があるが、13年度は年度計画を大幅に上回る実績があったことから、13年度の実績を維持し、更にそれを上回るよう努めるため、研究成果に基づく出版物の刊行冊数、学術誌、専門誌等で発表された論文数等の一部指標を改訂した。

導員を人口 15 万人以上の都市に配置している。統計指導員は都道府県知事により任命され、市町村長の指揮監督を受けて調査員の指導にあたる。

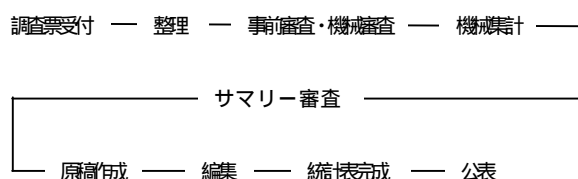
審査・集計業務

集計業務は、すべて電算化している。審査業務についても機械化を進めており、記入漏れや異常値を自動的にチェックするシステムを導入しているが、異常値や記入漏れが発見された場合の対応等は、職員等が行わざるを得ないのが現状である。

統計表の作成・公表・提供

調査実施課室において、審査・集計された結果をもとに速報、確報等を編集し、刊行物として公表している。またすべての結果概要については、インターネット等によっても公表している。なお、一部の統計については CD-ROM 及び磁気テープ等の各種媒体による提供を行っている。

調査票の収集から公表までのフロー



(2) 調査統計部が実施する主な一次統計調査の概要

商業統計調査

卸売業及び小売業を対象とした最も基本的な経済統計調査のひとつであり、「商業の国勢調査」とも呼ばれている。商業の構造を産業別、規模別、地域別、業態別、立地環境特性格等に把握し、事業所の分布状況や販売活動等、我が国商業の実態を明らかにすることを目的とした唯一の全数調査である。本調査は昭和 27 年に実施を始め、平成 9 年調査後は本調査を 5 年周期とし、中間年（本調査実施 2 年後）にこれを補完する簡易調査を実施している。

工業統計調査

我が国工業の実態を明らかにすることを目的とした、製造業についての最も基本的な調査である。全国の製造業を営む事業所を対象に、事業所数、従業員数、現金給与総額、原材料・燃料・電力使用額、製造品出荷額、有形固定資産額、工業用水の使用量等を調査している。西暦末尾 0, 3, 5, 8 年を全数調査とし、それ以外につ

いては従業員 4 人以上の事業所を対象に調査を実施している。

経済産業省企業活動基本調査

我が国企業の事業活動の多角化、国際展開、ソフト化、企業間ネットワークの形成、分社化・子会社化等の多様な経済活動の実態を包括的に把握することを目的に、平成 4 年に第 1 回調査を実施し、平成 7 年以降毎年実施している。調査対象は資本金または出資金 3 千万円以上、かつ従業員 50 人以上で製造業・卸売業・小売業・一般飲食店・電気及びガス業・鉱業・クレジット業・割賦金融業・当省所管に係るサービス業等に属する事業所を有する企業である。事業組織及び従業員数や親会社・子会社・関連会社の状況、事業内容、企業間取引状況や事業の外注状況その他について調査している。

特定サービス産業実態調査

我が国サービス産業の活動の実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、昭和 48 年から調査を実施している。平成 12 年調査以降は、対事業所サービスを「ビジネス支援産業」、対個人サービスを「娯楽関連産業」と「教養・生活関連産業」に分割し、各々の分類毎の業種を原則として 3 年に 1 回調査している。なお、ビジネス支援産業に区分される情報サービス業、物品賃貸業については、IT 化の急速な進展等により構造変化が著しいことから、毎年調査している。

経済産業省生産動態統計調査

鉱工業生産の月々の動態（生産高、出荷高、在庫高等）を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。平成 15 年時点で本調査において約 2000 品目を調査しており、調査票はそれぞれの品目に応じた様式（116 月報）を定めている。調査結果は、個別産業施策への利用のほか、関係業界においても生産計画等の経営指標として活用されている。主要品目のデータは、景気判断指標として広く活用される鉱工業指数（IIP）等の作成にも用いられている。

商業動態統計調査

全国の商業を営む事業所及び企業の販売額等を毎月調査することにより、商業（卸売業、小売業、大型小売店、コンビニエンスストア）の動向を把握し、景気判断、消費動向等の基礎資料を得ることを目的としている。消

費動向を「もの」の販売活動から月ごとに捉える唯一の統計である。本調査は、商業統計調査を母集団とする標本調査であり、指定事業所調査（個別標本調査）指定調査区調査（地域標本調査）指定企業調査の3種類がある。

経済産業省特定業種石油等消費統計調査

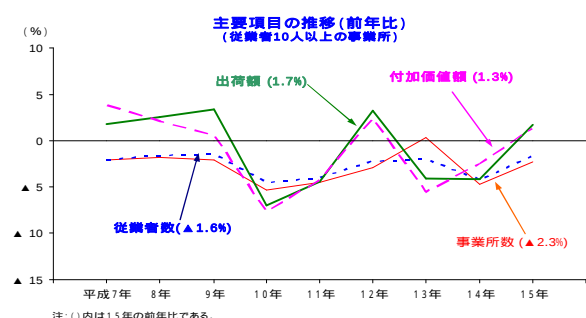
工業における石油等消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、昭和56年1月以降毎月実施している。石油の生産、流通政策をはじめ、省エネルギーの推進、石油代替エネルギー導入の促進等、総合エネルギー政策の基礎資料として利用されているほか、関係業界においても、エネルギー原単位の算出や省エネ効果等の分析資料、及びエネルギーバランス表の作成にも利用されている。

2.2. 主な一次統計調査の平成15年調査結果

(1) 工業統計

従業者10人以上の製造事業者の動向

平成15年の従業者10人以上の製造事業所数（以下、「事業所数」という）は、14万3287事業所、前年比▲2.3%と2年連続の減少、従業者数は、734万2817人、同▲1.6%と平成4年以降12年連続の減少となった。一方、製造品出荷額等（以下、「出荷額」という）は、264兆6735億円、同1.7%、付加価値額は、93兆9010億円、同1.3%と、ともに3年ぶりの増加となった。



年次	項目	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		付加価値額	
		前年比 (%)	(人)	前年比 (%)	(億円)	前年比 (%)	(億円)	前年比 (%)	
平成	7年	174,418	▲2.1	9,048,325	▲2.1	2,922,796	1.8	1,098,820	3.8
	8年	171,201	▲1.8	8,903,872	▲1.6	2,995,775	2.5	1,121,407	2.1
	9年	167,606	▲2.1	8,781,972	▲1.4	3,096,722	3.4	1,128,015	0.6
	10年	166,905	▲5.3	8,606,686	▲4.5	2,921,176	▲7.0	1,059,131	▲7.7
	11年	159,346	▲4.5	8,258,337	▲4.0	2,792,555	▲4.4	1,013,726	▲4.3
	12年	154,723	▲2.9	8,073,292	▲2.2	2,882,798	3.2	1,037,118	2.3
	13年	155,182	0.3	7,908,897	▲2.0	2,764,170	▲4.1	979,265	▲5.6
	14年	146,632	▲4.7	7,463,435	▲4.3	2,602,587	▲4.2	926,879	▲2.5
	15年	143,282	▲2.3	7,342,817	▲1.6	2,646,735	1.7	939,010	1.3

産業別の状況

(1) 事業所数

事業所数は、14万3287事業所、前年比▲2.3%と2年連続の減少であった。

事業所数を産業別にみると、輸送用機械器具製（前年比0.9%増）、非鉄金属製造業（同1.3%増）、プラスチック製品製造業（同0.2%増）が増加となったのを除き、衣服・その他の繊維製品製造業（同▲7.2%減）、食料品製造業（同▲2.1%減）、電気機械器具製造業（同▲4.5%減）、窯業・土石製品製造業（同▲4.3%減）、印刷・同関連業（同▲2.9%減）、金属製品製造業（同▲1.5%減）など、21産業では引き続き減少となっている。

(2) 従業者数

従業者数は、734万2817人、前年比▲1.6%と、平成4年以降12年連続の減少であった。

従業者数を産業別にみると、輸送用機械器具製前年比2.7%増、プラスチック製品製造業（同製造業2.9%増）電子部品・デバイス製造業（同0.7%増）が増加したのを除き、電気機械器具製造業（同▲4.8%減）、衣服・その他の繊維製品製造業（同▲8.5%減）、食料品製造業（同▲1.4%減）、金属製品製造業（同▲2.5%減）、窯業・土石製品製造業（同▲4.2%減）など、24産業中21産業で減少となっている。

(3) 製造品出荷額等

出荷額は、264兆6735億円、前年比1.7%と、3年ぶりの増加であった。

出荷額を産業別にみると、輸送用機械器具製造業（前年比4.2%増）が4年連続して増加となったのをはじめ、電子部品・デバイス製造業（同9.5%増）、鉄鋼業（同8.5%増）、化学工業（同2.6%増）、一般機械器具製造業（同2.2%増）、プラスチック製品製造業（同4.7%増）、石油製品・石炭製品製造業（同3.7%増）、情報通信機械器具製造業（同2.7%増）などが増加に転じた。一方、その他の製造業（同▲11.5%減）、金属製品製造業（同▲4.0%減）、飲料・たばこ・飼料製造業（同▲3.2%減）、食料品製造業（同▲1.0%減）、窯業・土石製品製造業（同▲3.0%減）、衣服・その他の繊維製品製造業（同▲8.3%減）、印刷・同関連業（同▲2.9%減）など12産業では引き続き減少、家具・装備品製造業（同0.0%）は横ばいとなっている。

(二) 付加価値額

付加価値額は93兆9010億円、前年比1.3%と3年ぶりの増加となったものの、平成13年以降100兆円を下回る水準が続いている。

付加価値額を産業別にみると、電子部品・デバイス製造業(前年比17.8%増)、鉄鋼業(同13.0%増)、一般機械器具製造業(同3.1%増)、プラスチック製品製造業(同5.5%増)、化学工業(同1.8%増)など11産業で増加、飲料・たばこ・飼料製造業(同▲8.7%減)、石油製品・石炭製品製造業(同▲29.3%減)、金属製品製造業(同▲3.7%減)、その他の製造業(同▲10.9%減)、印刷・関連業(同▲3.1%減)、食料品製造業(同▲1.1%減)など13産業では減少となっている。

増加した産業のうち、電子部品・デバイス製造業はデジタルカメラ向け、携帯電話向けなどへの出荷が好調なことから、鉄鋼業は産業機械向け、自動車向けの出荷額の増加により、ともに3年ぶりの増加となっている。一方、飲料・たばこ・飼料製造業は冷夏に伴うビール、発泡酒などの需要減やたばこの需要減により、石油製品・石炭製品製造業は原油高により、それぞれ減少となっている。

(ホ) 有形固定資産取得額(建設仮勘定の増減を含む)(従業者30人以上の事業所)

有形固定資産取得額(建設仮勘定の増減を含む)は、8兆9253億円、前年比▲6.1%と2年連続の減少であった。

有形固定資産取得額を産業別にみると、非鉄金属製造業(前年比▲26.9%減)、化学工業(同▲9.9%減)、輸送用機械器具製造業(同▲6.3%減)、一般機械器具製造業(同▲8.9%減)、パルプ・紙・紙加工品製造業(同▲14.5%減)など18産業で減少、電気機械器具製造業(同6.8%増)、電子部品・デバイス製造業(同2.2%増)、鉄鋼業(同4.1%増)、ゴム製品製造業(同12.7%増)、精密機械器具製造業(同6.8%増)など6産業では増加となっている。

都道府県別の状況(従業者10人以上の事業所)

(イ) 事業所数

事業所数は、14万3287事業所、前年比▲2.3%の減少であった。

都道府県別にみると、沖縄が前年比2.0%の増加、長野が同0.1%増加となった他は、東京(前年比▲4.9%減)、高知(同▲4.8%減)、青森(同▲4.7%減)、愛媛(同▲4.6%減)、長崎(同▲4.0%減)、福岡(同▲3.5%減)、北海道(同▲3.4%減)、岡山(同▲3.4%減)などすべての県で減少となった。

事業所数が多い県は、大阪(1万1508事業所、構成比8.0%)、愛知(1万1247事業所、同7.8%)、東京(8489事業所、同5.9%)、埼玉(7924事業所、同5.5%)、静岡(7037事業所、同4.9%)、神奈川(6006事業所、同4.2%)、兵庫(5863事業所、同4.1%)、北海道(4273事業所、同3.0%)の順となっている。

(ロ) 従業者数

従業者数は、734万2817人、前年比▲1.6%の減少であった。

都道府県別にみると、東京(前年比▲4.6%減)、青森(同▲4.1%減)、大阪(同▲4.1%減)、高知(同▲3.7%減)、山口(同▲3.6%減)、長崎(同▲3.0%減)、愛媛(同▲2.9%減)など38県で減少、沖縄(同2.8%増)、熊本(同1.9%増)、大分(同1.6%増)、栃木(同1.0%増)など8県は増加となっている。また、鹿児島(同0.0%)は横ばいであった。

従業者数の多い県は、愛知(71万6620人、構成比9.8%)、大阪(45万2831人、同6.2%)、神奈川(39万8082人、同5.4%)、静岡(39万3119人、同5.4%)、埼玉(37万7915人、同5.1%)、東京(32万7760人、同4.5%)、兵庫(32万7063人、同4.5%)、茨城(24万3952人、同3.3%)の順となっている。

(ハ) 製造品出荷額等

出荷額は、264兆6735億円、前年比1.7%の増加であった。

都道府県別にみると、徳島(前年比13.1%増)、長野(同6.9%増)、鳥取(同6.5%増)、山梨(同6.2%増)、広島(同6.2%増)、大分(同6.2%増)、富山(同5.7%増)、岩手(同5.5%増)など33県で増加し、長崎(同▲13.2%減)、東京(同▲4.0%減)、秋田(同▲2.8%減)、和歌山(同▲2.2%減)など12県は減少となっている。また、石川、京都(同0.0%)はそれぞれ横ばいであった。

増加となった県のうち、徳島はデジタル家電向け蓄

電池、発光ダイオードの増加、長野はパソコン、印刷装置などの増加、山梨は数値制御装置、射出成型器、発光ダイオードなどの増加、大分は事務用機械器具部品・同付属品、デジタルカメラ、鉄鋼製品などの増加、岩手は携帯電話、油圧・空圧機器などの増加によるものとなっている。減少した県のうち、長崎は情報通信機器（表示装置等）の海外への生産移管などにより減少、東京は汎用コンピュータ、ワークステーションの需要減、パソコンの海外への生産移管などにより減少、秋田は有線放送設備などの減少によるものとなっている。

出荷額が大きい県は、愛知（34兆6358億円、構成比13.1%）、神奈川（18兆3485億円、同6.9%）、静岡県（15兆6627億円、同5.9%）、大阪（14兆4880億円、同5.5%）、埼玉（12兆5000億円、同4.7%）、兵庫（11兆9753億円、同4.5%）、千葉（10兆6625億円、同4.0%）、東京（10兆3980億円、同3.9%）、茨城（9兆8962億円、同3.7%）の順となっている。

(二) 付加価値額

付加価値額は、93兆9010億円、前年比1.3%の増加であった。

都道府県別にみると、徳島（前年比24.0%増）、沖縄（同21.0%増）、広島（同15.6%増）、大分（同12.2%増）、鳥取（同10.2%増）、長野（同10.1%増）など28県で増加し、長崎（同▲18.6%減）、奈良（同▲7.5%減）、岡山（同▲4.5%減）、島根（同▲4.3%減）、香川（同▲4.2%減）など18県で減少となっている。また、福島（同0.0%）は横ばいであった。

付加価値額が大きい県は、愛知（10兆6515億円、構成比11.3%）、神奈川（6兆1987億円、同6.6%）、静岡県（5兆8605億円、同6.2%）、大阪（5兆8523億円、同6.2%）、埼玉（4兆5016億円、同4.8%）、兵庫（4兆3931億円、同4.7%）、東京（4兆609億円、同4.3%）、茨城（3兆5095億円、同3.7%）、千葉（3兆3203億円、同3.5%）、栃木（2兆6923億円、同2.9%）の順となっている。

(ホ) 従業者1人当たり現金給与総額

従業者1人当たり現金給与総額は、452万円、前年比▲2.6%の減少であった。

都道府県別にみると、神奈川（前年比▲9.0%減）

長崎（同▲8.5%減）、栃木（同▲6.3%減）、東京（同▲6.0%減）、沖縄（同▲6.0%減）など35県で減少し、青森（同3.8%増）、富山（同2.4%増）、徳島（同2.1%増）、宮崎（同2.1%増）、奈良（同1.3%増）など11県で増加となっている。また、山口（同0.0%）は横ばいであった。

従業者1人当たり現金給与総額が高い県は、神奈川県（556万円）、愛知（528万円）、東京（504万円）、滋賀（493万円）、三重（491万円）、山口（487万円）、兵庫（483万円）、静岡（479万円）の順となっている。

(2) 経済産業省企業活動基本調査

主要数値

平成15年6月1日で実施した企業活動基本調査の企業数は2万7540社（前年度比▲2.2%減）あり、うち、企業活動基本調査の対象業種に格付けされた企業数は、2万6183社（前年度比▲2.6%減）となった。これらの企業が保有する事業所数は31万1634社（同0.6%増）、常時従業者数は1032万人（同▲1.2%減）、売上高は570兆7411億円（同▲0.3%減）、経常利益は17兆4827億円（同18.3%増）、保有子会社数は7万1939社（同▲3.7%減）となった。

主な産業別企業数は、製造企業1万2945社（前年度比▲2.3%減）、卸売企業6014社（同▲3.8%減）、小売企業3490社（同▲4.0%減）、情報サービス・情報制作企業1738社（同2.7%増）サービス企業（*）は1217社（同▲4.1%減）となった（第1表）。

第1表 主要数値

		企業数	事業所数	常時従業者数 (人)	売上高 (億円)	経常利益 (億円)	保有子会社数
総合計	13年度	28,151	330,082	10,915,539	5,897,124	158,291	77,557
	14年度	27,540	335,059	10,846,327	5,886,630	185,576	74,905
	前年度比(%)	▲2.2	1.5	▲0.6	▲0.2	17.2	▲3.4
	13年度	26,877	309,854	10,446,978	5,726,979	147,776	74,681
合計	14年度	26,183	311,634	10,324,791	5,707,411	174,827	71,939
	前年度比(%)	▲2.6	0.6	▲1.2	▲0.3	18.3	▲3.7
	13年度	13,247	77,499	5,037,918	2,455,610	76,697	40,440
	14年度	12,945	76,033	4,820,676	2,468,450	99,174	38,937
	前年度比(%)	▲2.3	▲1.9	▲4.3	0.5	29.3	▲3.7
製造業	13年度	6,251	66,092	1,531,241	2,016,421	24,202	21,948
	14年度	6,014	64,848	1,478,170	1,973,077	27,171	21,000
	前年度比(%)	▲3.8	▲1.9	▲3.5	▲2.1	12.3	▲4.3
	13年度	3,634	105,456	2,121,856	665,269	14,994	5,139
卸売業	14年度	3,490	108,665	2,181,877	659,142	15,410	4,809
	前年度比(%)	▲4.0	3.0	2.8	▲0.9	2.8	▲6.4
	13年度	1,692	8,337	565,830	158,159	9,385	2,885
	14年度	1,738	8,641	607,453	174,180	10,778	3,022
	前年度比(%)	2.7	3.6	7.4	10.1	14.9	4.7
小売業	13年度	1,269	12,319	312,469	172,991	4,526	2,664
	14年度	1,217	12,129	311,588	178,001	5,020	2,433
	前年度比(%)	▲4.1	▲1.5	▲0.3	2.9	10.9	▲8.7
	13年度	1,692	8,337	565,830	158,159	9,385	2,885
	14年度	1,738	8,641	607,453	174,180	10,778	3,022
	前年度比(%)	2.7	3.6	7.4	10.1	14.9	4.7
情報サービス・情報制作業	13年度	1,269	12,319	312,469	172,991	4,526	2,664
	14年度	1,217	12,129	311,588	178,001	5,020	2,433
	前年度比(%)	▲4.1	▲1.5	▲0.3	2.9	10.9	▲8.7
	13年度	1,692	8,337	565,830	158,159	9,385	2,885
	14年度	1,738	8,641	607,453	174,180	10,778	3,022
	前年度比(%)	2.7	3.6	7.4	10.1	14.9	4.7
サービス業(*)	13年度	1,269	12,319	312,469	172,991	4,526	2,664
	14年度	1,217	12,129	311,588	178,001	5,020	2,433
	前年度比(%)	▲4.1	▲1.5	▲0.3	2.9	10.9	▲8.7
	13年度	1,692	8,337	565,830	158,159	9,385	2,885
	14年度	1,738	8,641	607,453	174,180	10,778	3,022
	前年度比(%)	2.7	3.6	7.4	10.1	14.9	4.7

(注) サービス業(*)は、エンジニアリング業、冠婚葬祭業(互助会を除く)、写真現像・焼付業、ゴルフ場、遊園地・テーマパーク、機械修理業、広告代理業、物品賃貸業(レンタル業を除く)の計。

1企業当たりでみると、保有事業所数は11.9事業所（前年度差0.4事業所増）、常時従業者数は394人（前年

度比1.4%増)、売上高は218億円(同2.3%増)、経常利益は6億7千万円(同21.4%増)、保有子会社数は6.2社(前年度差横ばい)となった。

調査対象の約半数を占める製造企業を1企業当たりでみると、保有事業所数は5.9事業所(前年度差横ばい)、常時従業者数は372人(前年度比▲2.1%減)で3年連続の減少、売上高は190億7千万円(同2.9%増)、経常利益は7億7千万円(同32.3%増)で、ともに2年ぶりの増加、保有子会社数は6.7社(前年度差▲0.1社減)となった(第2表)。

第2表 1企業当たり主要数値

		事業所数	常時従業者数 (人)	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	保有子会社数
合計	13年度	11.5	389	21,308	550	6.2
	14年度	11.9	394	21,798	668	6.2
	前年度比(%)	0.4	1.4	2.3	21.4	0.0
製造業	13年度	5.9	380	18,537	579	6.8
	14年度	5.9	372	19,069	766	6.7
	前年度比(%)	0.0	▲2.1	2.9	32.3	▲0.1
卸売業	13年度	10.6	245	32,258	387	6.8
	14年度	10.8	246	32,808	452	6.8
	前年度比(%)	0.2	0.3	1.7	16.7	0.0
小売業	13年度	29.0	594	18,307	413	3.7
	14年度	31.1	625	18,887	442	3.7
	前年度比(%)	2.1	7.1	3.2	7.0	0.1
情報サービス・情報制作業	12年度	4.9	334	9,348	555	4.4
	13年度	5.0	350	10,022	620	4.5
	前年度比(%)	0.1	4.5	7.2	11.8	0.1
サービス業(*)	13年度	9.7	246	13,632	357	6.8
	14年度	10.0	256	14,626	413	6.5
	前年度比(%)	0.3	4.0	7.3	15.7	▲0.3

(注) 1企業当たり事業所数、子会社数の前年度比は前年度差。

企業の雇用状況

常時従業者数は1032万人で前年度比▲1.2%の減少となった。このうち、正社員は799万人(同▲2.8%減)、パートタイム従業者は233万人(同4.8%増)となっている(第3表)。

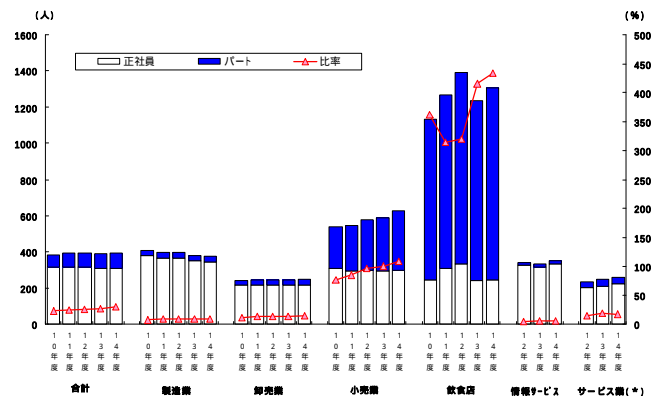
1企業当たりの常時従業者数は394人、前年度比1.4%の増加となった。うち、正社員は305人で同▲0.2%の減少、これに対し、パートタイム従業者は89人で同7.6%の増加となった(第1図)。

第3表 常時従業者数の推移

	常時従業者			正社員			パートタイム従業者		
	12年度	13年度	14年度	12年度	13年度	14年度	12年度	13年度	14年度
合計	10,519,571	10,446,978	10,324,791	8,403,521	8,223,981	7,994,805	2,116,050	2,222,997	2,329,986
前年度比	▲0.7	▲1.2	▲1.2	▲2.1	▲2.3	▲2.6	5.1	4.8	4.8
製造業	5,238,724	5,037,918	4,820,678	4,829,828	4,649,937	4,453,088	408,896	387,981	367,608
前年度比	▲3.0	▲3.8	▲4.3	▲3.1	▲3.7	▲4.2	▲2.2	▲5.1	▲5.3
卸売業	1,562,747	1,531,241	1,478,170	1,386,276	1,350,615	1,295,638	176,471	180,626	182,532
前年度比	▲5.0	▲2.0	▲3.5	▲5.0	▲2.6	▲4.1	▲4.3	2.4	1.1
小売業	2,033,045	2,121,856	2,181,877	1,038,620	1,061,346	1,045,995	994,425	1,060,510	1,135,881
前年度比	3.9	4.4	2.8	▲2.9	2.2	▲1.4	11.1	6.6	7.1
飲食店	586,124	606,043	667,117	139,585	117,548	125,018	446,538	488,495	542,099
前年度比	8.5	3.4	10.1	6.8	▲15.8	6.4	9.0	9.4	11.0
情報サービス・情報制作業	527,262	565,830	607,453	505,750	536,757	576,441	21,512	29,073	31,012
前年度比	-	7.3	7.4	-	6.1	7.4	-	35.1	6.7
サービス業(*)	288,348	312,469	311,588	251,275	265,406	267,719	37,074	47,084	43,969
前年度比	-	8.4	▲0.3	5.6	5.6	0.9	26.9	26.9	▲6.8

(注)平成12年度から調査業種を拡大しているため、合計、情報サービス・情報制作業、サービス業(*)の平成12年度の前年度比は計算していない。

第1図 雇用形態別1企業当たり常時従業者数とパートタイム比率



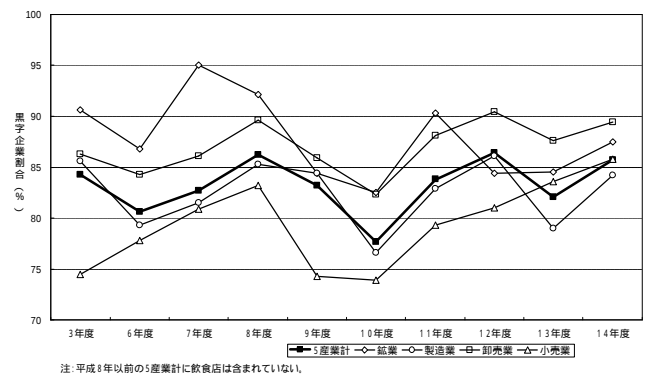
(注) 合計の平成10、11年度は調査業種拡大以前の結果を再集計したものである。

経常利益の黒字企業割合

経常利益が黒字の企業割合は、全体の85.5%と前年度に比べ3.3ポイントの上昇となった。

産業別では、製造企業の84.2%(前年度差5.2ポイント上昇)、小売企業の85.8%(同2.2ポイント上昇)等が前年を上回り、特に小売企業の黒字企業割合は、調査開始以来最高の水準となった(第2図)。

第2図 経常利益の黒字企業割合の推移



注:平成8年以前の5産業計に飲食店は含まれていない。

3. 二次統計(統計解析業務等)

3.1. 二次統計関連業務の概要

前項に述べたように、調査統計部では多数の統計調査を実施しているが、以下のとおり、その得られた各種統計を加工・分析し公表すると共に、各分析手法の開発・研究も行っている。

(1) 調査統計部が実施する主な二次統計関連業務の概要

鉱工業指数(I I P)の作成

鉱工業指数は、生産指数、出荷指数、在庫指数等の各

種指数からなっており、鉱業及び製造工業に属する事業所の生産活動、産出された製品の需給動向、生産に要する設備とその稼働状況を体系として表現するものである。調査統計部では以下の8種類の鉱工業指数を作成している。

- 付加価値額ウエイト生産指数
- 生産額ウエイト生産指数
- 生産者出荷指数
- 生産者製品在庫指数
- 生産者製品在庫率指数
- 稼働率指数
- 生産能力指数
- 製造工業生産予測指数

生産・出荷・在庫・在庫率指数は、月々の鉱工業の生産量、出荷量、在庫量（在庫率は在庫量を出荷量で除した値）を基準時（現行平成12年）の平均値を100として指数化したものである。鉱工業全体の動きを表す総合指数の他に、業種分類（製造工業17業種と鉱業の合計18業種）と特殊分類の2つの分類方法によって個別の指数を作成している。速報は調査月の翌月下旬に、確報は調査月の翌々月中旬にそれぞれ公表している。これらの総合指数は、経済活動の変動を敏感にとらえることから内閣府の作成する景気動向指数（DI）に採用されている。

稼働率指数は、事業所の各種設備の操業状況を指数化したものであり、生産能力指数は、各種設備を標準的な状態で操業した場合の生産能力を指数化したもので、両指数は景気や企業の設備投資状況をみる上で重要な指標である。稼働率指数も景気動向指数の一致系列の一つとして採用されている。

製造工業生産予測指数は、主要企業を対象とした「製造工業生産予測調査」を基にして、毎月製造工業の主要产品目（181品目）の生産数量の前月実績、当月見込み及び翌月見込みを指数化したものであり、その前月比等を公表している。

現行の平成12年基準の指数では、平成10年1月以降の月次、四半期、暦年、年度の計数を公表している。平成9年以前の過去系列については、リンク係数による接続が可能な系列について作成・公表しており、昭和53年1月以降のデータが利用可能となっている。

第3次産業活動指数の作成

我が国経済の約2/3〔付加価値額ベース（平成7年産業連関表）〕を占める第3次産業の生産活動を総合的にとらえることを目的として、調査統計部では第3次産業活動指数を作成している。第3次産業活動指数の総合指数は、個別業種のサービス（役務）等の生産活動を表すデータから作られる各指数系列を各業種の相対的重要度を示す付加価値額でウエイト付けして総合化したものである。第3次産業活動指数は基本的には市場取引されるサービス（非財貨）の生産（産出）であり、数量指数と同義なものを目指している。

第3次産業活動指数では第3次産業に属する業種として 電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、 不動産業、サービス業（公務等を除く）を対象としている。第3次産業の規模が拡大するにつれて、各種行政施策の策定や景気動向、雇用動向の把握のために統計整備等が強く要請されており、近年、景気指標の一つとしてその重要性が高まっている。

第3次産業活動指数の作成・公表と同時に、調査統計部では全産業活動指数を作成している。全産業活動指数は、鉱工業生産指数、第3次産業活動指数の他、経済産業省試算による建設業活動指数、公務等活動指数などを加え付加価値額ウエイトで総合化したものである。全産業活動指数は国内の経済活動を消費や投資などの需要面からとらえた「四半期別GDP速報」とは異なり、全産業の生産活動状況を供給面からとらえることを目的として作成した、いわば供給側からのGDPといえる。

平成7年基準の指数では、平成5年1月以降の月次、四半期、暦年、年度の計数を公表しており、公表時に前月の指数値が一部改定される。平成4年12月以前の過去の系列については、リンク係数接続が可能な系列について作成、公表している。総合系列では昭和63年1月以降から、他の系列では最長で昭和48年から利用可能となっている。

なお、平成12年基準改定にともない、平成16年6月（平成16年4月分）から、新基準による公表を行っている。

産業連関表の作成

産業連関表は、一定地域において一定期間（通常１年）に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表であり、各産業部門ごとの投入（費用）構造及び産出（需要）構造が把握できる。産業連関表は国民経済計算（ＧＤＰ等）や指数のベースに利用されているとともに、経済計画の策定や経済分析、予測など幅広い分野にわたってさまざまな形で活用されている。

平成12年産業連関表（確報）のひな型（３部門表）
（単位：兆円）

		（単位：兆円）									
需要部門（買い手）		中間需要				最終需要				国内 生産額	
供給部門（売り手）		第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業	中間需 要計	消費 費	投資 資	輸出 出	その他		
中間 投入	第1次産業	1	9	1	11	4	0	0	1	-2	14
	第2次産業	3	168	58	229	71	108	46	3	-43	414
	第3次産業	2	78	119	199	292	22	11	16	-9	531
	中間投入計	6	255	178	439	367	130	57	20	-54	959
価値 付加	雇用者所得	1	85	190	276						
	営業余剰等 粗付加価値計	7	74	163	244						
		8	159	353	520						
国内生産額		14	414	531	959						

調査統計部で作成または分担している産業連関表には、全国産業連関表、延長産業連関表、地域産業連関表及び国際産業連関表がある。以下にその概要を述べる。

（イ）全国産業連関表（基本表）

全国産業連関表は、総務省をはじめとする関係 10 府省庁の共同作業として、昭和 30 年以降 5 年ごとに作成、公表されている。公表された表として最も新しいものは「平成 12 年表」で、速報は平成 15 年 8 月に、確報は平成 16 年 3 月に公表された。

平成 12 年表の作成作業は、平成 12 年度から開始した。平成 13 年度には、鉱工業投入調査、資本財販売先調査の実施、個別部門分類の概念・定義の検討、基本要綱の検討などを行った。平成 14 年度には各種コンバータの作成（対生動、対工業、対貿易）特別調査のまとめ、輸入品需要先調査、国内生産額の推計、投入額及び産出額推計、バランス調整作業を行い、平成 15 年度には速報及び確報を公表した。

なお、全国表の確報公表にあわせて、以下の各種付帯表も公表された。

商業マージン表、 国内貨物運賃表、 輸入表、
屑・副産物の発生及び投入表、 物量表、 雇用
表、 雇用マトリックス、 固定資本マトリックス、
産業別商品産出構成表（V 表） 自家輸送マト
リックス

（ロ）延長産業連関表

延長産業連関表は、可能な限り最新時点の産業構造を反映させることを目的に作成しており、5 年ごとの基本表を補完する表として位置づけている。

さらに、平成 12 年表からさらなる早期公表を重視して、簡易延長表を公表することとした。簡易延長表は、早期化優先のため部門数を削減し 71 部門表（従来は基本分類で公表）での公表となっている。

平成 14 年度においては、平成 14 年 12 月に平成 13 年延長表、また平成 15 年度においては、平成 15 年 11 月に平成 14 年延長表を公表した。

平成 16 年度には、「平成 12 年表」が公表されたことを受けて、平成 12 年基準改訂作業等を行う。

（ハ）地域産業連関表

地域産業連関表は、全国を 9 地域に分割した産業連関表であり、昭和 35 年表以降 5 年ごとに作成している。地域表には、本省と各経済産業局、沖縄総合事務局経済産業部及び沖縄県の共同作業で作成している「地域内表」と、本省独自に作成している「地域間表」がある。

現時点での最新の表である平成 7 年地域内表は、平成 12 年 8 月までに各経済産業局がそれぞれ公表し平成 7 年地域間表は平成 13 年 3 月に当省から公表した。

平成 13 年度から、平成 12 年地域内表に向けた特別調査（商品流通調査）等の業務を開始した。また、平成 14 年度には、特別調査のまとめ、基本要綱の作成、生産額推計要領の作成等を行った。さらに、平成 15 年度には、生産額の推計、投入・産出額推計等を行った。

なお、平成 16 年度には、バランス調整作業を行う。

（ニ）国際産業連関表

国際産業連関表は、各国の I O 表を共通の分類・概念に基づいて再編・加工して連結した、いわば地球規模の「地域間表」である。この表によって、各国の相互依存関係が個々の産業レベルで明らかになり、一国の経済活動が他の国に及ぼす影響等を定量的に計測することが可能になる有力な分析ツールである。

国際産業連関表は、昭和 61 年度から、1985 年表を対象として作成され、それ以降 5 年ごとに作成されて

いる。

これまでに、1985 年、90 年、95 年「日米表(速報)」、
「日米表(確報)」、1985 年、90 年「日欧表(日英、日
仏、日独の各 2 国間表)」、1985 年、90 年「日・米・
EU・アジア国際産業連関表」をそれぞれ公表した。

平成 13 年度には、『1995 年国際産業連関表』のう
ち、「日・米・EU・アジア国際産業連関表」(速報)
(平成 14 年 3 月)を作成した。さらに、平成 14 年度
から、2000 年日米表の作成に取りかかっている。

経済動向分析・統計解析手法の開発・研究

上記各指数、産業連関表の作成とともに、調査統計部
では、これら経済指標・統計調査を利用して、日本経済
の動向を中心とした各種分析を行っている。具体的には、
主に製造業及び第 3 次産業活動の短期的経済動向に関
する分析を「産業活動分析」として取りまとめ、四半期
毎に公表している。

また、各種経済指標を基にして、鉱工業出荷内訳表、
鉱工業総供給表、全産業供給指数等を作成・公表すると
ともに、季節調整方法の研究等解析手法の研究や、第 3
次産業活動能力・稼働率指数等の新指標の開発も行っ
ている。

3. 2. 主な二次統計関連業務の平成 15 年結果

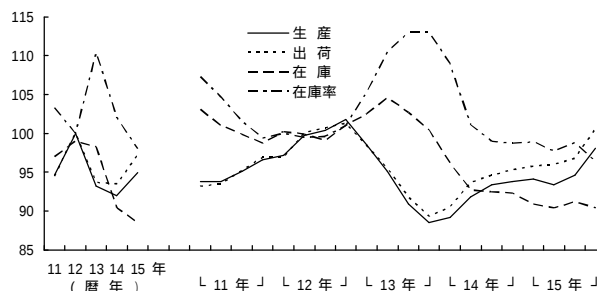
(1) 鉱工業生産活動の動向(鉱工業指数(IIP))

概況

平成 15 年の鉱工業生産指数は、1～3 月期は上昇と
なったものの前期比 0.3%と上昇幅は小さく、4～6 月
期には同▲0.7%と低下に転じた。しかし、7～9 月期
は同 1.3%、10～12 月期は同 3.7%と 2 期連続で上昇を
続け、持ち直しの動きがみられた。その結果、平成 15
年は前年比 3.2%と 3 年ぶりの上昇となった。また、出
荷指数は同 4.0%と 3 年ぶりの上昇となった。これを内
外需別にみると、輸出向け出荷が同 4.1%と 2 年連続の、
国内向け出荷が同 3.9%と 3 年ぶりの上昇となった。在
庫は前年末比▲2.1%と 3 年連続の低下となり、昭和 63
年の 84.6 に次ぐ低い水準となった。在庫率は前年比▲
3.9%と 2 年連続の低下となった。

鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移

(平成 12 年 = 100、季節調整済)



鉱工業指数の推移(平成 12 年 = 100、季節調整済)

	13年	14年	15年	14年	15年	15年	15年	15年	15年
生 産	93.2	92.0	94.9	89.2	91.8	93.4	93.8	94.1	93.4
(前期(年)比)	▲ 6.8	▲ 1.3	3.2	0.8	2.9	1.7	0.4	0.3	▲ 0.7
(前年同期比)	-	-	-	▲ 9.8	▲ 3.4	3.3	6.0	5.5	2.2
出 荷	93.7	93.5	97.2	90.5	93.7	94.6	95.3	95.8	96.0
(前期(年)比)	▲ 6.3	▲ 0.2	4.0	1.3	3.5	1.0	0.7	0.5	0.2
(前年同期比)	-	-	-	▲ 8.4	▲ 1.9	3.4	6.7	5.7	3.0
国内向け出荷	94.4	92.4	96.0	90.0	92.6	93.3	93.8	95.3	94.8
(前期(年)比)	▲ 5.6	▲ 2.1	3.9	0.1	2.9	0.8	0.5	1.6	▲ 0.5
(前年同期比)	-	-	-	▲ 9.6	▲ 4.0	1.3	4.3	5.8	2.8
輸出向け出荷	90.4	99.0	103.1	94.6	99.0	99.5	102.9	99.7	102.6
(前期(年)比)	▲ 9.6	9.5	4.1	9.0	4.7	0.5	3.4	▲ 3.1	2.9
(前年同期比)	-	-	-	▲ 2.1	9.1	13.7	18.5	4.8	3.6
在 庫	98.3	90.4	88.5	96.2	92.7	92.5	92.3	90.9	90.4
(前期(年)末比)	▲ 0.7	▲ 8.0	▲ 2.1	▲ 4.2	▲ 3.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.6
(前年同期末比)	-	-	-	▲ 6.1	▲ 11.3	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 5.6	▲ 2.5
在庫率	110.4	102.0	98.0	109.0	101.1	99.0	98.7	98.9	97.7
(前期(年)比)	10.4	▲ 7.6	▲ 3.9	▲ 3.5	▲ 7.2	▲ 2.1	▲ 0.3	0.2	▲ 1.2
稼働率	92.4	93.5	97.1	89.9	93.1	95.3	95.6	96.0	96.2
(前期(年)比)	▲ 7.6	1.2	3.9	2.2	3.6	2.4	0.3	0.4	0.2

(注)輸出向け出荷及び国内向け出荷は「鉱工業出荷内訳
表」による。

鉄鋼業

平成 15 年の生産は、産業用機械向け及び自動車向け
需要の増加から前年比 4.1%と 2 年連続の上昇となっ
た。出荷は素製品、鋼管を除くすべての業種が増加した
ことにより前年比 4.2%と 2 年連続の上昇となった。在
庫は鋳鍛造品を除くすべての業種が増加したことによ
り前年末比 5.5%と 3 年ぶりの上昇となった。在庫率は、
前年比▲1.4%と 2 年連続の低下となった。

非鉄金属工業

平成 15 年の生産は、非鉄金属鋳物、伸銅・アルミニ
ウム圧延製品、非鉄金属地金が増加したことにより前年
比 1.9%と 3 年ぶりの上昇となった。出荷は、非鉄金属
鋳物、伸銅・アルミニウム圧延製品、非鉄金属地金が増
加したことにより前年比 1.6%と 3 年ぶりの上昇とな
った。在庫は、非鉄金属地金が増加したことにより前年
末比 0.5%と 5 年ぶりの上昇となった。在庫率は、前年
比▲3.4%と 2 年連続の低下となった。

金属製品工業

平成 15 年の生産は、建設用金属製品、建築用金属製品が減少したことから前年比▲2.5%と3年連続の低下となった。出荷は、建設用金属製品、建築用金属製品、その他の金属製品が減少したことにより前年比▲2.3%と7年連続の低下となった。在庫は、建築用金属製品は増加したものの、暖ちゅう房熱機器、その他の金属製品が減少したことから前年末比▲1.1%と2年連続の低下となった。在庫率は前年比▲3.6%と2年連続の低下となった。

一般機械工業

平成 15 年の生産は、特殊産業機械、土木建設機械、風水力機械・油圧機器、金属工作機械、産業用ロボットなどが増加したことにより前年比 7.0%と3年ぶりの上昇となった。出荷は前年比 7.1%と3年ぶりの上昇となった。これは、特殊産業機械、土木建設機械、金属工作機械、風水力機械・油圧機器、産業用ロボットなどが増加したことによる。在庫は、前年末比▲7.7%と2年連続の低下となった。これは、冷凍機・同応用製品、土木建設機械、金属工作機械、農業用機械、機械工具などが減少したことによる。在庫率は前年比▲18.6%と、2年連続の大幅な低下となった。

電気機械工業

平成 15 年の生産は、リチウムイオン蓄電池、半導体・IC測定器などが増加したことにより前年比 6.0%と3年ぶりの上昇となった。出荷は、リチウムイオン蓄電池、半導体・IC測定器などが増加したことにより前年比 6.6%と3年ぶりの上昇となった。在庫は、民生用電気機械などが減少したことにより前年末比▲4.1%と5年連続の低下となった。在庫率は、前年比▲7.4%と2年連続の低下となった。

情報通信機械工業

平成 15 年の生産は、カメラ付きなどの新機種が投入された携帯電話、小型で高画質な新機種が好調なデジタルカメラ、DVD型やHDD型の需要が好調なカーナビゲーションなどが増加したことにより前年比 3.8%と

3年ぶりの上昇となった。出荷は、民生用電子機械、通信機械が増加し前年比 5.4%と3年ぶりの上昇となった。在庫はDVD・ビデオ、ビデオカメラなどが増加したことにより前年末比 7.2%と3年ぶりの上昇となった。在庫率は前年比 1.2%と2年ぶりの上昇となった。

電子部品・デバイス工業

平成 15 年の生産は、モス型半導体集積回路(メモリ)、アクティブ型液晶素子(中・小型)、モス型半導体集積回路(CCD)の大幅増により集積回路、電子部品などすべての業種で増加したことにより前年比 17.9%と2年連続の上昇となった。出荷は、電子部品、集積回路などすべての業種で増加したことにより前年比 20.2%と2年連続の上昇となった。在庫は、電子部品が増加したものの、集積回路が減少に転じたこと、半導体素子が引き続き減少したことにより前年末比▲8.7%と3年連続の低下となった。在庫率は、前年比▲18.3%と2年連続の低下となった。

輸送機械工業

平成 15 年の生産は、自動車部品、トラック、鉄道車両、産業車両が増加したことにより前年比 0.3%と2年連続の上昇となった。出荷は、自動車部品、トラック、乗用車などが増加したことにより前年比同 3.1%と2年連続の上昇となった。在庫は、乗用車、自動車部品が減少したことにより前年末比▲8.2%と2年ぶりの低下となった。在庫率は、前年比 2.5%と2年ぶりの上昇となった。

精密機械工業

平成 15 年の生産は、計測機器の増加から、前年比 2.9%と5年ぶりの上昇となった。出荷は、計測機器が増加したものの、光学器械・同部品、時計の減少により同▲4.4%と5年連続の低下となった。在庫は、時計、計測機器、光学器械・同部品のすべての業種が減少したことにより、前年末比▲12.7%と2年連続の低下となった。在庫率は、前年比▲14.0%と2年連続の低下となった。

窯業・土石製品工業

平成 15 年の生産は、セメント・同製品が公共工事の減少から 7 年連続で減少したほか、陶磁器・ファインセラミックスがタイル、台所・食卓用陶磁器などの減少から 3 年連続の減少となったことにより前年比 ▲2.7% と 3 年連続の低下となった。出荷は、セメント・同製品、陶磁器・ファインセラミックス、ガラス・同製品が減少したことにより前年比 ▲4.1% と 3 年連続の低下となった。在庫は、セメント・同製品、その他の窯業・土石製品、陶磁器、ファインセラミックスが減少したことにより前年末比 ▲3.0% と 2 年連続の低下となった。在庫率は前年比 0.7% の上昇となった。

化学工業（除：医薬品）

平成 15 年の生産は、有機薬品、合成ゴム、石油系芳香族等の増加から前年比 1.1% と 14 年の横ばいを挟んで 3 年ぶりの上昇となった。出荷は、有機薬品、高压ガス、石油系芳香族等が増加し前年比 1.2% と 2 年連続の上昇となった。在庫は、プラスチック、無機薬品・顔料・触媒、化学肥料等が減少し前年末比 ▲0.1% と 2 年連続の低下となった。在庫率は、前年比 ▲1.9% と 2 年連続の低下となった。

石油・石炭製品工業

平成 15 年の生産は、B・C 重油、ガソリン、灯油などが増加したことにより前年比 1.8% と 2 年ぶりの上昇となった。出荷は、B・C 重油、ガソリン、ナフサなどが増加したことにより前年比 2.0% と 4 年ぶりの上昇となった。在庫は、灯油、B・C 重油、軽油などが増加したことにより前年末比 9.4% と 3 年ぶりの上昇となった。在庫率は、灯油、B・C 重油などが増加したことにより前年比 1.2% と 2 年ぶりの上昇となった。

プラスチック製品工業

平成 15 年の生産は、生産資材関連、消費資材関連が増加したことにより前年比 0.8% と 3 年ぶりの上昇となった。出荷は、生産資材関連、消費資材関連、土木建築用資材関連とすべて増加したことにより前年比 1.2% と 6 年ぶりの増加となった。在庫は、生産資材関連、土木建築用資材関連、消費資材関連がすべて減少したことにより前年末比 ▲2.2% と 2 年連続の低下となっ

た。在庫率は前年比 ▲3.5% と 3 年ぶりの低下となった。

パルプ・紙・紙加工品工業

平成 15 年の生産は、紙加工品が増加したものの、紙、板紙、パルプが減少したことにより前年比 ▲0.5% の低下となった。出荷は、紙加工品が増加したものの、紙、板紙、パルプが減少したことにより前年比 ▲0.5% の低下となった。在庫は、板紙、紙加工品が減少したものの、紙、パルプが増加したことにより前年末比 3.1% と、3 年ぶりの上昇となった。在庫率は、前年比 1.8% と 2 年ぶりの上昇となった。

繊維工業

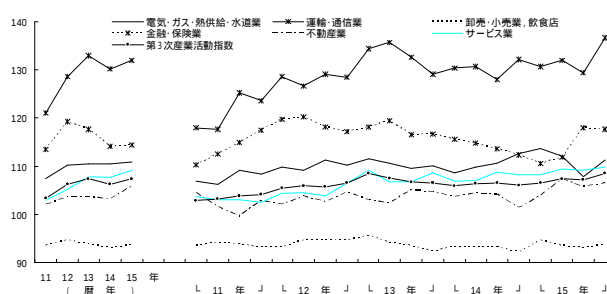
平成 15 年の生産は、衣類、織物、化学繊維などすべての業種が減少したことにより前年比 ▲7.9% と元年以来 15 年連続の低下となった。出荷は、衣類、織物、化学繊維などすべての業種が減少したことにより前年比 ▲8.7% と生産同様 15 年連続の低下となった。在庫は、織物、衣類、化学繊維などすべての業種が減少したことにより前年末比 ▲6.5% と 6 年連続の低下となった。在庫率は、前年比 0.8% と 4 年連続の上昇となった。

(1) 第 3 次産業活動の動向（第 3 次産業活動指数）

概況

平成 15 年の第 3 次産業活動は前年比 1.0% と 2 年ぶりに上昇となった。これを業種別にみると、サービス業が対事業所サービス業などの増加により同 1.3%、卸売・小売業、飲食店が卸売業の増加により同 0.8%、運輸・通信業が通信業などの増加により同 1.3%、不動産業が不動産賃貸業などの増加により同 2.5%、金融・保険業が証券業の増加により同 0.3%、電気・ガス・熱供給・水道業がガス業などの増加により同 0.5% の上昇となった。

第 3 次産業活動指数の推移



第3次産業活動指数の推移(平成7年=100、季節調整済)

	13年	14年	15年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
第3次産業総合	107.3	106.2	107.3	106.9	106.4	106.5	106.1	106.6	107.4	107.2	108.5
(前期(年)比)	1.0	▲1.0	1.0	▲0.6	0.5	▲0.1	▲0.4	0.5	0.8	▲0.2	1.2
(前年同期比)				▲2.1	▲1.1	▲0.4	▲0.5	0.6	1.2	0.6	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	110.4	110.4	110.9	108.7	109.7	110.5	112.7	113.6	112.0	107.8	111.3
(前期(年)比)	0.1	0.0	0.5	▲1.3	0.9	0.7	2.0	0.8	▲1.4	▲3.7	3.2
(前年同期比)				▲3.1	▲1.1	1.3	2.6	4.5	2.4	▲3.0	▲1.5
運輸・通信業	132.9	130.2	131.9	130.4	130.7	127.9	132.2	130.6	131.9	129.4	136.7
(前期(年)比)	3.3	▲2.0	1.3	1.0	0.2	▲2.1	3.4	▲1.2	1.0	▲1.9	5.6
(前年同期比)				▲2.4	▲3.2	▲3.1	1.7	0.1	1.3	0.8	3.1
卸売・小売業、飲食店	93.9	93.0	93.7	93.4	93.3	93.2	92.3	94.6	93.5	93.1	93.9
(前期(年)比)	▲0.7	▲1.0	0.8	1.1	▲0.1	▲0.1	▲1.0	2.5	▲1.2	▲0.4	0.9
(前年同期比)				▲2.1	▲1.0	▲0.3	▲0.5	1.9	0.3	▲0.1	1.7
金融・保険業	117.6	114.1	114.4	115.6	114.8	113.7	112.4	110.6	111.9	117.9	117.7
(前期(年)比)	▲1.3	▲3.0	0.3	▲0.9	▲0.7	▲1.0	▲1.1	▲1.6	1.2	5.4	▲0.2
(前年同期比)				▲2.3	▲3.5	▲2.5	▲3.8	▲4.4	▲2.2	3.5	4.4
不動産業	103.6	103.2	105.8	103.6	104.4	104.2	101.4	103.8	107.4	105.7	106.6
(前期(年)比)	0.0	▲0.4	2.5	▲1.0	0.8	▲0.2	▲2.7	2.4	3.5	▲1.6	0.9
(前年同期比)				0.2	2.1	▲1.2	▲2.7	0.2	2.7	2.0	5.3
サービス業	107.9	107.7	109.1	106.9	107.1	108.8	108.2	108.1	109.4	109.2	109.8
(前期(年)比)	2.7	▲0.2	1.3	▲1.7	0.2	1.6	▲0.6	▲0.1	1.2	▲0.2	0.5
(前年同期比)				▲1.9	0.1	1.6	▲0.4	1.3	2.4	0.2	1.2

運輸・通信業

平成15年の運輸・通信業活動は、前年比1.3%と2年ぶりの上昇となった。中分類(運輸業については小分類)業種別にみると、移動通信業などが増加した通信業が同3.0%、海運貨物運送業などが増加した貨物運送業が同1.3%の上昇となった。一方、重症急性呼吸器症候群(SARS)などの影響で、航空旅客運送業、旅行業が減少した旅客運送業、その他の運輸業はそれぞれ同▲1.2%、同▲2.5%の低下となった。

卸売・小売業、飲食店

平成15年の卸売・小売業、飲食店活動は、前年比0.8%と3年ぶりの上昇となった。中分類業種別にみると、機械器具卸売業などが増加した卸売業が同2.4%の上昇となった。一方、その他の小売業などが減少した小売業が同▲1.0%、飲食店が同▲0.2%の低下となった。

金融・保険業

平成15年の金融・保険業活動は、前年比0.3%と3年ぶりの上昇となった。中分類(金融業については小分類)業種別にみると、証券業のみが同17.5%の上昇となった。一方、銀行・金庫等が減少した民間金融機関が同▲1.9%、政府金融機関などが減少した公的金融機関が同▲2.1%、生命保険業が減少した保険業が同▲0.6%の低下となった。

サービス業

平成15年のサービス業活動は、前年比1.3%と2年ぶりの上昇となった。中分類業種別にみると、エンジニ

アリング業などが増加した対事業所サービス業が同2.2%、公共サービス業が同1.6%の上昇となった。一方、競輪・競馬・その他の公営競技などが減少した対個人サービス業が同▲0.6%の低下となった。

4. 統計調査に関するその他の業務

4. 1. 統計調査の実施

(1) 指定統計

統計法に基づく指定統計調査として、以下の調査が平成15年度に実施された。(括弧内は指定番号)

【調査統計部】

《年次調査》

- 工業統計調査(10)(平成15年度全数調査、西暦末尾0,3,5,8年全数調査)
- 特定サービス産業実態調査(113)
- 経済産業省企業活動基本調査(118)

《月次調査》

- 生産動態統計調査(11)
- 商業動態統計調査(64)
- 経済産業省特定業種石油等消費統計調査(115)

【資源エネルギー庁】

《月次調査》

- ガス事業生産動態統計調査(43)
- 石油製品需給動態統計調査(51)

(2) 承認統計

統計報告調整法に基づき、総務大臣の承認を受けて、平成15年度に実施した承認統計は次のとおり。

【調査統計部】

《年次調査》

- 海外事業活動基本調査
- 外資系企業動向調査
- 本邦鉱業のすう勢調査

《四半期毎調査》

- 海外現地法人四半期調査

《月次調査》

- 特定サービス産業動態統計調査
- 製造工業生産予測調査

【経済産業政策局】

《年次調査》

- 経済産業省設備投資調査

《半期毎調査》

- 工場立地動向調査

【産業技術環境局】

《年次調査》

- 公害防止設備投資調査（設備投資調査に含む）
- 水質汚濁物質排出量総合調査（環境省共管）
- 容器包装利用・製造等実態調査（農林水産省共管）

【製造産業局】

《年次調査》

- バイオ産業創造基礎調査

《四半期毎調査》

- 生コンクリート流通統計調査
- 砕石動態統計調査

《月次調査》

- 革需給動態統計調査
- 繊維流通統計調査
- 鉄鋼生産内訳月報
- 鉄鋼需給動態統計調査
- 金属加工統計調査

【商務情報政策局】

《年次調査》

- 情報処理実態調査

【資源エネルギー庁】

《半期毎調査》

- 電力需要調査

《月次調査》

- 石油輸入調査
- 非鉄金属等需給動態統計調査
- 非鉄金属海外鉱等受入調査
- レアメタル生産動態統計調査
- 貴金属流通統計調査

【中小企業庁】

《年次調査》

- 中小企業実態基本調査（試験調査）

《半期毎調査》

- 商業・サービス業設備投資動向調査

《月次調査》

- 下請中小企業短期動向調査

《平成 15 年度中小企業白書作成用調査（1 回限り）》

- 企業金融環境実態調査

- 企業経営実態調査

【特許庁】

《年次調査》

- 知的財産活動調査

(3) 届出統計

統計法及び届出を要する統計調査の範囲に関する政令に基づく届出統計として、以下に掲げる統計が平成 15 年度に実施された。

【原子力安全・保安院】

《月次調査》

- 鉱山保安統計月報

4. 2. 統計調査結果の公表

平成 15 年度に調査統計部において実施された統計調査に基づく資料及び刊行物は次のとおりである。

(1) 年報

- 機械統計年報
- 化学工業統計年報
- 窯業・建材統計年報
- 鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報
- 繊維・生活用品統計年報
- 紙・パルプ・プラスチック・ゴム製品統計年報
- 資源・エネルギー統計年報
- 石油等消費動態統計年報
- 工業統計表

産業編

品目編

市区町村編

工業地区編

用地・用水編

企業統計編

- 工業統計調査 産業細分類別統計表（経済産業局別・都道府県別表）
- 商業販売統計年報
- 本邦鉱業の趨勢
- 特定サービス産業実態調査報告書
- 物品賃貸業編

情報サービス業編

広告業編

エンジニアリング業編

デザイン業編

環境計量証明業編

ディスプレイ業編

機械設備業編

研究開発支援検査分析業編

テレマーケティング業編

○ 企業活動基本調査報告書

第 1 巻 総合統計表

第 2 巻 事業多角化等統計表

第 3 巻 子会社等統計表

○ 我が国企業の海外事業活動（海外事業活動基本調査）

○ 外資系企業の動向（外資系企業動向調査）

○ 鉱工業指数年報

○ 地域別鉱工業指数年報

○ 平成 12 年基準鉱工業指数総覧

(2) 季報

○ 産業活動分析

○ 海外現地法人の動向（海外現地法人四半期調査）

(3) 月報

○ 経済産業統計

○ 機械統計月報

○ 化学工業統計月報

○ 窯業・建材統計月報

○ 鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計月報

○ 繊維・生活用品統計月報

○ 紙・パルプ・プラスチック・ゴム製品統計月報

○ 資源・エネルギー統計月報

○ 石油等消費動態統計月報

○ 特定サービス産業動態統計月報

○ 商業販売統計月報

(4) 年次、四半期、月次統計に関する速報・確報

○ 機械統計速報

○ 化学工業統計速報

○ 窯業・建材統計速報

○ 鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計速報

○ 繊維・生活用品統計速報

○ 紙・パルプ・プラスチック・ゴム製品統計速報

○ 資源・エネルギー統計速報

○ 工業統計速報

○ 商業販売統計速報

○ 特定サービス産業実態調査速報

○ 特定サービス産業動態統計速報

○ 企業活動基本調査速報

○ 海外事業活動基本調査結果概要

○ 外資系企業動向調査概要

○ 生産・出荷・在庫指数速報

○ 生産・出荷・在庫指数確報

○ 第 3 次産業活動指数

(5) その他

○ 機械統計通信

○ 化学工業統計通信

○ 窯業・建材統計通信

○ 鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計通信

○ 繊維・生活用品統計通信

○ 紙・パルプ工業・プラスチック製品工業・ゴム製品工業統計通信

○ 資源・エネルギー統計通信

○ 石油等消費統計通信

○ 商業の動き

○ 我が国の工業

○ 簡易延長産業連関表

○ 調査統計部の概要

○ 景気を読む統計指標

4 . 3 . 国際統計業務

(1) アセアン諸国に対する統計技術協力

開発途上国が経済のグローバル化に対応した産業政策を行うためには、その基礎となる産業統計について比較可能な統計の整備を行うことが重要であるとの考えから、特に日本と関係が深いアセアン諸国に対して総合的な協力を推進している。主な統計協力は以下のとおり。

集団研修「産業統計」の開催

平成 9 年度から社会経済発展に必要な産業政策を企画・立案するベースとなる各種産業統計の整備・拡充のための人材育成を図ることを目的として、毎年 1 ヶ月間程度の統計研修を実施しており、平成 15 年度は、アセアン諸国の 5 カ国・10 名の政府職員に対し研修を実施した。

産業統計整備協力事業

日本から専門家を派遣し、相手国の産業統計（生産関連統計）の整備に協力。協力内容は、経済産業省が毎月実施している生産動態統計調査をベースとするもので、国内の事業所、企業について工業生産品目ごとの生産・出荷・在庫量、従業者数等を調査し、品目別及び業種別生産動向を把握することが可能となる。この統計は協力相手国政府の産業政策の基礎データとなるほか、日系企業にとっても経営戦略を策定するうえでの重要なデータとなることが期待される。平成 15 年度の協力実績は以下のとおり。

(ア) フィリピン

平成 12 年からフィリピン国家統計局に調査団を派遣して月次生産統計及び指数の開発・整備のため技術協力を実施している。

(イ) ベトナム

ベトナムは、この開発調査の一連として 3 カ国目になり、平成 15 年 7 月に準備調査を行い、12 月の予備調査において、調査統計部長とベトナム統計総局（G S O）局長とで Scope of Work に署名し、具体的な協力の開始を決定した。

平成 16 年 3 月には、当協力のカウンターパートとなる G S O 工業建設統計部長を日本に招聘し、今後の協力の中心である生産動態統計、鉱工業指数等の研修を実施した。

日・アセアン経済産業協力委員会 / 統計作業部会：A M E I C C / W G S

アセアン諸国における速報性があり精度が高く、且つ比較可能な調和のとれた工業・商業統計の開発、及び統計人材の育成を目的として、平成 15 年 6 月フィリピンにおいてアセアン 10 カ国の統計機関との間で第 2 回会合を開催した。本会合では、各国の統計体制整備に関する情報交換並びに制度整備に係る協力の実施・評価のた

めの活動を行っていくことが確認された。その一つとして、当部は、アセアン諸国における産業統計、特に工業統計の国際比較性の現状分析である「アセアン諸国における産業統計の国際比較性に関する調査」を実施した。

また、カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム（C L M V）への統計部署の人材育成支援策として平成 16 年 2 月にベトナムで産業統計にかかる現地セミナー（第 1 回）を開催した。

(2) 国際機関等へのデータ提供

国連統計局、O E C D 事務局等の国際機関に対して、鉱工業統計指数、工業統計表、産業連関表等のデータ提供を行った。また、国際機関だけでなく各国統計政府統計機関、海外の研究機関、民間等からの統計データに関する問い合わせに関しても、幅広く対応した。この他、O E C D に対しては購買力平価算定のための基礎データとして、機械設備、輸送機械等に関する国内販売価格調査に関する協力を実施した。

5. 省内統計の見直しに関する主な動き

社会・経済のグローバル化や I T（情報通信技術）の発展に伴う情報化が急速に進展すると同時に産業構造も大きく変化している。また、近年、政策評価制度の導入、個人情報の保護、地方分権の推進など新たな行政制度・施策が実施されている。このような変化の中で、政府統計に対して、ニーズに即した統計の一層の整備、結果利用の更なる拡大などの要請が高くなってきている。

このように、統計行政を取り巻く状況は大きく変化しており、「統計行政の新生・長期構想（統計審議会平成 7 年 3 月 10 日答申）」の推進状況を踏まえつつ、早急に新たな指針を策定することが必要となり、平成 14 年 6 月 26 日に「各府省統計主管部局長等会議」において、各府省が協力して今後 5 年から 10 年を見込んだ統計行政の進むべき新たな展開方向についての検討を開始することが決定された。

具体的な検討体制として「統計行政の新たな展開方向に関する検討会議」と「サブ会議」が設置され、全体的な取りまとめが行われ、これを受けて「統計行政の新たな展開方向」が「各府省統計主管部局長等会議」の申合せとして決定された。この「統計行政の新たな展開方向」

にかんがみ経済産業省が行った主な取組みは次のとおり。

(1) 社会・経済の変化に対応した統計の整備

企業活動の変化への対応

製造業に関する統計整備に向け、経済産業省生産動態統計調査に関連し、国内市場との関係等から日本企業の海外生産シフトの現状把握や、工業統計調査に関連し、ファクトリーアウトソーシングの事例把握のため、事業所ヒアリングを平成 15 年度に実施した。

(2) 統計調査の効率的・円滑な実施

情報通信技術を活用した統計調査の推進

経済産業省生産動態統計調査、経済産業省特定業種石油等消費統計調査、商業動態統計調査及び特定サービス産業動態統計調査において、調査データのオンライン収集、都道府県などにおけるオンライン審査及び経済産業省本省における審査などの分散処理が可能な、電子証明書による認証方式を使用した新世代統計システムが稼働中であり、平成 15 年 11 月にシステム監査を実施し、セキュリティに関する改善対策を講じた。

統計調査への協力を確保するための普及・広報活動の推進

平成 16 年商業統計調査及び 15 年工業統計調査を実施する際、調査対象事業所向けパンフレットなどによる広報を行った。

(3) 調査結果の利用の拡大

公表・提供形態の多様化・早期化

海外事業活動基本調査及び外資系企業動向調査については CD-ROM により、また、鉱山保安統計月報及び下請中小企業短期動向調査についてはインターネットにより、平成 15 年度から結果提供を開始した。

また、海外事業活動基本調査について、システムの改良を図り、前年に比べ 2 か月半の早期化を実現した。

統計調査に関連する情報の提供

平成 15 年 7 月から、個別統計毎の詳細情報の一覧化に着手した。

統計利用者の意見・要望の反映

調査統計部において省内ヒアリングを行い、調査結果の利活用の状況等について把握に努めている。

また、統計ユーザーとの交流を深めるため、平成 15 年 10～11 月に、大学のゼミに講師を派遣した。また、省内外のユーザーに対する広報ツールとして「調査統計部メールマガジン」を毎週発行中である。

(4) 国際協力の推進

結果提供方法の改善

「部内用英語統計用語集」を作成した。

国際機関における重複報告の是正の推進

OECD 産業・企業環境委員会 / 統計専門家会合及び統計専門家会合 / グローバリゼーション分科会に参加し、情報収集を行った。

開発途上国の統計能力向上のための貢献

アセアン諸国を対象とした産業統計セミナーを平成 15 年 10 月～11 月に実施しているほか、CLMV 各国への人材育成協力としてのセミナーを平成 16 年 3 月に第 1 回目としてベトナムで開催した。

なお、上記の会合やセミナー等の開催など、各国訪問の際に研修員と面会の機会を得、現在の状況などを把握した。産業統計セミナーに参加した研修員は、統計部署で活躍しており、平成 15 年 6 月に開催した AMEIC / WGS では、各国の代表 21 名のうち、5 名が本研修の研修員であった。